

令和 2 年

# 9 月熊取町議会定例会会議録

令和 2 年 9 月 8 日開会

令和 2 年 10 月 2 日閉会

熊 取 町 議 会

## 令和 2 年 9 月 定例会 会議録目次

(9月8日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 報告第1号 令和元年度熊取町財政健全化判断比率について	3
2. 報告第2号 令和元年度熊取町水道事業会計資金不足比率について	4
3. 報告第3号 令和元年度熊取町下水道事業会計資金不足比率について	4
4. 報告第4号 第126回大阪府原子炉問題審議会の概要について	4
5. 報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和元年度事業対象）の結果報告について	6
6. 報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告について	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
一般質問	9
1. 大林隆昭議員	9
1) 大原衛生公苑について	
①広域化後の大原衛生公苑の解体スケジュールについて	
②解体後の敷地の活用について	
③サテライトオフィス誘致やシェアオフィスとしての活用について	
2) 地域公共交通網について	
①地域公共交通会議における町の考えについて	
②努力義務化された地方公共交通計画の策定予定について	
2. 重光俊則議員	13
1) G I G A スクール構想について	
①生徒1人1台端末の整備状況について	
②それに伴う学校の I C T 環境の整備状況について	
③今後の整備計画について	
2) 小・中学校の不登校児童の実態について	
①2017年度以降3年間及び令和2年8月末現在の不登校児童の実績について (資料提出)	
②不登校の原因とそれを減らすための町の対応、効果について	
③外部組織の活用について	
3) 小・中学校のいじめの実態について	
①2017年度以降3年間及び令和2年8月末のいじめの状況について	
②いじめを減らすための町の対応とその成果について	
3. 浦川佳浩議員	23
1) 町内事業者の経済的状況および、今後の産業振興について	
①コロナ関連支援の事業予算額・申請件数・給付額等について(資料提出)	
②新たな追加経済支援について	
③経営状況やビジネス環境が更に悪化している事が予想されるなかでの本町	

- の産業振興について
- ④ビジネスサポートセンターの様な第3者機関の設置の再検討について
- 2) 学童保育所について
  - ①本年1月に学童保育所が保護者向けに実施したアンケート集計結果の捉え方について
    - (1)「保育所の環境」について
    - (2)「職員の資質」について
    - (3)「期限性（5年間）のある指定管理者制度」について
- 4. 田中豊一議員 ..... 35
  - 1) 熊取町スマートシティ構想について
    - ①これからのスマートシティ戦略についての進め方と熊取町のDNA（特徴や進んでいる点）の活用について
      - (1)町民の受容と満足度を高める取組み案について
      - (2)行政サービスの手法としてのアプリ導入について
    - ②起こりつつある変化に対応したスマートシティの取組みについて
      - (1)リモート、オンライン、ウェブ、デリバリー等々について
      - (2)ネットでの行政手続推進について
    - ③スマートモビリティの本町での進め方について
      - (1)現行のコミュニティバス運行に於いて、公共交通会議の取組みの現状と開催予定について
  - 2) G I G Aスクール整備の現状について
    - ①学校現場や教育委員会の指導主事による授業やI C T計画の活用の進め方と現状について
    - ②自宅学習やソフトの活用、教材研究や提供の目途について
    - ③教員の研修やI C Tスキルトレーニングについて
    - ④学校図書館蔵書のデータベース等の前倒し実施について
  - 3) ひまわりドームの令和元年度に於ける利用者アンケート、満足度について
    - ①指定管理者からの報告書の提出を受けての教育委員会の評価について
    - ②指定管理者からの提案が有り評価された、新たな住民向け事業の実績と評価について
    - ③利用者満足度を高める取組みについて
    - ④スポーツ担当窓口のひまわりドームでの業務実施について
- 5. 二見裕子議員 ..... 47
  - 1) 防災について
    - ①熊取町スマートシティ構想でのS N S等、L I N Eでの災害の情報発信について
    - ②避難所までの経路情報が入ったQ R コード付き街区標示板の設置について
    - ③避難所となる学校体育館の空調整備について
    - ④ひまわりドームの非構造部材の耐震化について
    - ⑤避難所におけるペット対応マニュアルの作成について
    - ⑥災害時の迷子防止に犬猫マイクロチップ装着の啓発と装着費用の助成について
  - 2) 障がい者支援について
    - ①共生型サービスを提供している事業所について
    - ②町としての共生型サービスへの取組みについて

③人口内耳の修理に対する町からの助成について	
6. 田中圭介議員	57
1) 身体障がい者について	
①本町の身体障がい者への考えについて	
(1)本館入り口横の身体障がい者専用駐車場での対応について	
(2)熊取駅身体障がい者停車ゾーンについて	
2) 町立西保育所民営化について	
①大規模改修の内容について	
②選定基準と方法について	
③現在の会計年度任用職員の任用について	
3) 町立保育所について	
①現町立保育所の改修予定について	
②町立保育所での「自園給食」の実施について	
4) 新型コロナウイルス感染症対策における熊取町版緊急生活・経済支援（第2弾）について	
①給付金等の進捗状況について	
②第2弾後の第3弾について	
 (9月9日)	
出席議員	69
議事日程	69
一般質問（続き）	70
1. 鱧谷陽子議員	70
1) 再開後の学校教育について	
①コロナによる学びの遅れと格差について	
②学校行事の取り組みについて	
③学習支援員やスクールサポートスタッフの採用状況について	
2) 一年単位の変形労働時間制の教員について	
①一年単位の変形労働時間制導入後の勤務状況について	
3) G I G Aスクールについて	
①最適な学びを実現するための職員間の協力と、少人数学級について	
2. 江川慶子議員	79
1) 新型コロナウイルス感染症対策について	
①保健所や医師会等と連携したPCR検査などの検査体制の拡充について	
②集団感染リスクの高い施設に勤務する職員及び町職員へのPCR検査の定期的実施の体制整備について	
③インフルエンザの予防接種補助の拡充について	
④国民健康保険の新型コロナ対応の傷病手当や特例減免の申請状況と手続きの簡略化について	
2) 熊取町の農業支援について	
①町の農業の現状と支援について	
②種苗法改正案における、自家増殖の禁止に対する町の考えについて	
提案理由説明	
議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	89
質 疑	89

採 決	89
提案理由説明	
議案第67号 教育委員会委員の任命同意について	89
質 疑	90
採 決	90
提案理由説明	
議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例	90
質 疑	91
総務文教常任委員会付託	91
提案理由説明	
議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例	91
質 疑	92
総務文教常任委員会付託	92
提案理由説明	
議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例	92
質 疑	93
事業厚生常任委員会付託	93
提案理由説明	
議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例、以上3件一括付議	93
質 疑	96
事業厚生常任委員会付託	96
提案理由説明	
議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議について	96
質 疑	97
事業厚生常任委員会付託	97
提案理由説明	
議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））	97
質 疑	98
総務文教常任委員会付託	98
提案理由説明	
議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入について	98
質 疑	98
総務文教常任委員会付託	98
提案理由説明	
議案第77号 熊取町G I G Aスクール学習用端末等機器の購入について	98
質 疑	99
採 決	105
提案理由説明	
議案第78号 令和元年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	105
質 疑	105

採 決	106
提案理由説明	
議案第79号 令和元年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	106
質 疑	106
採 決	106
提案理由説明	
議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）	107
質 疑	111
総務文教常任委員会付託	112
提案理由説明	
議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件一括付議	112
質 疑	115
事業厚生常任委員会付託	115
提案理由説明	
議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）	115
質 疑	116
事業厚生常任委員会付託	116
提案理由説明	
議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）	116
質 疑	117
事業厚生常任委員会付託	117
提案理由説明	
議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定について、議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定について、以上7件一括付議	117
会派代表質問	
1. 新政クラブ 河合弘樹議員	122
(9月11日)	
出席議員	129
議事日程	129
会派代表質問（続き）	129
1. 熊取公明党 渡辺豊子議員	129
2. 創生くまとり 田中圭介議員	142
3. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員	153
4. 未来 坂上昌史議員	163
5. 熊愛 文野慎治議員	170
決算審査特別委員会の設置・委員の選任	180
決算審査特別委員会正副委員長の選任	181

(10月2日)	
出席議員	183
議事日程	183
委員会報告	184
議会運営委員会報告	184
議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例、議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例、議案第75号 工事請負契約の締結について(長池オアシス公園施設更新工事(2-1))、議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入について、議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第8号)、以上5件一括付議	185
総務文教常任委員会報告	185
質 疑	185
採 決	185
議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例、議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議について、議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)、議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号)、以上10件一括付議	186
事業厚生常任委員会報告	187
質 疑	187
採 決	187
議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定について、以上7件一括付議	190
決算審査特別委員会報告	190
質 疑	196
討 論	196
採 決	202
提案理由説明	
議案第93号 工事請負変更契約の締結について(町道久保高田線歩道拡幅工事)	203
質 疑	204
採 決	205
提案理由説明	
議員提出議案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、議員提出議案第7号 防災・減災・国	

土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書、議員提出議案第8号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書、以上3件一括付議	205
質 疑	208
採 決	208
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	209
議会改革検討特別委員会の調査状況の経過報告	209

9月熊取町議会定例会（第1号）

## 令和2年9月定例会会議録（第1号）

月 日 令和2年9月8日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1 番 田中 圭介	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 田中 豊一	6 番 鱧谷 陽子
7 番 文野 慎治	8 番 重光 俊則	9 番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
都 市 整 備 部 理 事		兼 道 路 課 長	
兼 道 路 課 長	白川 文昭	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局	吉田 茂昭
統 括 理 事		統 括 理 事	
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原田 哲哉		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

- 議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議案第67号 教育委員会委員の任命同意について
- 議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例
- 議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議について
- 議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））
- 議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入について
- 議案第77号 熊取町G I G A スクール学習用端末等機器の購入について
- 議案第78号 令和元年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 議案第79号 令和元年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）  
議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定について  
議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定について

---

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。令和2年9月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、令和元年度における行財政運営の成果について審議する重要な会議であり、後ほど町長から令和元年度における主要施策の成果に関する説明が行われます。

令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の流行はいまだ終息が見えず、経済情勢は依然として厳しいものがございます。町民の皆様におかれましても何かとご苦労がおりかとお察しするところでございます。

本町の行財政運営も厳しい状況下にはありますが、町議会として引き続き町民の福祉の向上に努めるべく、昨年度の施策の成果について十分に審議を尽くしてまいりたいと考えております。

あわせて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年9月熊取町議会定例会を開会いたします。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（矢野正憲君）なお、本日の会議において、重光議員による議会運営委員会の委員長報告については自席で行いますので、ご承知おきください。

また、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和2年第2回熊取町議会臨時会に報告をいたしました以降、7月21日及び8月18日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和2年7月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	9億1,987万9,688円
国民健康保険事業特別会計	3億1,693万1,771円
介護保険特別会計	6,077万2,330円

墓地事業特別会計	675万9,119円
後期高齢者医療特別会計	3,803万3,769円
歳入歳出外現金	3,096万9,541円
水道事業会計	5億3,059万4,946円
下水道事業会計	1億5,206万1,474円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和2年9月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

残暑の中にもほのかな秋の気配が感じられる季節となりました。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、固定資産評価審査委員会委員の選任同意、教育委員会委員の任命同意、条例制定につきましては選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例、一部改正条例につきましては手数料条例の一部を改正する条例ほか4件、熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議について、工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））、出退勤システム用タイムレコーダー等の購入について、熊取町GIGAスクール学習用端末等機器の購入について並びに令和元年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和元年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。また、補正予算につきましては令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）ほか5件、決算認定につきましては令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定ほか6件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 令和元年度熊取町財政健全化判断比率についての件を報告願います。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、行政報告をさせていただきます。

議案書の黄色の分界紙の次からの行政報告のうち、報告第1号 令和元年度熊取町財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各比率につきましては、各表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましてはそれぞれ赤字が発生しておりませんので該当数字がなく、バーで表示させていただいております。

早期健全化基準はそれぞれ13.63%、18.63%で、財政再生基準はそれぞれ20.00%、30.00%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては4.8%で、これに対する早期健全化基準が25.0%、財政再生基準が35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、将来負担額がマイナスとなりましたのでバーで表示させて

いただいております、これに対する早期健全化基準が350.0%となっております。

右のページをご覧ください。

これらの財政健全化判断比率についての監査委員による審査意見書でございます。

第2、審査の結果のところでございますが、審査に付された当該比率とその算定基礎となる事項については適正であり、また、是正改善を要する事項につきましても特に指摘事項はないということでございます。

以上で、財政健全化判断比率につきましても報告を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、報告第2号 令和元年度熊取町水道事業会計資金不足比率についての件を報告願います。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）続きまして、報告第2号 令和元年度熊取町水道事業会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度熊取町水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

令和元年度熊取町水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バー表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次ページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数値がない。3つ目に是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないというご意見でございました。

以上で、報告第2号 令和元年度熊取町水道事業会計資金不足比率についてのご説明を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、報告第3号 令和元年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についての件を報告願います。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）続きまして、報告第3号 令和元年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

令和元年度熊取町下水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バー表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次ページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数値がない。3つ目に是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないという意見でございました。

以上で、報告第3号 令和元年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についての説明を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、報告第4号 第126回大阪府原子炉問題審議会の概要についての件を報告願います。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）続きまして、報告第4号 第126回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましてご報告申し上げます。

同審議会は、令和2年8月11日、國民會館において開催されました。本町から同審議会委員として記載のとおり4名の方が出席し、当日の議題は3件でございました。

まず、議題1の役員を選任についてでございますが、記載のとおり、会長1名、副会長1名が全会一致で選任されました。

議題2では、京都大学複合原子力科学研修所の安全性等につきまして報告がありました。

まず、1つ目の原子炉施設の状況等についてでございますが、1点目、KURにつきましては、令和元年7月23日から利用運転を開始し、延べ4,400人・日の共同利用者が実験等を行ったこと、BNCTの医療照射は7件であったことが報告されました。

また、昨年度の利用運転は令和2年1月30日で終了し、年1回の施設の定期検査に入りましたが、この検査につきましては今回から新検査制度に基づき行っていること、今年度の利用運転の開始時期につきましては、当初7月下旬を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で10月上旬に変更となったことが報告されました。

次に、2点目、KUCAについてでございますが、令和元年5月28日から利用運転を開始し、原子炉の安全性等に関する研究と原子力安全を担う人材育成の教育を行ったことが報告されました。

また、昨年度の利用運転は令和2年3月6日で終了し、年1回の定期検査に入りましたが、この検査につきましてもKUR同様、今回から新検査制度に基づき行っていること、今年度の利用運転の開始時期につきましては、当初6月中旬を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で9月下旬に変更となったことが報告されました。

3点目はKUR設置変更承認申請書等に係る届出についてでございますが、原子炉等規制法の改正に伴い、KUR、KUCAの原子炉設置承認申請書並びに核燃料物質使用施設の使用承認申請書に施設保安上の品質管理に関する事項を追加し、令和2年6月26日付で原子力規制委員会に届出を行ったことが報告されました。

次に、2つ目の新規規制基準適合性に係る設計及び工事の方法に対する認可等の申請漏れへの対応についてでございます。

原子力規制委員会からの指示により、原子力規制庁において、既に再稼働している研究炉に対し当該申請漏れ等がないかの調査があり、結果としてKUR、KUCAにおける幾つかの設備について当該申請漏れや保安規定への記載漏れが判明したため、令和元年11月22日にこれらに対する変更申請を行い、今年の3月中旬までに全ての申請が承認されたこと、また、申請漏れが判明した時点で熊取原子力規制事務所の現地調査を受け、全ての規制基準を満たし、安全性に問題がない旨確認されていたことが報告されました。

次に、3つ目のイノベーション・リサーチ・ラボラトリ実験装置室での火災についてでございます。

令和2年1月28日にイノベーション・リサーチ・ラボラトリ実験装置室において、固定磁場強収束加速器本体に付設されている磁場補正電磁石のコイル表面の被覆材から発煙する事象が発生いたしました。原因としましては、通常はコイル冷却のための冷却水が常時通水されている状態であるところ、前日、保守のために一時的に冷却水を止めていたものを、担当者間の情報共有が不十分であったことから、翌日の作業開始時において通水の確認ができないままコイルに通電し、異常な発熱を引き起こしたことによるものでございました。

再発の防止策としまして、通常と異なる作業を行う場合の手順書を策定するとともに、ハード的な対策として、通水がない場合はコイルに通電できないようなインターロックを設置するとの説明がございました。

なお、火災発生時において加速器は停止中であり、室内には放射性物質も存在せず、環境への影響はなく、担当者を含め人的な被害もなかったとのことでした。

次に、4つ目の新型コロナウイルス感染症に係る対応状況についてでございます。

当研究所では、教職員・学生・来所者の健康と安全を最優先しつつ、重要な諸活動を継続するた

め、感染拡大防止の活動方針を定めるとともに、大阪府からの施設使用制限の要請等に対応していること、また、原子炉施設等の安全管理業務につきましては、国から緊急事態宣言が発出された4月7日から5月24日までの間は、緊急時にも速やかに対応できるよう適切な人員配置と連絡体制を維持しながら、原子力規制庁に確認の上、施設が休止状態であることも踏まえつつ、出勤者の数を抑え、人との接触機会を低減させる措置を取ったこと、6月22日以降は、検温、健康状態の確認、手指消毒の実施、所内での3密回避など感染防止対策を徹底し、全ての来所者の受入れを開始していることについて報告がありました。

最後に、議題3、京都大学複合原子力科学研究所の定例報告についてでございます。

毎年定例的に報告されているもので、今回は、令和元年6月から令和2年5月までの運転状況と令和2年度の共同利用研究及び研究会の採択状況、平成31年4月から令和2年3月までの環境放射能の測定報告があり、この報告では、住民の皆様の健康に影響を与える結果は見られなかったとの説明がございました。

以上で、報告第4号 第126回大阪府原子炉問題審議会の概要につきまして報告を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和元年度事業対象）の結果報告についての件を報告願います。阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、引き続き報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和元年度事業対象）の結果報告についてご説明させていただきます。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づいて、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するものです。また、同条第2項において、この点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとの規定により、教育委員会評価委員会の2名の委員のご意見をお聞きして作成したものでございます。

今回の点検及び評価の対象としましたのは、令和元年度熊取町教育方針に掲げた教育事業全般でございます。

まず、点検及び評価の項目設定につきましては、報告書の（1）ページ、（2）ページの目次をご覧くださいと存じますが、新規拡充の取組と主な取組の2つに大別し、さらに学校教育と社会教育の2つの分野に分類しています。

新規拡充の取組として、学校教育分野では学校施設のトイレの洋式化整備をはじめ2施策を、社会教育分野では分野のクロスオーバー1施策を整理するとともに、主な取組として、学校教育では基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着と学力の向上をはじめ6項目に、社会教育では生涯学習の推進をはじめ4項目を設定いたしております。

それぞれの取組の詳細につきましては次ページからの記載のとおりですが、主な取組に関し、例えば10ページをご覧くださいと思いますけれども、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着と学力の向上の項目について、まず教育方針目標を掲げており、これを実現するための個々の事業として、①外国青年英語指導助手招致事業から12ページの④インターンシップまでの4つの事業に整理しています。その上で、各事業ごとの具体的な取組概要を記載し、自己評価としての取組結果及び今後の課題・方向性を記述しています。また、可能な限り過去3年間の当該事業の決算額の推移を掲載しております。

個々の内容説明につきましては時間の都合上割愛させていただきますが、点検評価の結果につきましては、今後検討すべき課題があるものの、全体的にはおおむね良好に執行できたものと考えてございます。

報告書の59ページ、60ページをご覧くださいませ。

今回の点検評価を行うに当たり、前述のとおり2回にわたる評価委員会を開催させていただき、元町立学校長の犬野廣介氏と熊取町スポーツ推進委員の岸本敬仁氏のお二人より意見書に記載のとおり、令和元年度は新型コロナウイルス感染症のため、これまで経験したことのないような大きな

影響を受け、一部の事業では十分な成果を上げることができなかったが、全般的には現状と課題を見据えつつ積極的な取組を行うなど、現状にとどまることなく課題解決に向けた新たな事務事業を適時適切に進めていることを評価いただいたところでございます。なお、今後の取組に当たっては、以下の記載のとおり、9項目にわたる留意すべき事項等のご意見を賜っております。

教育委員会といたしましては、これらを今後の教育委員会活動にしっかりと反映させてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、熊取町教育委員会活動の点検及び評価についての説明を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。

山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

議案書のピンク色の分界紙の1つ前にございます報告第6号をご覧ください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分日は令和2年7月14日でございます。

内容でございますが、事故発生日時は令和2年5月29日午後3時10分頃で、場所は、熊取町大久保東1丁目11番1号先の路上でございます。

相手方の住所、氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、住民部環境課の作業のため出向いたもので、国道170号から狭隘道路に公用車を後退で進入した際、車両の荷台部分を地蔵尊建屋の屋根に接触させ、損傷を与えたものでございます。

損害賠償額でございますが、9,900円で、全て相手方物件の修繕費でございます。

なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済からの補填を受けるものでございます。また、当該職員には、より一層交通事故防止に留意するよう指導しております。

以上で、報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告につきまして報告を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）ただいまの行政報告6件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。二見議員。

9番（二見裕子君）おはようございます。

教育委員会の評価のところでも少しだけお聞きしたいんですが、40ページのひまわりドームの利用者ですが、個人利用者と団体利用者、これは大きくマイナスになっております。コロナの影響もあるのかなというふうに思いますが、かなりの人数の方が利用できなかったということで、評価委員から何かご意見とかそのような話とかはなかったんでしょうか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）特に評価委員の方からのご指摘というところはございませんでしたが、このような分析につきまして、議員ご指摘のとおり、12月にメインアリーナのまず床のほうで閉めたということ。また、3月には新型コロナウイルスの影響により休館していたということが非常に大きいかなど。あと詳細につきましては、大会等の数はほとんど一緒だったんですけども、中に来られる数というのが若干違ったのかなという分析をしているところでございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）報告第6号の損害賠償の件なんですが、公用車で後退で狭隘のところへ進入したというところで、地蔵尊の建屋に当たったというふうになっているんですけども、これは、水路補

修に車で行かれた方は1人ですか。2人で、何人かで複数でその場所に行っておられるのであれば、バックするときとかは1人が降りて後方確認というか誘導というか、そういうことも必要ではないかなと、そういった指導等をどうかなというふうに思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）議員ご指摘のとおりでございます。基本は2人で対応しているかなというふうに考えております。それで、やはり狭隘道路の場合は後ろの確認等をやりますが、この現場は非常に物すごく狭かったということ、そして物すごく見えにくいところだったんです。ちょっとフォローするではないんですけども。雨どいのところに当たっているんです。右後方というところもありまして、非常に見えにくかったというのが原因ではないかというふうに思いますが、今後におきましては、やはり2人1組で対応して、できるだけこういうようなことのないように指導していきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）二見議員も質問のございました教育委員会の点検評価なんですけれども、以前、浦川議員からも一般質問があったと思うんです。図書館のところで、予算的なものとかはあまり3か年の事業で変わらないんですけれども、利用者数であるとか貸出し冊数であるとか軒並み少なくなっているんです。今後の方針として、以前、浦川議員からも提案があったり注文があったような対応というんですか、特に1人の貸出し冊数なんかも減っていますし、予約受付件数はコロナの影響で多分増えたと思うんですけれども、レファレンスの件数なんかも減っていますので、やっぱり人数並びに1人当たりの利用冊数とか減っているように思うので、何か工夫とかというのを考えておられたら教えてほしいんです。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）図書館の利用者数の減ということでございますが、以前の浦川議員の答弁でも申し上げてまいりましたとおり、それぞれ年代別で世代ごとでの分析というのは一定してございます。ただ、その中でより大きく減少しているところ、16歳から18歳、また23歳から30歳あたりは平成27年度より大きく減少しているという傾向がございます。こういったところにつきましては、やはり近年のインターネット、また電子書籍の普及等が最大の要因ではないかなと分析してございます。それに対していかにどのようにしていくかというところ、今この場で具体的なところを申し上げることはなかなか難しいところでございますけれども、その辺十分認識した上で、今後、利用者数の増の取組というのは順次進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

---

議長（矢野正憲君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席4番 坂上昌史議員、議席5番 田中豊一議員、以上2名の方を指名いたします。よろしくお願いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）自席から失礼します。

それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る9月2日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に議会運営

委員会を開催し、令和2年9月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日9月8日から10月2日までの25日間といたします。

本会議の日程であります、本日9月8日、9日、11日、14日及び10月2日の5日間といたします。

常任委員会の開催についてであります、総務文教常任委員会を9月17日に、事業厚生常任委員会を9月16日に開催していただきます。

令和元年度の各会計決算につきましては、決算審査特別委員会を設置し、9月23日、24日、28日及び29日に開催していただきます。

第2回目の議会運営委員会につきましては9月16日に、議会改革検討特別委員会を9月16日に、議員全員協議会につきましては9月17日に、それぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります、議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第5 議案第67号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第15 議案第77号 熊取町G I G A スクール学習用端末機器の購入についての件、日程第16 議案第78号 令和元年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、日程第17 議案第79号 令和元年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上5件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日9月8日から10月2日までの25日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月8日から10月2日までの25日間と決定いたしました。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、大林議員。

2番（大林隆昭君）改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は2つについて質問させていただきます。一つは大原衛生公苑の解体後の土地利用について、もう一つは、以前にも質問をさせていただきましたが、地域公共交通についてお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

まずは、1つ目の大原衛生公苑とその後の土地利用についてということで、熊取町では独自に行っておりましたし尿処理を、泉佐野市田尻町清掃施設組合と広域化することになっております。今議会に事務委託に関する協議が上程されております。以前の議員全員協議会でも広域化までのスケジュールについてはご説明をいただいております。

1つ目の質問で、令和3年4月から尿の搬送が清掃組合へと変更されますが、その後の大原衛生公苑の閉鎖、そして閉鎖から解体までのスケジュールを教えてくださいませんか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議員のご質問1点目にお答えするに当たりまして、事前に先ほど趣旨等ご説明があった中で、その後の利用についてのご質問の趣旨と理解しておりまして、この質問の2点、密接に関わりますので、併せて答弁させていただきますので、よろしいでしょうか。

それでは、答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、本町のし尿処理業務につきましては令和3年4月から泉佐野市田尻町清掃施設組合に事務委託する予定であり、現在の大原衛生公苑の施設は事実上、その役割を終えることとなります。

ご質問の広域化後の解体スケジュールでございますが、本件以外の遊休施設を含め、解体工事についてはその後の活用のための整備工事とセットで行うことにより、単独で解体するよりも工事費にスケールメリットを働かせることとしております。したがって、現時点の考え方といたしましては、活用方策が決定し、その整備工事を行うタイミングで同時に解体していくものと想定しております。

しかしながら、跡地利用につきましては、中央公園や図書館と隣接しているというスポーツ、健康、文化といった環境を生かした利用方策を検討している段階でございます。ご質問の解体スケジュールも含め具体的にお示しできる段階ではございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、具体的な活用方策の方向性が定まっていりましたら、適宜、適切なタイミングで情報提供させていただきますので、併せてご理解のほどよろしくようお願いいたします。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）解体も次の使い道が決まってからというか、活用目的が決まってから解体するということで、当然、あの土地を遊ばせておくのももったいない話ですので、いろんな話もお聞きしますし、いろんな考えの方もおられると思うんですが、一つ、解体後の使用方法として、熊取町でもシティプロモーションの一環としてサテライトオフィスの誘致事業にも取り組んでおられると思うんです。コロナウイルス感染症の影響で働き方改革が一気に進み、テレワークのほうも何十年分というのがこの何か月で一気に進んだと言われております。各企業も、そもそもオフィスが要らないんじゃないかとかいろんな考え方の企業も出てきておりますので、その中で、せっかく図書館の近くで駐車場もある、一定は確保できるという中で、あの土地をサテライトオフィスとして使える施設として施設整備をしっかりと熊取町で行って、そこにサテライトオフィス誘致を行うと。1階部分はどこかの企業に借りていただいて、2階、3階は例えばシェアオフィスであるとかコワーキングスペースと個人でも利用できるような施設にしておけば活用の幅も広がっていくと思いますし、もしそこで、個人で熊取町で起業される方などがおられたら優先的に使えるとか優遇措置があるというような施策をつければ、熊取町で起業される方にも使っていただけるかなと、熊取町で起業していただく方を応援できるんじゃないかなと思うんですが、そういう使い方というのは一つの方法として考えていただけますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、次に3点目のご質問、サテライトオフィス誘致やシェアオフィスのご提案ですが、現在のコロナ禍の状況を踏まえ、かつ企業誘致を行うには空き土地が少ないといった本町の弱みをカバーできる取組のご提案と認識してございます。当該大原衛生公苑の敷地は8,892.69平方メートルもある広大な敷地であること、中央公園や図書館と隣接しており、スポーツ、健康、文化といった絶好の環境を生かした様々な活用方策が考えられること、さらには新型コロナウイルス感染症拡大によりテレワークを導入する企業が増加していることなどを踏まえ、サテライトオフィスやシェアオフィスといった活用も有効な方策の一つであると考えております。

したがって、大原衛生公苑の跡地利用の検討を行うに当たり、今後におきましては、議員ご提案のサテライトオフィスやシェアオフィスとしての活用も視野に入れつつ、周辺住民、地元自治会や関係団体、そして議会のご意見も伺いながら適切に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。空き土地が少ないという、熊取町も。その中でも、お願いなんですけれど、サテライトオフィス誘致については空き家の有効活用というのも考えていただきたいなと思います。産業活性化基金事業補助金の事業所開設支援事業補助金と熊取町空家等対策計画、これを2つ同時に使うという企業にはプラスアルファで何か支援を行うなどしていただいて、空き家の解消というほうにも事業として進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の地域公共交通についてお尋ねをいたします。

昨年の9月議会会派代表質問でも地域公共交通について質問をいたしました。その後、熊取町でも地域公共交通会議を開催していただけたということになりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期になってしまっていると聞き及んでおります。その間に、10月1日からは熊取町社会福祉協議会が高齢者移送サービス～行こうCar～を開始されます。しかし、こちらはあくまでも高齢者の移送サービスであり、熊取町の公共交通とは異なるものと考えています。

そこで、実際に新型コロナウイルス感染症が発生せずに熊取町地域公共交通会議が開かれていれば、熊取町としてはどのような考え、意見を出す予定をしていたのかというのを教えていただけますか。議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問の地域公共交通網についての1点目、地域公共交通会議における町の考え方について答弁申し上げます。

地域公共交通会議につきましては、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し、必要となる事項を協議するため設置するとされてございます。具体的には、バス・タクシー等の交通事業者、利用者、学識経験者、警察、運輸局、自治体の長、関係部局長等における会議体であり、運賃の改定やコースの再編が必要となった場合に設置するものでございます。

現在、本町の公共交通事情につきましては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが大きく3ルート確保され、令和元年度実績で年間約73万人以上が利用してございます。また、役場を起点に公共施設を循環するひまわりバスが4ルートで運行し、同じく令和元年度実績で6万6,000人余りにご利用いただいております。これらが相互に補完し、役割分担を明確に、効率的な輸送に努めているところでございます。

しかしながら、高齢化の進行による買物難民や、自宅からバス停までの移動困難な状況によるラストワンマイル問題という課題が顕在化している状況で、現在、熊取スマートシティ構想におけるスマートモビリティの検討におきまして、路線バスやコミュニティバスと適切な連携の下、柔軟性に優れた交通手段であるオンデマンド交通について調査研究の取組を始めたところでございまして、大阪府のスマートシティ戦略部にも協力をいただき、本町の地域特性、公共交通事情に基づいた新たな交通体系の構築に係る意見、情報等をいただいているところでございます。

公共交通会議につきましては、本年3月議会におきまして令和2年度中に開催する旨ご説明させていただいたところではございますが、昨今のコロナ禍によって様々な会議が書面開催となっている状況であること、ただいま説明のとおり、スマートモビリティ導入についての調査研究が途上にあることから、これらの状況を踏まえて会議の開催時期を見極めてまいりたいと考えてございます。

今後も地域公共交通の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。今の答弁でもありましたが、熊取町にはまだまだ路線バスもタクシーも走っていただいている、ある一定まだ利用者がおられるということで、赤字路線というところにはなっていないのかもしれないんですが、今回の働き方改革とか自宅でお仕事をされる方が増えた、マイカーで出勤される方が増えた、バスに乗る方が減っているというのは耳にして

おります。もちろん、これからスマートモビリティについて熊取町では進めていくということなのですが、実際、それを始めるというときまでに熊取町の路線バスが今の現状のまま確保されているという確信もできませんし、なかなか今すぐに始められるスマートモビリティでもございませんので、ある一定路線バスが残っているうちにこれからどうしていくのかと。現在、ひまわりバスも2台で4ルート、1日平均8回ぐらい走っていると思うんですが、令和元年度でひまわりバス事業には約4,100万円使っています。実際、その4,100万円を使って公共交通、ひまわりバスは支えているのかというところをしっかりと検証していただきたいなと思っています。

決まった時間に決まったルートを決まった本数走るとというのが地域公共交通を支えているという考えは僕にはないので、そのバスに乗ればどこに行けるのか、そのバスに乗ったら何ができるのかということを考えていかないと、これ以上ひまわりバスが便利になるということもないですし、前回の質問のときも言ったんですが、南海バスの後ろをひまわりバスが走っているようでは客の取り合いにしか僕は見えないので、その辺は同じ金額で乗れるようにしてバスを一本化するという会議を早急にさせていただきたいなと思っています。

そんな中で、2つ目の質問なんですが、令和2年6月3日に持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律というのが公布されて、6か月を超えない範囲で政令で定めるという中に、地域公共交通計画というのは努力義務だと、市町村のほうでマスタープランをつくりなさいと、こういうふうに進めていきますという、その中には国からも補助を出しましょうということが書いてあるのですが、内容に関しては、多くの地域で人口減少に伴いバスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小、経営の悪化、運転手不足などが深刻化しており、地域公共交通の維持確保が厳しくなっていますと。その中で、高齢者の運転免許証返納が年々増加している中、受皿としての移手段を確保することが重要な課題になっていますと。地方公共団体においては、マスタープランとなる計画を策定して交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら、公共交通の改善、移手段の確保に取り組んでくださいということなんです。

今のところ、先ほどの答弁にもありましたが、スマートモビリティ、オンデマンドタクシーとかそういうのを考えている中で、そういうのも含めた地域公共交通計画というのをつくっていくのか、それとも努力義務なのでまだまだ先でいいわという感じでスルーしていくのか、その点を聞かせていただけますか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）次に、ご質問の2点目、努力義務化された地域公共交通計画の策定予定について答弁申し上げます。

全国的に、議員おっしゃるように少子高齢化の進展、自家用車の普及等により、バス、鉄道等の地域公共交通の維持が困難になっていることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生のために地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的として、平成19年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行されました。また、平成26年の法改正により地域公共交通網形成計画が法定計画となり、さらに本年5月の法改正におきまして計画名称が地域公共交通計画に改正され、計画作成に努めるものとされたものです。

地域公共交通計画につきましては、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもので、国が定める基本方針に基づき、まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業等について記載するもので、地方公共団体が開催する公共交通事業者、利用者、学識経験者等が構成員となる法定協議会において協議の上で策定するものでございます。

大阪府内自治体での策定状況につきましては、現時点で7市町が当該計画を策定しており、策定に至った理由といたしましては、路線バスの撤退に伴う対策や路線バスとコミュニティバスの運行

ルートの役割分担、既存公共交通機関の支援などの理由により策定されたとのことでございます。

本町におきましては、1点目のご質問で答弁させていただきましたとおり、現在、熊取スマートシティ構想におけるスマートモビリティの検討において、将来の交通網、新たな交通体系について調査研究に努めているところで、検討を進めた後には、地域公共交通の持続可能な運営ができるよう交通事業者との協議や、運行ルートの役割分担、支援の在り方など、必要に応じて地域公共交通計画の策定について検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。スマートモビリティ、これから熊取町が取り組んでいくことについて、検討、研究しながら計画を策定していくというのはもちろん当然分かるんですが、なかなかそれやと時間がかかり過ぎるんじゃないかなというのが率直な意見ですので、今、現状のひまわりバスでオーケーなのかというところをまず検討していただきたいというのと、社会福祉協議会が高齢者の移送サービスを始められましたので、そちらのほうも見れば月2回までとかいろんな制約がいろいろと変わっているので、そちらのほうもどんどんご協力いただける事業所を熊取町で募集したりとかいろんな助けをしていただいて、もっと便利に使えるようになってほしいんじゃないかなと思っております。地域公共交通計画については、できるだけ早く策定していただいて、各交通事業者としっかりとこれからの熊取町の交通網、移動手段確保というのに努めていただきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）すみません。まだお言葉をいただいている途中で申し訳ございません。

議員おっしゃるように、現公共交通事業者との連携につきましては、会議体としてはここで説明させていただきました地域公共交通会議、これは道路運送法施行規則に基づく会議体となっております。また、地域公共交通活性化協議会、これは私、先ほど説明させていただきました地域公共交通計画を策定するための会議体、法定協議会となっております。その会議体にこだわらず、南海ウイングバス南部とは本町もひまわりバスの運行に当たり、また路線バスも、コロナ禍におけるダイヤ改正等の協議についても、町長を含めた形で我々情報共有はずっとさせていただいてございます。また、このたびコロナ禍における、これは福祉部局のほうで政策として出したものですが、タクシーチケットの配布に当たりましては、大阪タクシー協会のほうとも我々連携をさせていただいてございます。

正式な会議体としての設置はまだ至らぬところではございますが、任意の会議体として個別にそういう情報共有には現在も努めているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）しっかりと話を進めていただいて、住みやすい、移動しやすい、免許証を返しても移動には困らないという熊取町をつくっていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、室内の換気のため1、2分休憩いたします。

---

（「11時06分」から「11時07分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を行います。

次に、重光議員。

8番（重光俊則君）それでは、議長の指名がありましたので、一般質問を行います。

まず、GIGAスクール構想についてですが、文部科学省はGIGAスクール構想の実現に向けた環境整備を進めています。熊取町の対応状況はどうなっているかという説明を求めます。

まず、生徒1人1台端末の整備の状況について、目標時期と小学校の低学年、高学年に対する対応等についてご説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、GIGAスクール構想についてご答弁させていただきます。

端末の完全整備についてですが、本町では、令和元年12月に国が打ち出したGIGAスクール構想に基づきまして教育ICT環境整備を進め、令和5年度末の完了を目指し整備を予定していたところですが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、整備年次を大幅に前倒しし、令和2年度末までに整備するよう努めてまいっているところでございます。

第1点目の1人1台端末の整備状況ですが、令和2年7月15日付で公告を行い8月25日執行の応札業者2者による開札において、最低価格を提示した者を落札者と決定し、仮契約を締結しています。今9月町議会定例会に上程させていただいており、ご可決いただいた後、本契約となり、令和3年1月29日が端末の納入期限となっています。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）1人1台端末の整備ですけれども、全体でこれは具体的に何台になるのでしょうか。小学校、中学校を含めてそれぞれ何台になるのか、そして費用は幾らかかるのか、概略を教えてください。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）まず、台数ですが、生徒1台分ということで3,663台、それから指導者用端末、故障時の予備機として269台を予定してございます。金額につきましては、今契約案件として上げさせていただいておりますが、実質的には端末以外にセットアップであったりとかそれぞれ授業で使うソフトウェア等々も含めまして、総額で2億8,358万円となっております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）それで、パソコンを設置してパソコンを利用できるICT環境の整備状況というのは、各小・中学校でどういう状況になっていますか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）先ほど申し上げました1人1台端末の納入時期に合わせて、校内ネットワーク環境の整備については同じく令和3年1月末までに完了させるよう、現在整備を進めているところでございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）GIGAスクールを開始するために、これは新たに先生の業務として準備がかなりかかると思うんですが、先生の業務分担といいますか、それはどのように考えておられますか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）基本的に先生方には当然授業の中で端末を活用していただくということになりますので、通常の授業の中でどういうふうにも端末を活用した授業ができるのかということについては、各先生方、それぞれ学校単位であったりとか、中学校におきましては教科単位でいろんな工夫をしていただいて、大阪府をはじめいろんなところでの研修等も受けていただいた中で、先生方のほうで基本的には授業進行の指導の状況という部分については考えていただくことになると思います。

ただ、先生方に全てお任せするのではなくて、当然、国のほうでも、市町村に先生方の支援をするということでICT支援員等というのも一定、4校に1人というふうな配置をしていくこととなっておりますので、そのような部分でICT支援員であったりとか、現在委託のほうで来ていただいているGIGAスクールサポーター、それから本町の教育委員会による指導主事、その辺が一

体となって先生方の支援はさせていただく予定をさせていただきます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）授業を実施するために新たなアプリとかプログラムを作成して独自なものをつくらないといけないと思うんですが、最初のICT支援員とGIGAスクールサポーター、これは具体的に何人ずつおられるんですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）まず、GIGAスクールサポーターにつきましては、主な業務としては機械のハード的な部分、運用部分での支援となります。今回、4,000台近い端末を導入するに当たってどういう端末がいいであるとか、例えば学校のネットワークをどういう形に整備したほうがいいのかというふうな部分で、技術的な支援をいただいている方でございます。こちらにつきましては、派遣という形で今現在、教育委員会にお一人の方に来ていただいております。

それから、もう一つの先ほど申しあげました具体的に先生方の授業支援に当たっていただくICT支援員のほうにつきましては、こちらは4校当たり1人ということで、2名のICT支援員の確保に向けて現在予算化をさせていただいているところでございます。こちらについては、一応地方財政措置が以前からされていたという中で、4校当たり1人ということで、当面2名の方を確保した中で、今後、状況に応じてまた検討は進めていきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）ICT支援員とGIGAスクールサポーター、それはその人数で十分こなせると思いますか、令和2年度中に対応できる状況になるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）一応、4校当たり1人という2名体制では、なかなかちょっと厳しいものはあるかなというふうに思っております。ただ、財政的な部分もございまして、府の教育委員会のほうとかでもいろんな研修がございまして、差し当たって、現在は導入していく端末機のほうの事業所等々の援助も受けながら、最初のところについては対応させていただきたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今の話がありましたけれども、人材の育成ということを含めまして府の研修等に出るといことです。これは、ほとんど全教員をそれに参加させるということでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）府の研修に関しましては、代表の教員がそれに参加させていただいて、その教員が中心となって広げていくという体制を取りたいと思っております。また、昨年度末までに既にコンピューター室の整備をさせていただいて、移動可能なパソコンを整備しています。今現在はそれを活用して先生方には授業をしていただいているという状況、ですから、いきなり1月に入ってきてそれを触り始めるのではなくて、もう既にあるものを使いながら取組を進めているということ、それからあと、150台先行で1月末までに整備するものを入れていただいておりますので、それを各学校に貸与し、入ってくるものを活用しながら授業づくりをこれからしていきたいと。実際にそれで授業を行う、また、それで授業を行っているところを先生方が見学し、自分たちがやるんだったらどんなふうにするかということをごこ数か月で進めてまいりたいというふうに思っています。

ですから、研修等、支援員等もですけれども、やっぱり先生方自身に実際の機械を使ってもらって、触れてもらって、どうしていけばいいのかということをご体感していただくことが何よりも重要だと思っておりますので、そのように準備を着々と進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今の今後の事業計画というので概略は分かるんですが、アプリといいますか、対象

とする授業が幾らあって、大体先生1人当たりどれぐらいの負担になるのか、その辺は概略どういうものでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、今回導入しますパソコン、タブレット等に関しまして、もう既に活用ができるようなアプリといいますかソフトが入ったものを採用させていただいています。ですから、一からそれをつくるのではなくて、いろんな業者に来ていただいて、どういったものをどういった使い方ができるのかということのプレゼンテーションを我々、していただき、その中で実際にどの機種を使いたいかというふうなことも選んでおりますので、わざわざソフトを先生方が作成するというふうな手間というのは全くございません。

それから、あともう一つ、先生方が授業でどういうふうに使っていくのか。例えば今まで模造紙に書いて貼って子どもたちに提示していたものが、パソコンの中で子どもたちが書いたものをそのままとめてばんと映すことができるので、つまりその時間がかかなり短縮できるし、あるいは子どもたち自身もその場で子どもたちの書いたものが見られるといったような作業をしますと、あるいは計算問題等はそれを活用してやるとかというのはこっちになりますので、当然先生方は、授業を計画する中で必要なときにパソコンを活用するというふうなことになってまいります。

ですから、負担というのは、最初、パソコンになりますので、使い方がどこを押すとか、どんなふうになれば映すことができるかというふうな作業はございますが、それに慣れてきますと間違いなく今までよりも活用しやすいとか、便利にやっているとしますので、逆に負担感というのは軽減していきけるのではないのかなというふうに我々は考えていますし、そのための導入であるというふうにも考えております。そのようにご理解いただければありがたいかと思っております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）そういう導入の仕方なんですけれども、これは非常にスムーズに先生方も理解して、生徒もそれを受け入れる状況にあれば問題なくいけると思うんですが、大体、授業1つで一人一人がアプリでの対応になると思うんです。同じ画面で同時期で別の画面は見ないんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今おっしゃっていただきましたように、一度に同時期に同じ画面をばんと出すであるとか、あるいは子どもたちがその場でちょっと調べてみましょうということで、子どもたちが自由に調べるという作業も当然ながらできると思いますので、調べて一斉で見る、個別で調べてみるとか、いろんな授業のスタイル、パターンの中で考えていくことができるのかなというふうに思っています。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）いろいろな子どもたちあるいは先生によって理解と習熟度がかかなり違うと思うんで、全員にどういう状況で学習が進んでいるかというのはチェックするのが非常に大変だと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）先ほどパソコンの支援員等のお話もさせていただきましたが、本町では、体大等大学とも連携しながら学習支援ボランティアをたくさん入れさせていただいています。今の若い子というのは、パソコンとか機器の活用についてはもしかしたら我々よりも慣れている可能性があるのかなと思いますので、ぜひ学習支援ボランティアを活用しながら、当然教室の中を回って、つまづいている子がいたらその子にアドバイスができるといったような、ですからそういった外部の人材、既存の事業を大いに活用しながら、有効な手だてを立てていきたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）授業の科目数でいえば、どれぐらいがパソコンを使用した授業になるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）基本的には全科目でそれが必要なときに活用していく。だから、常にパソコンと向かい合っているわけではなく、時には黒板に今までどおり書いて、子どもたちがノート写してというふうな作業も当然あります、それも必要なことだと思いますので。全科目で必要なときにそれを活用して行うというイメージを持っていただければと思います。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）じゃ、かなり私のイメージなんかよりすごく進んで、全科目使用するということですね。

それで、そうしますと、パソコン自体を家庭でも使用せなあかんという状況になると思うんですけど、その辺はどうなんですか。今すぐでなくても、今後家庭でも使用できるようになるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今後、子どもたち自身も家庭へ持ち帰るというふうなこともある程度一定想定した中で、必要に応じて持ち帰るということも考えていきたいなというふうに思っていますので、当然、重さであるとか持ち帰るのに便利な大きさということも考えた上で、パソコン、タブレットを選定させていただいているという状況です。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ちょっと補足なんですけれども、もともとGIGAスクール構想では持ち帰りというふうな想定はなかったんです。ですので、授業が終わったら、充電できる倉庫を各教室に置くんなんですけれども、そこにパソコンを置いて充電しながら次の日の授業を受けるというふうな形なんです。ただ今回、コロナウイルスの感染が拡大した中で、3月から5月にかけて一斉休校ということが出ました。この影響で、やっぱり休校時に何らかの形で自宅で学習ができるようなツールとしても、GIGAスクールの1人1台パソコンの活用というのが国のほうでも求められていますので、先ほど統括が申し上げたようなところも踏まえて、持ち帰りという部分については当初は想定してなかったんですけれども、今後はそういうふうな想定も当然考えていくということで、機種選定に当たってはその辺も考慮した上で選定をさせていただいている次第でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）実際の運用に当たっては試行錯誤的なものもあると思いますけれども、これを具体的に例えば見学できるとしたら、令和3年度の初め、4年度からですか。例えば私たちが授業の様子を確認しようと思ったら何年頃実施できるでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）導入する予定が令和3年1月頃ということで、当然、見ていただくのであればできるだけスムーズに先生方が使っておられて、子どもたちがこんなふうになっているんだというのが見えるところを見ていただきたいと思いますので、できるだけ早いときに皆様方に見ていただける機会というのは持ちたいと思いますが、若干、今この場でいつ頃というのはちょっとあれです。できるだけ早い時期に見ていただけるようにというふうに考えておりますので、お願いします。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）幸い、今コロナでそういうちょっと不規則な状況が予想されるんですけれども、そういう中で割とスムーズに走り出したなというようなところで、ぜひ見学させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の小・中学校の不登校児童の実態について質問します。

2017年度以降3年間及び令和2年8月末現在の不登校の実績について、各学年及び各学校ごとの不登校児童の数を表で示してくださいということでしたが、これを説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、重光議員の小・中学校の不登校児童の実態についての

ご質問にお答えいたします。

お手元に2017年度以降3年間及び令和2年8月末現在の不登校児童の実績についてを整理した資料を配付させていただきました。この資料に記載する内容に関し、若干ご説明いたします。

ここに示された数字は、病気や経済的な要因等を除き、年間30日以上欠席した児童・生徒数を計上しています。2020年度は例年の1学期間として捉え、7月31日までとし、約3分の1に当たる10日以上欠席で計上しております。2017年度不登校の児童・生徒数は小学校合計5名、中学校合計30名、2018年度不登校の児童・生徒数は小学校合計3名、中学校合計28名、2019年度不登校児童・生徒数は小学校合計7名、中学校合計31名、2020年度7月末現在では小学校合計3名、中学校合計14名となっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）それで、不登校の原因と申しますか、小学校は、この統計では非常に全国的な数からいったら少ないんじゃないかなと思うんです。中学校はかなり多いかなという気がするんですが、小学校の不登校を減らすための町の独自対応というのがやっぱり効果が出ていると思われるのか、あるいはその辺の状況はどうなのかというのを不登校の原因と対比して簡単にご説明いただけますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、2つ目の不登校の原因と、それを減らすための町の対応とその効果についてご答弁申し上げます。

不登校の理由や背景は複雑多様化しており、児童・生徒の課題だけではなく、家庭環境が子どもの学校生活に影響を及ぼしているケースや体調不良をきっかけに登校しにくくなったというケースもございます。教育委員会では各校に対し、教育相談や家庭訪問、校内適応指導教室の活用、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門的な人材の活用等を指導助言しております。また、学校のみでは対応が困難なケースも増えており、町の教育相談事業や子育て支援課と連携を進め対応しているところでございます。

効果としましては、本人や家庭に対して様々な角度からのアプローチが可能となり、少しでも登校できるようになったケースや、子ども自身が社会復帰に向けた動機づけとなったケースもございました。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）分かりました。これらの表から見ると、小学校はかなり少ないと感じるわけですが、ところが中学校というのはかなり多いなという、1学年10人以上になっていますよね。この違いというのは、中学校で特に小学校から中学校へ変わって増えているように思うんですが、この辺はどう捉えられていますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、小と中の比較の中で、数字的に見ていただきますと、小学校のほうが1桁、中学校は2桁ということになっています。令和元年度の統計の結果というのはまだ出ておりませんので、平成30年度の統計の結果、これはもう発表されているものでして、小学校の1,000人当たりの発生率、これは国で7.0人、大阪府で7.0人、それに対しまして熊取町は1.2人となっております。これは全国比率です。中学校につきましても、国の発生率が36.5人、府の発生率が36.8人、それに対して熊取町の発生率が21.2人というふうな状況ですので、府や国の全体と比較しても熊取町の不登校の児童・生徒の数というのは少ない状況で推移しているというふうに考えております。

また、小と中の違いについてですが、小学校から中学校に上がるその区切りでということよりも、小から中、いわゆる思春期を迎えて、やはり様々な悩みであるとか友だち関係であるとかいろんな

悩みが増えていく中で、なかなか学校へ登校できないような状況、あるいは悩みの中でそれがなかなかうまく解消できずに登校できないということも起こってくると思いますので、小と中の違いというのは発達段階の違い、これが大きく影響しているのかなというふうに現段階では考えております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）小学校と中学校と、確かに熊取町は非常に大きく違いますよね、全国的に平均的に見ても。中学校の不登校の中で学校に起因するものと家庭に起因するものとあると思うんですが、それはどんな割合でしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）先ほどのご答弁の中で、複雑多様化していると申し上げました。私自身も不登校の児童・生徒といろいろ関わってまいっておりますが、これがちゃんとした原因なんですということがなかなかつかみにくいというのが実際のところでございます。ですから、やっぱり不登校している子には不登校する理由があって、例えば家の中でゆっくり休みながら、言ったら自分がエネルギーをためて次、動けるような準備をしているというふうな捉え方も実際ございますので、ですから、家庭が原因、学校が原因というちゃんとした数とか割合、あるいはその原因がどこにあるのかということとはなかなか明確にはならないんですが、ただ、何よりも子どもたち自身が信頼できる人であるとか、あるいは相談できる人であるとか自分を認めてくれる人であるとかという者の存在というのは、やはり子どもたちが立ち上がっていく上では非常に重要なことというふうに思っておりますので、当然、学校の教師と家庭、親と協力していきながら、あるいは専門機関の方々のアドバイスをいただきながら、しっかりと子どもに目を向けて対応していくということ、これが何よりも大切なのかなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）いろんな原因があると思うんですけれども、その対応というのは非常にやっぱり多くの先生が関わらないといけない、大変だと思うんです。外部組織の活用といいますか、人の確保ということで、町内の組織とか外部の組織とか、そういう不登校児童の不登校をやめさせるといいますか、不登校でなくなるような努力をするための組織とか人材というのは熊取町内に十分あるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、3つ目の外部組織の活用についてご答弁申し上げます。

各校に対しては、相談場所の提供とともに、子どもたちの居場所の一つとしてフリースクール等の情報提供等も行っております。また、要保護児童対策地域協議会で情報を共有し、保護者の悩みを的確に捉え、適切な支援につなげています。子ども家庭センターや各関係機関が連携することで、層の厚い支援を行うことができていると思います。

今後とも議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）先ほど地域協議会の中で検討といいますか、協力し合って解決していくということをおっしゃっていただきましたけれども、これ、具体的にはどういう不登校があってどう対応せなあかんというようなことまで話されるんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）要保護児童対策地域協議会には、いわゆる大きな会議と分科会というか細かな会議というのがございまして、その中に不登校の子どもたちに関わっていくための話し合いをする部会というのが実際にございます。そこで主立って動くのが教育委員会、あるいは子育て支援課、健康福祉部のほうです。あと子ども家庭センター等、これらが協力しながら実際に

子どもの状況、例えば各学校では、先生方がいつ電話をしたとかいつ家庭訪問をしたとか、そういったところまでチェックしながら、それを上げてもらって、我々教育委員会のほうもどういう支援が今できているかというのを把握させていただいている状況です。ですから、そういった情報を持って今、子どもの状況を共有し、どこがアプローチしていけばいいのかとかどんなふうなアプローチが必要なのかということも検討しながら進めているというふうな状況でございます。

議長（矢野正憲君） 重光議員。

8番（重光俊則君）自治体の単位としては熊取町と泉佐野市がすぐ隣にありますけれども、泉佐野市との連携といいますか情報交換とか、そういうところはされているんですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）他の市等との連携については、やはり子ども個人個人のことについては当然ながら個人情報の問題がございますので、子ども個人個人のことについてはなかなか情報共有は難しいというのは現実でございます。できないというのが現実でございますが、ただ、例えば不登校についてどんなふうな支援を行っているのかとかというのは、例えば指導主事の生徒指導の担当者等があって、そこで情報の共有、交換をしたりであるとか、ですから、これは泉佐野市だけではなくて、府下全域の市町村とどういう対応をしているのかとかどんな取組がされているのかというような情報共有はさせていただいて、それを町の取組に生かすといったような対応はさせていただいているという状況です。

議長（矢野正憲君） 重光議員。

8番（重光俊則君）そういう情報交換等も必要だと思いますが、具体的に中学校でやっぱり1学年10人以上が出ていますよね。この辺はもっと減らせるというか、減る見込みとかというのは希望的観測でもあるんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）我々としたら、不登校の子がゼロになることを目指していきたいというのは当然のところではございます。ただ、この数字といいますのは、冒頭申し上げましたように、30日以上欠席が不登校というような規定があると。例えば25日休んでいる子はここには入ってこないというような状況も実際にありますので、当然、数がどうなるかというようなところも大事な部分ではあるかと思っておりますけれども、それ以上に、子ども一人一人の状況に合わせてどう支援していくかというふうな視点、だから、不登校には計上されてないけれどもちょっと休んでいる数が多い子どもに対してもしっかりと目を向けないといけないと思っています。

だから、今、重光議員からお話をいただきましたように、ゼロにしたいというのは我々は常に思っているところでございますが、数よりも子ども個々の状況に応じてしっかりと対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（矢野正憲君） 重光議員。

8番（重光俊則君）生徒個々に対応するというのは非常に大事だと思うんですけども、先ほどの話がありました30日以内でぎりぎり通学日数が足りているという子どもたちはどれぐらいあるんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）そのところは、細かく29日が何人というふうな統計はちょっと取っておりませんので、今のところ申し上げることはできませんが、ただ、先ほど数字の件で、30を超えたらという区切りがあるので30以上の統計は取らせていただいています。ですから、欠席がちな子には常に目を光らせながら家庭訪問し、子どもと個別に教育相談をし、今、何か悩みがあるのかな、しんどいことがあるのかなといったような対応させていただいているというような状況でご理解いただければありがたいと思います。

議長（矢野正憲君） 重光議員。

8番（重光俊則君）長期欠席の中で30日前後に近いのは結構あるんでしょうか。例えば3割ぐらいある

とか、あるいは数人なのか、その辺のニュアンスを教えてください。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）そんなにたくさんはございません。なので、ほんの数人になるかというふうに思っています。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）1学年で大体30人までの中学生の不登校を減らす努力をされていると思いますけれども、これが何とかうまくいい効果が出るように頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

次はいじめについてですが、2017年度以降3年間及び令和2年8月末のいじめの状況について、各学年の人数の実態を説明してください。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、重光議員の小・中学校のいじめの実態についてのご質問にお答えします。

お手元に2017年度以降3年間及び令和2年8月末現在のいじめの状況についてを整理した資料を配付させていただいております。不登校の資料の裏面となります。この資料に記載する内容に関し、若干ご説明いたします。

2020年度は、例年の1学期間として捉え、7月31日までとさせていただきます。2017年度いじめの認知件数は小学校合計30件、中学校合計26件、2018年度いじめの認知件数は小学校合計45件、中学校合計32件、2019年度いじめの認知件数は小学校合計30件、中学校合計42件、2020年度7月末現在では小学校合計14件、中学校合計10件となっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）特に2018年と2019年を比べると小学校のいじめの数は物すごく減っている状況ですよ。この辺の理由とかいうのはございますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）いじめの数に関してまずご説明させていただきますが、いじめというのは、今はいじめの定義が本人がいじめだと思えばいじめというふうなことになっていきます。従前は、いわゆる継続的に一定期間嫌な思いをさせられるというものをいじめというふうに定義していたんですが、これは1回であっても何回であっても、自分が嫌だな、いじめだと思えばいじめということになりますので、当然ながら件数の増減に関しても、何が原因で増えたか減ったかというのは若干原因の究明が難しい部分がございます。ただ、国立教育政策研究所の研究の中で、今まで嫌な思いをしたことがありますかという子どもたちの調査で、「したことがある」「されたことがある」ということに約90%の子どもたちがそう答えているんです。となりますと、いじめということについては、やっぱり子どもたちが嫌だと思って、これはいじめだと思えばそこに計上されていくということですので、いじめをゼロということを目指したいんですけども、なかなかそこに行き着きにくいというのが現状かなというふうに思っています。

ですから、増減の細かな理由というのは、逆の考え方をすれば、しっかり見たから増えたとか、あるいは子どもたちが変わったから減ってきたとかというふうないろんな捉え方が実際にあるのかなというふうに思っていますので、その辺の原因、理由というのはなかなか明解に把握はできていないというか、難しいところであるというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）厳密には難しいかも分かりませんが、この表で見ると、2018年の小学校4年、5年、6年が2017年、2019年に比べると多いですよ。これは何か特徴的な、グループとかそういうものがあつたんでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）町内で起こっているこういったいじめの認知に関してなんですけれども、基本は大きなことではなくて、例えばちょっと嫌なことを言われたとか嫌なことをされたであるとかといったような、大きな事態に発展するような内容では実際ございません。その場でしっかりその状況を把握して対応させていただいているというふうな状況です。ただ、やはりインターネット等を通じた誹謗中傷でありますとか書き込みという事案も若干起こっておるというふうなことで、そういったことにも対応させていただいているということです。だから45から30まで、小学校はここで大きく減っているし、中学校では増えているという状況ですが、集団で何かがあったとか大きな何か事案が起こったというふうなわけではございません。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）それともう一つは、中学校で1年生のいじめがちょっと目立つんですが、その辺は特に何かありますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）中学校へ上がっての件数の状況については、やっぱりいろんな小学校から中学校へ入学してくるという中で、当然人間関係の中でちょっと嫌なことを言われたとかうまくいかなかったというふうなことでいじめだというふうな訴えがあったりというようなことも実際ございますので、そのあたり、環境が若干変化する状況の中でこの件数が上がっているのかなというふうに我々は理解しております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）まとめとして、いじめを減らすために熊取町が具体的にどのような対応をしているかというのは何か言えますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目のいじめを減らすための熊取町の具体的な対応とその成果についてご答弁申し上げます。

具体的ないじめ問題への対応といたしまして、本町策定の熊取町いじめ防止基本方針に基づき取組を進めています。各小・中学校に対し、携帯電話スマホ等所持実態アンケートの実施や、いじめ問題に関する情報提供や研修会の実施、毎月の問題行動調査等への指導助言、指導主事や子育て支援課等によるケースカンファレンスの開催など、様々な形で支援を行っております。

また、熊取町いじめ問題対策連絡協議会を設置し、泉佐野警察や岸和田子ども家庭センター、町の関係部局といじめ防止等の対策について連携を強化しております。

いじめの認知については、被害児童・生徒の立場でいじめの芽やいじめの兆候についても積極的に認知するよう各校へ指導しております。このような形で取組を進めていますので、いじめ件数の減少といった成果は表れていませんが、今後もアンテナを高くし、認知力を上げ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めていきたいと考えております。

重大事態の発生を防ぎ、解消率100%に向けて取組を進めてまいりますので、今後とも議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）先生方も一生懸命努力されているというのはよく分かります。

先ほど、今ちょっと言葉が出ましたけれども、小学校、中学校でスマホの持参については、指導というのはどうなっていますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）スマホ等に関しては、アンケートを取らせていただいた実態の中で、やはり所持率が非常に上がっているというふうな状況が実際にございます。現にスマホの中での誹謗中傷の書き込み等があつて、指導もさせていただいているという情報もございます。ですから、例えばスマホの使い方、あるいは専門家をお呼びして携帯電話に潜む危険であるとかスマホの危険であるとか、こういったところに気をつけましょうといったような指導をさせていただ

ているというふうな状況でございます。

それと同時に、スマホ等だけではなくて、やはり日頃の人間関係の中で思いやりを持って接しましょうとか他者に優しくしましょうといったような指導も併せて行うことによって、こういったいじめがない方向で取組を進めていけるものというふうを考えております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）それでいい方向に進んでいるのであれば問題ないと思うんですが、スマホについて、これは授業中以外でも所持は自由なんでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）原則、スマホについては持込みは禁止にさせていただいて、ただ、登下校のときに地震云々というふうな問題がございましたので、そのときは、心配な保護者の方は学校に申請して持っていかせますと。学校でお預かりしておいて、帰りにまたお返しするというふうな形で、授業中はスマホについては持ち込まないというふうなことで対応させていただいております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）じゃ、原則としてスマホを持ち込まないという基本方針で指導しているということですね。分かりました。

今までの話を聞いて、教育委員会、先生方が非常に一生懸命減らすために努力されているというのは分かりますので、これがよい方向で継続するように願っております。よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、重光議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時50分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、議長よりお許しを賜りましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の質問は大きく2点であります。1点目は、コロナ禍における町内事業者のダメージの状況及び今後の産業振興についてお伺いします。2点目は、学童保育所運営における今後の方向性についてであります。

では、質問の1点目、新型コロナウイルスの影響が出始めてから5か月が経過しております。その間、緊急事態宣言も出され、事業者は大きなダメージを受けております。ここ最近では少し消費傾向が回復してまいりましたが、第2波の影響で再度ダメージを負い始めた事業者も出てまいりました。

政府は、コロナ禍におけるダメージを負った事業者への支援策として様々な手を打ち、熊取町にも併せて一緒に頑張らせていただいて、財源がそれぞれの事業者に下りてまいりました。これまで実施してきた事業者の特化したコロナ関連支援予算の中で、事業予算額、申請件数、給付額等幾ら予算化して、実際に幾ら給付したのかが分かるように教えてくださいというふうに通告させていただきました。よろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の町内事業者の経済的状況及び今後の産業振興についての1点目、コロナ関連支援の事業予算額、申請件数、給付額等について答弁申し上げます。

お手元のほうに資料は配付させていただいております。

コロナ関連の事業予算額としましては、大阪府の休業要請に伴う休業要請支援金、府・市町村共同支援金でございますが、4月専決で6,650万円を計上し、次に本町の独自策としまして、国の持

続化給付金や府の休業要請支援金及び休業要請外支援金の対象とならなかった事業者に対して、困きゅう事業者特別定額給付金として7月補正で8,186万5,000円を計上し、合計1億4,836万5,000円を予算化してございます。

次に、申請件数、給付額等につきましては、休業要請支援金は申請件数が法人21社、個人137者で、支給件数は、8月21日現在でございますが法人14社、個人99者で、支給金額は合計で6,350万円でございます。町の負担分としましては、2分の1でございますので3,175万円となっております。また、困きゅう事業者特別定額給付金につきましては、8月31日現在で申請件数が46件、支給件数が33件、支給金額は330万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）分かりやすい資料、ありがとうございます。

まずお伺いしたいのは、休業要請支援金なんですけれども、予算額6,650万円、これは対象件数は法人20社、個人226者で、合計ですと246者に支給するという目的で、この予算額が6,650万円で、支給額とほぼ一緒になっているんですけれども、要は半分だけの予算取りやったということですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）こちらは大阪府と市町村の共同という形での取組になりますので、大阪府と町で折半するというので、半分の予算額ということでございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうすると、対象が246で実際に支給したのが113で、支給金額は6,350万円。だから、熊取町として、本来であれば府との折半ですので1億3,000万円近く、仮に全部が全部申請に上がってきた場合に1億3,000万円ぐらいあるものが、実際には6,350万円ということなんで、予算に対して半分しか出ていなかったというふうな認識ですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まず、そもそもこの対象者数なんですけれども、これももともと大阪府のほうで、実際、うちの全事業所1,239件のうち50%以上売上げが下がってと、府の休業要請に対応するところ、これも見込みでもともと246というのは設定しておりますので、まず、ここの母数が全然変わってきます。資料で明確にさせていただいておりますように、実際、対象者として登録された件数というのは、まず158件というところでございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）すみません、よく分かりました。

困きゅう事業者特別定額給付金に関しては、810件想定されているものの実際には今33件しかなくて、支給金額は330万円、予算としては8,100万円置いていたけれども実際には330万円の支給が、今8月31日時点であると。

次の質問にも絡んでくるんですけれども、要するに、今回コロナ禍において、やっぱり短期的に終息ではなくて長期化するという視点の中で、何かこれをすれば解決するというような施策というのがなかなかなくて、どちらかというとコロナが終息するまで耐え忍んでいくというような感じで頑張っておられる事業者は結構多いと思うんです。こういった国であったり府であったり町の支援というのが、いわゆる大きな手術というよりは、どちらかというと今耐え忍んで輸血していきような、そんなイメージであるかなというふうに思うんですけれども、今後、輸血を止めてしまうと、今頑張っていて生き長らえているというか、耐え忍んでいる事業者もいる中において、今後の追加支援というのもやはり重要になってくると思うんですが、今後の次の質問です。追加経済支援については、何かお考えはないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の2点目、新たな追加支援策について答弁申し上げます。

今、議員からもございましたように、本町では事業者向け支援策としまして困きゅう事業者特別給付金制度を創設いたしましたして、8月末までを申請期間として取り組んできたところでございますが、議員全員協議会でも情報提供させていただいたとおり、想定を大幅に下回る申請件数でございました。

その要因について、事業者の相談状況等を商工会にも確認するなど検証したところ、国の持続化給付金への申請を視野に入れて本町の給付金の申請を見合わせている事業者がおられるという声がございました。困られている事業者の方々に少しでも給付金を活用していただけるよう、申請期間を延長させていただいたところでございます。

新たな追加支援策とのご指摘でございますが、財源の問題もでございますので、まずは困きゅう事業者特別定額給付金の支援に注力してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）困きゅう事業者特別定額給付金に至っては、7,700万円まだ財源としては残っていると。これがやはり事業者に向けての予算で取っていただいている分なので、別で回すというのではなくて、やはり事業者向けの予算としてしっかり置いていただきたいという要望がまず一つ、もう一つは、先ほど持続化給付金、100万円、200万円の件です。これ、僕も実際にたくさん事業者から声をかけられたんですけども、結構申請の仕方が分からないから諦めるという方が結構実は多いんです。なので、そこら辺をもうちょっと手当てすれば、実は申請する件数も上がってくるのかなみたいな、なので、しっかりとそういう人たちが分からないから諦めてしまうのではなくて、その辺を分かりやすく手当てしていただきたいという、この2点についてお願いしたいと思います。

4月に緊急事態宣言が出され、外出自粛要請や休業要請が続く中、2020年4－6月期、これは新聞でも大きく出ていましたけれども、実質国内総生産GDPは年率換算でマイナス27.8%、過去に統計を取った中で最大の落ち込みとなったと。このタイミングで、今の産業振興ビジョンが策定されて間もなく10年になります。前回、平成23年3月に出されてから間もなく10年が経過する、こういう状況の中で、ビジネス環境がさらに悪化している中で、今後どのように本町の産業を振興させていく予定なのかについて答弁お願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の3点目、経営状況やビジネス環境がさらに悪化していることが予想される中での本町の産業振興についてご答弁申し上げます。

本町の産業振興施策につきましては、議員ご指摘のとおり産業振興ビジョンを軸として進めておりますが、現行の産業振興ビジョンが令和3年2月で計画期間である10年を迎えるため、今年度、見直しを行うものでございます。

新ビジョン策定においては、策定委員会の委員構成を見直し、これまでの学識経験者、商工会、JA、大阪府に加えまして、新規就農者、産業活性化基金補助金を活用された新規店舗開業者、観光協会、金融機関など様々な方面から参画いただきまして、また、アンケート実施におきましても、前回よりも対象者を拡大することも検討しており、さらに多方面の意見が反映させることができるものと考えてございます。

その中で、コロナ禍により悪化している経営状況やビジネス環境、また新しい生活様式への適応といったところを踏まえ、これから本町産業が迎える新たな日常、SDGsやスマートシティ構想の達成を想定したこれまでの産業施策とは違った方向性も、その中で議論されるものと考えております。

このようなコロナ禍の状況での見直しに疑義もございましたが、逆にプラスと捉え、次期産業振興ビジョンが本町産業活性化の指針となるようしっかりと取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）前回、平成23年3月に「熊取町産業振興ビジョン～にぎわいの創出のために～」というタイトルでつくっていただいた分ですが、過去、これまで遡って、10年前につくった、いわゆる10年後こういう熊取町でありたい、産業振興、にぎわい創出のためということでつくられたビジョンなんですけれども、実際に振り返ってみて、このビジョンというのはしっかり計画に沿ってこれたなというふうにお考えでしょうか。どうですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）こちらは、振り返りというところで、当然、今回の策定委員会の中でもそういったところを重点的にまずしっかり振り返りをさせていただいて、さきの議会の中でもその一端は答弁させていただいたかと思うんですけれども、目標達成率というようなところで、産業振興ビジョンでの取組項目で約73%の達成率というところ、にぎわいづくりアクションプログラムで掲げました取組項目については79%の達成率というところ、おおむね良好な達成であったのかなというふうにまず評価させていただいてございます。

ただ、その中で全く取り組めなかったものという項目もございますので、そういったところについて、今後の熊取町の産業振興にそれが合致する必要な目標なのか、そうじゃないんやったらそれを取り下げてまた新たな項目を考えていくとか、そういったところをしっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）振り返りの中で、達成率もあって、8割近くがおおむね達成されてきたのかなと、私もこれについては同意見です。これまでも事業所の開設支援であったりとか経営支援、いろいろな支援でヒットして飛躍されたというか、頑張っただけでこられた事業者も実際におられます。こういった支援は本当にありがたいと思いますので、ぜひ引き続き、次の計画においてもこういった事業者への支援というものを手厚くしていただきたい。

まず、何よりもやらないといけないのが、今現在、今回のコロナにおいて、これからの10年間を見据えたときに、今の事業者に元気になってもらう、ここがまずスタートになると思います。なので、そういう今の町内1,239事業者が実際にどういう状況に陥っているのか、まず現状を確認する。まず現場がどういう状況にあるのか、そして何を手当てしないとイケないのか、こういうことを知ることから産業振興ビジョンはこれからの10年が始まると思うんです。

前回もちょっと触れたんですけど、前回通告外だったので、次の質問になるんですが、ビジネスサポートセンターのようないわゆる現場に特化した、事業者と膝と膝を突き合わせていくような、そういうような第三者機関というのはやはり必要なのではないのかなと思いますが、これについて答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の4点目、ビジネスサポートセンターのような第三者機関の設置の再検討について答弁申し上げます。

浦川議員からは、平成29年6月議会におきましても事業主を支援する新たな組織（ビジネスサポートセンター）の立ち上げについて一般質問いただいておりますが、その際にも答弁させていただいておりますが、ビジネスサポートセンターが全国で開設されつつあり、有用に機能していることは認識してございます。

一方で、ビジネスサポートセンターの設置に当たっては、事務所の確保や初期備品の購入費などのイニシャルコストや、ランニングコストとして指導員や事務員の人件費や事務経費など、相当な財政負担が伴いますので、本町の現状では費用対効果の面で難しいものと考えてございます。

本町には、事業主を支援する組織といたしまして熊取町商工会があり、大阪市内には公益財団法人大阪産業局が中小企業・小規模事業者のために設置した無料経営相談所、大阪府よろず支援拠点がございます。

また、本年2月には岸和田市において、議員が言われる岸和田ビジネスサポートセンターが開設

されておりまして、岸和田市内の事業者だけではなく、近隣地域の事業者の相談にも対応していただけるということでございますので、これらの機関を利用していただくことで課題は一定解消できるものと考えてございます。

これらの機関の存在、利用できる旨など、しっかりと周知を図ってまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これまでもビジネスサポートセンターの有用性については部長とも議論を少しさせていただいて、町の方針というのはよく理解しているつもりです。確かに人件費が新しく設置するとなるとかかります。商工会があると。これは、どこのビジネスサポートセンターも商工会だったり商工会議所はあるんですね。それでもなお、やっぱりこういうフットワークの軽い、現場に寄り添ったサポートセンターを設置する。効果があるから設置されているわけであります。

大阪府のよろず拠点、これも度々話に出てくるんですけど、大阪府は大阪府全域でやっていきますので、熊取町に特化した、いわゆる熊取町を盛り上げるためにどうするかという視点ではなかなか難しいという面があると思います。岸和田のビジネスサポートセンター、確かに私もサイトをのぞいて、近隣他市でもご相談に応じますよと書いていますけれど、当然ながらこれは岸和田市の予算でやっていきますから、岸和田市が全面的に最優先。当然ながらほかのお金を出していないところなんかは後回しになるわけで、やはり熊取町の事業者に特化したところ、本当に熊取町の事業者と一緒に手を携え合いながらやっていく、そういうサポートセンターがやっぱり必要ではないのか。

そしてもう一つ、こういうコロナの状況においては産業振興課、本来であれば事業所と一緒に寄って寄り添っていく機関が、なかなか現場対応で、窓口対応で状況把握という、いわゆるデータを分析したり何に実際手当てしないといけないのか、そういうところまで踏み込む余力が残念ながらやっぱりないわけなんです。なので、そういう有事の際にでもビジネスサポートセンターという有用性は図れるという点、だから、やはり町内事業者のことを考えて、本当にこれからの10年熊取町の産業をしっかりとやっていこうということであれば、確かに人件費はかかると思います。大手の外資のビジネスコンサルタントの人たちなんかをヘッドハンティングして所長に据えていくという手法が大体なのかと思いますので、結構人件費はかかると思うんですけども、それによって熊取町の産業、本当ににぎわいを創出していくんだと、ここにタイトルでにぎわいの創出のためにというふうによく書いて強いわけですから、ぜひともそこら辺を前向きに引き続き検討していただきたいと思っておりますし、やはりこういう有事の際には必要ではないかなと思っております。

引き続き検討はしていただけないと思うんですけども、やっぱりこれは必要やと僕も思うんで、事あるごとに定期的にお願ひしたいなと思っております。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ありがとうございます。検討は十分、今後も引き続きさせていただきたいと思っております。

ただ、ビジネスサポートセンターを開設してから4か月ぐらいの相談件数なんか300件と、なかなか多くの相談を受けておるといふふう聞いております。一方で、私もプレオープンのおきに行かせていただいてお聞きした事業内容、相談内容とかというの、単なる財務分析だけではなくて、今後のマーケティングの向上に向けたそういうような相談とかも乗っておるといふことをお聞かせいただいております。

ところが、一方で本町の商工会のほうでも支援事業といたしましては同様の項目がございまして、実際、年間で200件前後の相談件数を受けておるといふ実績も上がっております。だから、単なる相談の件数だけではなくて、商工会で相談されたその後の効果とビジネスサポートセンターでのその後の効果、そういったところも十分注視しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ぜひよろしく願いいたします。

次の学童保育所の質問に、時間がないのでいきたいと思います。

次は、学童保育所の指定管理期間が再来年、2022年3月に終了することを受けて、間もなく来年の選定委員会の設置に向けた予算編成が始まるかと思えます。そこで、現在の学童保育所の状況につきまして、本年1月に保護者向けに実施したアンケート調査の集計結果を基に熊取町の考えをお伺いしたいと思います。

このアンケートは、今年の1月16日から1月31日までの間に、学童保育所に預けておられる保護者向けにNPO熊取子どもとおとなのネットワークが取られた、この集計結果を基に今回質問しております。

アンケートの前段では学童保育の保育内容について、中段には学童保育所の施設整備環境、また職員の資質について、後段のほうでは期限性のある指定管理者について保護者の方からご意見を承ったもの、これを集計したものを今回質問させていただきますが、この中から質問項目の6番目、学童保育所の環境について、この集計結果を受けてどのようにお考えになっているのか、答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、学童保育所についての1点目、保育所の環境についてご答弁申し上げます。

当該アンケートにつきましては、ただいま議員のほうからご紹介いただきましたとおりでございます。本年1月に熊取町学童保育所の指定管理者が自ら実施したもので、学童保育に関する利用者の意見などを把握し現状を再認識するとともに、今後の学童保育所の運営に反映することを目的としています。

回答につきましては、415家庭中336家庭、率にして約81%の回答率となっており、6月には集計結果が保護者の皆様に配付されているところでございます。

さて、当該アンケートにおきまして、質問項目といたしまして、議員ご質問の学童保育所の環境について保護者の皆様に尋ねられております。回答方法は、「満足」「まあまあ満足」「ふつう」「あまり満足でない」「満足でない」の5段階評価となっており、集計結果を見ますと、「満足」「まあまあ満足」「ふつう」までを含めると、施設整備については79.3%、備品については89.3%、清掃状態については87.6%、最後に集団の規模、いわゆる1クラブ当たりの児童数については98.1%と、おおむね高い評価が得られている結果となっております。

本町といたしましては、施設整備の面では待機児童ゼロを維持すべく、直近では令和元年度に西学童保育所、今年度は北学童保育所の施設の増設を行うとともに、備品に関しても空調設備の更新を計画的に行うなど、1クラブ当たりの受入れ児童の規模の改善や保育環境の改善に努めてきたところでございます。

また、指定管理者におきましても、日常的な管理に努められる中で、必要な備品の整備など、保育環境を改善すべき点などについて町と随時協議を行い、双方が綿密に連携を図っていることから、その取組の成果が評価に表れたものと考えており、引き続き、指定管理者との連携を図りながら保育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今、理事がご説明いただいたとおり、質問項目の中では、施設整備については環境整備であったり備品の面であったり清掃状態の面、それから集団の規模、ここが質問項目になっていて、「ふつう」なんかを合わせるとおおむね皆さん満足されているという。実際に、今、理事から答弁があったように、エアコンを新設していただいたりブラインドの増設、床の修繕、そういった施設整備を進めていただいて、さらに今回、新型コロナウイルスの感染防止対策と空気清浄機な

んかも全クラブにやっていただく、非接触型体温計も各クラブに導入いただいたということで、本当にありがとうございます。

待機児童についても、これまでも藤原町長は待機児童解消に非常に力を入れていただいている、特に今年、西学童保育所への入所希望が許容人数を超えたということで西学童保育所の施設増設にも対応いただいて、おかげさんで熊取町は待機児童もなく、お父さん、お母さんが安心して働かされる、その環境をつくっていただけて、本当に感謝申し上げたい次第です。

一方、これまでも私が学童保育所の件で議論させていただく中で、静養室の確保がやはり今回も意見、要望の中に入ってきます。静養室の確保ということは、特に小学校1、2年生なんかは体調がすぐ変わったりしますので、そういうときに静養室の確保が必要となる。特に今回のようなコロナがある状況の中においては、当然安全面、危機管理面というところが問われてくるので、静養室の確保というところをしっかりと計画の中に入れていただきたいと思いますが、この点についてはどうですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）静養室の確保につきましては、新たに施設整備を行う際にはその辺も含めて、別に部屋を1つ設けるとまではいかないんですけども、軽くパーティションで区切るなり、そういった形で静養室の確保には努めている状況でございます。ただ、議員ご指摘のとおり、既存の施設につきましてやはり待機児童ゼロ、児童受入れを最優先し、なかなかその確保はできていないというのが現状でございます。

引き続き、静養室の確保につきましては、当然ここはお子様の体調の管理のためにも十分必要な件でございますので継続して検討はしますけれども、現状といたしまして、既設の施設にどういう形で確保するかというのが一番の課題となって、そこは引き続き検討させていただきたいなというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）本当にスペースの問題があるんですね。これは何回も議論していく中で、どうしても待機児童解消のために児童を受け入れることによって静養室がなくなってくるというか、スペースを取れないという部分があったんですけども、ただ、やはり静養室の確保というものを計画に入れていかないと、児童数がどんどん増えていきますので、そういうところも含めた計画がやっぱり重要になるのかなと思います。スペースが足りないのであればやはり拡張していくという計画も当然ながら入れていかないといけないと思うので、ぜひとも静養室の確保というものを今後の計画の中に入れていただきたいなと思います。

では、次の質問項目の7番目、職員の資質についての集計結果を受けてご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の職員の資質についてご答弁申し上げます。

先ほどのご答弁と同様、回答方法は「良い」「まあまあ良い」「ふつう」「あまり良くない」「良くない」の5段階評価となっており、集計結果では、「良い」「まあまあ良い」「ふつう」までを含めると、挨拶については98.6%、言葉遣いについては96.7%、トラブル対応については97.9%、子どもの理解等については97%、最後に危機管理意識については96.3%と、高い評価が得られている結果となっております。

さて、学童保育所の運営におきましては、子どもに最も身近な存在である支援員一人一人の資質が最も重要であると考えており、本町といたしましては、大阪府から案内のある認定資格研修や支援員等資質向上研修などの情報を指定管理者に提供し、支援員の受講を推奨するなど、支援員のスキルアップに向けた支援に努めているところでございます。

また、指定管理者におきましても、危機管理などの基礎的な内容から子どもの理解などの専門的な内容まで独自に研修を企画し、支援員の資質向上に取り組まれていることから、これらの取組の効果が表れたものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）この質問の項目では、今、理事がおっしゃっていただいたように、挨拶面、言葉遣いの面、トラブルへの対応、子どもへの理解、そして安全や危機管理面というところで5つの項目があって、ご答弁のとおり、9割を超える満足が得られているというか、保護者からの支持が非常に高かったというアンケートの結果になっています。これは、民間企業でも90%を超える満足度を得るといのはなかなか難しい状況、かつこれだけの所帯が大きいところで保護者の方から満足を得られるというのは、かなり教育をしっかりしていかないとここまでの満足を得られないのかなという意味では、本当にすごく頑張っておられるというか、職員の方の意識の高さの表れがここに出たなというふうにも思っています。

私がちょっとこれを見て感じたのが、5番目の安全や危機管理というところなんですけれども、これがほかの4項目と比べて若干「ふつう」の部分が多いというか、学童保育所の意見、要望の中に、「支援員を増員してほしい」「人的確保をして安心して子どもが過ごせる学童を継続してほしい」「支援員が少なくなると子どもの安全が守れません」というお声があるんです。この支援員の人数なんですけれども、本町の場合どうですか。もう十分足りているというような認識でしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、支援員の体制についてでございますけれども、議員もご承知のとおり、本町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、これは支援員の数だけでなく、先ほど議員から出ましたように、いろんな設備面の基準でありますとか1クラブ当たりの人数、そういったことが基準とされている条例でございます。その中に、条例上は支援の単位ごと、1クラブごとに2人以上支援員を配置することと。ただし、うち1名は補助員であっても構わないよという形になってございます。かつ、1クラブの児童数が46人以上になるとさらに補助員1名をつけるという形で、指定管理者のほうで運用していただいているという状況でございます。

そういった状況ではあるんですけれども、本年4月1日から地方分権一括法というのが改正されております。いわゆる保育士と同様、学童支援員につきましても全国的に支援員の人材不足が言われている状況でございます。それを少しでも補うべく、国のほうの基準が、いわゆる従うべき基準から参酌すべき基準に4月から変更になってございます。ただし、本町の場合は従前の国基準を遵守してございます。なぜかといいますと、今、議員からおっしゃったような、やはり子ども安全、危機管理を考えると、ただ単に待機児童対策だけをもって支援員を減らすと、これは本町としてはできない、するべきでない、これは指定管理者とも協議した結果、そういう形で従前の支援体制の維持をさせていただいているといった状況でございます。

議員ご指摘のあった足りているのかと、それでは本当に足りなかったら意味がないんですけれども、実際、本町の現在の支援員の状況でいきますと、いわゆる支援員と補助員、これは1クラブに2名は配置しております。一番足りないのは、配慮を要するお子さんを保育していただく介助員と呼んでいるんですけれども、その方が1対1でつくとなると実質4名程度不足しておりますとか、あと、先ほど申しました1クラブ当たり46人以上のところはもう一人の補助員が必要だと。その辺も数名不足しているといったところは現実としてございます。

ただ、そこは指定管理者のほうで工夫していただきながら、かつ基準をきちんと守りながらちょっと配置を変えたり工夫したり、何とか維持をしていただいているという状況でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）やはり十分ではないんですよ。実際に熊取町の学童保育所が指導員が足りている、足りていない、多いのか少ないのか、全国的にどうなのかなと見た場合に、定期的に出している分ですけれども、昨年12月に厚生労働省が令和元年放課後児童健全育成事業の実施状況という形で、これはプレスリリースなんでネットから拾える分ですけれども、細々と全国の状況をデータとして

載せられています。全部で41ページにわたって報告書になっているんですけども、その調査項目の中に、支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の数というふうなものがあります。これで見ると、登録児童数36人から45人までのクラブでは配置職員数が3名、これが最も多くて37%とあります。熊取町の場合、添付資料の中の1枚目にそれぞれの2020年度学校別・学年別学童利用者数比較というものが載っています。これは今年の総会の資料の一番裏面のページをコピーしたものを添付として載せているんですけども、各14クラブある中で36人以上のクラブが11クラブあります。これで行くと、もちろんこれは4月1日現在なので増減があるかと思いますが、多いところでいくと東小のドリーム、65人となっています。多いところは非常に多い、3名体制でやられているかと思うんですけども、これを見たときに、ほとんどが36人以上に熊取町は当てはまるんです。それでいくと、厚生労働省の全国平均を見ると3名の職員配置が1つの基準になっていると。最も多い37%、およそ4割近くのクラブで3名体制でやっておられるということが、これを見て分かりました。

十分足りていますと言われてしまうとちょっと違う形で僕は言いたいなと思ったんですけど、指導員不足という言葉があったので、安全面という点においては、やはりこれを追求していこうとすると、当然2名で見るよりも3名で見るほうが子どもの安全というのが担保されると思います。なので、指導員を増やすという計画もやはり今後は入れていかなければいけないのではないかなというふうに思っています。

ただ、募集してもこれ、なかなか集まらないんですね。広報とかにもよく載せていただいているなというのは私もよく見るんですけども、何で募集をかけても集まらないというふうに問題認識として捉えられていますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、支援員の数、今、議員からご紹介いただきましたように、国における調査では、1クラブ当たり36人から45人の間では3名という形が37%というご紹介がございました。ちょっと申し訳ございません、今私、手元に資料を持っておらないので詳しいことは申し上げられないんですけども、基本的に1クラブ当たり、先ほども私、ご答弁申しました専任の支援員、これはきちっと大阪府の資格研修を受けた支援員、これは各クラブ1名は必ず配置している。その中で有資格の補助員も1名配置、あと、先ほど申しましたように、配慮を要するお子さんへの介助員という形ででもプラス1名を配置していると。そういった中で運用していただいているという状況でございます。

その中での不足、募集を指定管理者においても継続して、ハローワークでありますとかアルバイトとしてになると思うんですけども、いろんな大学に募集の案内をいろいろしていただいているというふうに聞き及んでいるところでございます。

なぜなかなか、今の若者だけとは限らないんですけども、来ていただけないかというのは、当然保育士もそういうふうに使われていますけれども、今の処遇の問題とかというのが国のほうで言われております。保育士につきましても、毎年、僅かではありますけれど、処遇改善というのが行われているという状況でございます。

本町の指導員の給与面がそしたら低いのかというと、近隣と比べても飛び抜けて高くはないですけども、基本、中の上ぐらいかなというふうに考えてございます。ただ、処遇につきましては従前より各議員のほうからもいろいろ改善についてのご質問もいただいておりますので、そこは我々も調査研究を引き続き指定管理者のほうとも協議をしていかなければならないというふうに考えてございますけれども、その要因というのは、私個人の私見になるかもしれませんが、やはり処遇になるんじゃないかなというふうには感じております。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）処遇改善、給与だけにとどまらないと思うんですけど、僕も処遇というところが非常にネックになっているんじゃないかなと思っています。

次の質問に、最後の質問になるんですけど、その原因というのが僕はここに集約されているのかな

と思っています。

添付資料2枚目を見ていただきたいんですが、これは先ほど来から議論させていただいているアンケートの最終ページになっています。最後の質問では、学童保育所が再来年の2022年3月までの5年間という有期限であることに触れられており、これに対しての保護者の考え方、ご意見がここに反映されております。これを見ると、5年ごとの運営に問題があるというよりも、指定管理期間が5年となっており、5年ごとの公募によって運営者が変わるかもしれない、指導員が変わるかもしれないということに対して非常に心配されている保護者の方が81%、非常に多くの方が、期限があるということがよくない、継続を望むというふうに書かれています。

意見の中の幾つかを読み上げますと、「なぜ期限が分らないのか分らない、理解できない。有期限にするのが分らない」「事業者が変わることに不安、運営体制が変わるのは困る」「更新ごとに運営が変わるのはよくない、子どもが戸惑う」、このような意見が出されて、5年ごとに運営者が変わるのは非常に困るというようなものがこのアンケートに出ていると思うんですが、これについてご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の期限性（5年間）のある指定管理者制度についてご答弁申し上げます。

当該アンケートの結果では、議員ご提供の後ろにもございますとおり、回答者の81%の保護者の方が期限性があることに否定的な意見が示されている一方で、一定期間での見直しや選択性、競争性によって質の向上につながるといったご意見も見受けられます。

さて、本町の指定管理者制度の運用に関しましては、施設管理の妥当性を定期的に見直す必要があることなどを考慮し、原則として3年から5年間の範囲内で期間を定めることとしており、また、指定管理者の選定に当たっては、公平性の確保や競争原理の観点から原則公募を行うことといたしております。

ご質問のアンケートにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、あくまで指定管理者において自己評価を行うために毎年実施されているものでございます。

町といたしましては、現在、当該アンケートとは別に、今後の学童保育所の運営における参考とするため、学童保育所の利用者の皆様から率直なご意見を直接頂戴するよう、保護者の皆様へアンケートを実施しているところでございます。

本アンケートでは、学童保育所における保育内容から支援員に対する評価、施設面への評価など、学童保育所の運営全般に関してのお考えを伺っており、この集計結果につきましては、6月議会において議員よりご質問いただきました町、指定管理者及び一部の保護者や学童保育所の支援員から成る熊取学童保育連絡協議会による三者協議において、今後のよりよい学童保育所の運営の実現に向けた条件づくりに活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）指定管理者導入の議論というか経緯は、我々議会のほうでも平成28年3月議会で指定管理を導入する云々の議論があつて、僕も当時の資料、議事録を読み返して、あつたんですけども、指定管理者制度に関する運用指針、これもよく読みました。指定管理者募集の基本的な考え方として、「指定管理者の選定に際しては、公平性の確保や競争原理の観点から、できるだけ多くの団体が選定に参加できるよう、原則として公募を行う」というふうに書いているんです。

競争原理の観点から、これまでNPO、今の現運営者は、5年間やってこられたことをしっかりと評価してもらって次も選ばれるように努力していただく、こういう方針の下で議会でも可決し、現在のNPOこどもとおとなのネットワークが選ばれたわけです。

じゃどうなのかということ、この結果というものが、今もちろん途中でですけども、アンケートの集計結果にあるように、非常にしっかりと頑張ってきて、9割を超える保護者の方たちから満

足を得られた。さらに、今答弁でもあったように、学童保育所の運営をさらによりよくするために、熊取町、それから保護者組織である連絡協議会、運営者であるNPO法人、この三者協議会が立ち上げられて、まさに膝と膝を突き合わせるように、保護者のニーズをしっかりと酌み取る、熊取町の思いを酌み取れるような形でこれまでずっとやってこられたと思うんです。

そもそも、公募による指定管理というものには問題があると思っています。一つは、競争原理が働いていない点です。前回も1者だけだったんですけれども、それは、これまでのNPO法人が40年間、お父さん、お母さんたちの思いをしっかりと受け止めて保育所運営を頑張ってきたら、その信頼性というものは絶大なものがあるという点、そして、共働きによって入所する子どもたちが増えていって大規模化していく。だから、ちょっとやそっとの事業者が手を挙げられない状況にあります。だから、もちろんこれらは非常に今の現NPO運営者が頑張ってきた成果であるというふうに言えます。なので、こういった理由で私を含めた多くの関係者が、恐らく次の指定管理者の選定委員会でも選ばれるだろうというふうに、私は特にですけれども、安易に思っていたりします。なので、ほぼここには競争原理が働いていないんです。

また、別の視点で見た場合に、熊取町には多くの施設があって、現在、その施設の管理をほかの民間事業者へ委託している作業が着々と進んでいます。施設の管理であれば、ある程度の資本やノウハウがあれば管理者として選んでいただくことは可能ですが、学童保育所は、施設の管理ではなくて人対人、職員対子どもの関係性、信頼の構築、これが最も重要となります。当然ながら、大きさも分かりませんが、子どもの命を預ける、そういったところは絶大的な信頼を置ける事業者には任せられないんです。なので、そもそも指定管理のほかの事業者とは同じではないと私は考えています。これは唯一無二の存在ではないかなというふうに私は考えていますが、今の運営体制についてどのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、指定管理者制度についてからでございますけれども、これは議員ご存じのように、指定管理者制度につきましては地方自治法上、必ず指定管理者の指定は期限を定めて行うこととされており、指定管理者制度を導入する以上は必ず期限を定めなければならない。その期限が本町の運用指針の中においては基本的には3年から5年、個別の事情があればそれ以上に決定することができるというふうに規定されているところでございます。

また、質問で議員からご紹介いただきました指定管理者が実施されたアンケートの結果なんです。別にこの内容を私は別に否定するつもりはないんですけれども、設問が、ちょっと抜粋になるんですけれども、これは議員のほうから資料を提出していただいているのは、「期限性のある運営・管理となる指定管理者制度について、ご意見をお書きください」としかこのアンケート結果で出てないんですけれども、設問のほうではそれプラスちょっとされているんです。ちょっとご紹介しますと、放課後児童クラブ運営指針、これは国が定めている指針でございます、では、育成支援の継続性という観点からも、継続的、安定的に運営することが求められていますが、この期限性のある運営管理となる指定管理者制度についてどう思いますかという聞き方をされているんです。これは、基本的に放課後児童クラブ、国の指針につきましては、育成支援の継続性、これは当然でございます。ここの継続性、安定的に運営することが求められているというのは当然でございますけれども、学童保育、私の答弁がちょっとずれているかもしれないんですけれども、この指針によって指定管理者によって期限を設けることを別に否定しているわけじゃなくて、安定的に、要は保護者のニーズに合った学童保育を基本的にはお子様の育成支援という観点からきちっと運営しなさいよと。極端な話をいいますと、年度途中でいきなりやんぴはないですよといったようなことを規定している指針でありますので、この設問の仕方を聞くと私個人としては、期限がないほうがいいたらと回答するのが当然かなというふうに思っております。

ただ、その辺の今、議員がご指摘のあったような今の現指定管理者との運営、こちらについては、先ほどご答弁申し上げましたように、ただいまアンケート調査を実施してございます。その期限が

今週末になってございまして、翌週ぐらいには速報値的なものは各議員のほうにもご提供させていただきたいなというふうに考えているところでございます。最終、まだちょっと決裁も取っていないんであれなんですけれども、基本的にはそういう形で、できるだけ速報という形でもお示しさせていただけたらなというふうに考えている状況でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今、理事はすごくいいこととか、もうまさにそうだなと僕もそう思ったんですけど、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針、ここの第4章では、まさに今冒頭で話があったように、「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる」、これが指針なんです。だから、先ほどの質問の職員の処遇改善という部分でいくと、やはり5年で自分の仕事なくなってしまうかもしれないというところでは集まりにくいということは、まずはっきり言えると思います。これはまさに運営指針に反していることだなというふうに思っています。

もう一つ、後段のほうでもすごくまさにそのとおりのことというふうに思ったんですが、我々保護者のニーズをしっかりと酌み取ってくれているところに5年置きじゃなくて継続して子どもを預けたい、これがまさに一番根幹なものであって、指定管理であるから5年で変えないといけないというものではないんですよ。

添付資料の3枚目をご覧くださいと思いますが、これは埼玉県久喜市の指定管理になる放課後児童クラブの選定結果というか、随意指定にした理由及び結果が記載されています。これを参考に出させていただきたいんですが、裏面の資料の4ページです。

そのマジックで囲った部分の中段、随意指定に、熊取町という随意選定です。した理由及び結果として、「公募方式で現在の事業者が代わった場合、支援員が代わることにより、児童及び保護者が不安を募らせ、利用者に与える心理面での影響や負担が懸念される。また、これらの要因により、児童の保育も含め運営に支障が生じてしまうおそれもある。以上のことを考慮しながら総合的に判断して、公募方式ではなく随意指定とした」とあります。要するに、同じような問題が今、熊取町ではかかっているわけです。

私も、久喜市同様に、本町の学童保育事業も随意選定、これは指定管理者制度に関する運用指針の中で、公募を行う場合ともう一つ、公募をしないことができる場合というところの選択肢にかかってきます。要するに、運用のルールの中でしっかりあるわけです。

なので、今まで申し上げた中で、だから熊取町の学童保育は公募をしないで随意選定でもうずっと未来永劫やってもらおうというところではなくて、保護者の人たちのニーズをしっかりと酌むことができる評価体制、ここが重要じゃないかなというふうに思っています。

このアンケートの中にも、いわゆる反対する、期限性があることがよいというふうに思われている方たちの中には、「競争があることで、質の向上につながる」、これは競争原理がないと私は先ほど申し上げましたけれども、重要なのは、「見直すことで、評価することでよりよくなる」と書いているんです。なので、しっかりと評価体制ができれば今のしっかりと頑張っておられるNPO法人にお願いする、これがまさに保護者の方のニーズなんだと私は思っています。この評価体制、指導体制は今現在どうなっていますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）評価体制でございますけれども、議員のほうから資料としてご提供いただいています第三者評価指標に絡む部分だと思うんです。基本的には、第三者評価制度と申しますのは、保育園につきましては第三者評価につきましては規定されておるんですけれども、学童保育所の運営事業については国の規定がないということで、先ほど来議員からご紹介いただいた、事業者が自己評価によってそれを分析して公表するというのが基本的な流れになってございます。本町の条例上もそのような形になり、協定書においても同じような形になってございます。その代わりに、今回、町がまた別途保護者のニーズを的確に把握するために、直接町のほうに返送していただ

いてというような形を取らせていただいているといったような状況でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）第三者評価の添付しているところなんかはまさに第三者評価という形でやられているんだと思うんですが、先ほど紹介した厚生労働省のデータで見ても、運営内容の定期的な自己評価の実施状況でいくと51.7%、およそ半分の事業所が自己評価している。これは本町でもやられているかと思います。次の第三者評価の実施状況については、26.9%、27%が第三者の評価を受けてやられていると。これは、今も現に三者協議があつて、熊取町、それから保護者の人たちのニーズというものを常に今の学童保育事業の運営者に伝え改善して行って、だからこそ9割の人たちが満足されていると思うんですけれども、もっと厳しいというか、より客観的な指標として、今後随意選定というものを選んでいくに当たって三者協議というものも、もし連携の中、もしくは皆さん方の執行部の中で第三者評価も必要ではないかという声が上がった場合に、こういう27%の中に本町も入れていってもいいのかなというふうに思います。

いずれにしても、現在行われている指定管理者制度の中で運用ルールとしてもう一つの選択肢、随意選定というものがあるわけですから、これまで競争原理という観点からやってきましたけれども、非常に頑張っておられるので、ほかの事業者が手を挙げることもできないぐらい、今すごく信頼関係は非常に高いと思います。なので、そうであれば随意選定というところをしっかりと検討していただいて、保護者の方のニーズをしっかりと組み入れていただいた保育事業というものをぜひとも目指していただきたいなというふうに思います。

なので、私の要望としては、指定管理者制度の中の随意選定というものをしっかりと12月議会に向けて選んで、日があまりないんで、しっかりと検討の材料の中に入れていただくことを要望したいと思います。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、室内の換気のため1、2分休憩いたします。

---

（「14時00分」から「14時02分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

次に、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして私のほうから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問については、主に3点をさせていただきます。ほかの同僚議員から質問がありました点については割愛して質問したいと思います。

まず、先日、議員全員協議会で概略及び方向性についての説明がありました熊取町スマートシティ構想についての質問をさせていただきます。

町長の大きな公約の一つとして、熊取町のスマートシティ戦略について今後進めていくということで、現在、コロナ禍の中では進捗が、少し視察等の点が遅れているようでございますけれども、基本的な考え方について説明がありましたので、そういった中で私のほうから次の点について質問させていただきます。

熊取町の地域特性や住民の考え方、またスマートシティにおける今後の活用方法で、住民が豊かな暮らしを得られるように、そういう熊取町の過去、現在、未来についてのDNAを進めていく点について、スマートシティ構想についての取組をお聞きしたいと思います。

構想の中ではたくさんの項目が上がっておりますけれども、私は、当面の間、目の前で取り組みやすい点について、実現可能な点を何点かお聞きしたいと思います。

まず、1点目は、いろいろなスマートフォン等を使って活用されるアプリでございます。

大阪府のスマートシティ構想の調査の中で、各市町村がアプリ等を活用して住民の利便性を高めるという活用を図る中で、熊取町の取組は、最近の子育てアプリがございましたけれども、それ以外については若干遅れているのではないかと考えます。大阪府で一番評価の高い寝屋川市では1つの総合型アプリで10の分野についての対応をしていると。本町での今後の取組についてお聞きしたいと思っております。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、アプリの点と、通告いただいております町民の受容と満足度を高める点につきましても併せて答弁させていただきます。

それでは、これからのスマートシティ戦略についての進め方と熊取町のDNA（特徴や進んでいる点）の活用についてのうち、町民の受容と満足度を高める取組案について答弁申し上げます。

先日、8月26日開催の議員全員協議会において説明いたしましたとおり、本町のスマートシティ化を進める上での基本姿勢の一つとして地域特性を生かすことを重視しており、大学などとの協働のまちづくりや、17.24平方キロメートルの町域に効率的に都市機能が集約されているコンパクトシティといった、本町がこれまで培ってきた特徴や資源を生かした取組を進めてまいります。また、本構想においては、7つの政策分野に取り組むこととしており、各分野に位置づけた様々な取組を通じて住民の皆様に利便性向上を実感していただくことがスマートシティの受容につながるものと考えており、こうした利便性の向上とともに幸福度を高めることこそが、スマートシティ構想の目的であることを念頭に推進してまいります。

その上で、行政サービスの手法としてのアプリ導入についての答弁でございます。

寝屋川市の統合アプリに関しましては、3万ダウンロードを突破しており、市民の評価も良好で導入が順調に進んでいるものと聞き及んでおります。

この総合型アプリは、個別アプリをそれぞれに複数用意するのではなく、手続の入り口が1つになるため、閲覧する住民にとっては利用しやすく、利用の促進につながっているものと考えております。

一方、本町におけるアプリ導入の取組としましては、8月28日から運用を開始しております公式LINEアカウントを利用し、子育てアプリである「くまっこナビ」との連携を図ったところで、当該LINEアカウントとの連携により、1つの入り口から「くまっこナビ」も含め複数の行政サービスへのアクセスが可能となり、利便性の向上につながったものと考えております。

今後、スマートシティ構想に基づき行政手続のオンライン化を進めるに当たっては、こうした個別アプリや公式LINEアカウントの拡充と総合型アプリを比較しながら、費用対効果も踏まえ適切に導入を検討してまいります。

以上、よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

大阪府下の調査によりますと、3つ以上のアプリを活用している市町村が全部で18団体あって、平均が3.2ということでございます。熊取町は三角で3つということなんですけれども、上位からいいますと寝屋川市が10分野、豊中市が9分野、和泉市と箕面市が7分野ということなんです。やはり先ほどもありましたコンパクトシティと言われる熊取町の中では、こういったアプリの導入の効果というのは先ほども答弁していただいたとおり、あると思っておりますので、今後、積極的に住民の目の前の利便性を高めるということで、アプリについての分野を広げていただきたいなというふうに思うんですけれども、その点いかがですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）方向性としては、議員もおっしゃっているとおり、我々としても行政手続のオンライン化というものを進めていくところは前提に考えておまして、住民にとって何が一

番利便性が高くて幸福につながるかということは第一に考えておりますので、各団体が導入されておられる統合型アプリとそれ以外の個別アプリというものについては、何が一番費用対効果も踏まえて適切な組合せであるかというのは考えてまいりたいと。その上で、不評ではありますけれども、国のほうが進めておりますマイナポータルにおけるオンライン申請というものも、今後、国が精力的にこれを進めていく上においては改良も恐らく見込めるんじゃないかと考えておりますので、こういったものの利用も十分考えながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）大阪府下の先進の市町の状況がありますので、やはりそういうところを意識しながら、熊取町のスマートシティの旗を上げておりますので前向きに進めていただきたいなと思います。次に移ります。

起こりつつある変化、これはコロナも併せて、コロナ禍の中でのデジタル化というのは非常に大きなものがあると思いますし、最近ではテレワークによっていろいろ社会変化が大きく出てきているというふうに、郊外に家を買うとか、それから別荘が売れるとか、何かそういうようなことをこの前もNHKでやっておりましたですけども、そういう変化が起こってきていると。熊取町としては非常にチャンスかなというふうに思っています。

そういった中で、リモート、オンライン、ウェブ、デリバリー等、活用すべきところが多いかなと。民間に比べて行政のほうはこういう点は遅れているんじゃないかというふうに言われておりますけれども、そこで、アフターコロナのまちづくりを進めようとする中で、ネットでの行政手続推進についてお尋ねしたいと思います。

先日、新聞に、大阪市がネットで行政手続を年次の計画で進めていくんだと。今年度については約200の行政手続を進めていくと。令和7年度までの間に、法的にオンライン化が不可能なものを除いて計約1,500の行政手続の全てのオンライン化を実現する計画を立てられたと。昨年12月に行政手続を原則オンラインでできるようにするデジタル手続法が施行されている中で、行政の効率化と住民の利便性の向上が進んでいるというふうな新聞の記事がございました。これ、大阪市に問い合わせると確実にやっていくというようなことをおっしゃっていました。

そこで、大きい小さいはありますけれども、同じようなことがあると思います。ただ、対面でする重要な個人情報であるとか、いろいろ個々の細かいやり取りであるとか個々の事情であるとか、そういうのを酌み取る行政手続もあると思いますので、そういう面は熊取町としては大事にしていけないと駄目かなと思う中で、やはりこの時代の流れに乗っていくということも大事かなと思います。

そこで、キャッシングとかも含めてデジタル化についての行政手続、この推進についての考え方を教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、2つ目のご質問、起こりつつある変化に対応したスマートシティの取組についてのリモート、オンライン、ウェブ、デリバリー等々について答弁申し上げます。

本町がスマートシティ構想策定に着手した後、新型コロナウイルス感染症拡大が深刻化し、いわゆる新しい生活様式に適合するための行動変容をいや応なく迫られている状況であり、こういった要請への対応についてもスマートシティ化の目的に位置づけ、構想における7つの政策分野の中で具体的な取組の検討、実施を進めてまいります。

このうち、ご質問のリモート、オンライン、ウェブについては、役場のデジタル化の分野での取組として検討すべきものと捉えております。現時点において、役場全体でのリモートワークやオンライン・ウェブ会議導入には至っておりませんが、一部においては、大阪府をはじめ外部の関係機関との間でICTを活用したオンライン・ウェブ会議を実施している事例もあり、新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見通せない中、これらの取組が今後ますます進展していくことを想定して

おり、先進事例も参考にしながら適宜適切に導入を図ってまいりたいと考えております。

また、デリバリーについては現時点、実施予定はございませんが、まちのキャッシュレスの分野におけるキャッシュレス決済ポイント付与事業の実施に当たり、関連するサービスの一つとして連携に留意してまいります。

また、前のご質問で申し上げましたとおり、コロナ禍における新しい生活様式への適応を念頭に、役場のデジタル化を取り組んでいくべき政策分野の第一に掲げており、行政手続のオンライン化は重点的に推進していくことを位置づけております。その推進に当たっては、より住民に身近な手続についてオンラインで行えるよう社会実証を開始するとともに、オンライン化に向けた基盤の検討、費用対効果を検証しながら様々な行政手続への導入の可否を検討して進め、最終的には、法令の規定や対面によることがより効果的であるものを除き、全ての行政手続のオンライン化を目指してまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）前向きな答弁をいただきました。これは、やはり町長の方針としてスマートシティ構想を進める中で、一番役所として取り組みやすい方向性かなと思いますので、その点よろしくお願ひしまして、実現について我々も研究をしてまいりたいと思います。

次に移ります。

スマートモビリティの本町の進め方について、自動運転であるとかそういう点については、大きなモデル事業とか先進的なところの事例は聞いておりますけれども、現状と大分差異があるような気がしますので、これは大規模な事例が進んでくる中で熊取町でも実施が可能かなと思っております。

ただ、大林議員からも質問がありました現在の民間バス会社の運行プラスコミュニティバスの運行の中で、住民がなぜ駅に入らないのかとか、それからなぜ一旦役場に行かないといけないのかとかいうような、まだまだ問合せが結構ございます。

ここで再度質問させていただきます。

公共交通会議というのが適当かどうか分かりませんが、事業者であるとか利用者であるとかいろいろ関係者が集まって、そういう点を事業者対利用者も含めて、役場のほうも中へ入って、どういう理由で駅へ入れないとか、そうすると通常の民間バス会社が入っているものを圧迫してひょっとしたら廃止になる可能性もあるとか、そういう点を議論したり情報を提供する必要があるんじゃないかなというふうに思っております。こういう点について、公共交通会議的な会議を持つもりはございませんか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）まず、ご質問のスマートシティ構想についての3点目、スマートモビリティの本町での進め方について及び現行のコミュニティバスの運行において公共交通会議の取組の現状と開催予定について、それに代わる会議等について答弁申し上げます。大林議員の答弁と一部重複いたしますが、ご了承をお願いいたします。

現在、本町の公共交通事情につきましては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが大きく3ルート確保され、令和元年度実績で年間約73万人以上が利用してございます。また、役場を起点に公共施設を循環するひまわりバスが4ルートで運行し、同じく令和元年度実績で6万6,000人余りにご利用いただいております、これらが相互に補完し、役割分担を明確に、効率的な輸送に努めているところでございます。

しかしながら、高齢化の進行による買物難民や自宅からバス停までの移動困難な状況におけるラストワンマイル問題という課題が顕在化している状況で、現在、熊取スマートシティ構想におけるスマートモビリティの検討におきまして、路線バスやコミュニティバスと適切な連携の下、柔軟性に優れた交通手段であるオンデマンド交通について調査研究の取組を始めたところでございませ

て、大阪府のスマートシティ戦略部にも協力をいただき、本町の地域特性、公共交通事情に基づいた新たな交通体系の構築に係る意見、情報等をいただいているところでございます。

公共交通会議につきましては、本年3月議会におきまして令和2年度中に開催する旨説明させていただいたところではございますが、昨今のコロナ禍によって様々な会議が書面開催となっている状況であること、ただいま説明のとおり、スマートモビリティ導入についての調査研究が途上にあることから、これらの状況を踏まえて会議の開催時期を見極めてまいりたいと考えてございます。

なお、コミュニティバスの運行において公共交通会議の取組といたしましては、本年6月に、岸和田市以南、岬町までのバス交通政策担当部署を構成員とする泉南地域バス交通政策連絡会議を立ち上げまして、交通政策課題等の情報共有を今年度から図っているところでございます。現在、当会議に参画の岸和田市、貝塚市、阪南市、岬町には公共交通会議が既に設置されてございます。本町の会議設置に当たっては、これらを参考に進めてまいりたいと考えてございます。

それと、朝からの大林議員の、最後に私のほうから申し上げさせていただきましたが、バスの事業者南海ウイングバス南部、それから本町にタクシーとして乗り入れております第一交通、新大阪タクシー、新泉陽タクシーが参画しております大阪タクシー協会のほうとも、コロナ禍におけるタクシーチケットの配布に当たっての協議はさせていただいてございまして、引き続いてこういう連携を図って進めていきたいというふうに考えてございます。

今後も地域公共交通の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） どうもありがとうございます。先ほど答弁にも出てまいりましたけれども、7月7日の臨時議会で町長のほうから提案された高齢者外出サポートタクシーチケット配布事業、これについては3,383万7,000円ですか、この補正予算については高齢者の方からもう何人も、ありがたい、使わせてもらったということでお声をいただいております。これはコロナ禍の中での対応ではございますけれども、今後はこれをちゃんときっちり分析した上で、利用状況とかどういった活用の仕方をされたということ、今後の高齢者対策というか、先ほど買物難民だとかそういうお話がありました。こういうものとやっぱり連携させて、今後は公共交通的な見地でいくのか、福祉施策としていくのか検討されて、この事業を今後生かしていくということが必要やと思いますので、その点の検討もよろしく願います。これはもう要望で。

次、2番目のGIGAスクール整備の現状についての質問をさせていただきます。

これも重光議員が質問をされて、一定の理解は、聞きたいことも幾つかありましたので、確認だけさせていただきます。

まず、学校現場や教育委員会の指導主事による授業やICT計画の活用の進め方と現状についてというのは、これは先ほど吉田統括理事からも答弁がございましたように、本会議で契約案件が決まると同時にスタートしたいということで、委員会を省略するという話で進んでおりますけれども、整備が終了する1月末からスタートするんじゃないに、その間、大方5か月からあるんです。その間に学校での活用方法、子どもたちへどう生かすか、また、授業に生かす教材の開発であるとか先生方の研修、そういう点をやはり進めていかなければならないということを考えております。そういう点については、先ほど吉田統括理事からもそういう考えでいくんだよということで答弁がありました。

2番目の点についても同じ内容でございますけれども、この点について、現在、学校でもう既に整備されているタブレットとかを活用して、どういったデモ授業というか、そういうことがされている何か例がありましたら教えていただけますか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） そうしましたら、ご質問通告の内容ではなくて、どういうものをしているかということでご答弁させていただいたらよろしいでしょうか。

(「いや、用意されたものをお願いしたい上で」の声あり)

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君) よろしいでしょうか。

それでは、1つ目のGIGAスクール整備の現状についての1つ目、学校現場や教育委員会の指導主事による授業やICT計画の活用が進め方と現状についてご答弁申し上げます。

現在、GIGA端末の児童・生徒1人1台整備については、1月末に学校に導入できるよう手続を進めているところです。

導入後の活用に向け現在の取組についてですが、本町では、令和元年度末に全小・中学校のコンピューター教室の端末を更新し、各校40台ずつのタブレットを整備しました。現在、このタブレットを授業等で活用しながら、導入後スムーズにGIGAの端末を活用できるよう取組を進めております。

まず、低学年の児童につきましては、タブレットの扱いに慣れることに主眼を置いて、電源の入れ方、アカウントやパスワードの入力等の学習を進めております。高学年につきましては、タブレットが導入されたことで、調べ学習や動画の視聴等を教室で行ったり、体育の授業で跳び箱を跳ぶ様子を撮影し、客観的に自分の体の動きを捉えて分析したりするなど、タブレットを活用した授業を取り入れております。また中学校においては、現状では技術の授業での活用が中心となっておりますが、1人1台整備されたときのために、他の教科での活用について校内研修や教科会等で研究を行っております。

今後は、情報教育担当者会議等で各校での授業実践について情報交換し、活用方法や教材研究を進めていく予定でございます。

以上でございます。

議長(矢野正憲君) 田中豊一議員。

5番(田中豊一君) 今のは1番と2番でよろしいのかな。

(「今、1番目で」の声あり)

5番(田中豊一君) 2番目も。

議長(矢野正憲君) 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君) では、ご質問の2つ目、自宅学習やソフトの活用、教材研究や提供のめどについてご答弁申し上げます。

自宅学習のためのソフトにつきましては、9月中にドリル教材が導入できるよう準備を進めております。現在、事務局員が各校を訪問し、ドリル教材の内容説明や導入に必要な児童・生徒一人一人へのアカウントの配付等について説明しております。その後、先行して教職員にアカウントを配付し、実際にどのようなものかを体験してもらう予定です。その後、全児童・生徒にアカウントを配付し、使用方法や活用方法を学校から説明すると同時に、教育委員会主導で昼休み等に各小・中学校のコンピューター教室を利用し、同教材を体験する機会を設ける計画です。児童・生徒が主体的に自宅で学習できるよう、本教材を活用していきたいと考えております。

以上でございます。

議長(矢野正憲君) 田中豊一議員。

5番(田中豊一君) 教員の研修やICTスキルのトレーニングは進んでいますか。教員の方のそういうプロジェクトチームなり、そういうようなものは立ち上げられてどんな進め方をされているか、お願いします。

議長(矢野正憲君) 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君) では、3つ目、教員の研修やICTスキルトレーニングの進捗についてご答弁申し上げます。

まず、大阪府教育庁ではGIGAスクール構想の推進の研修を行っており、本町からも小・中学校から1名ずつ、合計2名の教諭が参加しています。この2名が中心となって情報教育担当者会を開催し、それを受けて各校の担当者が校内研究を進めております。情報教育担当者会議では、国や

府の動向の情報共有や活用方法等について協議・検討を行います。

また、令和元年度末のコンピューター教室の機器更新に伴うサポート業務の一部として、各校の全職員に対して2回の研修会を実施いたしました。さらに、研修のときの講師がローテーションで各校を訪問し、教職員の日々のICT教育に関する悩みに対応したり授業の相談を受けたりと、専門的な視点でフォローができる体制を整えております。

また、現在、各校においては、1月末に整備予定の児童・生徒1人1台のGIGA端末の一部を8月末に先行導入し、各校にその一部端末を配備します。それらの端末を使用し、授業での活用法を考えたり授業づくりを考えたりといった効果的な利活用について検討会を行いたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 随分頑張って進めていただいているようなので、安心をしました。

私の手元に、昨年12月末に萩生田文部科学大臣が「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて」というメッセージを出されておりました、その中で私がこれは忘れたらあかんと思うのは、やはり情報化に対する利便性や、家でも休校等があった場合教育を受けられるという非常にすばらしい環境をつくっていくわけなんですけれども、教育の重要な項目にネットリテラシーの構築、情報活用能力の育成ということが出ておるんです。こういう点について何か進められていることがあったら教えていただけますか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） ネットリテラシーに関して、また活用能力に関してなんですけれども、まず一つは、これはもう従前からずっと取組を進めておりますいわゆる情報の取捨選択する能力、例えば、間違った情報なのか正しい情報なのかというようなことをしっかり子どもたちには理解してもらおうというふうなことが必要であると思っています。そういったことに関しましては、例えばスマホであるとか携帯電話等の学習の中で、ネットにあふれている情報をどのように活用するのか、また、どういった情報は捨てていかなければいけないのか、どういった情報を拾い上げるのかというふうなことについて、しっかり学ぶ機会というのを持たせていただいております。

また、今後情報活用能力を育成していく中で、当然ながらタブレットの使用の仕方であるとか、あるいは調べ学習等を通して授業を進めさせていただく状況の中で、それをどういうふうに活用するかということを実際のいろんな授業の活動の中で、あるいはタブレット、パソコン等を活用していく中で身につけさせていきたい。ですから、今後授業計画を立てていく上では、当然情報の活用能力を育成するというふうな大切な視点というのを教職員一人一人が自覚しながら授業を進めていくということが何よりも大事なかなと思っていますので、そういった点についてもしっかりと進めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） どうもありがとうございます。その点についてもしっかり子どもたちに伝わるように、よろしくお願ひしたいと思います。

今回、今年の3月の補正予算から、文部科学省が先ほどの文部科学大臣のメッセージと同時に国がいろんな形で1人1端末ということで広げていくということで、それに呼応して熊取町も町長がいろいろな形で取り組んで、現在ハードについてはほぼ整備が実現できるようなところまで来ているわけなんですけれども、やはりこれを活用する先生方、それから子どもたちが、契約の金額を見ただけで2億8,000万円ですか、その金額をやはり……。プラスWi-Fi環境、いろんなソフト面、それと家でWi-Fi環境のない人にはいろいろ貸出しするとかということも含めて相当の投資をされるわけなので、これをやっぱりうまく活用して、ほかの市町村の子どもたちに負けないように、熊取町は進んでいるんやということを実現していただくのが重要なかなと、これはもう私が言うまでもないことやと思うんです。

そういう中で、4番目ですけれども、令和2年度から4年間のスケジュールで始まる予定でしたGIGAスクールの授業が1年でスタートに着くということなんです。実は昨年、重光議員がこの点についてこの方針が出る前に質問された中で、その資料がございまして、一般質問の資料なんですけれども、これが前倒しになったわけです。その表を頂いた一番下に学校図書館蔵書のデータベース化等についてというのも出ておまして、これは従来の形でしか、ほかの授業については全て前倒しになっているんですけれども、これだけちょっとははっきりしなかったので今回聞かせていただきたいなど。

これは私、昨年一般質問させていただいて、この点については、うちは図書館や学校図書館が整備されて、学校図書館司書が8校に全員おる中で情報共有ができなかったりとか、司書の努力によってアナログでこの情報、貸出し等をやっているということで、この取組について、今後デジタル化の中でこれも前倒しされるのか、そうでなかったらどういう時点で考えていくのか、さらに図書館のネットワーク、今回補正予算に上がっていますけれども、そういう中へ組み入れて、相互に必要な図書が検索されて貸出しができるのかというふうなことが可能なかどうか、そういう点をちょっとお聞きしたいなと思います。お願いします。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） それでは、4点目の学校図書館蔵書のデータベース等の前倒し実施についてご答弁させていただきます。

令和元年9月定例会における重光議員一般質問答弁資料、学校ICT整備に係る取組方針の最後、10番にあった学校図書館蔵書のデータベース化についてご答弁させていただきます。

学校図書館のデータベース化につきましては、各学校ごとにデータベースを進めるのか、それとも町立図書館とネットワーク環境にて連携するのか等、データベース化の方法について様々な方法が考えられるところです。

学校図書館蔵書のデータベース化を進める上で町立図書館システムとの連携を行うのであれば、現図書館システムの更新時期に合わせた導入検討が必要となります。このため、導入に関しては、町立図書館との連携を含め、学校図書館のデータベース化をどのような形で構築するかの方法及びその費用対効果について検討する時間が必要となることから、現時点での導入時期の前倒しについての検討は行ってございません。

以上、ご理解のほどお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 公立図書館とのデータベースのやり取りについて取り組んでいるところは、私の知る限り豊中市であるとか門真市であるとか東大阪市とか幾つかあるんですけれども、学校の図書館のデータベースをやっているところは、この近くでは阪南市とかそういうところがございます。

今、貸出しが全部手書きの逆ブラウンという、私が子どもの頃にやったやり方でしか貸出し方法をやっておりませんので、大体小・中学校はどことも1万冊ぐらいはあると思うんですけれども、それについては、もうほとんど新しい本は購入時に全部、今はチップじゃないかな。ちゃんとラベルが全部できておまして、読み取りができる本になっていると聞いています。これについては、少なくとも学校だけの分でも読み込みができて、学校の中ですぐ貸出しがもう子どもでもできるような形のものとか、返ってきたらすぐ、今、熊取図書館でやっているのと同じことですが、そういうことでもやらないとあかんような時代じゃないですか。すぐせえという話じゃないですけども、これが前の計画では4年の間にするようになっていたので、学校の今やっているICTのやつが落ち着いたらやっぱりそういうところへ乗り出していきたいと。町村でトップクラスの熊取図書館を持ち、それと町長があちこちで全ての小・中学校に図書館司書を置いているんだということを述べている中で、学校の評価の中でもそういうことは出ていまして、そういうところをちゃんと足元がついていくように整備する必要があるんじゃないかと。

たしか私、図書館との連携に必要なのは初期が7,000万円ぐらい、毎年400万円ぐらいの維持費と

いって聞いていますので、それが学校だけになるともう半分ぐらいになるのか分かりませんが、そのあたり検討をお願いしたいと思います。そのあたり、どうですか。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 今、田中議員おっしゃるように、やっぱり町立図書館とのネットワークをとると結構な費用がかかってくるというのは、もちろん前回の図書館システム入替えのときにも検討させていただきました。ですので、おっしゃるように、なかなか手作業の部分で学校図書館司書の業務というのも忙しい中でやっておりますので、そのあたり、学校間のネットワークという部分も含めて、学校単独で入れるのか学校間のネットワークにするのか、図書館もつなぐのかということについては、一定、今回のGIGAスクールの中で学校間のネットワークというのもつながった部分ができます。そこら辺も踏まえて早期に検討の結果を出して、どういうふうな方法で進めていくのかという部分について示していきたいなというふうに考えてございます。またよろしくお願ひしたいと思います。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） これについては、学校ICT、GIGAスクールの一環の中の一つなので、1つ目に質問させていただいたスマートシティの中の1項目が学校ICTであり、その中の一つです。今後、見守っていきたいと思います。

それでは、3番目に移らせていただきます。

6月議会でもひまわりドームの令和元年度の指定管理者が代わった点についての質問をさせていただきましたですが、続けて質問させていただきます。

何かしつこいなと思われても嫌なのでちょっと説明をさせていただきますと、前回のときには元年度の利用者アンケートが完成されていませんでした。それはもう少し待ってくれという話でしたので、そのものが出てきましたので、前年度の30年度と比べて私のほうで分析をさせていただいて、質問させていただきます。

その一部を皆さん方に、セントラルスポーツの分と前の年のフィットネス21の分の一部をコピーさせていただいておりますけれども、実はこれ、比べて自分で表を作って明らかにしたいなと思っていたんですけども、設問内容が全然違うんです。ちょっと比較できなくて、そういうものは作れなかったの、こういうふうなコピーになっております。

この中で、セントラルスポーツの令和元年度の6ページを見ていただきたいと思いますが、これ、当該施設の総合満足度なんです。この出し方が、これを見ていただいたら分かるように、50%未満とか100%以上だとか、満足度がこういうような表なんですよ。

もう一つ、フィットネスのほうは、16ページ、17ページ、職員の対応だとか施設についての満足度が出ているんですけども、17ページは、これを私なりに「満足」と「非常に満足」とを足すと83.2%かなと。セントラルのほうは、これが非常に難解なんですけれども、若干低いかなど。これ、実は今の館長に何でこんなになっているのと、前年度のもの引継ぎはないんですかと聞きましたら、セントラルは幾つか、東京とかあちこちであるところの、この近くやったら泉佐野市もそうですけれども、既存の調査方法があって、それを活用したんだというふうに言われていましたので、これはしょうがないかなと思っています。

それと、せっかくコピーしたので、自由意見というところがあって、あちこち私、アンダーラインを引いていますけれども、職員の対応だとか指導員の指導方法だとか、トイレとか施設面です。セントラルのほうとフィットネスのほうを見ていただいたら、19ページを見ていただくと、プールのところでいろいろ不満も出ています。ただ、プールのところで矢印があって、この質問に対する苦情というんですか、こういうのはどないなっているのかということに関して、フィットネスのほうは回答が出ているんです。施設でしたら教育委員会に言いますとか、調整しますとか、自分とこの職員の問題であればこういう努力をしますというようなこと、こういうふうに変えましたとかというのが出ているんですけども、セントラルのほうはそういうのが一切なしで、言いつ放し

みたいな感じなんです。

この2つのアンケートを見て、施設管理者である教育委員会のほうの評価はどうか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、ひまわりドームの令和元年度における利用者アンケート、満足度について、まず1点目、指定管理者からの報告書の提出を受けての教育委員会の評価についてでございます。

まず、アンケート等ございますが、事業報告書全体を受けてのお話をさせていただきたいと思っております。

令和元年度から新たな指定管理をお願いいたしまして、初年度である令和元年度の実績でございますが、教育委員会が指定した教室などの事業については円滑に継続実施していただいておりますとともに、施設各所、老朽化した設備の修繕やトレーニングマシン等の備品の増設など、施設の維持管理につきましても積極的に取り組んでいただいたところでございます。

また、自主事業の取組といたしましても、ロンドンオリンピック出場選手を招いた水泳イベントの開催をはじめ様々な事業を企画、実施していただき、その他、教室等受講料の引き落とし口座について、これまでゆうちょ銀行のみであったものをほぼ全ての金融機関に拡充し、クレジット払いも可能にするなど、利便性の向上にも努めていただいたところでございます。

こうした実績を踏まえまして、教育委員会といたしましては、継続して安定した事業運営と施設管理に努めていただいているものと評価しているところでございます。

今後も引き続き、指定管理者との連携を密にし、多くの方から親しまれるスポーツ施設となるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今のも1番と2番を併せて答弁していただいたような解釈でよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）2点目ということでございますが、2点目につきましては、指定管理者から提案があつて評価されたという、いわゆる新たな住民向けの事業の実績と評価、そちらについても答弁させていただきたいと思っております。

まず、指定管理者申請時の事業計画で提案があり、評価された事業で令和元年度に実施した事業の実績でございますが、スポーツフェスティバルの開催といたしまして、6月にロンドンオリンピック出場選手を招いた水泳イベントの開催、また、アリーナ・プールでの継続発展における独自プログラムの増設といたしまして1月にプールサイドヨガの実施、さらには、多様な子ども育成プログラムの実施に係る屋外スクールといたしまして、2月に浪速スポーツセンターでのスケート教室の実施などがございます。

こうした新たな事業に参加されました方々からはご好評をいただいておりますとともに、次回開催への期待のお声もいただいていると伺っているところであり、本町といたしましても、スポーツに親しむ機会の充実に寄与するものといたしまして評価しているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今、1番と2番の答弁を聞かせていただいて、6月議会と何ら変わらないんで、私としてはどういう認識でこの3か月間進められたのかなというふうに考えるんです。

指定管理者を決めるときに5人の委員が選定委員ということでされて、それで点数の多いところになったということで、いいんですけれども、やはり新たな提案で今までにないところをやったと期待の下、進められたと。ところが、前回私から出した資料に、もう見ていただいたようにネガティブな話ばかりなんですけれども、現実としては不満が結構あり、具体的にあそこへ書かせていただいた、私が聞き取りしたものなんですけれども、さらに中へ入っていた地元商工関

系の業者、パン屋も撤退し、マイナス部分が非常に多いので、やはり今回、さらにその点について話をさせていただいたんです。

現在、その代わりにコーヒー屋が入っていたところもあまり顔を見ませんけれども、そのあたり、どないなっていますか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今ご指摘いただいたパン屋が販売をやめられたというところでございまして、ちょっと確認させていただきますと、令和元年10月にパン屋の販売をやめられたと伺っております。

そして、それを受けまして指定管理者におきましてはその翌月、11月から指定管理者におきまして独自で、いわゆるコモパンといたしまして、パネトーネ種を使った日持ちのするパンでございますけれども、それを翌月から販売開始されていると伺っております。

さらにまた、今、議員おっしゃられました令和2年8月から商工会のご紹介によりまして、キッチンカーによるパンとコーヒーの販売を始めているというところでございます。ただ、今はやはりコロナの関係でほぼ伺っていないという状況は聞いてございます。

さらに、指定管理者においてキッチンカーでのタコスの販売というのを今企画されているというところでございます。そしてさらには、不定期でございますけれども、商工会からの紹介によって、キッチンカーによりまして夏場はかき氷、冬場はタコ焼きの販売を企画されていると聞いてございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）前回の6月議会の私が集めたいろいろな情報によると、今回、指定管理者が満足度のために集めた情報を併せて、その選定のときに、この中で唯一委員としておられた教育長に、今後、あと3年半ほどあるわけなんですけれども、どういうふうに取り組みまして、担当のほうに指示を出していただいて住民に喜んでいただける体育館の運営に臨まれるか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけれども、よろしくをお願いします。

議長（矢野正憲君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）当時、指定管理を決めたいきさつについては、もうご存じのように、5人の委員で相互に意見を出し合っただけだったので、それについてはもう私自身は特に意見はないわけなんですけれども、田中議員が示されただけではなくて、令和元年に指定管理が代わってから、やはり教育委員会そのものにもいろんな、悪く言えば苦情、あるいは激励、よく言えば、そういうふうな声がかかっていたわけです。それは、私自身が思うには、今まで指定管理2期、つまり10年、あるいはそれ以前のお願ひしていた期間を含めたら、非常に長い期間同じ業者でずっと来て、人間的な触れ合いもやはりかなり構築されていたと。だから利用者団体も、もう気心の分かる指定管理者であり、それが急にぱっと代わったものだから、何か今までとここが違うなというようなことで、前こうやったのにというような意見が当然出るだろうというふうなことも覚悟の上でございました。

ところが、その意見をそれぞれ真摯に受け止めながら、前のフィットネスと変わったところは、毎月指定管理者と、それからうちの教育委員会の担当部署が、要するにこういう意見についてはどうしてくれるんやとか、どうなるんだとかいうような意見交換というのをあれからずっと行っていると。これは今までになかったことで、私自身、前の指定管理者とはそんなに、2年、3年しか知らないですけれども、これは個人的な感想です。今は町と、それから指定管理者というのは、よく言えば対等、どちらかといえば町のほうが優位にこうしてくださいよというふうな指示ができるという状態やと思っています。

前は、情けない話だけれども、町の職員が1年、2年でどんどん代わっていく中で、かなり10年、もうずっと密着してやられた指定管理者だったので、なかなか町が指定管理をしてもらっている、お願いしているというような立場で話をして、指定管理やらせてるでというような傲慢な意味じゃないですけれども、そういう立場的な関係が築けなかったと。ところが今は、いろいろ苦情が

出てきたら、こういう声があるよと、これはやっぱり改善してってねというような感じの声かけが十分できていると。

今、担当者に聞きますと、令和元年と2年を比べたら、やはり意見の数というのはかなり減ってきているというようなことも事実聞いておりますので、今後、田中議員が一番心配されている住民の方の利用者がやはり快く使っていただけるというようなところになるまで、説明なりさせていかんとあかんというふうに思っております。まだしばらく時間をいただきながら、あと決められた指定管理の期間、町民のためになる指定管理者というふうな育成をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）どうもありがとうございます。今後とも見守っていきたいと思います。

最後に、スポーツ担当窓口の一部でもひまわりドームで、先ほど教育長から月に何回か、また担当の人が頻繁に現地に行っているということです。私、決算でもまた質問させていただこうと思っておりますけれども、施設の老朽化が相当進んでいます。アンケートでも出てくるように、シャワーの件とか、これも10月に修理されるということですが、何でも10月なのかなというのもあるんです。そういう中で、やっぱり向こうで雨漏りとかこんな一番先に直さなあかんの違うかなと。お金をもらって施設を貸しているところでサブアリーナとかメインアリーナの一部分が雨漏りしていると、現在も。そういうところを、やっぱり現場でおらんかったら住民の声を直接聞けないので、間接にしか聞いていないので、緊迫感がないん違うかなと思う。この点、現地に人を送る予定はないのか聞かせていただきたい。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）まず、3点目の満足度を高める取組、これにつきましては簡略に申し上げたいと思います。

先ほど議員おっしゃられたように、満足度を高める取組については2点、指摘がありました老朽化する施設の維持管理にいわゆる優先順位を考えながら計画的にやってまいりたいというのが1点、もう一点が、事業の運営、こちらについては今、教育長がおっしゃられたように、お声に耳を傾けながら適宜適切に指導助言、そして情報共有を図ってまいりたいというところでございます。

それでは、4点目、スポーツ担当窓口のひまわりドームの業務実施についてでございます。

スポーツ振興担当の事務局について、グループの統合、また執務場所を集約した経緯等につきましては、さきの6月議会定例会における一般質問で答弁させていただきましたとおり、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に基づき、より効率的な業務の推進を図るため、組織・機構の見直し（スリム化）を行ったものでございます。

執務場所を集約したことにより、スポーツ振興に限らず、対応が必要な事案が生じた場合、組織としての意思決定や事務の遂行が迅速に行えること、また、課として横断的な業務への対応ができることによる効率化など、住民サービスの向上につながるものとして、現時点ではひまわりドームでの業務実施は考えておりませんが、今後におきましても、組織として迅速に対応を行えるよう、これまで同様、職員がひまわりドームに出向き、施設の管理運営状況の把握に努めるとともに、月1回開催しております打合せ会議を通じて情報共有を図り、指定管理者に対して適宜適切な指導、助言を行うなど、日常から指定管理者との連携を密にし、円滑に業務が遂行できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

（「どうもありがとうございました」の声あり）

議長（矢野正憲君）よろしいですか。最後、まとめていただいてもいいですけども、よろしいですね。

田中豊一議員。

5番（田中豊一君）また決算委員会で質問させていただきます。

議長（矢野正憲君）分かりました。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時25分まで休憩いたします。

---

（「15時08分」から「15時25分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、二見議員。

9番（二見裕子君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、防災についてと、また障がい者の方の支援についての質問をさせていただきます。

今まで何度も一般質問で取り上げてきましたLINE活用をしていただけたということで、住民サービス、また利便性が向上することになり、感謝をいたします。

LINEが誕生したきっかけは、2011年に起きた東日本大震災でした。電話がつながりにくい状況だったことを受け、インターネットを使って連絡が取れるようにと震災の3か月後に実用化、相手が自分のメッセージを読むと既読と表示される機能は、災害時、安否確認において重要な役割を果たしてきました。

それで、まず1点目ですが、熊取町スマートシティ構想でのSNS等、LINEでの災害時の情報発信についてどのように取組をされますでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、防災についてのご質問の1点目、熊取町スマートシティ構想でのSNS等、LINEでの災害時の情報発信について答弁いたします。

LINEの活用に関しましては、8月26日に開催されました議員全員協議会の際にご案内いたしましたとおり、公式アカウントを取得し、8月28日から運用を開始したところでございます。

ご質問の災害時の情報発信につきましては、これまでの防災行政無線・緊急速報メールに加えて、当該LINEを通じてプッシュ型で発信してまいります。LINEでの情報受信には友だち登録をしていただく必要がありますので、より多くの方に発信できるよう、今後、広報くまとり、町ホームページで登録を呼びかけるとともに、自主防災組織での訓練時などあらゆる機会を通じて啓発に努めてまいりたいと考えているところです。

また、災害時だけではなく、防災行政無線により行政情報などの放送を行った際にはLINEでも文字情報として同様の内容を配信することとしておりまして、これまで放送が聞こえにくかった地域や屋内においても情報伝達が可能となり、本町の情報発信力の補強につながるものと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。ありがとうございます。

今、LINE登録ということで周知していくということですが、現時点でどれぐらいの方が登録されているかという数は分かりますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）9月7日現在で385人です。さらに本日もう390人を超え、394人になっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）目標的にはどれぐらいまで広げていくようなことは考えていますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）自治体においては公式アカウントを設けているところも既にたくさんご

ざいまして、全てそれぞれの数字というものを我々も把握しておりまして、忠岡町においても725人というような登録者数、これは9月7日現在ですけれども、データとして持っております。これに負けているわけにはいかないということで、どんどん増やしていきたいなというふうに、具体的な数字ということではないんですが、ホームページと併せてこれが町としての情報取得について皆さんになじんでいただけるように、登録数を増やしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。今回、新型コロナウイルス感染で生活も変わり、皆さん考え方も変わってきたかなというふうに思っております。そういう意味では、ICTやAIなどを使う必要性というのが出てきました。熊取町のスマートシティ構想では住民サービスが向上していくことと思えますし、これからは公共交通、モビリティなど、スマホの登録で高齢者の家まで来てくれるようなことも考えられると思えます。

今、携帯電話の3Gのガラケーが今後使用できなくなるというようなこともありますので、スマホに換えられる方も増えるのかなというふうに思いますが、なかなか全ての住民がついていけるのかなということも踏まえて、町としても周知とともに丁寧な対応というのですか、していただければいいなというふうに思うんですが、そこら辺は何か考えておられますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）もとより議員今ご指摘のとおり、住民に対してこういったスマホ並びにICTの技術を活用するに当たっては、慣れて習熟していただくというのは大事なことでございまして、本町におきましても、このたび国においてマイナポイント事業というものが進められておりますけれども、これに関しましても町として住民に丁寧なご説明等も心がけておりますし、こういったことは全ての業務において大事なことでありと認識しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

今、何か政府のほうでは、LINEを活用して防災チャットボットという自動応答システムの運用を始めるようなこともお聞きしております。自治体などが運用するLINEのアカウントからチャットボットが被害の程度などを尋ねるメッセージを自動で送る。そして住民が身の回りで起きた土砂崩れや道路の破損、火災といった情報を言葉で伝えると、AIがその言葉を分析して位置や被災状況などを把握し、集まった情報を種別ごとに整理して地図上に件数などを示すというようなものであるそうです。神戸市では、もう既に2018年12月に実証実験をしたと聞いております。そして今般、この秋から堺市でもLINEを使つての公共設備の破損を通報するシステムを運用するようです。

様々なことに利用できるLINEですので、今後、他の自治体を参考にさせていただいて、スマートシティ熊取ということですので、しっかりと窓口でも何か開発をしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の質問にまいります。

避難所までの経路情報が入ったQRコード付き街区標示板を設置してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、2点目の避難所までの経路情報が入ったQRコード付き街区標示板の設置について答弁いたします。

ご質問の取組は、平成30年度から箕面市で実施されているところで、電柱等に取り付けられている街区標示板にQRコードを表示し、スマートフォンで読み取ると当該地域の指定避難所までのルート案内がなされるというものでございます。

本町では、指定避難所までの案内について防災マップを町内全世帯に配布しており、また、自主防災組織において避難所までの避難訓練に取り組んでいただくなど、住民の皆様には一定ご自身の避難すべき指定避難所は認識いただいております。

しかしながら、地震はいつどこで発生するか分からないことから、最寄りの避難所までの案内を丁寧に行うことは住民の皆様の安全・安心にとって有益であると認識しております。

ただ、その手法といたしましては、ご提案の街区標示板にQRコードを表示する手法のほか、同様の機能を有する防災アプリが種々無償公開されていることも勘案し、先進市町での取組状況について調査・研究を行った上で、円滑・安全に避難できるよりよい手法を検討してまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）防災アプリを持っている方ならということで、当然避難所というのはアプリに入れておられる方はどこでいても分かるのかなと思うんですけども、他市から来られた土地勘のない方が急な災害のときに避難所が分からなくてもという意味で、QRコードをスマホで読み取ると、地図がアプリにアクセスして最寄りの避難所まで経路が表示されるということで、全ての方が防災アプリを持っているかどうかということも別として、できれば熊取駅の付近など有効的なところに、外から来られた方用にという意味でつけてはどうかということと、設置することで避難所の周知とか防災意識の向上というので、熊取町としての取組としても一つ進むのではないかなというふうに思うんですが、その辺、スマートシティ熊取町としての取組としての導入という考えはどうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）幸いにも熊取町においてはまず津波の被害がないというところで、いわゆる災害の際に慌てて一刻を争う状態で避難するというは想定上必要ないということがありまして、そういう意味では、落ち着いて避難所の場所についてのご案内というのはできるのかなというふうに一部考えております。

その中で、スマートシティ構想を推進する熊取町にとっては、ICT技術を使ったご案内というものは考えていきたいなというところがございますが、ただ、今のところ具体的な手だてというのは考えてはございませんが、申し上げたとおり、少なくとも無償のアプリについても、これは非常に使ってみるとよくできておりますので、こういったところの利便性というものはしっかり訴えた上で、さらに高齢者の方等について利用しやすいような、当然、駅前のご案内なんかもそれは改めて適切に考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。防災アプリがすごく便利というのも分かっておりますが、熊取町としてという部分でしっかりと考えていくというのも防災意識という部分でいいのかなというふうに思いますので、また検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、3点目に移ります。

避難所となる学校体育館の空調整備についてはどのように取り組んでいきますか、よろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）学校体育館ということで、教育委員会のほうからご答弁させていただきます。

避難所となる学校体育館への空調設備の取組についてのご質問でございますが、これにつきましては、昨今の夏場の暑さを考えますと、防災対策としての避難所開設の面での必要性や学校運営面からの必要性、また、その整備費用のバランスを考え合わせた上で、今後検討を深めるべき課題であるものと考えてございます。

その財源となります学校施設を整備する場合の補助制度であります学校施設環境改善交付金につ

きましては、現状の補助基準額が実際の整備費に見合った金額設定になっておらず、当該補助制度の補助基準額の引上げについて昨年2月14日に町長が直接文部科学省への要望を行ったほか、昨年8月及び今年8月には大阪府町村長会・町村議長会を通じて要望を行っているところです。

また、災害時の避難所としてLPガスを活用した整備を行った場合の経済産業省の補助制度や、起債事業である緊急防災・減災事業債の活用も考えられるところですが、いずれにいたしましても、設置に際して多額の一般財源を要するものであります。

一方、本町の学校施設整備の状況につきましては、現在、熊取北中学校及び熊取南中学校のトイレ洋式化改修工事、東小学校の大規模改修工事を並行して進めていることに加え、この後、熊取中学校のトイレ洋式化改修工事が控えております。

ご質問の体育館へのエアコン設置については、これらの工事を進めていく前提で考えていく必要がありますが、教育委員会といたしましては、事業費の平準化が図られ、整備可能な環境が整った時点で本格的に設置の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）体育館は大空間でありますし、もともと空調を設置することが想定されて建設されたものではないということで、先ほど教育次長もおっしゃっていたように、費用の分が多額なものが発生するというので、なかなか交付金も、私も探させていただきましたが、先ほどおっしゃったような経済産業省であったりとか文部科学省であったりとかの交付金がありますけれども、町のほうはかなりお金を出していかないといけないということも当然知っております。

かといって、コロナ禍になりまして、やはりこの夏、先日も台風10号で停電もありということで、箕面市がLPガスを利用しているということで、そこもちょっと調べさせていただいたんですけども、LPガスで利用すると、非常用発電とともにするので、万が一避難所が停電であってもエアコンが自立稼働するとかという体制もされているようですし、また、設置後に体育館の利用を大人の方がされるときは、一部利用料を頂くとかということも考えられてされていることもあります。

今、教室の空調設備が整って、次トイレの洋式化ということで、学校の設備のことばかりでなかなか難しいのかなと思いますけれども、何か災害があったときではやっぱり遅いのかなというふうに思いますので、しっかりと交付金も探してもって、私たちも探しながら、また要望にも行かせてもらいながら、町としても前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

先ほど言われていた、トイレの洋式化であったりとか小学校の大規模改修とかが終わった後というふうな感じで考えますということなんですけれども、どれぐらい先で考えられるおつもりですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）トイレの部分については、今年、来年で北中学校、それから南中学校については終了します。

大規模改修についても、東については1、2年でとなるんですけれども、その後に8校ありますので、順繰り順繰りでどこかで大規模改修しているというような状況になってくるような形になってくるかなと。子どもの数が減っているから、その部分での若干の減築とかというのも考えられないことはないと思うんですけれども、学校施設については、やっぱりどうしても昭和40年代後半から人口が増えた中でかなり学校に建物が建っていますので、それが順繰りで大規模改修が出てくるということで、ずっと続くというふうな状況の中です。

ただ、防災上という観点につきましては危機管理の担当部局とも相談しながら、近隣市でもLPガスを使った冷房設置というのが結構このところ進んできていますので、その辺は当然、学校については一定の長寿命化の中でも経費については落としていただいている中で、財政部局とか危機管理の部局のほうと相談させてもらいながら、しかるべきタイミングということでご理解いただけたらなと思います。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。子どもの体のこともありますけれども、私、防災のほうで聞かせていただいていますので、避難所という部分での夏場の対応ということで取り上げさせてもらいました。今後考えていただけるということですので、しっかり交付金等を見ていきながら、またお願いしたいというふうに思っております。

それでは、それに関連するのかなと思うんですけれども、4点目のひまわりドームの非構造部材の耐震化についてお聞きをいたします。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）ご質問の4点目、ひまわりドームの非構造部材の耐震化について答弁申し上げます。

平成23年3月の東日本大震災により、大規模空間を有する建築物において天井が脱落した事案が多数発生したことから、建築基準法施行令及び関係省令の改正があり、非構造部材の耐震化として、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井、いわゆる特定天井につきまして新基準が設けられました。

ひまわりドームのメインアリーナ、サブアリーナ、そして室内プールの天井について、この特定天井に該当することから改修を行う必要がございますが、改修を行う際には、工期が長期間となり、その間閉館しなければなりません。

このようなことから、ひまわりドームの非構造部材、天井の耐震化の実施につきましては、熊取町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画にも記載しておりますとおり、次回指定管理者選定の時期に合わせ、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）次回の指定管理選定ということは何年になるということですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）現指定管理者の指定期間が令和元年から令和5年度になりますので、令和6年度という形になるかと思えます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。ひまわりドームは学校の体育館よりも広い場所ですし、今回の新型コロナウイルス感染症対策としても、密にならないような対応をするには指定避難所として各小学校の開設時に同時に開設していくのもありではないのかなというふうに思うのですが、今のところ、ひまわりドームなら空調も完備しているので、この辺、有効じゃないのかなというふうに思います。

現在、非構造部材の耐震もできていませんし、屋根からの何か水漏れもあるということで、それも改修も必要だというふうに思います。先ほど令和6年のときに考えていくというふうに言われていましたが、平成27年度に非構造部材耐震改修工事実施設計も終了しているということですので、この辺も令和6年のときにはずっと進んでいくことなんですか、工事に入るとなれば。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今、議員おっしゃられた過去、耐震非構造部材の点検業務、また設計業務を平成26年度、27年度ということでやってきておりまして、前回の指定管理の更新時期ということも検討させていただいたところなんですけれども、ご承知のとおり、本来ならば今年度、東京オリンピック・パラリンピックの年ということで、指定管理を更新するとき令和元年度に当たるんです。いわゆる次年度にオリンピックを控えている中で体育館を閉館するというのは、スポーツ機運が高まっている中でいかなるものかということで、一旦見送らせていただいた経過がございます。

そういったことを踏まえまして、次回の、先ほどの繰り返しになりますが、指定管理者選定の時期を見計らって業務のほうは取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。じゃ、しっかりとよろしくお願いをしたいと思います。

今言いましたコロナの感染もありますので、小学校が開設したときに密を避ける意味で、同時開催的にひまわりドームを開けるといことはなかなか難しいのでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）避難所の開設については熊取町の災害対策本部で決定することになります。やはり避難所の開設はその災害の程度に応じてということがございますので、毎回ひまわりドームを開けるのかというと、実際避難されている方というのが少ないということもございまして、その辺は適切に判断する必要があるのかなというふうに思っております。

大きな規模の災害が発生して相当数の避難者の方が来られるという場合は、ご指摘のコロナ禍を踏まえたと、密を避けて広いスペースで開設するに当たっては、ドームというのもその他避難所にもともと位置づけがございますので、そこは検討いたしますけれども、毎回開けるかということ、そこはちょっと今の時点では必要ないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。台風とかであれば前もって分かるし、今回のすごく大きな台風、大阪には直撃はなかったですけども、2年前の台風のことがありますので、やっぱり大きな台風が来るとかであれば少し考えていただいてもいいのかなというふうに思っております。

次の質問にもつながるんですけども、ペットを飼われている方の避難できる避難所として開設するというのも、グラウンドもありますし、犬を連れて、猫を連れてとかいうこともあるのかなと思うんですけども、そのあたりは何か考えてはりますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）5点目の避難所におけるペット対応マニュアルの作成について答弁いたします。

災害時におけるペット・家庭動物については、地域防災計画において、災害の備えとしての指定避難所での準備、災害応急対策でのスペースの確保及び周辺への配慮の徹底を記載しており、避難行動・避難所運営マニュアルにおいても、施設のレイアウトづくりにおけるペット飼育場所の確保やペットに関するルール決めについて記載しているところでございます。

今後、避難行動・避難所運営マニュアルに基づき校区別避難所運営マニュアルを策定するに当たり、学校、住民、町による三者会議を行う予定でございます。その中で、ペットに関しましても避難所開設時における飼育場所に関し協議を行ってまいりたいと考えております。また、避難所開設後にペットに関するトラブルを発生させないようなルールづくりについても適宜校区別避難所運営マニュアルに盛り込んでまいりたいと考えているところですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）熊取町の避難行動・避難運営のマニュアルの中にも、ペットについては、先ほど言われていたように、施設のレイアウトの中には野外でペットの飼育場所の確保であったりとかペットについてのルールというふうには書いているんですけども、なかなかマニュアルという部分は作られていないのかなと。

さいたま市が避難所におけるペット対応マニュアルを作っております、それは、さいたま市はホームページにアップしております。避難する際はペットと同行避難が原則となっておりますが、避難所ではルールを決め、飼育する場所も必要です。熊取町は持家の方もたくさんいらっしゃる、やはりペットを飼われている方もたくさんいらっしゃるのかなというふうに思いますので、その辺の少しルールがあったほうがいいのかというふうに思います。

東日本大震災では、ペットの同行避難というのが十分に周知されていなかったため、家族であるペットと離れ離れになり、その結果、多くの放浪するペットが生まれてしまい、野生化したり飼

主の元に戻れないペットも多数出たようであります。動物を飼っている方は災害時の行動を確認、持ち物、そのために平時においてもしつけや予防接種など、ペット対応マニュアルが必要じゃないかなというふうに思っております。熊取町としてもホームページにさいたま市が上げているようなものを掲載しておくべきじゃないかなというふうに思いますし、また、町としても、何かあったときにしつけ教室みたいなことを開催していくことも必要じゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）現時点で町としてのマニュアルというものはないんですが、答弁申し上げたとおり、一定のペットに関して災害時における対応ということについてのアナウンスはしている中で、今ご披露いただいたさいたま市におけるマニュアルなんかも、別にこれはさいたま市の人しか使ったらあかんということはないので、こういったものは参考にしながら、避難所運営をするに当たって運営する者が、職員が最初に当たるんですけども、これらを参考に避難所運営に当たっていくと。

今後の周知については、ご指摘の部分については検討して、ペット避難の行動についてどうするかというようなところについては適宜判断させてもらいたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）よろしくお願ひしたいと思います。なかなかペットを連れて避難してはいけないと思って、よく取り残されてとかというのの画像がよくテレビで、津波になることはないのであれですけれども、犬と一緒に屋根の上で救助を待っているとかがいっしょにいらっしやったりとかという画像も流れていたりします。ペットを守るというよりは飼われている住民の命を守るということが必要でありますので、ペットを連れてでも避難はできますよ、その中で、ペットはここで飼育してくださいねみたいなアナウンスは必要なのかなというふうに思いますので、またさいたま市のペット対応マニュアルを見ていただいて、参考にさせていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、6点目です。災害時の迷子防止に、犬猫のマイクロチップ装着の啓発と装着の費用を助成してはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、6点目の災害時の迷子防止に犬猫マイクロチップ装着の啓発と装着の費用を助成してはどうかという質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、令和元年6月に公布された動物愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律により、犬猫等販売業者に対してはマイクロチップの装着が義務づけられ、一般の飼い主に対しましては努力義務とされたところであり、法施行は公布の日から3年以内となっております。

ご質問の災害時における迷子防止対策でございますが、議員ご指摘のとおり、マイクロチップの装着は確かに効果的なツールであると思っておりますので、装着に向けた啓発につきましては適宜行ってまいりたいと考えております。

次に、費用の助成についてでございますが、装着につきましては飼い主責任において対応すべきものでありますので、現時点において制度導入は考えてございませんが、法施行に伴い、今後は近隣市町の動向も注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）今ご答弁あったように、今年の6月に改正動物愛護管理法で犬猫へのマイクロチップの装着義務化というふうになりました。これは、業者であつたりとかペットショップでしっかりとマイクロチップを装着させて販売していくということですが、今飼われている犬猫に関しては装着されていない方が多いですし、あまり知らないという方もいらっしやいますので、これについて

はしっかりと啓発していただきたいなというふうに思います。

迷子になったときに、東日本大震災のときとかもあったようですが、同じ犬種であると私の犬ばかりで、見た目は一緒ですので、それで取り合いになったという話もお聞きしましたし、それでもまだ保護されている犬とかはいいんですけれども、そんなこともありますので、その辺も含めてしっかりと、費用の部分は難しいとあるならば啓発をしていただきたいなというふうに思います。

マイクロチップを入れることで、これは犬も猫もですけれども、むやみに遺棄することもできなくなりますし飼い主が分かるということですので、その辺も含めてしっかりと啓発をしていただきたいなというふうに思います。

ちなみに、福岡市ではマイクロチップの装着費用を一部助成しております。1頭につき1,500円、50頭まで、期間を決めて申込みして抽せんなどしながら実施しているような市もあるようです。なかなか費用という部分は難しいというお答えでしたので、しっかりと啓発をまずはしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは、大きな項目2点目です。障がい者支援についてです。

障害者総合支援法が18年4月に改正され、国は共生型サービスを創設しましたが、障がい者の方が65歳になったときに障がい福祉サービスから介護保険サービスに切り替わります。熊取町において共生サービスを提供している事業者はありますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、障がい者支援についてのご質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の共生型サービスを提供している事業所についてでございますが、まず、共生型サービスとは、介護保険または障がい福祉サービスのいずれかの事業所がもう一方の制度の指定も受けやすくなるように、国の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において創設された制度でございます。平成30年4月から施行されているところでございます。

本町の現状といたしましては、2か所の事業所におきまして共生型サービスの事業所としての指定を受けているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）障がい者の方にとっては、多くの障がい者の事業所が介護のサービスの指定を取ってもらえばそのままサービスが受けられるのかなというふうに思うんですけれども、2か所しかないということです。この辺の理由というんですか、どうなんですか。これは少ないと思うんですけれども、そんなことはないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）そうしましたら、2点目の答弁ということで。

（「はい」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、2番目のご質問の町としての共生型サービスへの取組についてでございますが、ご指摘のとおり、その利用は低調となっております。

また、制度創設以降2年が経過し、その課題も見えてまいりました。具体的には、議員もご承知のとおり、制度の認知度が低いこと、また、指定に当たっての事業所の事務が負担であること、そして、共生型以外の事業所を利用する場合に比べまして報酬単価が低いことなどがございます。

本町といたしましては、制度の利用について、利用者の方及び事業所に周知を図り、また、これらの課題を国及び府に要望を行ってまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ということは、障がい者の方が65歳になられて、介護保険に移行せずともサービス

は受けられるということですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この制度でございますけれども、65歳になりますと介護保険のほうが優先ということになります。そちらのサービスをご利用いただくということになります。

ただ、このサービスがなぜ創設されたかといいますと、やはりなじみの事業所で同じ方からサービスを受けたいというのが利用者の方のお気持ちであろうということからこの制度が創設されたところでございますが、ただ、先ほど申し上げましたとおりになかなか、これ実は全国でも86か所だけという極めて低調な状況になっております。全国で86か所ですので、熊取町で2か所といえどもまだどちらかというところ頑張って指定を受けてくれているのかなというような感じも受けますが、制度そのものが、先ほども申しましたように、ちょっと報酬単価が障がいのサービス体系と介護サービスの体系が若干違ってきておまして、障がいの場合であるところの単価であったけれども介護のほうになるとちょっと落ちてしまうとか、あるいは、障がいの場合だと加算がついたけれども介護のほうになると加算がつかなくなるとか、また事業所のほうも、やはり利用者の気持ちを考えると、こういう指定を受けて同じサービスを提供してあげたいというお気持ちを持っていただけるのはありがたいんですけども、なかなかやはり事業所のほうも、そういった事務負担も増えるし、また報酬単価も落ちてしまうというところがあると、ちょっと二の足を踏んでしまうというようなところがあって、なかなか進んでいないというのが現状となっております。

こういった現状を受けまして、やはり今後は、利用者の方にとってはありがたい制度やと思いますので、可能な限り国あるいは府を通して要望という形を続けていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。制度はあっても、じゃ、なかなか介護になったら今通われている障がい者のサービスを受けられないとか、受けずに介護のほうのサービスにかかれるという方が多いという考えでいいということですか。分かりました。

相談するサービスによっても、障がい福祉サービスの相談員は相談支援専門員でありますし、介護保険サービスは介護支援専門員のケアマネジャーになるということで、全く今までずっとご相談してきた方もまた違う方というふうになると、65歳になったときに、この制度、利用しやすい制度であるけれども、なかなか事業者がやっていただけるということが難しいというのが今お聞きして分かりましたので、障がいの高齢者の方にとって、より利用しやすいようなもので町としても取り組んでいただきたいなというふうに思っております。しっかりとお話も聞いていただきながらしていただきたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いしておきます。

それでは、3点目の人口内耳の修理が補装具の種目に新設され、助成されることになりましたが、熊取町としての対応というのはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、障がい者支援についての人口内耳の修理に対する町からの助成についてのご答弁を申し上げます。

補装具費の支給につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条に基づく事業となっており、支援内容といたしましては、障がい者等の身体上の障がいを補うための用具の購入費を助成するものでございます。対象項目、それから基準額は厚生労働大臣が定めるものとなっております。

これまで、人口内耳につきましては、埋め込み手術時に音声を電気信号に変える人口内耳用音声信号処理装置などの器具を含め、その費用につきましては健康保険が適用され、また、更生医療や育成医療の公費負担医療費制度の対象となっており、補装具の項目とはなってございません。

令和2年4月より、補装具修理項目に今回ご質問の人口内耳用音声信号処理装置修理、これが追

加されたことに伴いまして、本町におきましても助成対象とさせていただいているところでございます。

補装具費の支給をはじめ、障がい福祉制度につきましては、障害者手帳の交付時をはじめとする窓口来庁時やホームページなどで随時案内を行っておるところでございますが、今後、より周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。これ、最大費用の負担を見ていただけるのは、金額は幾らになるんですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今回の修理に係る費用の上限額がたしかあったと思います。その上限の枠内での対応ということとなるんですが、1台につき3万円が上限ということで修理の費用が想定されてございます。1台についてということでございますので、両耳ということになれば当然3万円・3万円ということとなります。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）これ、3万円上限ですので、実際負担するのは幾らですか。3万円上限で、全部3万円とも見ていただけるというふうな感じでいいんですか。1割だけ負担するんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）基本は1割ということになるんですけども、そこに更生医療だとかいう、いわゆるそれをまた支援する部分がございますので、所得の上限にもよりますけれども、その部分についてはまた別途補填されるというような、そんな制度になっております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）今回、国で、このような修理に関してですけれども、制度ができたということで、いろいろ調べさせていただきまして、今までも何度か質問もさせていただいて、助成をしてほしいというふうなお話もさせていただきました。

高槻市にあってはしっかりと助成をされているということで、18歳未満の方に関しては、修理及び買換えでも20万円、電池としても3万円というふうなことで助成しておられるので、何とか修理の部分ということで国でこうやって見ていただけるというふうになったんですが、町としてもしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

これ実際、先ほど周知に関しては窓口に来られたときの案内等とかおっしゃっていたんですけども、育成であるとか、更生医療を使われている方であるならば、実際使われている方が分かっておられるのであるならば、窓口で案内というよりは直接周知をしていくという方法もあるのかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）本町のほうで把握してございますのが、いわゆる難聴の方のフォローをするための台帳あるいは更生医療の名簿等での把握ということになりまして、現在、実数といたしましては5名の方というふうな数字になってございますけれども、個別ということになりますと、やはりその都度その都度、例えば更新の時期であったりだとか、そういった場合を見計らってご案内をさせていただきたいなというふうに考えております。

個別周知ということをごささすのも手なんですけれども、なかなか実際に直接お出しするというのもそれはそれであれなのかなと思いますので、やはり何かのタイミング、そのタイミングにそういったことがありますので、ご案内をさせていただきたいなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）これ、町からとかの案内とかを分からない限りは知らないということですよ、じ

やないんですか。新設で助成されましたよというふうになっていますが、分からなければ、これ、対象者というのは医師が当該人口内耳音声信号処理の修理が必要であると判断している者とかというふうになるということですので、また、耐用年数とかもありますし、保険に入られている方は駄目というふうにもなっていますので、そのあたり、大阪府であったりとか国からであったりとか、この方に周知されているのであるならばいいですけども、何かの更新のタイミングとなると、実はもう買い換えていましたよとか修理の実費を出しましたよという、後になったりとかはしないのかなというふうにあるんです。その辺どうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）可能な限り、我々も対象者をつかんで個別ということも考えておるんですけども、ちょっと全数をつかみ切れないところもありますので、そこは、例えば医療機関、医師会を通じてこういった情報の周知を図っていただく、実際にそういった治療をされる、あるいは修理をされるというときにはご案内いただけるような、そんなような方法もちょっと考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）熊取町だけでなく、ほかの市町村でもこれを助成されるということですので、広域でというか、周知の方法についても協議していただいて、せっかく修理の費用を出していただけるということですので、漏れがないようにしていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、室内の換気のため1、2分休憩いたします。

---

（「16時14分」から「16時16分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、田中圭介議員。

1番（田中圭介君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、大きく分けて4点の質問になります。ちょっと皆さん、最後の質問で顔がうつむき加減の方が多いのと思われますが、前を向いて聞いていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、1点目ですが、身体障がい者についてです。法律上、身障者という言葉は使うことがないので、今回はあえて身体障がい者と言わせていただきます。

本町の身体障がい者への考え方の中の1点目ですが、本館入り口横の身障者専用駐車場に健常者、行政関係車両が頻繁に止まっていることがあります。この現状を見てどうお考えでしょうか、ご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問の1点目、本館入り口横の身体障がい者用駐車場での対応についてご答弁申し上げます。

ご質問いただいております駐車場につきましては、車いす使用者用駐車区画及びゆずりあい駐車区画となっております。合わせて2台、それぞれ看板、カラーコーンにて標示を行っているところでございます。

こちらの区画でございますが、車椅子を利用されている方の駐車区画であるだけでなく、つえの使用が必要な方や妊婦の方、ペースメーカーを使用されている方など、移動に配慮が必要な方にも

ご利用いただけるスペースとなっております。特段の配慮が不要な方の車両が停車していることが明らかな場合につきましては、関係各課に問合せ、対象者を特定し、移動していただくようお願いするなどの対応を取っているところでございます。

ご質問いただきました駐車区画につきましては、庁舎に最も近い駐車場として、今後、目につきやすい標示をさらに工夫するなど、移動に配慮が必要な方が安心してお使いいただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）役場の、バスとかが入ってくるロータリーといいますか、入り口のところに看板があると思われまして。その看板には、バス、身障者専用、そして下のほうにゆずりあい区画という看板があります。そこで、役場入り口の看板に身障者専用と書いているのはどこのことを示していますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員が今おっしゃっていただいたのは、いわゆる府の制度というのがあります、大阪府の障がい者用等駐車区画利用証制度というものがございまして。そこに熊取町が登録してございますので、玄関のほうに標示が分かりやすいように、今申し上げた障がい者の方以外の方も利用できるような表示としてございます。

今、議員がおっしゃっていただいた区画につきましては、玄関の右側の、少し色が分かりづらいんですけど、緑に塗ってございます。その2区画のところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そこが、そしたら行政からしたら身体障がい者専用という形で取ってよろしいでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）そのとおりでございます。ただ、今は、先ほど申し上げましたが、常設の立て看板を表示してございます。それと標示板ですね。今カラーコーンと言いましたけれども、標示板を2枚設置してございまして、そこが区画が分かるように2台分設置しているというような状況でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）その身体障がい者専用とさっきおっしゃられていましたところに、ゆずりあい駐車区画というカラーコーンを置いていますよね。あのカラーコーンにはあっと文字が書いているんですけど、今からちょっとその文字の内容を読みませう。

ゆずりあい駐車区画。この区画は、移動が困難な車椅子以外の障がいのある方や、高齢の方、妊娠中の方、けがをされている方がご利用いただけます。その下に車椅子のマークがあって、このマーク（障がい者のための国際シンボルマーク）の区画は車椅子を使用される方が利用できますようご協力をお願いいたしますとカラーコーンに書いております。身体障がい者専用の駐車ゾーンになぜ車椅子使用以外の障がい者の方のカラーコーンが置いているかで、矛盾していると思いませんか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）確かに、要はその標示板がないときは立て看板だけでございました。そこには車椅子マークだけしかないんです。そこから、先ほど私が申し上げました大阪府の制度が始まりましたので、それに合わせて、要は車椅子、障がい者の方以外の方も利用できますよという標示板がそのときありましたので、たまたまそれを購入して設置したというところで、要はその標示板と併せて後ろの立て看板、これは車椅子の標示だけでございます。そこも兼ね備えたというところで、ややこしいといえばややこしいんですけども、今、すみません、答弁で申し上げましたように、加えて地面標示、白線標示が今ありませんので、企業とかほかの団体でよく見られます白線標示を追加して、車椅子マークと白線で囲うような形で対処するように考えてございます。よろしくお願

いします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そして、またこれは皆さんもちょっとお気づきであると思いますが、本館と東館の間に5台も6台も7台も行政関係車両が止まっているときが多々あると思います。僕も登庁するたびに見られます。あの関係車両、一般の方より多分、行政の関係車両が多く止まっていると思いますけれど、それはどうお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）ご指摘のとおり、要は作業車であつたりとか印刷物の搬入であつたりとか、いろんな作業の車が確かに出入りはしてございます。特にその関係部署に運搬するのにやはり近いですからそこに止めて運搬をするというような状況で、議員もご指摘のとおり、近くにうちが指定している障がい者スペースがございましたから、そうしたところで止まっている状況もあるのかと思います。

全てどいていただくというような状況になればいいんですけども、なかなか今申し上げたように、全てうちのほうで分かるような状況でもございませんので、要はそれが判明した場合はしっかりと、その障がい者スペースに止めている場合はどけていただくような手はずにしてございますので、そういった状況でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）その東館と本館の間の車両というのは、来客用のほうに止めるということではできないのでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）内容によっては、やはり人だけが用事をつくって部署に来られるという場合は、当然公民館前の駐車場を案内させていただいています。

ただ、今ちょっと申し上げましたが、印刷物の搬入とか、例えば具体例です。重たいものを運んでくる場合は、やはりその近くにどうしても止めざるを得ない、そんな長時間ではないので、そういったところでは止めていただいているというような状況でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）先ほど部長おっしゃられたように、宅配業者や郵便局、お弁当屋とか、急にこちら側から運んでまたすぐに移動される方というのは、また別枠でどこか駐車場を造ってあげて、行政と会議があるやら打合せがあるやら、そういう業者の方も徹底して来客用のほうに止めるように指示をしていただきたいんですよ。

なぜかというたら、やっぱりああいうところに5台も6台も止めていたら、住民から見てもあそこへ止めたらええんやみたいな感じで、もう何か二重ぐらいになって止めているときもありまして、できるだけ、見栄えも悪いと思いますし、その点ちょっとルールをつくっていただけたらありがたいかなと思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）ただいまの議員からいただいた意見についてはしっかりと踏まえまして、申し上げましたいろんな重たい荷物を持ってきているという事業者はなかなか難しいかと思うんですけども、できる限り、今おっしゃっていただいた何も持たずに人だけで用事が済むような者についてはしっかりと、そこに止めるのではなくて専用の駐車場を案内して、そこに止めていただくというふうな方向でやりたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）分かりました。

そしたら、できるだけ玄関の横、見栄えが悪くなく、そしてまた身体障がい者の方とゆずりあい駐車区画、妊娠されている方やお年寄りの方が止められるようなスペースを確実に確保していただ

いて、健常者の方はもう来庁者用に止めてもらうと。

あと、三角のゆずりあいのカラーコーンの文字があるじゃないですか。あれが、さっき僕言うた、5、6行になるんですけど、こんなごちゃごちゃしていたら何を書いているか見えないんですよ。なので、マークがあるじゃないですか。妊婦さんとかお年寄り、けがされていた人のマークの下に、専用駐車場、健常者の方はご遠慮くださいだけでいいと思うんです。わざわざこのマークは世界シンボルマークのどうのこうのという説明なんか要らないと思うんですよ。やはりここは健常者は止めないでくださいというだけのほうが分かりやすいと思うので、そこもできたら変えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

そして、ブロックの下の色が分かりづらくなっていると思うんです、もうそろそろ。あれに関しては、またブロックの色をきれいにするとかそういうのは考えていますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）私が申し上げました白線を引きますというような中で、ブロックについても確かに薄くなってございますので一定、色を変えてやりたいんですけど、ただ費用面もありますので、そういったこともいろいろ協議しながら進めてまいります。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）できるだけ前向きにお願いします。

続きまして、2番目にまいりたいと思います。

熊取駅身体障がい者停車ゾーンがロータリー内になく、花みずきロードからは停車できない。熊取町の玄関口熊取駅で身体障がい者の乗降する場所が一方の方向からしかないのはどうかと思います。これに関しては、資料の地図を使いながら質問していきたいと思います。僕の手作りの地図なのでちょっと見にくい部分があると思いますが、お手元の地図をご覧ください。

まず、花みずきロードがありましてロータリーがあります。これは皆さんご存じだと思います。そこに、バスの乗降専用が一番右上にありまして、熊取駅前（南海）の1がにぎわい館の前です。熊取駅2がその下の三井住友のほうの上がり、キャッシュカードがあるところで、ファミリーマート前が3番になりまして、その上が降車口というんですか、降りる専用になっています。そして、星印が書いているところが身体障がい者の乗降スロープになっているところでありまして、花みずきロードから入ったら、ここにたどり着くことがまずできないんです。ぐるぐる回らなければいけません。いつになったらたどり着くんでしょうか。近隣の市町の方や熊取町の地理が分かっておられる方であれば、大久保東交差点から、あれはオートリ石油の前を通過してそっちから入るか、もしくは熊取の中之庄に向かうガード下から入らなければ星印まで到達できないと。これは非常にどうかかなと思ひまして、ここから質問に入らせていただきます。

1日の乗降者数が約2万人、JR阪和線乗降者ランキングでも上位に入り、藤原町長も熊取町の玄関口と言われている熊取駅に関することについてです。

ロータリー内の夢広場も数年前から町内造園業者、関係者により剪定、管理され、非常にきれいな熊取駅前ロータリーになっているように思われます。しかし、先ほどから言っているように、熊取駅への大通り、花みずきロードからロータリーに入っても、身体障がい者乗降スペース、星印のところですね、に行くことができず、日々身体障がい者の方々は困っておられます。また、スロープ乗降ゾーンに、お迎えの車や塾など駅から帰ってくる人らの車がよく停車しております。この現状を見まして行政の方はどうお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問の身体障がい者についての1点目、本町の身体障がい者への考えについての2点目、熊取駅身体障がい者停車ゾーンについて答弁申し上げます。

熊取駅前広場の身体障がい者乗降バースにつきましては、ロータリーの南側から駅東西自由通路をくぐって進入する道路のエレベーターに最も近い場所に平成18年度に設置いたしました。しかし

ながら、議員のご指摘のとおり、熊取駅前線からロータリーへ進入される方はご利用いただけない形態となっております。

このたび議員のご指摘を踏まえ、身体障がい者の方がご利用いただけるよう、現状ロータリー内におきまして常時の停車が発生せず、議員の提供いただいた資料におきましても二重丸で表記していただいておりますが、比較的エレベーターに近接してございますタクシーの降り場の歩道側を切り下げるなどの対応について、関係機関と協議の上、検討してまいりたいと考えてございます。

それと、送迎車が現状の身体障がい者駐車場に停車するというところも聞いてはございますが、対策につきましては、譲り合いの中で止めていただくような形の車椅子マークの標示もしてございます。そういう中で、今回検討してございます降り場のほうも活用いただきながらご利用いただけたらというふうに考えてございます。

今後も熊取駅前広場の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。何か次に言うこと全部言われたので、ちょっとどうしようかと思いますが、まず、理事が言われたように、タクシー乗り場の後ろの降り場というところは一般車両の降り場のことを指していまして、タクシー降り場ではないんですね。だから、ここが一番、理事もおっしゃられたように場所的にはベストかなと。また、星印は星印のところを活用していただければいいと。

あと、三角マークの、これ熊取町が乗降スペースというのをちょっと前から看板みたいなのを貼っているんですけど、スロープの横の乗降スペースを外していただいけませんか、そこができるまで。身障者用のスロープの真横に貼っているの、やっぱりあれを見た人は、ここは乗降スペースで止めてええんやなという誤解を招くかなと。星印の真横にあるんです。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）乗降スペースにつきましては、停車を招くと。すみません、停車と駐車というものは違うのですけれども、一般的にはこれ停車帯として、乗り降りだけに利用されるスペースとして供用させていただいているものでございます。ただ、残念ながら駐車というように形で、やっぱり長い一定時間帯止められている方もいらっしゃいます。ただ、停車という状況をご理解いただいて利用させていただいている方もいらっしゃいますので、使用を停止するのではなく、駐車を抑制するような何らかを考えていきたいと。こちらのゾーンにつきましても、当時、警察のほうとも協議しまして、ますを書いてしまいますと駐車を招くというところで、使っていただく方に乗り降りだけですよというような形を表記した看板のみを設置させていただいていたかと思うんですけれども、そういう対策をまた新たに、駐車を招くようなことがあれば、速やかに乗り降りだけはしていただいて、広くご利用いただけるような形で使わせていただくと。そういう形で対応させていただけたらと考えてございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）分かりました。ここを前向きに検討されるというお答えをいただきましたんですが、僕も法定速度を守り、2パターン検証してみましたので、ちょっと聞いていただきたいなと思います。

まずは、花みずきロードを通過して入ろうと思うのであれば、永山病院、駅前の熊取駅東交差点を外環から向いてスタートしました。1つ目は、永山病院をまず右折しまして花みずきロードをそのまま真っすぐ行き、そこでロータリーに入りましてバス停乗り場1まで行きました。その間、信号は1つ、距離は500メートル、所要時間は1分6秒でした。2つ目は、同じく永山病院前から今度は直進し、大久保東交差点を右折しまして、大久保交差を直進し、大久保西から駅前のほうに行きまして、バス停乗り場1まで行きました。信号は4つで距離は1キロ、所要時間は3分51秒と、1と2を比べると距離は倍です、500メートルと1キロなので。時間に関しては1分6秒と3分51秒、

約4倍弱かかりました。

なぜこんなことをしたかという、身体障がい者、車椅子の方は毎回介護タクシーを利用されます。介護タクシーを利用される方、外環から来る方は毎回毎回メーターが上がるんですよ。健常者の方は、そのまま花みずきロードに入ってどこでも降りられます。すぐ駅に行きます。でも、介護タクシーを利用されている方というのは必ず毎回毎回遠回りをしなければならない、今現在も。なので、今回はそういうことも踏まえて、福祉関係の人からも相談がありまして、こういうふうな質問の中でどないかしていただこうと思ひ、入れさせていただきましたが、やはり強い者が弱い者を助けなければならない世の中でなくてはならないかなと思ひませんか、藤原町長。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）以前に障がい者用乗り場を設置したということの中で、そういうロータリーの形状を見れば使えるのは使えますけれども、一定配慮に欠けた部分があったのかなというふうには思っております。

改めて、そういった人たちの視点からの提言、提案、これは大切なものであるというふうには認識した次第でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。

そしてまた、ふれあいセンターの前にも、熊取諸宣言の中に障害者福祉都市宣言と、昭和57年9月21日、熊取町議会と書かれておりますが、その宣言内容を分かる方がおれば教えてください。いてなかったら僕が言いますね。

「障害者福祉都市宣言 すべての障害者は、その人間としての尊厳と権利とにおいて平等であり、政治的、経済的及び社会的に差別されない。このような基本的理念に基づき、障害者が社会、経済、文化等のあらゆる分野での活動に参加し、誰もが住みよい福祉社会を実現すべく、ここに熊取町を『障害者福祉都市』とすることを宣言する。昭和57年9月21日 熊取町議会」と書かれております。

たしかこの時代の昭和57年といったら、僕はまだ小学1年生であって、まだこの頃にはバリアフリーなどという言葉もなく、やはり差別はすごく多い時期だったと思います。でも、福祉都市宣言されているのであれば、駅前のこと、そして先ほどの庁舎前の駐車場のことに関しても、やはり速やかに思案していただき、行動を取っていただきたいなと思います。

また、多目的トイレ、今工事にかかっています。あの多目的トイレの素早い行動に関して大変感謝しております。今回の問題につきましても、早期思案、行動をしてほしいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

そしたら、続いていきたいと思ひます。

2点目の町立西保育所民営化についてですが、大規模改修をして引き渡すと聞いております。どの程度、どの箇所を改修するのか具体的に教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、町立西保育所民営化の1点目、大規模改修の内容についてご答弁申し上げます。

まず、町立保育所の改修につきましては、従前より計画的に実施しておりまして、ご質問の西保育所につきましては、昭和48年に建設後、平成18年度に耐震工事と併せて老朽箇所の大規模修繕を実施しておりますが、それ以降14年近くが経過し、屋根や床などの施設の経年劣化による老朽化が著しいことから、速やかに保育環境の改善を行うべく、令和3年度に大規模修繕を行う予定としております。

このため、今年度におきましては修繕工事に係る実施設計を行っているところであり、その設計成果に基づき、令和3年度当初予算案に修繕工事経費の予算を計上させていただき予定としてございます。

さて、修繕工事の内容についてでございますが、予定しております主な内容といたしましては、まず、建物外部につきましては外壁、屋根などの改修、建物内部につきましては保育室や遊戯室などのフローリングの改修、壁のクロス貼り替え、トイレの洋式化など、また建物設備につきましては、照明器具のLED化や遊戯室へのエアコン設置などとなっております。

これらの修繕内容につきましては、いずれも先送りできない、早急に対応しなければならないと判断したものでございまして、今回はその必要な箇所の改修を一括して行うことで、効率的かつ効果的に施工するものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら、もう中央保育所と同じ規模と考えていてよろしいですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）基本的には、議員おっしゃるように中央保育所とほぼ同様な改修内容となっております。

ただ、構造が中央保育所のみが鉄筋コンクリート造でございましたので、あと、その他の町立保育所につきましては全て鉄骨造というところもございます。そういったところもあって、費用は若干どうなるかまだ分からないんですけども、基本的な工事の考え方というのは、議員おっしゃるように中央保育所と同じとお考えいただければと考えてございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら次、選定基準と方法は、基本的には前回と同じ方法でされるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の選定基準と方法につきましてご答弁申し上げます。

まず、選定の審査基準につきましては、9月末に開催予定の第2回町立保育所民営化移管先事業者選定委員会においてご審議いただき、決定する予定でございます。また、当該委員会につきましては公正・公平性の観点から非公開としておりますので、申し訳ございませんが、詳細につきましては現時点では申し上げられませんが、移管先事業者の募集要項におきましては移管先の選考における審査の視点を示しております。基本的には前回の視点を踏襲しておりますが、前回同様、今回も保護者の皆様へのアンケート調査の結果から現在の西保育所の保育内容の継続を求める声が多いことなどを踏まえ、町立保育所の保育内容の継続に対する考え方を視点の中で明確化しております。

このほか、子どもを主体とした保育の基本理念や保育の考え方を問う視点も募集要項に記載してございます。

さらには、保育環境が変わることに対する保護者の不安軽減に向けた対応といたしまして、引継ぎ保育に対する考え方や具体的な取組内容につきましても重視する必要があるかと考えてございます。

また、選考方法につきましては、募集要項では、法人及び保育所運営、保育内容、職員体制など移管先の選考における審査視点を評価項目として、選定委員会において応募事業者からの提出書類、プレゼンテーションの実施による企画提案審査を行った結果を総合的に評価し、選考する方法としており、前回の方法を踏襲しておりますが、より効果的かつ効率的な選考を行うため、プレゼンテーションの実施内容につきましては選定委員会でのご意見を踏まえ今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。選定方法の中でも重要となるポイントのプレゼンですが、前回はどのような感じでされたか教えてもらえますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）プレゼンテーションについては、内容につきましては、基本的には企画提案書を基に、各委員からその場でいろんな面について質疑応答がされておるわけでございます。

基本的には、まずもってプレゼンテーションでございますので、一般的に最初の15分が事業者からの一方的な、いわゆるプレゼンテーションですね。保育の特徴でありますとかいろんな考え方を述べていただく。残り15分で各委員からの質疑応答という形を取らせていただき、30分のプレゼンテーションを実施したということでございます。

今回、先ほどご答弁申しましたように、その辺の内容、時間的なものも含めて、また選定委員も前回と代わってございますので、内容について今後検討していきたいと考えているところでございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）前半の保育関係の方のプレゼンというのは、映像とか何か特別なものを使ってプレゼンする方もおられるんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）基本的にはパワーポイントの画像を使っての説明で、各法人によって説明者は様々でございました。次期保育園長候補の方がするのか、いわゆる理事長クラスがするのか、例えばもう一点は、基本的には現在の理事長、園長あたりの説明が多かったんですけども、特にそのとき、うちからは出席者については、いわゆる財務会計的な部分も当然審査の項目になってございますのでその方と、あと園長候補については必ず出席することというふうな条件づけはしてございました。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。

そしたら、パワーポイントを使ってですけど、現在の自分の園の何かリーフレットとかを持ってきてはる人とかもいたんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）基本的には、そういう事業者の方が多かったのが事実でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。

そしたら、続きまして、自園給食を要項に入れられていますが、現在のデリバリー給食の搬入方法というのはどうしております……

（「会計年度任用職員のご質問が」の声あり）

議長（矢野正憲君）③。

1番（田中圭介君）すみません、そうですね。

現在の会計年度任用職員のことなんですが、令和4年4月からはどういうふうになるのか教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の現在の会計年度任用職員の任用についてご答弁申し上げます。

西保育所の会計年度任用職員につきましては、9月1日現在で、職種が保育士、保育補助、看護師、給食担当員の合計で36名の方が在籍してございます。

民営化に当たりましては、募集要項の保育所運営に関する条件の中で、西保育所の任用の会計年度任用職員の方が移管後の保育園で引き続き就労を希望される場合は、移管先事業者は継続雇用に努めることとしており、この点に関しましては、選考における審査の視点においても会計年度任用職員の積極的な採用の考えを問うこととしております。これは、移管先事業者における人材確保とともに、民営化に伴う児童の保育環境の変化の影響を最小限にとどめるためのもので、本町といたしましても、会計年度任用職員への周知とともに、移管先事業者にも優先的な採用の働きかけを行いたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長し

ます。田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら、移管先に継続して雇用をお願いするという形ですが、雇用の待遇を会計年度任用職員と同じ待遇に民間の移管先の方に求めるような形ですか。それか、もう向こうの臨時職員はこれぐらいという時給とか、向こうに任すのか、その辺ちょっと教えてもらえますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）議員ご指摘のとおり、今現在の処遇、これも会計年度任用職員の制度が今回始まりまして、当然処遇、給与面が特によくなってございます。そういったことも含めて、まずは既に応募事業者の説明会等々は開催しておるんですけども、そういった資料の中には現在の会計年度任用職員の給与面も含めた処遇の情報提供はしてございます。それを見ていただいて、企画提案書のほうでどのように考えるかというのを提案していただくわけなんですけれども、基本的には少なくとも今の処遇はしていただかないと、なかなか次の継続雇用につながらないのかなということも考えてございますし、また、民間事業者のほうでよく聞くのは、例えば毎年、経験年数に応じて給与が昇給していくというようなことも、非常勤であっても聞いてございます。町立の場合には、勤続年数による分ですけども、基本的には3年で頭打ちが来てしまいますので、今の会計年度任用職員の制度では。そういったこと、あと過去には、町では非常勤だったけれども民間に行って正規職員のほうに切り替えたという方もいらっしゃいますので、その辺は、基本的には会計年度任用職員ご本人の意向によるんですけども、町としては、できるだけそこはやっぱり保育環境を変えないという一つの大きなポイントにもなりますので、積極的に働きかけはしていきたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら、移管先には会計年度任用職員と同じ処遇でまずお願いするという形で考えておいたらいいですか。分かりました。

そしたら、3点目の町立保育所について質問させていただきます。

町立中央保育所大規模改修は行いましたが、ほかの町立保育所も老朽化が進んでいると思います。改修予定はありますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、町立保育所についての1点目、現町立保育所の改修予定についてご答弁申し上げます。

町立保育所の大規模修繕につきましては、計画的に取り組んでいるところでございまして、平成28年度に北保育所、令和元年度には議員ご指摘のとおり中央保育所において既に実施しており、令和3年度には、先ほどご答弁申し上げましたとおり、西保育所の大規模修繕を予定しております。

残る東保育所につきましては、昭和48年に建設後、平成15年度に耐震工事と併せて老朽箇所の大規模修繕を実施いたしました。それ以降17年近くが経過してございまして、屋根や床などが経年劣化により老朽化が進んでおりますことから、現在、保育環境への影響などについて調査し、大規模修繕の必要性や実施時期などについて検討を行っている状況でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら、残るは東保育所だけということで、それも検討しているということですね。分かりました。ありがとうございます。

2 番にいきたいと思います。

町立保育所での自園給食の実施についてですが、今回、西保育所民営化の募集要項にも自園給食を行うことと記載されている。町立保育所ができないことを民営化先に求めるということはどういうことでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）2点目の町立保育所での自園給食の実施についてご答弁申し上げます。

町立保育所の給食につきましては、平成21年に国の構造改革特別区域の認定を受け外部搬入方式で行ってございますが、これは公立保育所にのみ認められている制度であり、民間保育園につきましては、議員ご指摘のとおり、自園給食が原則となるものでございます。

議員ご質問の町立保育所への自園給食の導入についてでございますが、アレルギー対応も含めた調理室の設備の整備や調理員の増員など新たな運営経費が必要となりますことから、町立保育所の効率的な運営を進めております現時点におきましては、自園給食の導入は難しいと考えております。

なお、外部搬入による給食につきましては、毎月の献立作成におきまして搬入業者の管理栄養士、保育課で任用の管理栄養士、町立保育所副所長が毎月献立会議を行い、栄養価やカロリー、アレルギー児への対応などを協議することで、子どもにとって適切な栄養バランスや個々の体質に配慮した給食の提供に努めております。

また、食の安全面におきましては、搬入業者との契約において、関係法令はもとより、国の各種ガイドラインやマニュアルを遵守すること、調理や配送などの状況に対する町の立入検査を受け入れることを義務づけるなど、衛生管理の徹底も図っております。

このほか、町立保育所では毎年保護者を対象にした試食会を開催し、児童食もしくはアレルギー食を試食いただいておりますが、味、量共に保護者の皆様からはおおむね良い評価をいただいているところでございます。

このように、自園給食に負けず劣らずの外部搬入方式での給食の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。でも、保護者の大半の皆様がデリバリー給食とあまり知らない方もおられるのが現状で、以前にも申し上げましたが、デリバリー給食というのはかなり揚げ物が多いと。それは安全性もあると思いますし、保護者の方々の意見では、もうお金を払ってでもいいから自園給食をしてほしいという声も多々僕のほうに寄せられますので、ぜひとも、いろいろ経費、コストはかかるかもしれませんが、すぐ温かい給食を町立保育所でも食べられるようにちょっと考えていただけないでしょうか。

また、それに対して保護者の方々も安心して、デリバリー給食が悪いとは言っていないが、やはり自園給食を求める声が圧倒的に多いので、そこのニーズに熊取町としても耳を傾けてほしいと思います。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）先ほどご答弁申し上げましたように、現在保護者の方からおおむねいい評価等いただいております一方、議員からそういうご指摘もございますので、また現場のほうから保護者の皆様のいろんなご要望ですか、ご意見を真摯に受け止めまして、給食の今後の在り方についてはまた検討していきたいと考えてございます。そこはまた、各現場のほうにもその点につきましては申し伝えたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）よろしく願いいたします。

そしたら、4点目、新型コロナウイルス感染症対策における熊取町版緊急生活・経済支援（第2弾）についてです。

1、給付金申請などの進捗状況について教えてくださいということでしたんですが、かなり細かく資料を提出していただきましてありがとうございます。1番から12番までの資料を提出していただきまして、対象者、申請者数、給付者数、進捗率等全部書いていただいて、ありがとうございます。

この中でも、3番の困窮事業者に関してはまた延長ということで先日お聞きしまして、あと、ちょっとやっぱり数字が低いなと思われたのが、5番の新型コロナウイルス感染症対応緊急雇用対策

事業を6人募集しているうちの、まだ1人しかこれは来ていないということですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）そこに表示させていただいています、まず、具体的に申し上げますと、6名の採用枠を設けまして2名の応募をいただきましたんですが、1名は面接を途中で辞退されました。そのうち1名を面接させていただいて、採用を決定したというところでございます。

なお、欠員の3名につきましては、もともとの会計年度の任用登録者の中から2名を充てさせていただいて、それで3名になりました。残りの3名枠については、9月末までの業務のために追加の募集等は実施してございません。そんな状況でございました。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら、もう9月末で打ち切りということですか。分かりました。

あとは、6番のひとり暮らし高齢者みまもりお元気コール事業も10%ぐらいしかないのは、これはどうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらのほうは、随時直接お電話をかけて、どうですかというご案内は差し上げておるんですけども、なかなか進まないというのが現状でございます。根気よく、やはり安全確保、本人が元気でいらっしゃるか確保したいということで、この事業は大事やと思っておりますので、継続して勸奨を続けていきたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。あとの数字を見たら、かなり100%と99.7%とか70%後半台なので、すごく頑張っていたかと思えます。ありがとうございます。

そしたら2点目、もうこれ最後になります。

熊取町独自支援第3弾についての考えはありますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）本日最後のご質問いただきましてありがとうございます。すみません。

それでは、答弁申し上げます。

先ほど1点目のご質問で私ちょっと答弁を用意しておったんですけども、圭介議員もこちらの一覧表ということで、もう全て割愛していただきましてありがとうございます。

ただ、まとめといたしましては、現在、ご覧のとおり鋭意事務手続を進めているところでございまして、この後も、少しでも早く、少しでも多くの方にお届けできるように努めてまいりたいと思っておりますので、1点目のほうはそういうことでよろしく願いいたします。

それでは、続いて第2弾後の第3弾について答弁申し上げます。

まずは第1弾及び第2弾の支援策を最優先に、迅速に、かつ確実に実施してまいりたいと考えております。その上で、ご質問の新たな第3弾につきましては、本定例会の熊取町一般会計補正予算第8号の高齢者や子どものインフルエンザ予防接種費用助成、これを計上させていただいておりますが、これも新たな支援策でありますことから、これを第3弾と例えば呼ぶのか、あるいは今後、一定の複数の固まりで、第1弾と第2弾とかと同様にそういった複数で行うものを第3弾と呼ぶのかという点はあるんですが、ただ、大切な観点は、今後の感染拡大状況をしっかりと注視しながら、効果的な支援策を常に検討し、国の支援の動向や本町で支援の必要な方をしっかりと見極めて、時期を逃さずに必要な支援を確実に、迅速にお届けすることで、これが大切な観点であるというふうに考えておりますので、以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら、今のところ第3弾と言っていいか悪いかはあれなんですけれど、インフルエンザの予防接種の無料を行うということで、そして今、大阪府の独自で、4月4日公募のオンライン飲食予約サイトによる飲食店応援キャンペーン事業というのは、これは熊取町の飲食店とか

もされるんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）私どもに入っています情報の中では、その分を市町村のほうに協力要請というんでしょうか、という情報は届いていないんですけども、ただ、もし府のほうからまた協力要請というんでしょうか、市町村のほうもというようなそういった要請がございましたら、直ちに住民部と調整しながら取り組んでまいりたいというふうを考えております。

今のところはそのような情報は届いていないということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）やっぱりまだ飲食業も100%戻っていないというところの中で、吉村知事からこういう施策を出していただきましたので、ぜひとも飲食店応援キャンペーンが来た際には熊取町の飲食業界の手助けをよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問は終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

---

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「17時13分」延会）

---

9 月熊取町議会定例会（第 2 号）

## 令和2年9月定例会会議録（第2号）

月 日 令和2年9月9日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	都 市 整 備 部 理 事 兼 道 路 課 長	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	田中 耕二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原田 哲哉		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

- 議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議案第67号 教育委員会委員の任命同意について
- 議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例
- 議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議について
- 議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））
- 議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入について
- 議案第77号 熊取町GIGAスクール学習用端末等機器の購入について
- 議案第78号 令和元年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第79号 令和元年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）  
議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定について  
議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定について

---

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年9月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、私より質問いたします。

今回は教育問題についてであります。

大きな1番としまして、再開後の学校教育について3点お聞きいたします。

1、コロナにより子どもたちにとって学習の遅れと格差が大きな問題となっております。休みの間、学校は課題プリントを配りましたが、習っていないところを1人ですということは難しいことで、個人差が大きかったのではないのでしょうか。保護者が教えられるかどうか、塾で教えてもらえるかどうか、子どもの環境によって違うと思います。学びの遅れと格差についての状況はいかがですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、鱧谷議員の再開後の学校教育についての1つ目、コロナによる学びの遅れと格差についての状況はのご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、本年度は4月1日から5月30日まで臨時休業となり、週休日等の授業のない日を除くと34日間、授業ができない状況でした。国からは対応策として、学習指導要領に定められている年間標準授業時数の若干の減少はあるかもしれませんが、必要な履修内容がカバーできるようにとの指示がありました。

本町では、夏季休業期間を22日、冬季休業期間を2日短縮するとともに、学校行事等の精選、7時間授業の実施などを通して授業時数を確保し、学びの保障に取り組んでおります。

令和2年度の6月議会で坂上昌史議員のご質問でもご答弁させていただきましたが、学習指導要領で定められている年間授業時数は、小学1年生は850時間、2年生は910時間、小学3年生980時間、小学4から6年生と中学1から3年生は1,015時間となっております。6月1日から12日までの分散登校時は1日4時間、6月15日の完全授業再開からは1日6時間授業を実施し、3月24日の3学期終業式まで行事等を行わず授業した場合、年間1,046時間の授業が確保できます。また、加えて毎週1回7時間授業を実施すれば約30時間の増加、毎週2回7時間授業を実施すれば約60時間

の増加となります。

現在、学校再開後の年間計画に基づき計画どおりに取組を進めているところですので、学びの遅れや格差が出ないように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 時間数については分かりましたが、子どもたちが休みの間に家庭の事情によって出された課題ができていないとか、それから遅れと格差がその間についているのではないかということをお前は心配しているのですが。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 休み中にも様々学校で工夫して課題は出させていただいておりますけれども、今申し上げましたように、年間でやる範囲が決まっている、だから課題プリントを出した部分も含めて、課題プリントで子どもたちが自学自習をした部分も含めて改めて一から授業を行っているというふうな状況ですので、だからその部分も含めて年間を通して計画を立てて授業を行っておりますから、当然、そのときに分からなかった部分あるいは自分で学習して理解できなかった部分は、実際の授業時数を確保し、その授業の中で取組を進めておるという状況でございますので。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） そこはよく分かるんですけども、子どもたちのできていなかった部分をずっと持ちながら学校へ行き、また、いろんな状況もあるかと思うんです。その辺については、子どもたちの今の現状は前よりも格差が広がっているとか遅れている子が多いとか、そういうことはないんですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） その辺は今までと変わらない。だから、今までよりも格差が広がっているとか、そういったところが起きているというふうには考えておりません。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） いろいろなところで聞くと、自分でどんどん勉強している子と、それから何もできなくて休み時間を過ごしてしまったという子ども、やっぱりそういう子どもはインターネットにはまってしまうたり、そういうところで休み時間の中で生活習慣が乱れてしまっている子とかというのがいるのではないかということをお前は心配したんですけど、その辺はないということで認識されているということで、分かりました。

コロナに対する不安やマスクをつけるようにすること、密にならないようにすることなど、子どもにはストレスがかかっていると思います。また、親の状況は子どもに影響していきます。医療や介護の従事者、それから教育関係など多忙になっている親やコロナで収入減になった親など、状況の変化が大きいです。現在の子どもの様子はどうですか。不登校が増えたり、不安を感じている子が増えてはいませんか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 昨日、重光議員のご質問でご答弁させていただいたんですが、今回、1学期が終了した時点での不登校の数というのは例年よりも少なくなっているというふうな状況なんです。そのあたりを分析しているんですけども、ある意味、コロナで休んでいる間に教職員が家庭訪問し、また子どもと関わり、あるいは子ども自身が家庭でしっかりと充電できたというようなこともあるのかなと考えておりますが、若干、不登校の子の数が減ってきている。世の中では不登校が増えているとか学校に行きにくくなっている子というような話もあるんですが、本町では逆の現象が起きているというふうなことで、このあたりは、その原因等についてももう一度しっかり分析をしていかないといけないと思っています。

そういった点から考えても、当然ながら子どもたちにはストレスであるとかいろんな思いという

のがあると思うので、そこは丁寧に子ども一人一人に教育相談を行う等の取組を進める中で、子どものストレス解消あるいはそういった悩みを聞くというような取組を進めていかなければならない、また実際行っているという状況でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 不登校がコロナ明けにちょっと減っているというふうなことも聞きましたけれども、まだあの頃から、1学期の間だけの状況なんで、休み明けで行けるのがうれしいという思いもありますでしょうし、夏休みが終わった後の状況とはまた違ってくるかと思えます。個人個人の状況をしっかり捉えていただいて、手厚い教育、柔軟な教育が必要だと思いますけれど、それはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今、鱧谷議員がおっしゃられましたとおり、1学期が終わって夏休みが明け、2学期がスタートしておる状況の中で、当然ながらまた子どもたちの心の変化等も起こる可能性はありますので、今お話しいただきましたように、丁寧な対応を心がけてまいりたいというふうに思います。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） よろしくお願ひします。

1番の2番、次の質問に移らせていただきます。

私の資料1を見てください。これは、文部科学省が6月5日に出した学びの保障の総合対策パッケージ参考資料です。10月、11月で行事が行われることを私はうれしく思いました。

先日、人権作品集が配られました。私にとっては過去の同和教育を思い出させるものなのですが、この中で、子どもたちが様々な行事を通じて他の人の心を理解したり、自分の感じたことを素直に表現し成長している姿も読ませていただきました。

今年はだんじり祭りもなく、社会的な様々な活動が中止されている中、どのような手立だてを取って実行されるのか、どのような行事を予定してしているのか、お答えください。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） では、2つ目の学校行事の取組について、どのような手だてを取っているのか、また今後どうする予定かのご質問にご答弁申し上げます。

学校行事につきましては、行事そのものの目的や目標を損なわないように配慮しながら、準備時間や実施時間の短縮等を行っております。また、修学旅行につきましては、コロナ禍ではありますが、実施できるよう各校努力しております。中学校におきましては行き先や日程を変更いたしました。また、小学校においてはバスの台数を増やす等の対応を考慮しております。しかし、今後の新型コロナウイルスの感染状況等により、実施そのものを見直さざる得ない状況になるかもしれません。

運動会、体育大会につきましては、練習時間を短縮し、プログラムを縮小して実施する予定であります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。本当にコロナの中で、もし学校なんかでコロナが出てくると一遍に行事なんかなくなってしまうかもしれませんが、なるべく、子どもたちの成長のためには一つ一つの行事、大切な行事だと思いますので、鋭意努力していただいて実施していただけるようよろしくお願いします。

関連質問なんですけど、夏休みが少し気になっています。この資料では7月中授業で8月23日までの23日間としていますが、熊取町は7日から20日まで、泉佐野市や貝塚市は7日から14日まででした。各自自治体の教育委員会で決められたのでしょうか、校長会で諮られたのでしょうか。冬休みも5日始まりですが、この資料よりも少なくなるお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）この期間は、最終教育委員会で決定させていただいております。ただ、学校のほうとも相談させていただきながら、各学校では、コロナの臨時休業の状況の中でどれぐらいの授業が削られてしまうのか、あるいは授業を確保するためにはどれぐらいの夏休みの短縮が必要になるのかということをお細かくシミュレーションさせていただきました。そういった各学校の計画等、内容等も情報をいただきながら、熊取町教育委員会でこの期間を決めさせていただいたというふうなことでございます。

冬休みにつきましても、2日ではあります短縮をさせていただくと。だから、前1日、後ろ1日を短くして冬休みに授業を少し増やしていきたい、確保していきたいというふうなことで取組を進めております。

なお、こういった努力の中で、昔であれば始業式や終業式には授業はしていなかったんですが、今、始業式や終業式も授業を取り入れて授業時間を確保しているというふうなこともやらせていただいておりますという状況でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）資料の下に米印があるんですが、「※年間35週以上での実施を前提とする標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回っても、そのことのみで法令違反とはならない。※最終学年以外については、特例的に次年度以降を見通した教育課程編成を可能としており、そうした措置も含めて教育課程を検討し、教育活動を展開」と書いてあります。文部科学省は、授業を詰め込み過ぎず、授業の遅れは2年から3年かけて取り戻せばいいという方針を示しております。

夏休みや行事をなるべく削らず、仲間との学びや行事を大切に、豊かな学校生活が送れるように必要な措置を取ってください。私は、7時間授業は子どもたちを疲れさせ、集中力をなくすだけだと思っております。ご意見ありましたらお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、鱧谷議員からありましたように、国のほうとしては35を下回っても法令違反とはしないと。本来、35週以上しっかり授業時数を確保しないと法令違反ということになるんですけれども、そのあたりは各学校とも十分理解した上で進めております。

また、最終学年以外については次年度に特例として繰り越してもいいというふうなお話、これも我々は理解しておりますが、ただ、それをどう繰り越していくか、繰り越すことによって次年度の学ぶ内容がまた次にということで、どんどん後ろ送りにしわ寄せがいつてしまう可能性もあるのかなというふうにご考えております。

ですから、最終学年以外については次年度に繰り越してもいいということをお踏まえた上で、今、子どもたちに、おっしゃられるように詰め込みにならないように、当然7時間で疲れということはありますが、5分間、若干授業は短縮して45分授業を40分に、中学校は50分を45分にしようという工夫もさせていただきながら、下校時間が遅くならないようにというふうな工夫もしながらしっかり学びの保障をしているという状況ですので、今いただきました国の考え方、こういったことも踏まえた上で取組を進めていっているという状況でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）子どもたちにとっては、そういう時間数が増えていつてしまっているということはかなりしんどい子どもも出てくるかと思っておりますので、その辺はよくご配慮いただいて進めていただきたいと思っております。

では、3つ目の質問に移らせていただきます。

6月議会では、コロナ予防は換気と全員がマスクをしていればできる、40人学級ですという回答をされました。しかし、先生方は子どもの健康チェック、机の清掃やトイレの清掃、その上オンライン整備などで極めて多忙になっています。少しでも先生の仕事が減らせるよう、6月臨時議会で決まりました学習支援員やスクールサポートスタッフの採用状況はいかがですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）3つ目、先生が苦勞され疲れていると推測できるが、臨時議会で決まった学習支援員やスクールサポートスタッフの採用状況はのご質問にご答弁申し上げます。

学習支援員については、各校2名、合計16名を9月15日から配置する予定です。現在11名確保できています。残りの5名を確保するため、大学でガイダンスを行ったり大学側に募集していただいたり、努力しているところです。

スクールサポートスタッフにつきましては、現在3名確保できており、既に勤務していただいております。残りの5名につきましては、町ホームページで広報したりハローワークに求人票を出したりするなど、人員確保に鋭意取り組んでいるところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）学習支援配置事業の16名のうち、11名は決まったけれども5名はまだ決まっていないということなんですけれども、その配置先というんですか、それはどんなふうになっていますか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）各小・中学校に2名ずつ配置しようというふうに考えています。

学習支援以外に学習支援ボランティアの事業もずっと従来から熊取町でやっているものがありますので、もう現在それが入ってくれている学生もいてると。それに加えて学習支援員を配置しようということで、今、2名ずつさらにということで考えておるといってございませう。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）支援員のお給料というのはボランティアと同じようになっているんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）たしか時間1,000円で、だから学習支援ボランティアは何時間来ても1,000円ということにさせていただいているので、その辺は、支援員は3回、4回で、将来必ず教員になろうと思っている者という条件もきっちりつけさせていただいておりますので、志のあるしっかり子どもに支援のできる、だから面接も実際に決めるときにはさせていただいているという状況ですので、支援員とボランティアの違いがその辺のところにあるのかなというふうに我々は思っております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。そしたら、支援員にはお給料を払っているけれども、やっぱりかなり少ないのではないかなという感じで、なかなか5名が決まらないというところ辺もその辺にあるのかなと私は感じるんですけど、そんなことはないですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）5名が決まらないのは、大学生3回、4回ということで授業との関係が大きいんです。そやから、入りたいけれども授業があつてどうしても日程が合わないであるとか入れないというようなことで、若干苦勞している部分があるというふうなことでございませう。ですので、あくまで大学生の予定とうまく合致させた上で入ってもらふ。一旦入ってもらつたら最後まで続けていただきたいので、そこもきっちり面接等でお話はさせていただいております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）5名の方がなるべく早く決まるよう、大変でしょうけれどご努力をお願いしておきます。

スクールサポーターにつきましても、8名の配置先は各校となっていますが、3名決まって5名決まっていないということです。その配置先というんですか、もうその方も入っていただいているんですよ、各校に。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今3名というふうに申し上げたんですが、実は先日まで4名

配置できていたんですが、お一方途中でお辞めになられて、結局今3名になってしまったということでございます。また、本来もう一名の方は面接には来てくださって、一応合格ということで来てくださいとお願ひしたんですけれども、来る前にご辞退されてしまったと。だから、本当であれば5名が何とか配置できる予定ではあったんですけれども、結果的に3名になってしまっているというふうな状況です。

今、熊取南中学校、熊取北中学校、それから東小学校に配置させていただいています。これは、今現在消毒作業であるとかトイレの掃除をしていただくということで配置させていただいていますが、なぜここからかという、今トイレの工事をしまして、簡易トイレを置いてあるところを優先的に配置するというので進めさせていただいているということでございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。決まっていない5名につきましてもまた鋭意ご努力いただきまして、先生にとっては、教育ではない清掃や、それから子どもたちが朝、体温を測ってきいていなかったら体温を測ったりとか、いろいろな雑用がかなり増えていると思いますので、その辺もよろしくご配慮いただきたいと思います。

次の質問にいかせていただきます。

大きな2番としまして、一年単位の変形労働制時間制の教員についてお聞きします。

繁忙期に長く働かせ、閑散期の勤務時間を短くして夏休みも取りやすくなると言われて1年単位の変形労働時間制が導入されましたが、コロナ対応で繁忙期が続き、勤務時間は短くならないのではと思われまます。状況はいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、鱧谷議員の一年単位の変形労働時間制の教員についてのご質問にご答弁申し上げます。

教員の変形労働時間制につきましては、令和2年7月17日に、活用に当たっての労働日数及び労働時間の限度等の詳細事項を定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則が公布されました。休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制については、令和3年4月1日から導入可能となります。

議員ご質問のコロナ対策等での勤務時間の状況についてですが、新型コロナウイルス感染症による臨時休業前の令和元年9月から令和2年2月末までの超過勤務時間の平均は1人当たり1か月で約52時間、臨時休業中の令和2年3月から5月末までは約27時間、学校再開後の令和2年6月から7月末までは約65時間となっております。臨時休業前と比較すると1人当たり約13時間、1か月の課業日を22日としますと1日約36分長くなっている計算となります。この背景には、児童・生徒が下校後に教室やトイレ等の消毒作業があります。

今回、先ほどご答弁させていただきましたとおり、学習支援員やスクールサポートスタッフを配置させていただくことになっておりますので、それらを活用し、教職員の業務軽減を行いたいと考えております。

しかし、スクールサポートスタッフにつきましては5名が未配置となっておりますので、一日も早く配置できるよう努力してまいりたいと思います。ご理解、ご協力をお願いいたしましてご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 講師の先生がほとんどだと思んですけれども、講師の先生のストレスというのはやはり大変なものがあるんだと思います。熊取町の学校ではありませんが、私の知っているところでは講師の先生の退職が続きまして、2名退職されて、今、学校自体が大変な状況にあるというふうに聞いております。熊取町でのそういうふうな状況というのはないでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）本町では、途中で退職されるといったようなことはありませ

ん。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。

辞められた後、講師の先生を探すのに本当に四苦八苦しているというふうに聞いております。なかなか決まらないので大変な状況だというふうに聞いているので、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、講師の先生方が超過勤務が多くならないように、ほかの先生が多くなっていいという問題ではありませんが、待遇が違う方々が超過されるということは精神的にも一緒ではないのにとというふうな感じを持たれてしまうのかなと、辞められた先生はそういうことで辞められたのかなというふうに、私は勝手に解釈してしまっただけです。先生を探すのは大変やと思うんですけど、また努力してもらおうというふうに思っております。

国に対しまして、また後からも質問しますが、少人数学級を増やしていただいて正規の先生をまず増やしてもらい、講師の先生も1、2年間で雇い止めになってしまうというのではなく、1年間単位の変形労働制をやめて継続できるような雇用形態にして、処遇改善を国に要望していただきたいと思います。そうでないと、少人数学級が実現してもたくさんの先生が必要になりますので、そのときに先生が集まらないというふうな状況が考えられます。その辺はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今、講師の勤務の期間等についてお話しいただいたんですけども、臨時で勤める職員につきましては地方公務員法で6か月、それからさらに6か月は延長することができるというふうに、これは法で定められていますので、だからもうはなから何年間継続して仕事をさせていただくというふうなことにはなかなかできないというのが現状であります。

ただ、学校のほうでは、いわゆる教員と講師に来ておられる方の区別とかというのはもう全く行っておりません。全く同じ立場で同じようにお仕事をしていただいているので、保護者の皆様は、どなたか正規教員でどなたが講師というのはきっと分かっておられないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、勤めていただいたら同じ職場の同僚、同じ平等なものとして一緒に協力しながら仕事をしているという状況ですので、そのあたりについてははっきり先生方は協力しながらできていると。ただ、講師の任用期間につきましてはそのような状況ですので、ご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 任用期間と待遇が講師と正規の先生ではかなり違い過ぎるところが、講師が集まりにくいという大きなネックになっていると思いますので、正規の先生を増やしていただくということと、それから6か月、6か月で辞めなくてはいけないというような、雇用期間がもうそれで終わってしまうというようなところ、国のほうに私たちも要望しますが、処遇改善はまた要望していただけたらと思います。

大きな3番目として、GIGAスクールについてお聞きします。

私は、GIGAスクール構想には反対でした。理由は、主にIT業界の景気対策としての政策であり、タブレットの使用で子どものネット依存症や目などへの健康被害が不安なこと、また将来、自治体の負担が大きくなるおそれがあることなのです。しかし、コロナ後、新たな状況が生まれています。コロナでの休校に備える必要があるためです。ただ、ICTの使い方によって教育の内容が画一的になることは避けなければなりません。

文部科学省の学びの保障5月15日では「学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われる」と述べられています。ICTの在り方については議論が必要だと考えています。

私の資料を見てください。

次の資料ですが、7月2日に全国知事会などから出された緊急提言には、GIGAスクールの最適な学びを実現するためには、少人数による細かな指導体制、端末やネット環境改善、ICT教材などが要求されています。教職員間の協力と少人数学級を望んでいます。

この質問をした後、7月20日に萩生田文部科学相が教育再生実行会議で、少人数学級を目指すべきだと個人的に思っていると語ったことを知りました。普通教室で身体的距離を確保しながら40台の机を並べることはできない、新たな感染症が起こったときに40人学級は無理だと語ったそうです。

8月19日の中央教育審議会の中間まとめでは、コロナを踏まえた少人数学級を可能とする指導体制や施設整備を図ることが盛り込まれました。これから部会などの審議を経て、今年度中に文部科学省に答申する予定だそうです。

来年度には実施されるかもしれませんが、コロナ感染症がいつ収まるかは分からない中、自治体独自でも少人数学級を取り組んでいくところが増えていくかもしれません。文部科学省の答申を待っていると、一斉に先生を確保し、先生不足がますます深刻になるのではないのでしょうか。一日も早い少人数学級を望みますがいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、鯉谷議員の3つ目のGIGAスクールについてのご質問にご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、令和2年7月2日に全国知事会から国に対して、1、少人数編制を可能とする教員の確保、2、GIGAスクールサポーター等のICT教育人材の配置充実、3、更新費用やランニングコスト等を含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充など、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言が出されました。

議員ご要望の少人数学級につきましては、全国知事会等の提言を受け、文部科学省においても小・中学校の学級規模を30人程度とする案を水面下で検討しているという情報もあります。30人学級を実現するためには、新たに最大で6万2,000人の教員が要するという試算があり、雇用のための予算も必要となります。

少人数学級編制につきましては、このような国の状況を注視しつつ、現時点では大阪府からの少人数の加配を活用し、教職員が協力をしながら児童・生徒の教育に全力で取り組みたいと考えております。

また、GIGAスクールにつきましては現在、整備を進めているところです。最適な学びの実現のため全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）文部科学省を注視して、文部科学省から少人数学級のゴーサインが出たら取り組んでいくというふうな形になると思うんですけども、やはりそのときになると、先生方を集めるのが一斉になりますから、大変な状況が私は生まれてくるのではないかと考えます。だから、なるべく一日も早くご決断いただきまして少人数学級を進めていただけるような、これは町長にお聞きしないといけないかもしれませんので、財政的な問題もあるかと思っておりますけれども、ぜひともお願いしたいと思います。財政のほうからはどうでしょうか、無理でしょうか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）少人数学級ということになれば、地方単独で全て費用を賄うという形になりますので、現状、令和元年度の一般会計についても実際は財源が足りなくて何とか回している状況であります。

それと、こういう教育に関わるものは、ある年までは例えば貯金でいこうよとかそういう類のものではないので、実際やり始めるとずっとやっていくという決意の下で取り組む必要があります。今現状、教育の分野に配分している予算もかなり熊取町は多いほうだと考えておりますので、今、速やかにそういう環境をつくるのが理想だと思うんですけども、そこに重点的に配分する今現

状の財源というのは極めて難しいのかなという状況がございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）熊取町独自の教育環境の整備ということがありますけれども、できるだけことはやっていきたいというふうに思っております。ただ、教育に関してその財源は、やはり公的な国の予算の配分を考えていただく必要があろうかなと思います。

せんだっての新聞の中では日本の教育に関する公的配分が相当低いというふうなことが示されておりますので、やはりこれは国全体の方向性を考えていただくということでは要望もしていく必要があろうかなと思います。独自については、できる範囲の中でやっていきたいと思っておりますけれども、いかんせんやっぱり限度がありますので、その辺はご理解をしていただきたいというふうに思います。

子どもたちが安全で安心して暮らせる、教育を受ける環境、これは誰しものも思っていることです。いじめのないそういった学校を応援していくのは皆さん、我々も思っていることなんで、それにつけては目の届く人数というのが当然あるものと思っております。その点についてはご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ご答弁ありがとうございます。確かに大変なお金のかかる話なので難しいと思っておりますけれども、一斉に文部科学省がゴーと言うときにはかなり先生の採用も難しくなってくるような時期があるかと思っておりますので、それよりも少しでも早く始められるように、文部科学省の動向を見詰めていただいて判断いただけたらありがたいと思っております。

これは余談ですが、米軍基地内では思いやり予算、これは日本の税金です、で少人数学級が実現しています。小学校1年生から3年生までは1クラス定数18名、小学校4年生から中学生は1クラス24名です。日本の国の中で日本の税金67億円を使って造られた池子住宅地区、神奈川県にあるらしいんですけども、その小学校では教員と補助員2名体制で授業が行われているそうです。こんなところが日本の国にあるということは何かすごく、あまりにも日本の子どもたちに対して理不尽な感じを私はすごく受けるんです。

近くでは、高槻市では小学校1年生から小学校6年生まで35人学級になっております。ぜひ熊取町も、先ほど申しましたように、文部科学省のサインが出る前にゴーということで、ちょっとでも早く先生たちを確保するというところ辺を考えていただいて、なるべく一日も早い実現をよろしく願いいたします。

私の質問の中にもGIGAスクールの先生方の協力が必要だということを書いたんですけども、私は、GIGAスクールを進める上で職員間の協力ということが非常に大切だと思います。教員のICTに関する知識、習熟度はかなりの差があると思います。互いに認め合い、話し合い、協力する関係が必要になってくると思います。

昔、私がまだ勤めていた頃なので22年ほど前になると思うんですけど、電子黒板というのが導入されたことがありました。導入されましたけれども、使える先生だけのものになったり、無理に使わせようとして人間関係が悪くなったという話を聞いております。GIGAスクールについては、教員間の話し合いを大切にしていきたいと思っております。

また、コロナによって学校が休校になるときまでにはZoomなどが学校や家庭で使えることを望みながらも、機械に左右されて先生の集団が壊れてしまうというようなことがないように望みたいのですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今お話しいただいた教職員の認め合う、話し合う、協力し合うというのは、組織がうまく回っていく上では必ず必要なことだと思っております、これはG I

GAスクール導入だから、あるいは導入しないからというところではなくて、やっぱり子どもたちのよりよい教育のためにはそれが大前提になければいけないと思っています。

GIGAについても当然得意、不得意の方もいらっしゃると思いますが、そういったところは事前の研修であるとか、あるいはお互いに協力して、こんな方法もあるよ、こんなものもあるよということをお教え合うというような形も取りながら、協力した職員体制、いわゆる協同体制をつくって進めていきたいと思っておりますので、そここのところは十分配慮して取り組んでいきたいと思っております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）これで私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたしまして、終わります。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、室内の換気のため1、2分休憩いたします。

---

（「10時44分」から「10時47分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）一般質問の最後になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染の急拡大を抑えるための対策は一刻の猶予も許されない状況です。まさに待ったなしです。新型コロナウイルスの感染は世界的大流行、パンデミックとなり、9月8日現在、世界全体で確認された感染者数は2,711万人を超え、死亡者総数は88万9,000人となっています。

感染拡大を抑止するために重要なことは、症状はないが感染させる可能性のある人を見つけ出すことです。無症状だが感染させる可能性のある人、これを放置してきたために感染拡大を許したのです。つまり、PCR積極的検査は、無症状の感染させる可能性のある人を見つけ出す防疫の検査です。

熊取町は、9月4日に26番目の感染者が発表されました。これまでにお亡くなりになった方が3名おられます。お亡くなりになりました方のご冥福をお祈り申し上げます。そして現在、隔離や治療、保護などを必要な方は2名おられます。一日も早い回復を願っています。

熊取町では、病院や大学などで発生した感染者について、住民でなければ数字として26名にカウントされていません。保健所の指導により対応は徹底されていると思いますが、もし感染者が多数発生し感染震源地になったと考えられる場合は、新型コロナウイルス感染症の広がりを抑えるためにPCR等の検査体制の抜本的な拡充が求められています。

6月議会で重光議員がPCR検査実施状況について質問いたしましたが、そのときの町内の陽性者数は7名で、国や大阪府に対してPCR検査や医療体制の拡充に対して要望していくと答弁されていきました。現在もその状況は変わりありませんか。厚生労働省がこの間相次いで、新型コロナウイルス感染症対策としてPCR検査など行政検査の対象を拡大する方針を地方自治体に示しました。熊取町でも保健所や医師会と連携し検査体制の拡充を求めますが、いかがでしょうか、答弁よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご質問の1点目ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の1つ目の新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、保健所や医師会等と連携いたしましたPCR検査などの検査体制の拡充についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症における重点的な対策の一つに検査体制の拡充が掲げられており、帰国者・接触者外来や保健所が中心であったPCR検査体制も、国における機器購入補助制度や鼻咽頭拭い液に比べ検体採取時の感染リスクが低い唾液での検査も可能となったことを受けまして、保健所を介さずに検体採取を行う医療機関が徐々に増えてきてございます。このように、検査体制の充実につきましては国や府が主導で行われ、市町村だけで対策を講じることは難しい状況ではございますが、大阪府泉佐野保健所や泉佐野泉南医師会が主催する会議に管内市町村担当者も参画いたしまして、共に検査体制の拡充に向け検討を重ねてきております。

現在、泉佐野泉南医師会では府と集合契約を締結する方向で準備を進めておりまして、検体採取を自院で実施する医療機関もさらに増える見込みでございます。また、医療機関から直接患者の紹介を受けて検査を行う地域外来・検査センターも、保健所管内に9月上旬頃には1か所程度設置される予定でございます。加えて、検討中の医療機関もあると聞いてございます。

本町におきましても、今冬の新型コロナウイルス感染症の流行に備え、医師会、町内病院、保健所、町の担当者をメンバーといたしました医師会熊取班主催の検討会が開催されたところでございます。今後とも、この検討会等を通しまして町内検査体制の拡充に向け検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。保健所を介さず医療機関でやれるような方向で、国・府が主導で検討していると。市町村単独でやるのは今のところ難しいということですよ。

それで、医師会熊取班ですか、そういったものが検討会を開催されているということなんですが、これはいつぐらいにどんな形でやられているのか、もしよかったら教えてください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ついこれも最近でございます。9月4日、ふれあいセンターで医師会、保健所、町内の病院、それから診療所の方、そして我々が事務局をさせていただきまして検討を進めております。まずは今の現状を保健所のほうから報告いただきまして、そして、これをいかに連携よく拡充していくすべがないかどうか、今ご答弁で申し上げましたように、大阪府と、それから医師会とが集合契約という形で契約を結びます。そうしますと、医師会に所属しております病院あるいは診療所が手を挙げていただき、そこで検体を採取いたしますとそれが行政検査扱いという形になりまして、当然、行政検査となりますとその費用は無料になるというような、そういう扱いが取られることとなります。したがって、診療の一環として、患者が来られたときにコロナの感染の疑いがある、そうしたらPCRの検査をする、検体を採取する、それをまた検査機関に送る、そういった体制が徐々につくられつつございます。

医師会も、この会議を受けた直後、会合を持っていただいております。そちらでこういった体制にご協力をいただけないかということで大分議論をしていただきまして、かなりの数の診療所もご協力、手を挙げていただけているというふうに聞いてございます。具体的な数字はまだ正確なところは申し上げにくいんですけども、複数の診療機関がそういった形でPCRの検体採取、唾液になるのか咽頭拭い液になるのか、そちらのほうは別なんですけれども、そういった検査体制が進みつつあるというところで、一定ご報告できる状況にあるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。PCR検査が少ないと思っていた中で進みつつあるということで、各診療所でもやれると。しかも行政検査であれば無料だということで、それが本当に順調に進んでほしいなと思います。

9月4日に話し合われて、それが具体化してくるという見通しとかはまだまだこれからなんでしょうか。もし何か決まっていることがありましたら教えてください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）その会議の直後、医師会のほうでそういう会合が持たれまして、大阪府と集合契約を結ぶというのは基本的にはもう本決まりというところで、それに乗っかって検体採取をする診療所についても、これはもう複数名手を挙げていただいていると、これは確実な情報としてご報告できる状況でございます。ただ、実際にいつからどこでという話については、まだご報告できる状況にはないというところでございます。

ただ、そういった形で、町内で15か所ほど診療所がございますけれども、そのうちのかかなりの割合でそういった検査をしていただけるような状況に近づきつつあるというところで、ご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

先日、くまもり社会保障推進協議会の会長、大浦さんから、熊取町には関西医療大学があるじゃないかというようなお話があったんです。それで、大阪市の市会議員の井上 浩さんを窓口にして、吉田学長、武田理事長と懇談してお話する機会を得ました。地元で親交の深い文野議員も一緒に来て話を聞かせていただいたんですが、医療大学ですのでもってとても充実した機械を持ってはります。PCR検査もできると、検査する技師も育てていると、そういう状況があるんですが、大学との連携というのは今聞いた範囲では入っていないんです。その部分は全然検討はされていないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）実は9月4日の準備会というか検討会の際にもお呼びしようかどうかというようなことも話に出たんですが、まずは1回、医師会、保健所、そして我々で方向性なりを話し合っ、そして、もしお声かけができるような状況であればお声かけをしたいというふうに考えております。

具体には、いわゆる水面下では、事務レベルでは、医療大学のご担当の方とも連絡はもう既に取り合っておるような、そんなような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。一応頭にはあったということで理解させていただきます。

熊取町にはそういう優秀な大学もあってそういう環境もあるので、やはり連携するところでは連携できたらいいなというふうに思って懇談したわけですが、結果的には、学長や理事長がおっしゃるには、大学としての検査機や技師はいるけれども教育機関やと。学生を育てる、そういった方を育てる機関であるということと、大学としての対応に今追われているんだというお話でした。確かに学校リモートに授業が変わったり、いろいろ苦勞されている実態がよく分かりました。感染者も出ていますし、そういう部分ではどこも大変なんだなということをお聞きしました。

夏には感染力がインフルエンザのように弱まるのではないかなと思われたんですが、日本でも東京などを中心に感染の再拡大という事態が生じつつあります。コロナ危機が爆発的に拡大した要因の一つとして、新自由主義による社会の脆弱化が指摘されています。日本でも、感染が急速に拡大した4月から5月には、病床不足とPCR検査の大幅な遅れの下で大都市を中心に医療崩壊の瀬戸際まで生じました。国の構造改革、効率至上主義の下で医療費削減政策が続けられ、急性期のベッド減らし、公立・公的病院の統廃合、保健所の統廃合など、これまでの感染症対策の軽視が浮き彫りになりました。

小さな2つ目の質問に入りますが、世田谷区は介護事業所や保育園、幼稚園で働く職員、特別養護老人ホームなどの施設入所予定へのPCR検査に約4億円以上の予算を自前で組んでいます。集団感染のリスクの高い施設、医療、介護福祉、保育所、幼稚園、小・中学校に勤務する職員と町

職員へPCR検査を定期的実施できるよう体制整備を求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）2点目をお答えする前に、冒頭、江川議員からPCR検査も含めかなり今の体制に対してのご批判をされておりますけれども、日本の医療が遅れておるといふわけでは決してございません。いろんな統計等を見ていただければお分かりだと思ふんですけれども、この検査に関しましては医療的な検査と、それから社会的な検査と、PCRに関してはございます。医療的な検査に関しましては、日本は患者の1人当たりの検査回数とかいうのは逆にかなり多いほうというふうに言われております。しっかりと医療を受けていただいて重症化しない、そういった努力を一生懸命医療に携わる方は自らの危険も顧みず頑張っております。その結果、死亡率は極めて少ない状況やと、これはご存じのとおりやと思ひます。

したがいまして、今ご指摘のように日本の医療を批判するという前に、やはり医療の最前線で頑張っている関係者の皆様方に我々としては感謝申し上げたいということ、まず先に申し上げたいと思ひます。

それでは、ご質問2点目、集団感染リスクの高い施設に勤務する職員及び町職員へのPCR検査の定期的実施の体制整備につきましてご答弁申し上げます。

PCR検査体制については、1点目のご質問でのご答弁のとおり、現状においても体制の拡充が図られている状況であり、また検査対象者についても、濃厚接触者のうち無症状の方も検査対象となったことや、国の推奨する新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAをご活用いただければ感染者との接触が確認でき、接触があった場合にも検査対象となっております。さらに、妊婦の方は症状がなくても希望いただければ検査を受けることができる、そういった体制整備が図られてきております。

また、大阪府の今後の取組の中でも、施設や医療機関における感染拡大を最小化するため、少しでも症状のある施設等の職員や入所者等に対する検査の優先実施と早期の検査実施体制の強化を図るなど、検査体制の拡充、これが検討されているところでございます。

ただ、議員ご質問にございますリスクの高い施設に勤務する職員や町職員への定期的な検査につきましては、現在の検査のキャパシティの状況からも本町としては検討してございません。

なお、感染リスクの高い施設等に対し、本町としては、これまで様々な事業所などからご支援をいただきました消毒用の微酸性電解水やマスクなど、町の備蓄品も含めて活用させていただき、感染予防対策での支援を行ってきてございます。今後におきましても、事業所の相談に適切に応じながら、感染予防を中心に支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）答弁の前に医療従事者の方に感謝申し上げるということで、私も同じように思っております。前回の6月議会のときにも、私の両親が両方とも入院してということに感謝申し上げたんですが、今回、感謝の気持ちがないという話ではないんですよ。今言ったお話は、国の構造改革の中で、効率至上主義の下で医療費の削減政策が続けられ、急性期のベッド数を減らしていますよね。それから公立・公的病院の統廃合、保健所の統廃合、貝塚の保健所がなくなりましたよね。そういった感染症対策の軽視が浮き彫りになってきましたということだけを述べただけです。医療従事者の方に申し訳ないんじゃないかみたいな話だったんでちょっと驚いてしまったんですが、そういうことは言っていません。国の政策がそういう部分では軽視されていたのではないかとことを発言させていただきました。

それで、今の答弁のことなんですけど、予防で支援しているということで、そういったリスクの高い医療や介護や福祉、子どもたちに接する、そういった感染リスクが高くなるように、日頃から食べに行くのも、外食やら旅行やらいろいろ自分で自粛している職員たちの皆さんが安心して仕事ができるようにという部分で、PCR検査を行ってほしいというような要望だったわけです。現

在では検討していないという答弁をいただきました。

1つ目の質問の中では、庁内でどんどんPCR検査が受けられるように、そういう体制を広げていっているという話もありましたし、先ほどの答弁の中では症状のある人を優先に検査体制の拡充をしていくというお話がありましたので、そういった形で、そういった職業、職員の方にも対応は進んでいくのかなと理解しました。

安心して高齢者の方にケアしたり、医療、また子どもたちに対応できるように、先生たちにもね。そういった方対象にもPCR検査が拡充できるような体制をぜひしていただきたいなと思います。何かありますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）私も興奮してご答弁申し上げてしまいましたけれども、実際に現場で医療に携わっている方々のお話を聞かせていただく機会がございます。本当にもう命がけでございます。お盆休みもなく、自分の家に帰省することもできず、本当につらい中で一生懸命頑張っているというのが物すごく伝わってきたんで、ちょっと感情的な答弁になって申し訳なかったんですけども、日本の医療体制は非常によく考えて実施されております。社会的検査も必要なんですけども、やはり医療的検査ということで、いわゆるクラスター対策、これを丹念に丹念にしているから重症化を防ぐことができ、死亡率も、これはもう世界に本当に誇れるぐらい少ない率で抑えることができているというような状況でございます。

したがいまして、我々市町村としてできる範囲のことを最大限、こういった医療機関に対しましても支援できることがあれば、いろいろと考えて実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）健康福祉部長が日本はよくやっていると、そういうふうに評価しているということはおよく分かりました。熊取町内で3名の方がお亡くなりになっている現状の中で、よくやっていると言ってしまうとちょっと大丈夫かなと不安を感じてしまったんですが、こういう事態ですから、受け身ではなくて、国がやるとおりにやるのではなくて、町としてどうしていくかということをやっぱり考えていくことのほうが大事なのと違うかなというふうに私は感じています。

それでは、3点目の質問に入ります。

第2波に備え、インフルエンザとの見極めが難しいインフルエンザの予防接種補助を、65歳以上の高齢者だけではなく希望する全住民に拡充するよう求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の3点目、インフルエンザの予防接種補助の拡充につきましてご答弁申し上げます。

今冬のインフルエンザワクチンの供給につきましては、国によると、昨年度より約7%多い6,356万回分となる見込みです。しかしながら、今冬の新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念される中、インフルエンザ予防接種の需要が高まっております。

インフルエンザ予防接種については、従前から高齢者に対して予防接種法に基づいた定期接種を実施しておりました。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、重症化しやすい高齢者に対し、9月議会補正予算にてご提案申し上げておるとおり、自己負担額1,000円を無料とすることとし、併せて例年10月中旬から12月末までとしていた接種期間を10月初旬から令和3年1月末までに期間を拡大することによるインフルエンザの流行抑制、医療体制のキャパシティの確保を図ってまいります。

また、子どもに対するインフルエンザ予防接種につきましては、生後6か月から今年度末までに満15歳になるいわゆる中学3年生までの子どもを対象に、接種費用を助成するための経費を同じく9月議会補正予算にてご提案申し上げているところでございます。助成の上限額につきましては、

当初4,500円を上限と考え議員の皆様方にもお示しをさせていただきましたが、近隣市町や医師会との協議、調整を鋭意進めたところ、当初の予定を変更し、助成の上限額を設定しないこととしたというふうに考えてございます。

なお、国の動向につきましては、先日開催されました厚生労働省の専門部会において、今冬はインフルエンザ予防接種については、限られたワクチンの供給量の中で必要な方に混乱なく接種できるよう、予防接種法に基づく65歳以上の高齢者等の定期接種者をはじめ、医療従事者や小児等に優先的な接種を呼びかける旨の案が審議されております。

本町におきましても、国の方針に基づきまして、高齢者や小児の方などで接種を希望されている方に対し優先的に呼びかけてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。一般質問の通告期限が25日だったので、議員に説明があったのが次の日の26日に、先ほど言った高齢者インフルエンザ予防接種事業、あと子どもインフルエンザの予防接種費用の助成事業、この2つをやるんだということでご説明がありました。ちょっとびっくりしてしまっただけですけども、そこまで考えていただきまして、拡充されることをすごくありがたいと思っています。ありがとうございます。

それで、全住民対象に広げてほしいというのが私の質問なんで、その部分で、議員の説明のときでもほかの議員からも、ほかの年齢の方々も必要ではないかというお話、質問、要望されましたが、今はこういう状態なので、医師会で決めていることなので、それ以上はできませんというようなお話がやり取りでありました。

今回、熊取町のホームページで上がっている感染者の状況についてという一覧表を今私、持っているんですけども、9月4日の分です。見ると、4月1日から感染者が出て、9月3日までの分が一覧表で出されています。

その中で年齢を見ていくと、高齢者のインフルエンザの予防接種事業に対応する年齢の方というのは6人しかおられないんです。5番から7番の人がどういう年齢の方でどうなのかというのは伏せられているので分からないんですけども、全ての熊取町で発生状況に含まれている人たちの26名の中で高齢者6名、あと20名の方は対象外に当たるんですよ。そういう部分では、子どもたちや高齢者はもちろん大切ですけども、仕事場に行く、大阪市内に行く、また仕事場、職場が熊取町から離れて、万が一感染して持って帰ってしまうと、そういったときに家族に移るかも分からない。そういったような状況の中で、例えば全体に全額補助するとは言いません。任意で希望する人だけ、インフルエンザの予防接種を受けたいという人だけ全額補助するのではなくて1,000円にするとか、そういった自己負担額を設けてでも、そういった制度を熊取町独自でつくってほしいなと思います。

そのときにもそういった要望があったんですけども、やっぱり要望として上げさせていただきます。何かご意見ありましたら。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）インフルエンザワクチンにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、供給量が限定されてございます。昨年度よりも少し多く国も考えてくれておるようでございますけれども、冒頭申し上げましたとおり6,356万回分ということで、特に12歳未満ですと2回接種というような話にもなっております。そうなりますと、物理的にも希望する方ということでの拡大がなかなか難しいというのがまず1点でございます。

それと、あともう一つは、インフルエンザと同時流行ということで、コロナの場合、重症化を食い止めるというのが一番大事ということになります。となると、一番重症化しやすい高齢者と、それからやはりインフルエンザに対しても抵抗力の弱い子どもを中心にと国でも一定、方針が出されております。この方針に従った本町としても対応をさせていただきたいというのが今の考え方でございます。

また、近隣の市町村、そして医師会ともその辺協議の上、今この方針で進めておるところなので、こういった方針で進めていきたいというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。今の状況ではこういう方向で進んでいくということで受け止めました。

10月15日からということですので、インフルエンザの予防接種というのは、それ以前からも希望できるんですよね。確認なんです。早く受けてたい人は10月15日以前に受けておいたほうが、ワクチンはまだあると思ってよろしいのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）あくまでも任意でお受けになられるということであれば、それぞれの医療機関にお問合せということになるかも分かりませんが、我々補助制度でいく場合には、決めた期間に接種いただいた方が対象ということになりますので、慌てて行かれてもあれなんで、その期間に皆さん分散して、混乱しないように受けていただくというのが我々の願いでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。皆さんに周知徹底するようによろしく願いしておきます。

それから、4つ目です。国民健康保険の新型コロナ対策の傷病手当や特例減免について、住民からの申請がなければ対象にならない申請の状況と申請手続の簡略化を求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）国民健康保険の新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金並びに保険料減免の申請状況につきましてご答弁申し上げます。

まず、傷病手当金につきましては、現時点において支給申請はございません。また、保険料の減免につきましては、国から全市町村に発出された直近の調査期日である8月15日時点におきまして、これは本町の分でございますけれども、令和元年度分が60世帯で減免決定額が220万2,030円、令和2年度分が71世帯で減免決定額が1,641万6,112円となっており、これらの減免額については、全て国・府の交付金で賄われることとなっております。

ご要望の申請手続の簡略化につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただかなくても済むように、申請書をホームページからダウンロードしていただき、必要書類とともに郵送で申請をいただくことも可能としてございます。

なお、減免の申請において事業収入等の減少率を判定する際、申請時点で未確定の収入見込額につきましては自己申告に委ねることで負担の軽減が図られておりますが、一定の合理性を担保しつつ判断する必要がありますので、申請時点までの一定期間における帳簿や給与明細書等の提示をお願いし、年間を通じた収入の見通しを立てていただいております。

今後も引き続き、支援が必要な被保険者に対して迅速に対応できるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。数が伸びているということで、かなり申請されているんだということが分かりました。

コロナによる収入の減少によって対象になるということで、納付される封筒の中に入れて周知はしていただいているんですが、それを見ると文字ばかりなんで、よく分からないという方もおられます。分かる人はそれで、ネット環境もあって自分で手続できるでしょうけれども、分からない方、影響を受けているのに気がつかないで申請していない、できていない方もおられると思うので、その辺の周知と、あと窓口に来られた方の対応を丁寧にしていただきたいと思います。よろしくお

願いしておきます。

それでは、2点目の質問に入ります。

熊取町の農業支援について質問いたします。

農林水産省は、2019年度の食料自給率がカロリーベースで2018年度より1ポイント上昇し38%になったと公表しました。小数点以下で見ると、過去最低水準だった2018年度の37.42%から37.82%へ0.4ポイントアップにすぎず、世界でも異常な低さは変わりありません。

熊取町でも、高齢化に伴い中小の家族経営の多くが離農に迫いやられ、担い手の減少、耕作放棄が深刻化しています。熊取町の農業の現状と支援をお聞きします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、熊取町の農業支援についての1点目、町の農業の現状と支援について答弁申し上げます。

熊取町の農業の現状でございますが、まず農家の件数といたしましては、2010年の農林業センサスにおける販売農家、農産物を販売して年間15万円以上売り上げている専業・兼業農家のことなんですけれども、こちらが136件だったものに対しまして、2015年には122件と減少しており、経営耕地面積におきましても94ヘクタールから90ヘクタールと減少してございます。2020年の農林業センサスの結果はまだ公表されてございませんが、後継者の問題などから農家件数及び経営耕地面積は減少しているものと推測してございます。

そのような中での農業者への支援でございますが、高齢化による遊休農地の増加や耕作者の減少などといった地域の問題を解決するため、国の施策である人・農地プランの実質化に現在取り組んでおりまして、成合地区において5月に実施したアンケート調査を基に、今後5年から10年後に遊休農地となる可能性のある土地で所有者が貸付けを希望される土地、こういったものを整理しているところでございます。整理完了後、地区において話し合いの上、それらの農地に関する方針を決めていくというところでございます。

その他、農業者の確保としまして、新規就農者に対して幅広い用途に使用可能な交付金を最大150万円、最長で5年間支給する農業次世代人材投資事業や、経営支援として、申請のあった販売農家に対して、その作付面積に応じて支援を行う経営所得安定対策事業などの国の施策を実施するとともに、町独自の遊休農地対策としまして、遊休農地を有効活用する農業者に対して遊休農地再生に要する費用や営農資材に対する経費を支援する遊休農地対策事業補助金なども行っているところでございます。

今後も、これらの施策を継続し、農業者の支援に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。働いている農業者も件数が減り、耕作地も減っているということなんですけれども、そういった中で国の施策だとか府の施策で対応しているということで、そういう答弁だったんですが、150万円を5年間で、これは新規就農者の申請者に対してすることなんです。なかなかこれもハードルが高くなっていますよね、前よりは。そういう部分では、申請者に対して新規就農を検討している方、そういう方に対しての相談件数というのはどのようになっていますでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）相談件数というのは実際、新規就農認定させていただいた方ぐらいで、その他で、ほかに相談があるというような実績はございません。

この実績なんですけれども、今現在は新規就農で補助を出させていただいているのは1名となっておりますが、ここ5年間で最大5年ですので重複期間はございますけれども、ここ数年で3名の方が新規就農ということで認定させていただいているところでございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

数が136から122件に減っているという部分では、もう全然数が足りない状況であります。そういう部分では、もっと支援をしていただきたいなというふうに感じております。

農地の整備というんですか、小さいところが変形した形でいっぱいあるという部分と、あと水が確保できないところとか道路から離れていて耕作機を入れられない、そういったところが特に休耕地になっているん違うかなと思うんですけども、そういったところへの対応というのはどのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）議員おっしゃるように、熊取町の農地というのはなかなか地形に恵まれておられないところも多々ございます。遊休農地、休耕地になってきておるところというのは、地形が悪いという条件だけではなくて、やっぱり後継者がいないというところが一番大きいんだと思います。地形が悪くてもこれまでそこで営農されておったわけですから、地形の問題だけではないということでございます。

先ほどの支援というところなんですけれども、一番最初に答弁させていただきましたまさに人・農地プラン、こちらなんですけれども、平成26年に実はそういうようなプランを策定しておったんです。実質化という言葉で言っているんですけど、なかなか具体的にプランが進行してきていなかったというのが現状でございます。そういった中で、国のほうでも実質化に強く推進していくということがございまして、今年度、こちらも幾ら国・町のほうがそういうプランをつくってやると言っても、なかなか農家のご理解が得られないと進めていくことはできません。これまで各農家に説明会等々開いておったんですけども、なかなか各地区としてやっていくという理解が得られない中で、今回、成合地区が、そしたらうちのほうで一回考えてみるということでご協力いただけることになりました。

成合地区の中での農家で、先ほど言いましたように将来的な後継者がいないと、そういう不安を感じておられる方等々の土地を先ほど言いましたように整理させていただきまして、そういうふうな土地に対して、また別に新規就農を望まれる方、要するにマッチングというんですか、そういうふうなことをできる方策、これが人・農地プランになるんですけども、そういったところに取り組んでいっておるところでございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。今年も7月の長雨と8月の日照りとで予定していた作物が取れなかったという方が結構おられて、やっても成果が実らないというか、そういう大変な仕事だなということを感じています。

子どもたちに、息子や娘たちに継続してやってほしいと言えない、そういった農業政策ではなくて、やはりやりがいのある仕事にしてほしいなと思っております。その辺も考えていただけたらなと思います。

それでは、次の質問に入ります。

種苗法改正案は通常国会で継続審議となりましたが、これまでどおり国や府が責任を持って研究開発すべきです。また、自家増殖は農業の営みの中で当然のものとして行われており、自家増殖を禁止することは現実的ではないです。町のお考えをお聞きます。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の2点目、種苗法改正案における、自家増殖の禁止に対する町の考えについて答弁申し上げます。

種苗法改正の背景でございますが、近年、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出されるなど、農林水産業の発展に支障が生じる事態が生じており、また、育成者権侵害の立証には品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされる判決が出るなど、育成権の活用しづらさが顕在化していることから、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができ

るようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しを図るものとなっております。

我が国の農産物の品種には一般品種と登録品種があり、種苗法において保護される品種は、新たに開発され種苗法で登録された登録品種に限られ、それ以外の一般品種の利用は何ら制限を受けるものではありません。

今回の改正により、登録品種については自家増殖に対して育成者の許諾が必要となるものですが、許諾を取れば自家増殖は可能ということでございまして、禁止されるものではないというふうに理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）種苗法についての熊取町の見解ということでお聞きしましたが、一般品種についても何の問題もないというようなことで、これが通ればこれでいくんだというお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）国のほうで継続審議になっておるというところで、審議する時間もなかった、短かったというふうに理解はしております。

ただ、法改正する趣旨が、国のほうも農家、農業をまずは守ることを第一に考えての法改正と考えてございます。せっかく時間と費用をかけて開発した新しい品種が海外に流出、こういうようなことが実際起こっておるといふところなので、そういうことを食い止めるための今回の法改正であると私どもは理解しております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）賛成者の方はそういった意見で賛成されているんだと思います。

農家から直接こういったものについてのご意見はいただいていますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今回の法改正につきまして、本町の農業委員会の委員でございましてとかJAの店舗長等々にもそういったお話を確認させていただきました。率直に言いますと、あまりぴんとこられていない方もおられたというのが現実でございます。といいますのも、大阪府でいわゆる登録品種と言われているものにつきましては現在2種目、お米できぬむすめとブドウのシャインマスカット、これが大阪府内で登録品種としてされているものでございます。この登録品種を町内の農家で作っておるといふところが実際現実にはございませんので、なかなか本町の農家のところではぴんときていないのかなというところでございました。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ぴんときていないというのが実態なんだろうね。そうなのかなと今聞いて思いました。

種苗法は、国や自治体、民間企業などが開発した新品種について、開発者の権利を保護する法律であります、ご説明ありましたとおりね。米や野菜など全ての農作物が対象であり、国に登録すれば25年間、果樹などは30年間、開発者に種苗の生産、販売の独占的な権利が与えられることとなります。登録されていない在来品種や、今まで使っていた分です、登録が切れた品種は一般品種と呼ばれます。登録品種を自家採取した種を他人に勝手に販売し、譲渡することは禁じられていますが、一般品種には制限はないということです。

これが基本的な種苗法の内容なんです、自然災害が毎年頻発し、新型コロナウイルスの蔓延で各国が食料輸出を規制する中、食料自給率が先進国で最低レベルの我が国でいかに食料自給率を高め、国民に安定的に食料を供給する体制を整えるか、国の責任として問われています。こうした状況で、登録品種に限りとはいえ農民から採取の権利を制限し、バイオ化学企業を利する制度を推進することは、農家の持久力を奪い、持続的な食料生産を危うくします。

今、日本古来の野生の在来品種数はF1の広がりとともに急減し、生物多様性は急激に失われて

います。F1に比べ売れないからと固定種や在来種を扱う種苗会社は減少しており、このまま在来種が失われれば、交配種であるF1が遺伝子組換えの種子以外市場に流通しなくなる可能性があります。海外では実際にそうした事態が起きており、自家採取が禁じられる中で企業が種を売らなくなれば、農家が種を入手できない、もしくは値段を引き上げられて農業経営が苦しくなるおそれがあります。稲などの主要農作物の種子は公的な供給体制を維持し、野菜や穀類も含めた在来品種の種子については地域共有財産と位置づけて、農家や市民が日常的に自家採取し、利用し、次世代に引き継ぐことが必要であります。

今言った意見であります、その部分も取り入れていただいて、このまま種苗法について簡単に賛成していいのかどうかということをしつこく検討していただきたいなと思います。それを述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時46分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を継続いたします。

次に、日程第4 議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の田畑雅康氏につきましては、令和2年9月18日付で任期満了となります。同氏を再任したいと考えてございますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第66号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第5 議案第67号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第67号 教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

教育委員会委員の松井みゆき氏につきましては、令和2年9月30日付で任期満了となります。その後任といたしまして一ノ瀬由美子氏を任命したいと考えてございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の4ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）教育委員としての松井みゆき氏の後任ということで一ノ瀬さんですけれども、地教育法で言う保護者代表、子どもが小・中学校に通われている保護者の代表と解釈してよろしいですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）一応保護者枠ということで、未成年の方ということで保護者枠という形で選任させていただいてございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号 教育委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第67号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第6 議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

提案理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日から施行されることに伴い、熊取町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成について選挙公営の対象とするため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

第1条では条例の趣旨について、第2条では、当該候補者の供託物が没収にならない場合に限り、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成が無料でできると規定してございます。

第3条では、今回の公営に関する契約を締結したときは、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならないことと規定してございます。

続いて、第4条では選挙運動用自動車の使用に関して、第5条ではビラの作成に関して、第6条ではポスターの作成に関して、それぞれ公営対象となる金額の算出方法等について規定してございます。

第7条では、選挙運動用自動車の使用に関して、いわゆるハイヤーとしての契約とそれ以外の契約とのいずれもが契約締結されている場合は、いずれか一つの契約を公営の対象とする旨が規定してございます。

第8条では、それぞれの公費負担の限度額を規定してございます。

第9条では行政手続条例の適用除外について規定しており、第10条では、この条例の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定めると規定してございます。

続いて、附則でございます。

第1項では、施行期日を公職選挙法の一部を改正する法律の施行と合わせ、令和2年12月12日としてございます。

第2項では、この条例は令和2年12月12日以後にその期日を告示される選挙から適用することとしております。

以上で、議案第68号、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第7 議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、当該カードの再交付手数料に関する規定を削除する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、10ページをご覧ください。

こちらは、手数料条例の一部を改正する条例改め文でございます。

説明につきましては、議案書ピンク色の分界紙の後ろ、資料1、新旧対照表にてご説明いたしますので、そちらをご覧ください。

手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

手数料条例第2条は、手数料を徴収する事項及びその金額を規定しておりますが、今回、表中10の項「通知カードの再交付」を削り、これにより、11の項「個人番号カードの再交付」から56の項「その他の証明」までがそれぞれ1項ずつ繰り上がるものでございます。

恐れ入りますが、議案書10ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例の施行日でございますが、法律が本年5月25日から施行されておりますので、直ちに施行するものとし、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろ

しくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまのご説明で通知カードが廃止されたということがありましたが、通知カードの廃止ということの具体的な意味をもう少しご説明願えますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）こちらの通知カードですけれども、マイナンバーカードをこれまで発行するに当たって、それと交換するがためにまずは通知カードというのが各個人のお手元へ届いておったかと思うんです。先ほど申し上げましたように、法律の改正でマイナンバーカードの取得を推進するためにまず通知カードを廃止して、マイナンバーカードの交付を進めていくということでございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今現在も通知カードを利用する場面というのはこれまでであったわけなんです、そうしますと、通知カードを利用するということがもう駄目だということなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）通知カードを今後新たに発行するということがなくなるだけでございまして、今現にお手元にある通知カードはこれ以後も使えます。通知カードには住所等が載っておるんですけれども、そちらに変更ない限りは、個人のマイナンバーカードを証明する書類ということで通知カードは以後も使えます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、通知カードを再発行してほしいという申出があった場合の扱いはどうなりますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）その際は、通知カードではなくてマイナンバーカードの取得に努めていただきたいというご案内をさせていただきます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第8 議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

熊取永楽墓苑における住民サービスの向上を図ることを目的として、5年分一括前納することとなっている熊取永楽墓苑管理料の納付につきまして、5年一括前払いと年払いを選択できるよう改正するため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、12ページをご覧ください。

墓苑条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては新旧対照表で行いますので、ピンク色の分界紙の後ろにございます資料2をお開きください。

墓苑条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案となっております。

まず、第21条第2項でございますが、管理料において5年分を一括して前納しなければならないとしておりましたが、「前納し、又は当該年度分を毎年度納付しなければならない。」に改めるものでございます。

次に、第25条第1項第6号につきましては、使用許可の取消し条項でございまして、年払い制度導入に伴い、「前納」としていたものを「納付」に改めるものでございます。

議案書12ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項 施行期日でございますが、令和3年4月1日からとなっております。

次に、第2項 経過措置でございますが、この条例の施行の際、現に管理料5年分を一括前納している使用者においては、この条例による改正後の墓苑条例第21条第2項及び第25条第1項第6号の規定は、次の徴収すべき年度から適用するとしてございます。

以上で、議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）年払いも併用するという背景をちょっと教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）使用者の方におかれましては高齢化が進んできておるということで、住民の一部の方から年払いの制度導入についての要望もございまして、いろいろ検討したんですけれども、導入に踏み切ったということでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第9 議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件及び日程第11 議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本3件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第71号、第72号及び第73号についてご説明いたします。

まず、議案の説明に入らせていただく前に、3つの条例改正の共通する経過等についてごく簡単に説明させていただきます。

本町では、大阪府の福祉医療費助成制度に基づきまして現在、老人、重度障がい、ひとり親、子どもに対する医療費助成を行っておりますが、医療費助成制度が将来にわたり持続可能な制度として運用できるよう平成30年4月に再構築が行われ、その際、老人医療費助成制度が再編されました。また、全ての医療費助成制度で精神病床への入院が対象外とされております。

なお、その際、平成30年3月31日時点の対象者については令和3年3月31日まで3年間の経過措置が設けられ、あわせて、再構築後の実績と課題について検討する福祉医療費助成制度に関する研究会におきまして、精神病床入院に係る給付に関する検討が継続的に行われてまいりました。今回の条例改正案につきましては、これらの検討結果を踏まえ、大阪府が示す条例例に従った一部改正となっております。

このように、議案第71号、第72号及び第73号につきましては関連しておりますので、一括してご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

大阪府市町村重度障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱が令和3年4月1日より施行され、精神病床への入院を助成対象に加えると同時に、住所地特例に関する取扱いを変更することに伴いまして、重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

14ページをご覧ください。

重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

議案書の後ろ、ピンク色の分界紙以降の資料3-1から3-3をご覧ください。

重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第2条第2項でございます。対象者のうち次の各号の一に該当する者については、この条例による助成を行わない旨を規定するものでございますが、第4号「廃止前の老人医療費助成条例により医療証の交付を受けている者」については、令和3年3月31日をもって老人医療費助成制度の経過措置が終了するため、削除するものでございます。

次に、第2条第3項についてでございます。住所地特例の取扱いについての改正でございます。

現行では、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設または児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）に住所を変更して入所した場合に適用する旨を規定していますが、医療保険制度との整合を図るため、国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院等に住所を変更して入院等をした場合、その際に熊取町内に住所があった場合は、住所変更後の施設所在地が町外であっても本町の助成対象者とするよう改めるものでございます。ただし、複数の病院等に継続して入院等をしている者であって病院等の所在する場所に順次住所を変更した場合は、この限りとしないと規定するものでございます。

次に、第2条第4項の追加でございます。

改正後の第3項の規定に基づきまして、住所地特例の対象となる病院等に順次住所を変更した場合の規定を明確化するため、新たに追加するものでございます。

第4項第1号では、複数の病院等に継続して入院等をすることで、それぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更した場合では、最初の病院等に入院した際の住所地が熊取町であった場合、継続入院等の期間中、熊取町の助成対象とするものでございます。

第2号については、継続して複数の病院等に入院をしている場合でも一旦病院等が所在する場所以外に住所を設定された場合もあり、そのような場合で直近の病院等以外の住所地が熊取町であった場合は、本町の助成対象者とするものでございます。

次に、第3条第1項についてでございます。

助成の範囲については、現行では「精神病床への入院に係る給付を除く。」と規定されている部分を削除し、精神病床への入院を助成対象に含めるよう改正するものでございます。

なお、これらの改正については、大阪府が府内各市町村に提示した準則、条例例に基づきまして、府内各市町村において条例改正が行われる予定となっております。この改正により、統一的な運用が図られることとなります。

議案書15ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日について、第1項 この条例は、令和3年4月1日から適用するものでございます。

第2項は、経過措置でございます。

第2条第3項及び第4項の規定については、施行日以降に入院等をした者にのみ適用し、施行日以前に入院等をしている者については、重度障がい者医療の更新時期に合わせ、令和3年11月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱が令和3年4月1日より施行され、精神病床への入院が助成対象となることに伴い、ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

17ページをご覧ください。

ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

議案書の後ろ、ピンク色の分界紙以降の資料4-1、4-2をご覧ください。

ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第2条第2項でございます。対象者のうち、次の各号の一に該当する者についてはこの条例による助成を行わない旨の規定でございますが、第3号の廃止前の老人医療費助成条例により医療証の交付を受けている者については、令和3年3月31日をもって経過措置が終了するため、先ほどの重度障がい者と同様、削除するものでございます。

次に、第3条第1項についてでございます。助成の範囲について、現行では「精神病床への入院に係る給付を除く。」と規定されている部分を削除し、精神病床への入院を助成対象に含めるよう改正するものでございます。

議案書17ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日について、第1項 この条例は、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。

提案理由でございます。

大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱が令和3年4月1日より施行され、精神病床への入院が助成対象となることに伴い、子ども医療費助成条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

19ページをご覧ください。

子ども医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、議案書の後ろ、ピンク色の分界紙以降、資料5をご覧ください。

子ども医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左側が改正案

でございます。

第4条第1項でございます。助成の範囲について、現行では「精神病床への入院に係る給付を除く。」と規定されている部分を削除し、精神病床への入院を助成対象に含めるよう改正を行うものでございます。

議案書19ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日について、第1項 この条例は、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、議案第71号、第72号及び第73号、いずれも原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第12 議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議につきましてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、熊取町で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理、収集及び運搬を除きますが、これに係る事務の委託に関する規約につきまして、泉佐野市田尻町清掃施設組合と協議するものでございます。

提案理由でございますが、令和3年4月1日から本町で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る事務を委託することに関し、規約案をもって泉佐野市田尻町清掃施設組合と協議するため、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、規約案を提出するものでございます。

21ページをご覧ください。

熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する規約でございます。

第1条では、委託事務の範囲につきまして、収集及び運搬を除いたし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の管理及び執行である旨を規定しております。

第2条では、その管理及び執行の方法につきまして、当該組合の条例及び規則その他規程に定めるところによるものとしてございます。

第3条 経費の負担等についてでございますが、第1項において、委託事務の管理及び執行に要する経費は熊取町の負担としてございます。

第2項では、その経費の額及び交付の方法は、泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者が熊取町長と協議して定めるものとし、この場合において、組合管理者はあらかじめ経費の見積りに関する書類を町長に送付しなければならないとしてございます。

第4条及び第5条では、当該組合における予算の計上及び決算の措置につきまして規定してございます。

第6条では、組合管理者及び町長における連絡会議について規定してございます。

第7条は、当該組合における条例等の制定または改廃の場合の措置についてでございますが、第

1項において「組合管理者は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、町長に通知しなければならない。」としてございます。

第2項では、条例等を制定し、または改廃したときは直ちに町長に通知するものとし、第3項において、通知があれば町長は直ちに当該条例等を公表しなければならないとしてございます。

第8条、補則でございますが、規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項について、組合管理者と町長が協議して定めるものとしてございます。

22ページに移っていただいて、附則でございます。

まず、第1項の施行期日でございますが、令和3年4月1日からとなっております。

次に、第2項の条例等の公表についてでございますが、町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する当該組合の条例等が熊取町に適用される旨、そして、これらの条例等を公表するものとしてございます。

以上で、議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第13 議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第75号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の23ページをご覧ください。

長池オアシス公園施設更新工事（2-1）について、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、長池オアシス公園施設更新工事（2-1）です。

次に、契約の方法は指名競争入札による契約です。

契約の金額は6,055万9,400円です。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町七山東917番地の1、株式会社星和コンストラクション、代表取締役神前明美です。

次に、入札の結果について説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和2年7月14日付で指名連絡を6者に行い、令和2年8月11日執行の応札業者6者による開札において、最低価格を提示した6者においてくじ引で落札者を決定いたしました。

次に、工事の概要です。

議案書の桃色の分界紙以降の資料6-1をお開きください。

工事箇所は熊取町長池地内、工事概要は、園路広場整備工としてアスファルト舗装343平方メートル、脱色アスファルト舗装1,121.5平方メートル、インターロッキング舗装116.7平方メートル、階段1式、擬木階段1式、遊戯施設整備工1式、サービス施設整備工、あずまや1基、管理施設整備工、擬木柵177.4メートル、転落防止柵56.6メートルです。

工期は、議決日より令和3年3月17日までです。

資料6-1の下段に公園の配置図、また、裏面の資料6-2は整備予定の遊具の写真をお示しし

ております。

以上で、議案第75号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第14 議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入についてご説明申し上げます。

議案書24ページをご覧ください。

本件は、出退勤システム導入に当たりタイムレコーダー等を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

購入物品名は、出退勤システム用タイムレコーダー等でございます。

また、契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約となります。

契約の金額は863万5,000円で、契約の相手方は、大阪市福島区野田6-5-20、DIRインフォメーションシステムズ株式会社公共システム本部、公共システム本部長小菅美也雄でございます。

今回の契約では、職員の出退勤管理及び各種休暇等の届出処理をシステム化することにより、事務の効率化及びペーパーレス化が図れるため、購入するものでございます。

なお、購入する出退勤システム用タイムレコーダー等の内容につきましては、ピンク色の分界紙の後ろ、議案書の最終ページの資料7に記載してございます。

アマノ製タイムレコーダー20台、ICカード発行機器1台、ICカード800枚、タイムレコーダーデータ収集用パソコン1台であり、納入場所は熊取町役場本庁ほか資料に記載のと通りの各勤務場所で、納入期限は令和3年3月31日までとしてございます。

以上で、議案第76号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第15 議案第77号 熊取町GIGAスクール学習用端末等機器の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、議案第77号 熊取町GIGAスクール学習用端末等機器の購入についてご説明いたします。

議案書25ページをご覧ください。

熊取町GIGAスクール学習用端末等機器について、次のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。まず、購入物品ですが、熊取町GIGAスクール学習用端末等機器です。

次に、契約の方法は、制限付一般競争入札による契約です。

契約の金額は2億8,358万円です。

契約の相手方は、大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号、日本電通株式会社、代表取締役社長上俊郎でございます。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町制限付一般競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和2年7月15日付で入札公告を行い、令和2年7月29日付で申込みを締め切りました。その時点で4者の入札参加申込みがありました。4者に入札図書等を送付し、令和2年8月25日執行の応札業者2者による開札において最低価格を提示した者を落札者として決定いたしました。

次に、業務概要についてご説明いたします。

議案書の最後のページ、資料8をご覧ください。

購入物品ですが、まず1つ目、児童・生徒1人1台端末3,663台の導入、2つ目としまして、指導者用端末及び予備機等269台の導入、③ソフトウェアの調達、④中学校への大型提示装置45台の設置、⑤G Suite for Educationの導入支援を含めた導入計画の策定、⑥運用支援等となっております。

納入箇所につきましては、町立小・中学校8校及び教育委員会事務局となっております。

納入期限につきましては、令和3年1月29日となっております。

以上で、議案第77号 熊取町GIGAスクール学習用端末等機器の購入について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）まず、文部科学省が事業者と一体となって3回に分けて自治体ピッチという機種選定のプレゼンテーションがあったわけですが、この機種やこういう構成に決められた基本的な考え方を教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）まず、導入に当たりまして今、議員おっしゃるような形で選定をしていったわけなんですけれども、当然、GIGAスクールのパッケージについては一定の機械の使用というのが文部科学省のほうで最低の基準というものが定められております。その中で、現在、大きく3つのOS、基本的なソフトにつきましてはウインドウズ、それからiPadとかiPhone等有名なiOS、それから、今回本町が導入しましたグーグルクロームという3つの基本的なソフトがございます。その中で今回、グーグルクロームというものを導入したんですが、このあたりにつきましては、セキュリティーの問題、それから端末機に求められる記憶容量の問題、いわゆるハードディスクの容量の問題、それから、基本的にはグーグルクロームというものはほかのソフトと違ってアップデートがクラウド上でされるということで、非常にその部分で各学校に導入したときの手間が省けるということ、そういうふうなところも加味しましてグーグルクロームというOSをまず選ばせていただきました。

それから、端末の形態ですけれども、この間いろいろ議会のほうからもご意見等をいただいているわけです。タブレット型というアップル社のiPadに代表されるようなキーボードのついていないタイプ、それから、通常の我々が事務で使っているようなキーボードがディスプレイと一体になったタイプ、このどちらかを選ぶということで、いろんな学校の先生方の意見もいただいた中で検討してまいりました。

結果としまして、小学校1年生、2年生につきましてはタブレット型、こちらは重量的にも軽いということで、1年生、2年生が教室外に持ち出したりする場合についても軽いということで便利やと。ただ、小学校3年生以上になりますと、今後のコンピューター学習の中でやっぱりキーボードに慣れ親しんでいただくという必要があるということで、キーボード付きのパソコンの導入を決めさせていただきました。ただ、我々が事務で使っているようなああいう大きなタイプじゃなくて、もちろん画面をタッチすればソフトが起動できるというタッチパネルのついたような形態で、重量についてもある程度抑えた仕様というふうな形で、機種を選定はさせていただきました。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今回、議会運営委員会でも、本会議で直接契約案件を採決するというので、3週間の前倒しでいろいろ機器をそろえたり準備にかかりたいんだということで進められているわけですが、この事業の満了というのが1月末と聞いているんです。今回、本会議で採決することによってどういうところが反映されるか、そのあたりを教えてくださいませんか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）まず、委員会付託を省略させていただいて本会議でということでございますけれども、およそ3週間、本契約の時期を早められるということで、業者との納入につきましては、当然入札前から参加意向のある業者に対しましてどれぐらいの納期がかかるかということについては調査をさせていただいた上での1月末という納入期限でございます。いわゆる標準的にこれだけの納期があれば納入は可能やということで、こういうふうな納期の設定をさせていただいた上での入札というのがまず1点でございます。

議員ご質問の3週間早まることで今後の導入計画がどう変わるのかという部分につきましては、教育委員会としましては、できるだけ一日でも早く子どもたちに届けたいというのがまず1点でございます。それについて、3週間の部分ということで、ここは安全マージンを取らせていただきたいというのが本音のところでございます。昨年度、学校のトイレの改修で、トイレの便器の要は部品が海外から入ってくるというふうな部分もございまして、納期が遅れるというふうな形での心配も学校のほうとしました。今回のパソコン関連につきましても、パソコン本体も含めていろんな部品関係がどうしても海外調達部品が多いということがございまして、ネットワークの工事を1月末にということで、併せて子どもたちに届くということで、できるだけ安全マージンを取らせていただきたいということで、今回、ここの本会議でご議論いただきたいというものでございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）先ほどの説明で、グーグルアカウントでクラウドを使っていろいろアップデート等を行っていくんだということで、ということはグーグルアカウントのIDの付与というのは当然、個々の利用者、子どもたちにされるという理解でよろしいですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）グーグルアカウントについては、児童・生徒1人に1つずつ取っていくという形になります。当然、端末機1台ごとにアカウントを取っていくという形になります。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）何回もすみません。本会議でしか聞けないので申し訳ないですが、今回コロナ禍で、熊取町はまだ未整備でしたので、一部の方しか大阪府の教材を使ったりとかということができなかったの、ルーターとかを専決で借り上げる予算を計上したり、今回1人1台ということで対応されるんですけれども、この使い方について、休校中など非常時において自宅での学習に利用するような設定なのか、日頃から自宅での学習の際にも利用できる予定なのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）昨日の一般質問でも一部お答えさせてもらったかと思えます。GIGAスクー

ル構想につきましては、基本的には持ち帰りについては想定していないということで、学校で使っていた。

ただし、議員から今ありましたように、今回も今年の3月から5月にかけて臨時休校というのがございました。この間、子どもたちに本町ではプリント学習等で対応したんですけれども、やっぱりネットワークを使ってという部分がございますので、当然そのあたりの部分、国の補助事業のほうにも盛り込まれましたので、モバイルルーターにつきましては予備費からの流用という形で対応させていただきました。

今回の端末につきましても、先ほどの午前中の一般質問等々でもお話をさせていただきましたけれども、150台の先行導入をいたしまして、これについては貸出しも含めた対応ができるようにということで、現在、今後臨時休業等はなかなか想定がない中で、この150台は先生方の事前学習あるいは子どもたちに親しんでいただく機会を設けられたら、そういう中で本格導入までに子どもたちに手に取っていただきたいなというふうな形で考えてございます。

今年の春のような臨時休校というのが出た場合については、当然、貸出しも想定した中での機器の配置ということでご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） ちょっと確認なんですけれども、自宅での学習ということになると、PC端末を子どもが家に持ち帰って、休校というのはほとんど考えられないということなんですけれども、そういう場合に活用する場合、熊取町には個人情報保護条例というのがあると思うんです。このあたり、オンラインの結合であるとかそういう点について、条例の改正とか、また審議会への諮問とか、そういう点は心配ないでしょうか。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君） 本町の個人情報保護条例でございますが、条例上では通信回線による結合された電子計算処理、これはいわゆるオンライン結合と呼ばれるものですけれども、そのオンライン結合による個人情報の外部提供は原則禁止ということになっております。持ち出しができないという規定になっております。ただし、公益上の必要があり、かつ必要な保護措置が講じられていると認められる場合はこの限りではないと、つまり持ち出して使ってもよいというふうに規定されております。

ここで、先ほど申し上げました必要な保護措置、一般的な保護措置でございますが、簡単にご説明させていただきますと、まず1点がアクセス制限、もう一点が通信の暗号化、もう一点がISO基準の27001と言われる、いわゆるプライバシーマークなど情報セキュリティーマネジメントの国際規格や、また個人情報保護措置に関する資格を取得している業者を選定することによりまして、一般的な保護措置がなされているというふうにさせていただきます。

一方、本町では、その対応として、権限のある者しか接続できないようにアクセス制限をしております。また、誰がいつアクセスしているのか記録の取得を行っております。また、通信している内容を傍受できないよう、通信の暗号化などの適切な保護措置を実施しております。また、契約の相手方の要件としても、先ほどのISO基準27001というものを、これは情報セキュリティーマネジメントの国際規格、またプライバシーマーク、個人情報保護措置に特化した資格を有している業者としておりますことから、そういった業者を選定しておることから、条例上、結論としましては問題ないということでございますので、ご安心いただけたらと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） ありがとうございます。

いずれにしても、国の補助金が入っているとはいえ2億8,358万円で物品を買うということは、熊取町にとっても例を見ない物品の購入ということですので、これ、Society5.0の世界に住むこれからの子どもたちの次世代、要するに読み書きそろばんの上にプラスIT技術、これをやっば

り養っていってもらふ一番土台づくりだと思います。今後、ハード面が整備されたらソフト面も充実していただいて、この予算が熊取町は子どもたちがすごく進んでいるんだということで生かされるようにお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）この端末は1人1台なんですけれども、学年が変わっても前の学年のやつを持って上がるのか、それとも学年が変わったら、クラスで何台みたいなのが決まって、次の学年に行ったらそのクラスにある端末を使うのかという、その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今の想定でございますけれども、基本的には1年生、2年生と3年生以降、端末が変わりますので、2年生の子は3年生になるときは端末が変わるということです。それと、小学校卒業のときは小学校に置いていってもらおうかなど。機械は一緒ですけれども、中学校ではまた中学校にある分を使っただけ。だから、基本的には機械が変わるタイミング以外はずっと使っただけというふうな形で、今進めています。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

あと、機械の個体差で一個一個が早く潰れてしまったりとかあると思うんですけど、そうやって1年、2年たったやつとかでバージョン違いの端末とか出てくる場合もあると思うんです。そういった場合は同じバージョンをそろえるのか、今、最新のものをそろえるのか、みんなと違う端末で勉強することになると思うんですけども、その辺はどうされますか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）故障対応については、基本的にはその時点で最新のものということになります。当然、これ1年、2年たった時点で同じ端末がそろえるかという、この世界は半年単位で機器が変わっていきますんで、多分そろえないかなと思います。

ただ、先ほども田中議員の質問のところでもお話ししましたが、文部省の一定の基準というのがございますので、その基準を満たした機械で、その時点で導入できるものを導入していくというふうな形になると思います。

保守についても一定考えたんですけども、やっぱり保守契約がかなり高くなるということで、メーカー保証が終わった時点で破損等が出た場合については、予備機を何台か今、併せて購入させていただきますので、取りあえず予備機で対応します。予備機については一斉に入っている機械と同機種が入っていますので、それで対応していきます。ただ、経年的に予備機がなくなった時点で、その年度年度で多少の予備機の追加の購入はさせていただきますので、その時点ではちょっとやっぱりバージョンがずれてくるというふうなことが出てくるかなというふうに考えています。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）中学校への大型提示装置45台となっているんですけども、これは各クラスに1台ということなんでしょうか。それから、大きさというのはどれぐらいで、子どもが後ろからも見えるような大きさなのかどうなのかというところ辺が気になっているんですけども、どんなものでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）導入につきましては、中学校各クラスに1台ずつということで45台を想定しております。大きさですけれども、65インチです。かなり、小学校に今入っているよりまだ一回りぐらい大きなディスプレイで、一応天井つりで、皆子どもたちが見られるような形で考えてございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）あと、運用支援等と書いてあるんですけども、これは指導者の方の賃金みたいな

ものになるんですか。それかまた違うものなんですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）こちらの運用支援につきましては、機械が入ったことでの初期対応、いわゆる使い方に対して先生方にアドバイスするであつたりとか、だから、いわゆるICT支援員が対応する授業サポートではなくて機器のサポート、要は、機器を学校に入れていく中でのいろんな技術的なものも含めたサポートというふうにご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今回の契約金額は2億8,358万円ということですが、予定価格、最低制限価格が分かれば教えてください。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）予定価格につきましては、税込みで2億8,408万9,300円でございます。最低制限価格については、今回物品購入ということで、設定はしてございません。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）物品購入の場合は、どんな場合でも最低制限価格というのは設定していないんですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）すみません、ちょっとそこは私もあれなんですけれど、今回につきましては、一定、コンピューターの端末機器の価格がオープン価格等々でありまして、その辺も含めまして、一定の端末の性能基準というのを示しておりますので、その中で最低価格の設定は必要ないかなということ判断させていただいてございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

2億8,400万円余りの予定価格というのはどのようにして積算しているんですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）これにつきましては、機器の端末の価格をいろんな部分で調べたり、あと参考見積り等をいただいた中で設定させていただいております。当初予算額に比べてかなり圧縮した部分につきましては、先ほどありましたように、いろんな検討の結果、保守契約がかなり高価になるということで、若干そこはもう故障時の対応に変えたりとか、あるいはライセンスの期間についても若干見直しをかけたというふうな形でしてございます。

一定、メーカーの標準価格という部分につきましてメーカーから資料をいただいたり、あるいは本町のほうで大体の市場価格調査等をさせていただいた中で、設計金額のほうは取りまとめをさせていただきました。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、予定価格というのはさほど高い設定ではないというふうにお考えですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）機器の関係とかも含めると、設計価格については大幅に高い形で設定したというふうには考えてございません。最終的には入札率が99.8%となつてございますけれども、若干厳しめで設計したというふうな感じで考えてございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）当初4者申込みがあつて2者辞退、実際には2者での応札となつておるんですが、その辺の事情はどういうことでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）一応、具体的に最初は4者が入札に応じてくれたんですけども、最終的にはやっぱり機器の導入に当たつての納期の関係とか、あと機器の調達に対して若干いろんな関係で難

しいかなというふうに想像はしています。具体的には、入札辞退された業者にどう理由でと確認は取っていないんですけども、やっぱり機器の調達、台数が台数なんで、当然各事業所はいろんな市町のオーダーも受けている中で、台数がそろえられなかったのかな、あるいは納期に間に合わすのが難しかったのかなというふうな形で判断してございます。ただ、事業所のほうに直接確認したわけではございませんので、そのあたりはご理解いただけたらと思います。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）建築工事の入札などにおいては予定価格は事前公表であったと思うんですが、この場合の予定価格は事前公表なんですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）事前公表させていただいていました。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。大林議員。

2番（大林隆昭君）まず1つ目、3つ目のソフトウェアの調達一式というのと、あと、これは全部本契約後で構わないんですが、ソフトウェア調達一式というのと、G Suite for Educationの導入支援を含めた導入計画というのも本契約後には出てくると思うんです。そちらも情報を、出てきた時点で構わないので、いただければと思います。お願いします。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ごめんなさい。導入G Suite等の中身を説明させてもろうたらええのかな。導入計画はまた後ほど。

2番（大林隆昭君）要は教育用のあれですよ。それは分かっているんですけども、その導入計画というのが何なのかというのが、熊取町に対してのこういうふうに導入していきますよという業者側からの要は提案なのか、それとも学校に対してこういうふうに導入していただきますよねというもののなのかというのを教えていただければ。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）すみません、申し訳ないです。

導入ソフトについては、町教委のほうでこういうソフトということで一定、指定をさせていただいています。先ほどの分につきましては今後、学校に導入していくという部分になります。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）実際、今回この契約が成立した後、実際に子どもたちの手元にはいつ頃届くということになるんですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）1月末には必ず届くようにという契約になっておるんですけども、ちょっとそのあたりについては今後、事業者との調整をしていくわけなんです。基本的には、納期内でできるだけ早くというふうにお願ひする形になります。

あと、学校内の回線の工事のほうも同時に進んでいますので、このクロームという端末がちょっと特異な端末でして、インターネットに接続していないとただの箱、ちょっと言い過ぎですけども、インターネットにつながった上でいろんなソフトが動くという形になりますので、そのあたりのネットワーク環境に合わせて整備ができたところから入れていってもらおうとか、あるいは学年ごとで、中学校3年生であったりとか、そのあたりについてはネットワーク工事の関係等も調整しながら、できるだけ早く子どもたちの手元に届くようにしたいなというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「議長、休憩を求めます」の声あり）

議長（矢野正憲君）休憩動議が出ましたが、賛成される方はおられますか。

（「賛成」の声あり）

議長（矢野正憲君）それでは、当分の間、休憩いたします。

---

(「14時19分」から「14時29分」まで休憩)

---

議長(矢野正憲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第77号 熊取町GIGAスクール学習用端末等機器の購入についての件を採決いたします。

議案第77号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君) 次に、日程第16 議案第78号 令和元年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長(山戸 寛君) それでは、議案第78号 令和元年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案書の26ページをお開きください。

令和元年度熊取町水道事業会計の決算額が確定し、未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

1つ目の当年度未処分利益剰余金1億6,933万240円の内訳につきましては、令和元年度熊取町水道事業会計決算書の6ページの剰余金計算書に記載してございますが、令和元年度の純利益3,462万6,780円、平成30年度繰越利益剰余金1億1,970万3,460円及びその他未処分利益剰余金変動額1,500万円となっております。

2つ目の利益剰余金処分額4,000万円の内訳でございますが、2,500万円を減債積立金とし、資本的支出の財源に充当する予定としてございます。また、1,500万円を組入資本金に計上するものでございます。

3つ目の翌年度繰越利益剰余金につきましては、その差引残額1億2,933万240円を令和2年度に繰り越すものでございます。

なお、この処分の内容につきましては、令和元年度熊取町水道事業会計決算書7ページに令和元年度熊取町水道事業剰余金処分計算書(案)として記載してございますので、よろしく願い申し上げます。

以上で、議案第78号 令和元年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第78号 令和元年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

議案第78号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。山戸上下水道部長。上下水道部長（山戸 寛君）議案第78号のご可決ありがとうございます。

お手数ですが、令和元年度熊取町水道事業会計決算書の7ページに記載しています令和元年度熊取町水道事業剰余金処分計算書（案）の（案）を削除していただきますよう、よろしくお願いいたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第17 議案第79号 令和元年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第79号 令和元年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

令和元年度熊取町下水道事業会計の決算額が確定し、未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1つ目の当年度未処分利益剰余金7,617万7,754円の内訳につきましては、令和元年度熊取町下水道事業会計決算書6ページの剰余金計算書に記載してございます当年度未処分利益剰余金となっております。

2つ目の利益剰余金処分額7,617万7,754円の内訳でございますが、全額を減債積立金とし、資本的支出の財源に充当する予定としてございます。また、組入資本金は計上してございません。

3つ目の翌年度繰越利益剰余金につきましては0円となっております。

なお、この処分の内容につきましては、令和元年度熊取町下水道事業会計決算書の7ページに令和元年度熊取町下水道事業剰余金処分計算書（案）として記載してございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第79号 令和元年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定いたしました。それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号 令和元年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

議案第79号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）議案第79号のご可決ありがとうございました。

お手数ですが、令和元年度熊取町下水道事業会計決算書7ページに記載しています令和元年度熊取町下水道事業剰余金処分計算書（案）の（案）を削除していただきますよう、よろしくお願いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第18 議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、町制施行70周年記念事業のプレ事業に係る経費、都市計画道路整備促進のための地籍調査経費、そのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、児童福祉施設や小・中学校の必要な物品及び高齢者や子どものインフルエンザ予防接種の助成などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,240万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ207億4,599万9,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

それでは、4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費でございます。

款 教育費、項 中学校費、熊取南中学校トイレ改修事業897万円ですが、工事着手が現在既に施工中の熊取南中学校校舎トイレ改修工事が完了した後となることから、本年度内に工期を設定できないため、翌年度に繰り越すものがございます。

次に、5ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正でございます。

OA機器等賃借及び保守委託のうち図書館の図書管理システムの賃貸借につきまして、令和3年3月からシステムを更新する予定で5年間で2,369万8,000円の債務負担行為を設定しておりましたが、現行システムを1年延長することとしたため、債務負担を削除するものがございます。

次に、6ページをお開きください。

第4表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、中学校施設改修事業につきまして、熊取南中学校トイレ改修工事に充当するものございまして、限度額は590万円でございます。

その下の2の変更でございますが、臨時財政対策債につきまして、令和2年度発行額が確定したことにより、限度額を4億8,300万円に変更するものがございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

7ページ、8ページは総括ですので、省略させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税の普通交付税1億2,116万1,000円の増額につきましては、令和2年度交付額の確定によるものがございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担金349万7,000円の増額につきましては、自立支援医療費に係る負担金でございます。

次に、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金744万9,000円の増額につきましては、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係るシステム整備費補助金で、交付決定によるものでございます。次の個人番号カード交付事業費補助金529万6,000円の増額につきましては、地方公共団体情報システム機構交付金に係る補助金でございます。その下の個人番号カード交付事務費補助金82万7,000円の増額につきましては、マイナンバーカード関連事務に係る補助金でございます。

次の目 民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金60万4,000円増額につきましては、訪問入浴サービス助成事業に係る補助金でございます。その下の児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金5万1,000円増額につきましては、児童相談事業の会計年度任用職員の費用弁償に係る補助金でございます。その下の子ども・子育て支援交付金337万3,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る特例措置分でございます。その下の保育対策総合支援事業費補助金111万6,000円の増額につきましては、民間保育所等及び町立保育所における新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金でございます。

次の目 土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金100万円の増額につきましては、木造住宅除却工事補助金に対する補助金でございます。

次の目 教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金301万9,000円の増額につきましては、熊取南中学校トイレ改修工事に係る補助金でございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の障がい者自立支援給付費負担金174万8,000円の増額につきましては、国庫と同様に、自立支援医療費に係る負担金でございます。

次に、項 府補助金、目 民生費府補助金の地域生活支援事業費等補助金28万7,000円の増額につきましては、国庫と同様に、訪問入浴サービス助成事業に係る補助金でございます。その下の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金1,610万円の増額につきましては、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金でございます。その下の国土調査事業補助金198万3,000円の増額につきましては、地籍調査事業に係る補助金でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金929万1,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次の目 くまとりふるさと応援基金繰入金6,887万7,000円の増額につきましては、指定寄附のうち、図書費購入に充当する分及び新型コロナウイルス感染症対策に充当する分などでございます。

次の項 特別会計繰入金、目 後期高齢者医療特別会計繰入金2,000円の増額につきましては、令和元年度繰出金の確定によるものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

目 介護保険特別会計繰入金3,000円の増額につきましても、令和元年度繰出金の確定によるものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金の前年度繰越金193万円の増額につきましては、令和元年度決算における実質収支の確定によるものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の指定管理業務利益還元金247万2,000円の増額につきましては、永楽ゆめの森公園指定管理業務利益還元金でございます。

最後に、款 町債につきましては、第4表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

14ページ、15ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の広報広聴一般事務経費、会計年度任用職員報酬44万9,000円及び期末手当11万6,000円の増額につきましては、職員の育休によるものでございます。

次の目 財産管理費の財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金2,657万6,000円の増額につき

ましては、地方財政法の規定に基づき、令和元年度実質収支確定分の2分の1をめどに積み立てるものでございます。

次の目 企画費の町制施行70周年記念事業のうち、報償金10万円の増額及び消耗品費11万1,000円の増額につきましては、70周年記念のロゴマーク及びキャッチフレーズの募集に係る経費でございます。その下の食糧費6,000円の増額につきましては、70周年記念事業懇話会の委員賄い経費でございます。その下の印刷製本費10万5,000円の増額につきましては、70周年記念事業で使用するマイクロフィルムのデータ化経費でございます。その下の筆耕翻訳料2万8,000円の増額につきましては、ロゴマーク及びキャッチフレーズ募集に係る表彰状筆耕料でございます。次の委託料64万6,000円の増額につきましては、70周年記念事業PR用品製作委託料でございます。

次に、目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料449万7,000円の増額につきましては、住民税課税申告支援システムの導入に伴い必要となる既存システム改修経費でございます。次の電子計算システム管理事業、電子計算機器等保守管理委託料15万4,000円の増額につきましては、住民税課税申告支援システム導入に係る既存システムの保守経費の増額でございます。

次に、項 徴税费、目 賦課徴收費の住民税賦課事業、会計年度任用職員報酬41万5,000円及び費用弁償1万7,000円の増額につきましては、住民税課税申告支援システム導入に伴い、会計年度任用職員を任用する経費でございます。その下の電子計算システム開発委託料883万3,000円の増額及び電子計算機器等保守管理委託料127万8,000円の増額及び庁用器具費554万9,000円の増額につきましても、いずれも住民税課税申告支援システム導入に係る経費でございます。

次に、項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業、費用弁償12万4,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の通勤手当でございます。その下の通信運搬費70万3,000円の増額につきましては、マイナンバーカード本人限定受取郵便料の増額に係る経費でございます。その下、負担金、補助及び交付金ですが、16ページ、17ページをご覧ください。地方公共団体システム機構交付金529万6,000円の増額につきましては、上限見込額の変更に伴い増額するものでございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付費、自立支援等医療費699万5,000円の増額につきましては、対象者の増によるものでございます。その下の国・府支出金等返還金1,896万9,000円の増額につきましては、令和元年度自立支援給付費等の確定による返還金でございます。次の障がい者地域生活支援事業、訪問入浴サービス助成金187万5,000円の増額につきましては、訪問入浴サービス助成対象拡大等に伴う経費でございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、保育事業補助金380万7,000円の増額につきましては、民間保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費でございます。次の児童相談事業、費用弁償10万4,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の通勤手当でございます。その下の消耗品費100万円増額につきましては、養育支援訪問事業における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費でございます。

次の目 児童福祉施設費の保育所運営事業、消耗品費41万1,000円の増額及び保育所備品購入費24万1,000円の増額につきましては、町立保育所における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費でございます。次の児童発達支援事業、国・府支出金等返還金661万2,000円の増額につきましては、令和元年度障がい児通所支援給付費の確定による返還金でございます。次の学童保育運営事業、消耗品費421万9,000円の増額及び学童保育所備品購入費278万3,000円の増額につきましては、学童保育所における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費でございます。次の子育て支援事業、消耗品費51万6,000円の増額につきましては、すこやか・おやこ教室における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費でございます。その下のつどいの広場事業委託料195万5,000円の増額及びホームスタート事業委託料50万円の増額及びファミリーサポートセンター事業委託料99万8,000円の増額につきましては、それぞれの事業の新型コロナウイルス感染症対策に係る経費でございます。そ

の下の庁用器具費46万円の増額につきましても、消耗品費と同様に、すこやか・おやこ教室における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費でございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金9,000円の増額につきましては、令和元年度繰出金の確定に伴う繰出金でございます。

続いて、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の保健衛生一般事務経費、会計年度任用職員報酬105万6,000円の増額及び費用弁償4万円の増額につきましては、職員の産休・育休によるものでございます。その下の母子保健一般事務経費、会計年度任用職員報酬20万8,000円の増額及び費用弁償1万7,000円の増額につきましては、子どもに対するインフルエンザ予防接種助成に係る事務補助として会計年度任用職員を任用する経費でございます。

次に、目 予防費の子ども等予防接種事業、消耗品費1万6,000円の増額及び予防接種助成金3,932万6,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、子どものインフルエンザ予防接種助成に係る経費でございます。助成の上限額につきましては、当初4,500円を上限と考え、議員の皆様にお示ししておりましたが、近隣市町や医師会との協議調整を進めたところ、当初の予定を変更し、上限額を設定しないこととしたいと考えてございます。次の母子保健事業、消耗品費194万4,000円の増額及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金50万円の増額につきましては、利用者支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業及び産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費でございます。次の高齢者予防接種事業、印刷製本費7万5,000円の増額及び個別接種委託料2,359万8,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者インフルエンザ予防接種事業の一部負担金免除に係る経費でございます。

次に、項 清掃費、目 塵芥処理費の環境センター運営事業、ごみ処理広域化計画調査業務負担金139万7,000円の増額につきましては、新ごみ処理施設整備に係る基本計画策定委託業務に係る負担金でございます。

次に、項 上水道費、目 上水道費の水道事業会計繰出事業、水道事業会計繰出金1,739万9,000円の減額につきましては、大阪広域水道企業団において水道用水供給単価の減額が実施されたことに伴う繰出金の減額でございます。

続いて、20ページ、21ページをご覧ください。

款 農林水産業費、項 農業費、目 農地費のため池等整備事業、維持修繕工事費248万1,000円の増額につきましては、成合首ヤ池の堤体裏法修繕工事に係る経費でございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費の都市計画道路整備促進事業、普通旅費2万9,000円の増額及び消耗品費14万8,000円の増額及び地籍調査業務委託料246万8,000円の増額につきましては、七山北地区における地籍調査業務に係る経費でございます。

次の項 都市計画費、目 都市計画総務費の都市計画一般事務経費、測量・設計・監理等委託料565万3,000円の増額につきましては、熊取駅西地区における用地測量業務に係る経費でございます。その下の都市計画マスタープラン策定支援業務委託料345万9,000円の増額につきましては、立地適正化計画策定に係る経費でございます。次の民間住宅耐震改修等事業、木造住宅除却工事補助金200万円の増額につきましては、所要見込額の増によるものでございます。

次の公園維持管理事業、修繕料445万5,000円の増額につきましては、大久保コミュニティ公園のトイレ修繕に係る経費でございます。

次に、款 消防費、項 消防費、目 非常備消防費の消防施設管理事業、維持修繕工事費71万3,000円の増額につきましては、公共下水道に接続するため、第5分団器具庫の最終ます接続工事に係る経費でございます。

続いて、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校教育情報化推進事業、会計年度任用職員報酬65万3,000円の増額及び費用弁償3万円の増額につきましては、ICT支援員の任用に

係る経費でございます。次の小学校感染症対策等支援事業、消耗品費401万3,000円の増額及び校用器具費400万円の増額につきましては、小学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費でございます。

次に、22、23ページをご覧ください。

目 学校給食費の小学校給食事業630万3,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスの影響により夏休みを短縮したことに伴い、学校給食の実施日数が増加したことによるものでございます。

次に、項 中学校費、目 学校管理費の中学校維持管理事業、維持修繕工事費897万円の増額につきましては、熊取南中学校の体育館、武道館トイレの改修工事に係る経費でございます。次の中学校教育情報化推進事業、会計年度任用職員報酬65万3,000円の増額及び費用弁償3万円の増額につきましては、小学校費と同じく、ICT支援員の任用に係る経費でございます。その下、中学校感染症対策等支援事業、消耗品費213万7,000円増額及び校用器具費240万円の増額につきましては、中学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費でございます。

次の目 学校給食費の中学校給食事業338万8,000円の増額につきましては、小学校費と同じく、新型コロナウイルスの影響により夏休みを短縮したことに伴い、学校給食の実施日数が増加したことによるものでございます。

続いて、項 社会教育費、目 図書館費の図書館運営事業、図書管理システム保守委託料64万1,000円の増額及び図書管理システム賃借料5万円の増額につきましては、令和3年2月に契約期間が満了となる現行の図書管理システムについて、1年間のリース延長を行うことに伴う経費でございます。その下、図書費29万5,000円の増額につきましては、くまとりふるさと応援寄附のうち、指定寄附を活用し図書を購入するものでございます。

次に、項 保健体育費、目 体育施設費の社会体育推進事業、くまとりスポーツコミッション補助金20万円の増額につきましては、スポーツによるまちづくりの推進を目的としたくまとりスポーツコミッションが実施する事業に対する補助金でございます。

次に、24ページ、25ページの補正予算給与費明細書、26ページの債務負担調書及び27ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。8番（重光俊則君）今、内容について個々に説明がありましたけれども、新型コロナ対策というのがたくさん出てきたんです。それについては一切書いていない。新型コロナ対策か何の対策か分からずにこういう説明をしているというのは非常にけしからんと思うんですよ。これ、新型コロナ対策のために非常に多くの項目を支出しているということをつかからせないといけないと思うんです。

だから、今おっしゃった新型コロナ対策というのをやっぱり一覧表で出すか、少なくともここどこかに書かないと、今年度は何のためにこれが必要であったかというのは、これは特別に新型コロナ対策として使ったんで、こういうのを町民に知らせないというのは、行動で説明しているからいいやというのでは、ちょっと事務が怠慢といいますか、住民に対する考慮が抜けていると思うんです。その辺はやっぱり反省して、直していただきたいと思うんです。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）今回、冒頭で主な補正で申し上げた分でございますと、小学校、中学校での部分とか、あと児童福祉施設のところで申し上げたのはほぼ全てだったと思うんですけど、手指消毒の消耗品とかマスクとか、いわゆるウイルス対策の備品を購入するために枠的に用意した部分でありまして、あと施設のほうで一番効果的に使っていただくというものがほとんどだったんです。それもありまして事細かく書くことを今回しなかったんですけど、その部分について

て整理して、またお配りさせていただきます。申し訳ございません。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それと、ちょっと1点補足させていただきます。すみません。

一般会計の補正予算の附属資料ということでお配りさせていただいている資料がございまして、その資料の備考欄といいますか、事業内容の概要という欄が、こういった一覧表ですけれども、こちらのところに今、東野理事が申しあげました国庫、厚生労働省から下りてきたりとか文部科学省から下りてきたりということで、今回、子育て関連と、それから学校関連で種々申し上げてばらばらになったんですけれども、ただ今回、うちが国庫補助ではなくてオリジナル的に行いましたのが例のインフルエンザの予防接種でございまして、あれはふるさと応援基金で、うちのオリジナルで、まず単独費用で行うといったところで、重光議員におかれては、今の説明におきましてたくさんの対策がなされているといった、そういった形で聞かれるのも仕方がなかったかと思しますので、一定、附属資料のほうをお目通しいただきまして、新型コロナウイルスという文字が出てございます。また後ほど色を塗って個別にでもご説明させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今の個別説明ではなく、この中のこれはコロナ対策であるというのを明記したものを出していただきたい。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）そうしましたら、総務文教常任委員会までに一覧にさせていただきます、議員全員の皆様にお配りさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより3時30分まで休憩いたします。

---

（「15時10分」から「15時30分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第19 議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第20 議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第21 議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第81号、第82号及び第83号についてご説明申し上げます。

それではまず、議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、激変緩和及び新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免による保険料の当初予算額からの減額、また、保険料減免額を補填するための国・府支出金の補正、令和元年度事業確定に伴う国・府支出金及び一般会計繰入金の精算、令和元年度決算黒字分の繰越金の補正、新型コロナウイルス感染症に伴う令和元年度保険料減免額の還付額の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億7,244万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料7,045万6,000円の減額ですが、そのうち、令和2年度保険料率の激変緩和等に伴うものが4,399万6,000円、新型コロナウイルス感染症に伴う減免による現年度保険料の減少見込額が2,646万円となっております。

続きまして、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 災害等臨時特例補助金1,587万6,000円の増額ですが、コロナ減免による保険料減収分を補填するための国補助金で、令和2年度減免額の6割に充当されるものでございます。

款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金、特別交付金でございます。1,368万円の増額ですが、そのうち特別調整交付金分（市町村分）1,367万2,000円については、1,366万6,000円がコロナ減免による保険料減収分を補うための府の交付金でありまして、令和2年度分については先ほど説明いたしました国庫支出金の6割を除いた4割を、また過年度、令和元年度分につきましては10割が充当されるものでございます。このほか、オンライン資格確認業務開始に向けたマイナンバーカード交付推進に係る案内文作成用紙に対する補助金6,000円を特別調整交付金分（市町村分）として、さらに、特定健診等負担金確定に伴う追加交付分として8,000円を計上してございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金9,000円の増額ですが、これは、令和元年度において一般会計で負担する事務的経費等の確定に伴い、不足額を本年度において繰り入れるものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 その他繰越金4,473万6,000円の増額でございます。これは、令和元年度決算の実質収支額が4,473万6,000円の黒字となりましたので、その全額を本年度に繰り越すものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費6,000円の増額ですが、オンライン資格確認業務開始に向けたマイナンバーカード交付推進に係る案内文書作成用紙を購入、記載内容とか印刷、こういったものは自前で実施いたします。そういったことをするためのもので、歳入補正の特別調整交付金分（市町村分）が財源となっております。

次の段の款 国民健康保険事業納付金、項 医療給付費分から項 介護納付金分につきましては、大阪府に対する事業費納付金の財源といたしまして、歳入補正のコロナ減免に伴う保険料減額分を国・府支出金で補うことに伴う財源振替となっております、歳出予算額の変更とはなってございません。

続きまして、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 一般被保険者保険料等還付金308万4,000円の増額ですが、コロナ減免に関しまして令和元年度分保険料を遡及適用する場合、既にご納付いただいた金額を還付するために計上するものでございます。

同じく款 諸支出金、項 還付金及び還付加算金、目 償還金75万5,000円の増額ですが、令和元年度の特別調整交付金（保険事業分）の交付額確定に伴い、余剰分を返還するものでございます。

以上で、議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につき

ましてご説明申し上げます。

今回の補正は、大阪府後期高齢者医療広域連合に対する令和元年度分保険料負担金の精算、新型コロナウイルス感染症に伴う令和元年度保険料減免額の還付及び一般会計からの繰入金の精算を行うための補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,609万6,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省かせていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金331万4,000円の増額でございます。これは、令和元年度からの決算剰余金331万4000円の全額を繰越金として計上するものがございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金301万2,000円の増額でございます。これは、令和元年度分の保険料収納額のうち、大阪府後期高齢者医療広域連合への未精算分を支払うためのものがございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 保険料等還付金30万円の増額でございます。これは、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免に関しまして、令和元年度分保険料を遡及適用した場合、既にご納付いただいた金額を還付するためのものがございます。

なお、国保特会とは異なりまして、減免主体が広域連合となるため、町が直接国・府から補助金等を受けることなく、減免により保険料収入が減少した場合、広域連合に支払う保険料負担金が減少するため、会計上赤字が生じるということはありません。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金2,000円の増額でございます。これは、令和元年度において一般会計が負担する後期高齢者医療に係る事務的経費の確定により、特別会計の剰余金を一般会計に返還するためのものがございます。

以上で、議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、令和元年度決算に伴う前年度繰越金の介護給付費準備基金への積立てや令和元年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う精算分でございます。

1 ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,933万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,916万6,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に従って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明を省かせていただきます。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

歳入でございます。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金478万4,000円の増額、次の款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金548万5,000円の増額、次の款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金267万8,000円の増額につきましては、令和元年度介護給付費の確定に伴い、国・府支払基金からの前年度介護給付費負担金の精算により追加交付されるものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金1,638万7,000円の増額につきましては、令和元年度における実質収支黒字額を令和2年度に繰り越したものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金2,763万円の増額につきましては、令和元年度の決算に伴う前年度繰越金の精算後の黒字額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金の国・府支出金等返還金170万1,000円の増額につきましては、令和元年度の地域支援事業の確定に伴い、超過交付となった地域支援事業交付金を国・府へ返還するための補正でございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金の一般会計繰出金3,000円の増額につきましては、令和元年度の一般会計が負担すべき事務費の確定に伴い、町が繰入れ分を一般会計へ返還するものでございます。

以上で、議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第81号、第82号及び第83号のいずれも原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第22 議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正内容でございますが、熊取永楽墓苑の共用通路におけるグレーチング等の修繕に係る歳入歳出予算の補正と、墓苑条例の一部を改正する条例を提案する際ご説明申し上げましたが、管理手数料の年払い制度の導入に伴い、新たに導入予定の墓苑管理システムに係る債務負担行為の設定となっております。

まず、1 ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,929万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算の補正によるとしてございます。

次に、第2条 債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるとしてございます。

4ページをご覧ください。

熊取永楽墓苑管理システムでございますが、令和3年4月から管理手数料の年払い制度を導入することに伴い、5年分一括払いと年払いの混在による二重請求や請求漏れなどの事務遺漏を防止するとともに事務の効率化を図るため、当該システムをリース契約にて導入するもので、令和3年度から令和7年度までの期間で、限度額につきましては410万5,000円と設定するものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金67万3,000円の増額につきましては、歳出における修繕料の財源でございます。

次に、歳出でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 墓苑費、項 墓苑費、目 墓苑総務費の修繕料67万3,000円の増額につきましては、墓苑内3か所におきましてグレーチング等の破損が認められたことから、墓参者の通行時における転倒などのリスクを解消するべく、修繕するための経費でございます。

なお、12ページの債務負担行為に係る補正調書につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第23 議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、大阪広域水道企業団の水道用水供給料金単価が一定期間において軽減されたことにより、受水費を減額補正するものでございます。また、それに伴い、全水道使用者の水道基本料金の50%減免の補填財源としての水道料金減免に係る負担金を同額減額補正するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。

令和2年度熊取町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。

令和2年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 事業収益、第2項 営業外収益の既決予定額から1,739万9,000円を減額し、補正後の額を2億3,699万1,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業収益の補正後の額を9億5,835万3,000円とするものでございます。

次に、支出として、第1款 事業費、第1項 営業費用の既決予定額から1,739万9,000円を減額し、補正後の額を9億1,487万6,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業費の補正後の額を9億3,894万3,000円とするものでございます。

次の2ページは、令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。

詳細につきましては3ページの説明書でご説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず先に、下の収益的支出の表をご説明いたします。

第1款 事業費、第1項 営業費用の受水費の1,739万9,000円の減額については、冒頭でもご説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、大阪広域水道企業団の水道用水供給料金単価が4月から7月までの4か月間、1立方メートルにつき72円から62円に10円軽減されたことにより、減額補正するものでございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額9億5,634万2,000円から補正予定額1,739万9,000円を減額し、9億3,894万3,000円とするものでございます。

それに伴い、上の収益的収入の表の第1款 事業収益、第2項 営業外収益の他会計補助金の一般会計負担金1,739万9,000円を減額補正するものでございます。

以上により、収益的収入合計の9億7,575万2,000円から補正予定額1,739万9,000円を減額し、9億5,835万3,000円とするものでございます。

なお、このたびの補正予算に伴う影響がないことから、令和2年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表につきましては変更がございません。

以上で、議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第24 議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第25 議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第26 議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第27 議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第28 議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第29 議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定についての件及び日程第30 議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括議題といたします。

本7件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、令和元年度における主要施策の成果に関して報告をさせていただきます。

議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定について及び議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定についての各決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げます。

なお、令和元年度各会計の決算書をはじめ関係書類をあらかじめ配付しておりますので、併せて

ご覧ください。

初めに、各会計の全般的な状況からご説明申し上げます。

一般会計につきましては、決算規模では歳入・歳出とも前年度に比べ大幅に減少し、実質収支におきまして平成30年度に引き続き黒字決算となりました。

歳入総額ですが、147億9,505万6,933円となっており、前年度決算額に比べると54億612万4,490円減少しています。

次に、歳出においては144億5,302万8,828円となっており、前年度決算額に比べると55億2,925万3,616円減少しています。

これら歳入歳出の差3億4,202万8,105円を翌年度へ繰り越すものですが、この繰越額には、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額2億7,689万3,475円及び事故繰越し繰越額1,239万2,740円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は5,274万1,890円の黒字となっております。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入は51億3,394万6,878円、歳出は50億8,921万462円で、歳入歳出の差引きは4,473万6,416円の黒字となり、これを令和2年度に繰越ししました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は6億3,284万7,182円、歳出は6億2,953万4,273円で、歳入歳出の差引きは331万2,909円の黒字となり、これを令和2年度に繰越ししました。

介護保険特別会計につきましては、歳入は35億1,133万4,120円、歳出は34億9,494万7,232円で、歳入歳出の差引き1,638万6,888円の黒字となり、これを令和2年度に繰越ししました。

墓地事業特別会計につきましては、歳入は1,209万3,691円、歳出は1,209万3,691円となり、歳入歳出とも同額となりました。

水道事業会計につきましては、総収益は8億9,704万2,264円で、総費用は8億6,241万5,484円となり、差引き3,462万6,780円の当年度純利益となりました。これに平成30年度からの繰越利益剰余金1億1,970万3,460円及びその他未処理利益剰余金変動額1,500万円を加えた結果、1億6,933万240円の当年度未処分利益剰余金を計上することができました。

下水道事業会計につきましては、総収益は10億8,184万7,359円で、総費用は10億4,064万6,649円となり、差引き4,120万710円の当年度純利益となりました。これに平成30年度からの繰越利益剰余金3,497万7,044円を加えた結果、7,617万7,754円の当年度未処分利益剰余金を計上することができました。

続いて、令和元年度において重点的に取り組んだ施策についてご説明いたします。

令和元年度は、私の1期目4年間の集大成の年でもあり、その町政運営においては、町長就任以来徹底してまいりました住民の皆様との対話と情報公開を旨とし、様々な取組を実施してまいりました。

とりわけ、平成30年度台風第21号をはじめ、大阪府北部地震や平成30年7月豪雨など平成30年度に発生した多くの災害から得られた教訓を生かし、迅速かつ機動的な災害復旧を実現するための財源確保策として、10億円を原資とする防災基金を創設するとともに、令和元年度熊取町の防災元年と位置づけ、防災・減災、安全・安心を施策の柱としてまちづくりを進めてまいりました。

そのような中、令和元年度末に感染拡大した新型コロナウイルス感染症COVID-19につきましては、国の対策に先駆け、いち早く熊取町版緊急生活・経済支援を実施するなど、住民の皆様のお不安を少しでも和らげるとともに安定した生活基盤を守るべく、必要な対応を行っているところであります。今なお世界的な感染拡大に歯止めがかからない状況が続いているところであり、引き続き、新しい生活様式に基づく感染予防について呼びかけてまいります。

それでは、令和元年度の具体的な取組について申し上げます。

最初に、住民協働・住民参画については、平成30年度に改定しました熊取町協働憲章に基づき、住民提案協働事業制度の手續の簡素化や迅速化を図ることで、より提案しやすい制度に改善しました。

交通安全については、全国で園児などを巻き込む交通事故が相次いだことを受け、横断歩道のあ  
る交差点の独自点検を実施しました。加えて、未就学児が日常的に集団で行動する経路などについ  
ても、泉佐野警察署や町立・民間保育所など関係機関の立会いの下で一斉点検を実施し、危険箇所  
の共有と安全対策を図り、園外活動時の安全対策にも寄与したところです。

防災については、前述のとおり、防災元年の位置づけによる機運醸成や防災基金の創設による財  
源確保を図るとともに、防災に携わる人材の確保及び育成として、地域住民及び町職員を対象とし  
た防災士育成研修を新たに実施し、90名が防災士に合格するなど、地域の防災リーダー育成による  
地域防災力及び町職員の災害対応力のさらなる向上を図りました。

また、緊急速報メール回線の冗長化、指定避難所防災倉庫の増設及び段ボールベッドや自動ラッ  
プ式トイレなどの防災資機材の充実といったハード面の整備はもとより、自主防災組織連絡協議会  
に自主防災モデルマニュアル作成委員会を設置し、地区別自主防災マニュアルの作成を促すための  
モデルマニュアルを作成するとともに、大地震などの緊急事態時に世帯の安否などを示す「無事で  
すカード」を作成し全戸配布するなど、ソフト面の充実にも注力したところです。

さらに、災害時における連携協定として、奈良県の三郷町及び王寺町との相互応援協定をはじめ、  
町内3大学との連携協定や株式会社ロゴスコポーレーションとの間において物資供給に関する協定  
を締結しました。加えて、熊取町地域防災計画及び熊取町国民保護計画について、国や府の計画変  
更との整合を図り修正を行いました。

子育て・保育については、住民と行政の協働による地域ぐるみでの子育て支援のネットワーク化  
をさらに推進すべく、「多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う、対話的まちづくり」  
を基本理念とした第2期熊取町子ども・子育て支援計画を策定しました。

また、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行うことにより、子育ての悩みを分かち  
合い、地域へ一歩踏み出すきっかけとなるよう、本町の特徴的な取組であるホームスタート事業の  
実施や地域子育て支援拠点事業の実施など、地域団体と連携しながら、引き続き地域の子育て支援  
の充実に努めました。

さらに、新たに認定こども園として運営を開始したフレンド幼稚園に対して、延長保育事業など  
の特別保育に係る補助金を交付するとともに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に当た  
っては、預かり保育などを行う民間保育所や認可外保育施設などに対して施設等利用給付費を新た  
に支給したほか、公民連携の下、保育所における待機児童ゼロの継続にも取り組みました。

加えて、学童保育所の適正な運営を支援すべく、受入れ枠拡大として中央学童保育所と西学童保  
育所で2クラブを増設するとともに、西学童保育所についてはさらなる受入れ拡大に向けた施設な  
どの整備を実施し、待機児童ゼロを維持しました。

学校教育については、学校におけるいじめ、不登校、児童虐待など、子どもを取り巻く様々な問  
題に対し多面的な支援を実施するため、スクールソーシャルワーカーを1名増員し全小学校区に配  
置したほか、英語指導助手、学校図書館司書や教育相談カウンセラーなどの専門的人材を引き続き  
配置し、児童・生徒へのきめ細かなサポートに重点を置いた取組を進めるとともに、校務用パソ  
コンの追加整備により、教職員1人1台の整備を行うことで、子どもたちと向き合える時間のさら  
なる確保に寄与したところです。加えて、各小学校のコンピューター教室について、リース期間の満  
了及び小学校におけるプログラミング教育の導入などに対応するため、機器の更新を行いました。

また、教育環境の整備として、懸案のトイレ洋式化改修につきましては、中央小学校、西小学校、  
北小学校及び南小学校の一部の改修工事を完了するなど、計画的に進めているところです。加えて、  
平成30年台風第21号により被害を受けた熊取南中学校における校舎屋根災害復旧工事についても完  
了するなど、必要な施設の整備を実施したところです。

生涯学習については、熊取図書館が開館25周年を迎えたため、記念事業として町内に縁のある音  
楽家のコンサートのほか、年を積み重ねることをテーマとした年縞や熊取町の大地の生い立ちにつ  
いての講演会を企画実施しました。

文化・芸術については、公民館、町民会館の老朽化への対応として、熊取町公共施設等総合管理計画に基づく庁内調整会議などにおいて今後の在り方を含めた検討を行い、整備方針を決定したところ。

また、平成30年台風第21号により被害を受けた重要文化財中家住宅については、倒壊した表門の復元と母屋の屋根及び壁などの修理工事を完了しました。

健康・長寿については、介護予防の効果的なツールでありますタピオ体操プラスを活用したタピオステーションの立ち上げ支援及び継続支援を引き続き実施し、令和元年度末時点で24か所において立ち上がっております。また、大阪体育大学との協働による「“熊取町×大阪体育大学” DASHプロジェクト」の取組として、このタピオステーションの効果判定に向けた体力測定結果の分析を開始したほか、体力測定ボランティアをはじめとする健康づくりボランティアの育成を目的としたフレイル予防サポーター養成講座を開催しました。

運動・スポーツについては、住民の健康増進とスポーツ振興や相互の親睦に寄与すべく、町民総合体育大会を開催したほか、大阪国際武術太極拳交流大会を後援し太極拳フェスティバルと連携して実施するなど、スポーツへの参加意欲を高める機会の創出に努めました。

また、令和元年5月15日に設立されましたくまとりスポーツコミッションについては、スポーツを活用したまちづくりや地域活性化につながる地域の取組として、その活動支援を行いました。

高齢者福祉については、高齢者の教養の向上やレクリエーションなどによる健康増進への寄与を目的とした老人憩の家において、平成30年度実施の耐震診断に基づく5地区の耐震補強工事実施設計を行うとともに当該工事に着手したほか、新たに15地区の耐震診断に着手し、うち5地区は完了するなど、鋭意取り組んだところ。

市街地整備については、熊取駅西整備事業として事業用地の取得や熊取駅西交通広場の詳細設計などを実施するとともに、引き続き、地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進協議会による駅周辺の緑化プロジェクトを進めるなど、本町の玄関口にふさわしい良好な市街地の形成に向けた取組を進めました。

道路・交通については、都市計画道路の整備促進として、大阪岸和田南海線の事業推進や大阪外環状線の4車線化に係る要望活動を実施したほか、泉州山手線については本町を含めた岸和田市、貝塚市及び泉佐野市の3市1町で構成する泉州山手線整備推進協議会で要望活動を行いました。

また、町道の新設改良として、児童・生徒の通学時の安全確保のための町道久保高田線歩道拡幅事業に向けた事業用地の取得を完了し、早期の完了を目指し令和2年度において既に工事を進めているところ。

加えて、町内の主要公共施設などと各地域を結ぶ町内循環バスの運行については、令和元年11月1日にルート変更やバス停移設などの運行見直しを行い、さらなる利便性の向上に努めました。

水道事業については、水道水の安定供給を図るため、重要給水施設へ供給する管路の耐震化を進めるとともに、希望が丘配水池及び事務所の耐震化工事の実施設計業務を実施しました。

また、大阪広域水道企業団との水道事業の統合については、令和2年1月の首長会議において統合案を取りまとめ、町広報紙やホームページによる住民周知を行い、3月議会定例会において同企業団との統合に関する議案として、企業団規約の変更について議決をいただいたところ。

なお、令和2年7月28日に同企業団と統合に関する基本協定を締結しており、引き続き、令和3年4月からの事業開始に向け統合準備を進めてまいります。

下水道事業については、小垣内、大宮、朝代及び大久保地区において公共下水道工事を実施し、年度末人口普及率が81.6%となりました。また、安定的な下水道事業を継続するため、熊取町下水道ビジョンの策定に着手するとともに、新たに下水道事業経営委員会を設立し、開催したところ。

公園・自然環境については、永楽ダム周辺の桜の景観を次の世代に引き継ぐため、特定非営利活動法人永楽桜保存会との協働により雑木の伐採や桜の植栽を実施したほか、熊取町公園施設長寿命

化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用し3か年計画により進めている長池オアシス公園の整備のうち、ボードウォークの更新を行いました。

循環型社会については、環境センターの施設長寿命化に向けた改修・整備などを実施しました。

また、広域での新ごみ処理施設整備に向けた取組として、施設整備の方向性や規模及び処理方式などの基本的事項に係る施設整備基本計画の策定に着手したところであり、令和2年度において当該基本計画を完成させるとともに住民の合意形成を図るべく、近隣自治体との協議などを慎重に進めてまいります。

加えて、し尿処理に係る泉佐野市田尻町清掃施設組合への事務委託による広域化については、関係機関との協議などを進めたところであり、令和3年4月からの事務委託開始に向けた規約の制定や協定書の締結の手続を進めてまいります。

このほか、平成30年台風第21号の経験とこれらの教訓を踏まえた災害廃棄物処理基本計画の策定については、国や大阪府と連携しながら令和2年3月に計画骨子を作成したところであり、令和2年度において当該骨子を基に計画を策定してまいります。

農林業については、地元産農作物のよさを知っていただく機会の提供として、各方面の方々の参加・協力を得ながら令和元年12月1日に第8回ふれあい農業祭を実施し、約7,000人の来場者でにぎわいました。

観光・交流については、熊取町駅前観光案内所として運営してまいりました駅下にぎわい館をくまとりにぎわい観光協会の活動拠点とし、観光案内所機能の強化を図って、平成31年4月17日にリニューアルオープンしました。

また、新たな観光スポットを創設するため、果樹農園を開園する団体への補助により推進しておりますブルーベリー農園については、令和元年7月15日にお披露目会が開催されたところですが、その後、農園の規模拡充も行い、令和2年7月11日に待望のオープンとなりました。

行財政運営については、住民の皆様様の利便性向上を目的として令和元年10月から開始された地方税共通納税システムを活用した納税方法の多チャンネル化を図るとともに、大阪府域地方税徴収機構への参加などにより、町税では前年度比0.5ポイント上昇の98.3%の徴収率を達成しました。

さらに、平成31年4月16日からマイナンバーカードを利用した住民票や戸籍謄抄本などのコンビニ交付サービスを開始し、サービス利用時間が6時30分から23時までと大きく広がるなど利便性の向上を図るとともに、マイナンバーカードの申請手続においても、タブレット端末を利用したオンライン申請及び本人限定受取郵便による交付の導入により、窓口の混雑を緩和するなど、サービス向上や事務効率化に努めました。

このほか、生産性向上を実現するテクノロジーとして、定型的で反復性が高い業務に威力を発揮するロボティック・プロセス・オートメーション、いわゆるRPAについて、実証実験や適用可否の判断を経た上で、税、収納・滞納、児童手当の3業務において導入したところです。

情報の公開については、住民の皆様からの忌憚のないご意見を伺い、開かれた行政を共につくることを目的として実施してまいりましたタウンミーティングや直接対話について、皆様のご協力の下、順次開催した結果、タウンミーティングについては全5回の開催で計188人の方にご参加をいただき、多くの貴重なご意見を賜りましたことに感謝申し上げる次第です。

今後におきましても、住民の皆様からの声をしっかりと聞き加えることに加え、令和2年10月からの町広報紙のA4判化に向けた準備を進めるほか、ホームページとSNSを連携させたプッシュ型の情報発信に努めるなど、徹底した情報公開を推進してまいります。

以上、重点的に取り組んだ施策のほか、各主要施策の推進に当たりましては、年度当初にお示ししました町政運営方針及び所信表明での考え方や方向性を基本に、社会経済環境の変化を的確に見極めながら、計画的かつ効果的な行財政運営に努めたところです。

なお、次ページ以降の主要施策成果等一覧表は、主要施策の事業内容や実施状況などについて、第4次総合計画に定める将来像の実現に向けた施策の大綱に従い整理していますので、後ほどご覧

いただければと思います。

最後になります。令和元年度の様々な施策について成果報告できましたことに、深く感謝を申し上げます。

改めて令和元年度の1年を振り返りますと、防災元年にふさわしい、自然災害に対する日頃の備えの重要性など、心に刻まれた教訓を形に変える取組に力を注いだ年であったと感じております。その中で、年度末から感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症COVID-19につきましては、未知の脅威として今なお抜本的な解決策が構築されていない状況の中で、住民の皆様にも身近な基礎自治体として、必要な対策を迅速に実施してまいります。

また、町長2期目当選直後から2040年を見据えた取組としてスマートシティ熊取に着手し、構想の策定をはじめ、役場での手続のオンライン化や町内キャッシュレス化などの取組の検討を進めており、住民の皆様が利便性を感じていただけるまちづくりの土台を将来に向けて構築してまいります。

今後におきましても、安全・安心をまちづくりの基本と位置づけ、貴重な財源を有効活用し、第4次総合計画の将来像の実現に向け、住民の皆様との積極的な対話を進めながら、自然に恵まれた豊かな住環境の中で子どもから若者、高齢者までいつまでも元気で生き生きと長く楽しく日常生活を送り続けることができるまちづくりを推進してまいりますので、引き続き、議員各位をはじめ住民の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

---

議長（矢野正憲君）それでは、令和元年度における主要施策の成果及び各会計決算に関する件について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、新政クラブを代表して、河合議員。

11番（河合弘樹君）議長のお許しを得ましたので、会派新政クラブを代表いたしまして会派代表質問をさせていただきます。会派代表のトップバッターであり、本日最終のバッターとなると思いますが、最後までお付き合いよろしくお願ひします。

まず、1つ目、新型コロナウイルス対策についてですが、大阪府の緊急事態宣言が本年5月21日に解除されてから3か月以上たち、いまだ新型コロナウイルスと共生する日々が続く中で、まちを歩いていると道端に使用済みの使い捨てマスクが落ちているのをよく見かけます。また、コロナ禍の中で、使い捨てマスクをはじめ食事のテイクアウトやデリバリーによる容器などの一般家庭ごみが増えていると思われませんが、本年4月以降の一般家庭の可燃ごみ量の前年比はどうなっていますか。

議長（矢野正憲君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、新型コロナウイルス対策につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の4月以降の可燃ごみ量の前年度比についてでございますが、町指定のごみ袋により排出された可燃ごみ量を月別にお示しさせていただきますと、4月は571.0トンで前年度比6.3%の増、5月は583.4トンで0.5%の減、6月は525.9トンで6.2%の増、7月は547.9トンで4.7%の減、8月は505.1トンで7.2%の減となっております。また、4月から8月までの合計で申し上げますと2733.3トンで0.1%の減となっており、前年度に比べほぼ横ばいという状況でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。前年度と大して変わらないという、もうちょっと多いかなと思ってたんですけど実際はそうだったということで、ごみにつきましては、平成21年度から有料化されて11年がたつて、有料化前と比べて令和元年度は家庭可燃ごみが22.5%軽減できているということなんで、指定ごみを有料化したということは結果が出ているというのは分かって

いるんです。

コロナの中で、近隣市では岸和田市が600リットル分の指定袋を配布しているとあって、また、泉大津市では45リットルと15リットルの袋10枚入りを各1セットずつ、また、泉佐野市では30リットルの10枚入りを1セット、和泉市では600円分の指定袋を配布しているところがございます。

熊取町では、これは2点目にもつながるんですけれども、現在は2歳未満の乳幼児世帯に20リットル袋を月に10枚の計算で配布していますが、ちなみに一般家庭のごみは、熊取町では45リットルの袋が1セット10枚入りで200円、20リットル袋1セット10枚入りが100円で販売されています。

先ほどの答弁の中ではさほどごみの量は増えていないということなんですが、いまだ終息する見通しが立たない新型コロナウイルスの感染症に対する新たな支援策として、町指定の一般家庭ごみ袋を支給してはどうかと思います。答弁願えますか。

議長（矢野正憲君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、次に2点目の町指定のごみ袋の支給についてでございますが、町指定のごみ袋につきましては、議員ご指摘のとおり、可燃ごみの排出抑制を推進するという目的で平成21年4月に導入したものでございます。

コロナ禍にあります現状におきましても、住民の皆様のご協力もあり、先ほどご答弁させていただきまして、可燃ごみの排出量はほぼ変わっていない状況となっております。したがって、現状のところ新しい支援策としてのごみ袋の支給は考えておりませんが、河合議員からのご提案もいただいたということもございますので、今後におきましても、コロナウイルスと共生していく中で家庭における可燃ごみか大幅に増加していないかなど注視してまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。現時点ではその支給は考えていないということで、量も増えていないということで、それは仕方がないかと思いますが、それ以外にも何か支援策があるならば、ごみ袋以外でも、また昨日の田中圭介議員の質問でもありましたが、またよろしく願いいたします。

それでは、2点目の学校行事についてに移らせていただきます。

午前中の鱧谷議員の質問の答弁でもありましたが、新型コロナウイルスの影響で多くの学校行事が中止や規模の縮小を余儀なくされ、修学旅行も例年どおりとはいかず、行き先の変更や中止したりせざるを得ないケースが全国でも相次いでいます。近隣では、泉南市が中止を発表いたしました。熊取町の小中学校の修学旅行の実施状況についてお聞かせ願えますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、河合議員の学校行事についての1つ目、小・中学校の修学旅行の実施状況はのご質問にご答弁申し上げます。

町立小・中学校の修学旅行につきましては、例年は中学校が1学期に、小学校が2学期に実施しております。本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で4、5月が臨時休業となったため、中学校は2学期に延期することとなりました。現在、感染者数は若干の減少傾向にあるものの、感染予防の対応が必要な状況です。

このような中、国や大阪府から修学旅行の実施に係るガイドラインが示され、これに基づいて熊取町においてもガイドラインを作成いたしました。本町におきましては、修学旅行の教育的意義を踏まえ、コロナ禍ではありますが、実施できるよう各校努力しております。

中学校におきましては、感染リスクの軽減のため2泊3日を1泊2日とし、行き先も観光バスで移動できる近場に変更いたしました。小学校においては、バスの台数を増やす等の対応を行います。しかしながら、今後の新型コロナウイルスの感染状況等によっては中止せざるを得ないこともあると考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。中学校の修学旅行について、6月議会でも質問があったと思うんですが、行き先については変更はございませんか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）行き先につきましても近場というふうなことで、熊取中学校が現段階で、沖縄予定であったのが淡路島のほうへ、熊取北中学校のほうへ、関東方面、東京方面であったのを和歌山のほうへ、それから熊取南中学校につきましても、関東方面、東京へ行く予定を滋賀へということで、近場で、もし何かあったときにはすぐに駆けつけたり戻ってきたりということができるような形で変更をさせていただいております。

小学校につきましては、現段階では伊勢ということで、変更はございません。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。学校のホームページを見てみると、実施時期なんですが、南中が10月18日から19日で、2泊3日が1泊2日になったということなんであれですけど、それで熊中が10月17日から19日になっているんですが、北中は10月だけしか載っていないです。まだ日にちが決まっていないんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）北中につきましては、いろいろ予定等の変更等がございます。ただ最終、現段階では10月19日から20日ということで計画をしておるという状況でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。現段階では実施するというので、これは、同意書等は集めているんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）この9月11日に保護者対象の説明会を3中学校全てで行う予定となっております。その中で、府のガイドライン等の中にもありましたが、やっぱり保護者の同意書を得るといふような作業をさせていただきたいというふうに思っております。同意書を得た上で、参加人数のことも踏まえて行く行かないは決定していきたいと思っておりますが、基本的には、学校あるいは教育委員会としては、やはり子どもたちの思い出づくりというふうなこともあって、できれば行かせてあげたいというふうな気持ちでおるといのが現在の状況でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。できるだけ行ける方向ということなんで、子ども達にとって修学旅行というのは、ほとんどの方が一番の思い出になると思います。安全で楽しく修学旅行は行けるように、感染防止対策を徹底して行けるようによろしくお願いいたします。

また、質問の項目にはないんですけど、学校行事の関連ということで、中学校の体育大会なんです。9月25日に行われる予定で、当初は保護者の観覧も中止としておりましたが、再度協議をされて、演技のみ3年生の保護者の観覧はできるようになったと聞いておりますが、小学校の11月7日に行われる運動会のほうはどのようなようになっておりますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）小学校につきましては、今現在検討中であるというふうなことでございます。時間を区切って何とか保護者の方には見ていただければというふうな思いを持っておりますけれども、午前中みの開催というようなことで縮小して考えておりますので、その辺、現段階で各学校を含めて協議しておるといふような状況です。またその辺はお伝えできることになろうかというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）その協議の中で、もし観覧できない場合は撮影してDVDを配るとか、そういった話もあったと思うんですが、今でもその話は出ていますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）何らかの形で、保護者がもし観覧できない場合は見ていただける機会とは思うんですが、ただ、DVD等をお配りするということになりますと、やはり個人情報の開示の問題、顔が映ってしまっているというようなこともあって、そのあたりのところをどうクリアしていけるかというのは非常に大きな課題なのかなというふうに思っております。その辺のところをどうできるかということも含めて、現段階で小学校についても検討しておるといった状況でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。子ども達にとって、修学旅行もそうですが、体育祭、運動会もいい思い出、最後の思い出となるので、できるだけ楽しくできるようによろしくお願いいたします。

それでは、3点目の最後の質問にいかせていただきます。

道路渋滞についてですが、町道小谷穴釜線のひまわりドーム北交差点手前から旧170号水間方面行きの午前のラッシュ時の渋滞解消策はどう考えておりますか。また、町道小谷穴釜線の外環状線までの延伸線の道路計画はございますか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、ご質問3点目、道路渋滞についての1点目、町道小谷穴釜線のひまわりドーム北交差点手前から旧170号水間方面行きの午前のラッシュ時、渋滞解消策と外環状線までの延伸線道路計画について答弁申し上げます。

町道小谷穴釜線道路改良事業につきましては、町道五門久保小谷線との交差点からひまわりドーム進入路部分を含む約450メートルを平成15年度より事業着手し、平成31年3月末をもって事業完了したところで、道路整備により車両走行性が向上し、交通量についても増加しているところでございます。

本町の道路整備につきましては、熊取町第2次道路整備計画に基づき取り組んでいるところでございますが、平成26年3月に行った第2次道路整備計画の中間見直しから6年が経過したことなどから、今年度における道路整備計画の見直し及び計画見直しに係る交通量調査の実施を予定していたところでございますが、コロナ禍における例年とは異なる交通状況の中、来年度における予算確保の上、対応してまいりたいと考えているところでございます。

ご質問のひまわりドーム北交差点の渋滞につきましては、午前におけるひまわりドーム側から水間方面に抜ける交通量が比較的多く、右折車両により渋滞しているというものでございまして、現状、右折レーンと左折直線レーンに約25台程度が停車すると町道五門久保小谷線との交差点付近まで車両が停車する状況が生じてございますが、信号80秒サイクルのうち町道小谷穴釜線の青時間が30秒となっており、1サイクルでその25台程度は通過できる状況にはなってございます。

しかしながら、緑が丘側からの通行車両、歩行者横断の多い時間帯におきましては渋滞も生じている状況でございますので、来年度に予定する熊取町道路整備計画の見直しに合わせ実施する交通量調査の結果に基づき、円滑な交通が図られるよう、泉佐野警察と協議の上、方向別に最適な信号制御の調整等について協議してまいりたいと考えてございます。

また、当該交差点から外環状線までの延伸についての考え方につきましては、熊取町第2次道路整備計画に計画路線として位置づけられているものの、現計画におきましては優先度が高い路線として位置づけられておらず、現時点で整備の予定はございませんが、来年度の交通量調査等を踏まえた道路整備計画の見直しにおいて、優先度についての検討を行ってまいります。

今後におきましても、熊取町道路整備計画に基づき鋭意事業に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。延伸線につきましては、計画があるのはあると、でも優先

的ではないということですが、来年度そうやって見直しがあって協議するというので、あそこは特に朝の午前中、角にコンビニがあることもあって、そのコンビニに出入りするの兼ねて余計に渋滞すると思うんです。普通に通っているだけではそこまで渋滞しないと思うんですが、特に朝はよくコンビニに出入りしているので、それも来年で信号機の調整等を考えていただけるということで、今すぐは無理かも分かりませんが、少しでも渋滞が緩和できるように。

特に、この交差点の近所の方が出勤するのになかなか出られないという苦情がよく聞かれるので、何とかしてほしいと言われましたのでこうした質問をさせてもらったんですが、できるだけ早いこと、少しでも解決できるように、外環状線に比べてあれですけども、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の町道久保高田線歩道拡幅事業に当たって、もう現在、工事が行われておりますが、工事箇所である道路下の泉南須藤製作所の出入口の確保等どうなっているのかと、また、ひまわりドーム入り口の交差点近くの事業所、これはダイメックス株式会社、リサイクルの会社ですか、その事業所等は対象物件に当たるのかどうか、お聞かせ願えますか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、ご質問の2点目、町道久保高田線拡幅事業の工事箇所である道路下の工場への出入口の確保等について答弁申し上げます。

ご質問の今年度の工事箇所に位置する道路下の工場につきましては、議員おっしゃるとおり株式会社須藤製作所というものでございます。工場の進入路部分が工事区域内となり、作業中におきましては町道久保高田線を片側交互の通行規制を行ってございます。工場からの出入りにつきましては、現場の交通誘導員により誘導してございまして、通行におけるトラブル等はございません。

また、工場のスロープにつきましては、今年度の工事においては影響しないものの、車道の拡幅整備時におきましては出入口部を約2メートル後退させる改修が必要となることから、来年以降の工事におきまして、その改修を工場の休止期間において実施できるよう調整を図っているところでございます。

また、ひまわりドーム前交差点部の事業所につきましては、株式会社大綿、ダイメックス関西事業所となりますが、これらの事業所につきましては、本道路事業の対象とはなってございません。こちらの部分につきましてはひまわりドームの法面側への拡幅整備となりますので、対象物件とはなっておらないものでございます。

町道久保高田線歩道拡幅事業につきましては、今後におきましてもさらなる事業進捗と早期の交通安全対策の実現に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

出入口につきましては2メートルの後退とありますが、建屋自体にはそしたら差し支えないということなんですか、現状の。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）建屋等は、影響が出るというものではございません。今の現状の部分に約2メートル程度の、今現在、親ぐい工法で施工しておるんですけども、それをシフトさせるだけで、建物に影響はないという状況でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。2メートル後退させるだけでいけるといっていますが、計画図面では、先日も工事変更の説明がありましたけれども、大体約12メートルぐらいの幅の道路ができる予定と聞いていますが、現道路の約倍ぐらいになるのかなと思うんです。それが2メートルだけへこんで、言えば町民グラウンド側のちょっと法面を削るということですね。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）幅員構成で申しますと、今現状の車道は約7メートルです。

3メートル・3メートルの両側車道に50センチの路肩、それから今現状1メートルの歩道、ガードレールで仕切った歩行者空間を整備してございまして、約8メートルの道路となっております。

今回整備させていただきますのが、車道の7メートルにつきましては現状と同じです。ただ、それをシフトして見出川側のほうへ振るんですけども、歩道につきましては2メートル、自転車道につきましては、自転車道というんですけども歩道の上に上げるんですけども、2メートル、それから防護柵として50センチの附帯施設帯として考えてございまして、11.5メートルです。今の現状の幅員8メートルから11.5メートルとなりますので3.5メートルのシフトで、場所によって全て3.5メートルを見出川のほうへ振ってしまう。例えばですけども、今の現場から高田側のほうに行きますとブロック積み擁壁がございます。あれをコントロールポイントとして、そこから歩道と自転車道として4メートル、50センチの車道が7メートル、だから、その部分につきましてはどうしても法面側を削るという工法が取れませんので、ブロック積みのある部分につきましてはもう全て3.5メートルを見出川側のほうにシフトする。

ただし、今回、今工事させていただいている部分につきましては、交差点に近い部分はダイメックス側につきましては、比較的ひまわりドームのほうへ上がる部分で花壇帯等がございますので、そちらも活用しながら見出川側への拡幅部分が少なく済む。ちょうど須藤製作所部分につきましても同じような形で、ただし下に、須藤さんと今の現状の擁壁の間に水路等がございます。ただ、水路等が今オープンスペースで出ている部分が今回、擁壁の中へ、土の中へ埋めてしまって建物には影響をかけない形で施工させていただくと。だから、場所場所によって3.5メートルから、大体ダイメックスのところでは1メートルぐらいのシフトになって、その部分はどこで確保するかといいますと、グラウンド側の法面を若干平場にして確保していくという形で整備をさせていただくものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。河合委員。

11番（河合弘樹君） 分かりました。ありがとうございます。

実際、3.5メートルで2メートル後退するので、法面のところで1.5メートル、掘っても1.5メートルぐらいということですね。町民グラウンド側が、削るんであっても1.5メートルぐらいで。

議長（矢野正憲君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君） ダイメックスのところでしたら一番近い交差点部分なんですけれども、交差点部分につきましては花壇というんですか、植栽帯とかというのもございますし、もう既に歩道スペースとして一定、交差点部として捉えられています。法面を削るところまで、その分はいかないと。

議長（矢野正憲君） 河合議員。

11番（河合弘樹君） そこは分かっています。須藤さんのところの出入口のところなんです。スロープの反対側、あそこが2メートル後退することなんです。

議長（矢野正憲君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君） すみません。

おっしゃるとおりです。須藤さん側の入り口部分は、スロープの部分で2メートルシフトさせていただくと。その残りの部分は法面側で確保するという状況です。

以上です。

議長（矢野正憲君） 河合議員。

11番（河合弘樹君） 分かりました。テニスコートへ上がっていく階段があるところぐらいまでまだ擁壁ができていないと思うんです。その辺ぐらいまでは法面をちょっと削るということでよろしいんですね。

議長（矢野正憲君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）おっしゃるとおりでございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。理解できました。

近年、記録的豪雨があちらこちらで降って自然災害が起きていますが、安全に工事ができるよう万全な対策を尽くして、完成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

時間となりましたので、もうこれで会派代表質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

---

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「17時03分」延会）

---

9 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和2年9月定例会会議録（第3号）

月 日 令和2年9月11日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
		兼 財 政 課 長	
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	都 市 整 備 部 理 事	田中 耕二
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	阪上 敦司

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書	記 瀬野 裕三
-------------	-------	---	---------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定について  
議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定について

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年9月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

一昨日に引き続き、会派代表質問を継続いたします。

次に、熊取公明党を代表して、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）おはようございます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、熊取公明党を代表いたしまして主要施策の成果、また決算に関しまして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1項目めは防災についてです。

9月1日は防災の日、そして本日は東日本大震災、2011年3月11日より9年6か月になります。被災地では復興住宅や宅地造成の進捗率が100%に近づいているようではありますが、いまだ全国に4万3,000人余りの避難者がおられます。自然災害も相次ぎ、どこが被災地になるか分からない昨今であります。命を守る備えとして防災・減災に力を入れていくことが重要かと思えます。

そこで、まず1点目ですが、昨年は防災元年と位置づけ、防災基金を創設し、また、地域防災力の向上を図るために防災士育成研修を行い、90名の防災士が誕生したとのことでございます。その成果と今後のフォローアップについてお聞かせください。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、防災についての1点目、防災士育成の成果と今後のフォローアップについて答弁いたします。

防災元年事業の一環としまして昨年度に実施いたしました防災士育成研修につきましては、地域の防災リーダーを育成し地域防災力のさらなる向上を図るため、資格取得に係る費用の全額を町が負担して実施した取組で、各区・自治会の自主防災組織や防災ボランティア、民生委員児童委員を中心に100名の方が受講され、そのうち90名が資格取得されたところで、これに消防団から資格取得された10名の方を合わせますと、100名の防災士を育成できたものでございます。

このことを含め、現時点における成果といたしましては、南海トラフ巨大地震など災害発生のおそれが高まっている状況において、できるだけ短期間で効率的に地域防災力を引き上げるための人材を育成する必要があるところ、この研修において、専門家による要点を押さえた講義と、試験という関門の存在が知識の習得に大きな効果を上げたものと考えられ、地域防災力の向上を担っていただく地域の防災リーダー候補者として各地域に育成・確保することができ、町全体の防災力の底上げにつながられたものと考えております。

今後のフォローアップにつきましては、防災士資格を取得された方々の知識や技能の水準を維持することを目的として、防災士向けの講演会や研修会について、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ開催に向けて準備を進めていくとともに、防災士を認証登録する日本防災士機構が開催するシンポジウム、公開講座などのほか、防災士によるNPO法人日本防災士会が防災士向けの各種訓練や講演会への講師派遣を行っており、これらの活用も検討してまいります。このほか、地域における活動実績や他団体の事例などを検証しながら、本町の実情に沿ったフォローアップの在り方を研究し、資格取得された方が地域の自主防災活動においてご活躍できるように、しっかりと支援を行ってまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。熊取町がそういった研修費を公費で助成してたくさん、100名の方の防災士が誕生したことは本当に素晴らしいことでありまして、他自治体の方からも他地域の方からも、熊取町はすごいなというふうに言ってくださっております。また、その中で、今後はその誕生した防災士をしっかりと、地域の中で培った防災士としての知識、そういった研修を受けたものをどう生かしていくかということが大切でありまして、防災力をしっかりと発揮していただきたいわけなんです、それを町としてもしっかりと指導していくというか、やっけないといけないと思うんです、そのスキルアップに向けて。

それで今、日本防災士会からのシンポジウムや訓練等、そういったこともお話がありましたが、今回誕生した防災士が特定非営利活動法人日本防災士会に何人加入されたかご存じでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）防災士会への登録人数は、申し訳ございません、ちょっと今私の手元にデータがございません。熊取町に防災士資格者としての人数としては今160人いるということでございまして、この辺のフォローについては随時行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 160というのは町内ですか。

（「そうです」の声あり）

10番（渡辺豊子君） 分かりました。せっかく100人誕生されたので、その方たちも、日本防災士会の存在もしっかりと町のほうは紹介していただいているのでしょうか。それぞれが防災士同士で交流し、そういった連携をしながらスキルアップに向けて取り組んでいこうと思ったら、そういった会も利用していくことも大切で、町としてもそういった会の存在をしっかり防災士に紹介し、そういったところについてもつなげていくことも必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） ご指摘の点については重要なことだと認識しております。

日本防災士会に所属されております元消防でいらっしゃる栗飯原さんのほうからも、つい先日お見えになって、防災士と町との防災に関する取組についていろんな貴重なご提案もいただいたところでございまして、我々今、いろんなシンポジウム等々のお話を答弁で申し上げましたけれども、自主防災組織並びに防災士の皆さんとの連携というものは大事なことだと考えておりますので、こういったところは前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。今、コロナ禍でございますので、先ほどの答弁の中でもそういった状況の中でできることをとということでしたが、今、コロナ禍の中で取り組んでいかなければならないのは避難所運営ですよ。そういった状態も踏まえながら避難所をどう運営していくかということの訓練も必要かと思うんですが、そういった訓練につきましても、防災士に入っただいて、受入れ側として町と同じ立場で取り組んでいただかないといけないと思うんです。その辺のことはお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 後ほどのご質問の答弁の中でも触れさせていただくんですけども、今後、避難所運営に当たって校区別の避難所マニュアルの作成を予定しているわけなんです。こういったところに町と学校と地域住民が関わって会議を行う中においては、我々、防災士の方々の把握、当然名簿もありますので、その地域の方々、防災士の方々の参画を促して、そういった知識・技術については反映をできるだけしていただけるように心がけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 小学校ごとの避難所運営になるかと思っておりますので、小学校ごとに、防災士も入っただいて実質訓練に取り組んでいく体制を今からしっかり考えていただき、講習とかそういったことだけではなくて、そういった訓練はすぐできるかと思っておりますので、取り組んでいただきたいと思います。

その中で、スキルアップもあるんですが、日本防災士会の中で大阪支部はあるんですが、泉州地域だけでも泉州支部というのがあって、元消防長の栗飯原さんは大阪支部の代表やったんですが、こちらの泉州のほうの支部にも所属しておられまして、今回、泉州支部の総会のほうにも、私もこの1月に防災士の資格を取らせていただいたんですが、総会に参加させていただいたときに、今回誕生した町の防災士の中で1人だけ日本防災士会に加入された方がおられて、総会にも参加されておられたんです。やっぱりそういった方がたくさん入って意見交換し啓発し合うことが、それぞれの他地域の取組状況も分かるかと思っておりますので、そういったことも含めて啓発していただきたいと思います。

次、2点目へいきます。

次に、その研修の中でいただいた情報の中に防災かるたというものがあまして、2点目、泉大津市は、地域の災害や身近な防災を子どもから高齢者までが楽しみながら学習するツールとして防災かるたというものを作成しております。これがその現物です。皆さんのお手元の資料では一覧になったものをつけさせていただいております。新しく誕生した防災士のメンバーで熊取町版防災かるたを作成し、学校や地域で活用してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）2点目の「熊取町版防災かるた」の作成及び学校や地域での活用について答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、泉大津市では平成27年度に自主防災組織や民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会などの方で組織する委員会で防災かるたが作成され、市内の保育所や幼稚園、認定こども園、小・中学校に配付し、かるた遊びを楽しみながら防災意識を高める取組がなされています。

防災士による熊取町版防災かるた作成のご提案は、防災士の方々の知識、アイデアを生かす上で有用な取組の一つであると考えており、子どもをはじめとした住民の皆様への防災意識の高揚策として、また、今後の防災士のフォローアップの一つとして、先進自治体の取組も参考にしながら調査・研究してまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。しっかりとまた研究していただき、取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、泉大津市はWHOが推奨するセーフコミュニティ国際認証都市として手を挙げておられて認証されまして、セーフコミュニティという取組の中で、今回、団体や地域の方や行政、自治会、また消防や警察、医療関係者、PTAや学校関係者、そういった行政機関も含めて皆さんでセーフコミュニティのまち、安全なまちをつくろうということで取り組んでおられて、その中で6つの委員会を立ち上げて、その中の一つの災害安全委員会のメンバーが防災かるたを作られたそうなんです。19名の方で作られたらしいんですけども、その委員会の委員長の方が泉州防災士会のメンバーでありまして、先般、その総会の際に防災かるたを紹介してくださいました。

泉大津市は海側にあり、津波被害がやっぱりありますので、「さ」やったら「さあ逃げろ！95分で津波来る！」と、ここにもつけさせていただいていますが、そういうのとか、「は」は「早よ逃げて！津波来るまで95分！」とかいって、その地域に合うた内容の読み札を作られていて、すごく参考になるなと思ったんです。熊取町は熊取町版で、熊取町はやっぱり土砂災害の地域がありますので、「ハザードマップを知ろう、自分の地域」とか、そういったことを考えて読み札を作ったらいいかなというふうに思うんですが、今も理事が前向きに研究していくと言ってくさったんで、一応100人防災士がいらっしゃいます。1人が1つの言葉を考えればすぐできるんですよ。みんなで取り組んだらなかなかですが、自分が「あ」を担当したら「あ」で読み札を考える。それであれば、100人いたら2種類できるぐらいかと思います。絵札も要りますので、絵は泉大津市は中学生の美術部の生徒に描いていただいたそうなんです。半年ぐらいかかって出来上がったそうなんです。その作成費は泉大津セーフコミュニティ基金を創設して、その中で使ったそうなんです。

そういったことも教えていただき、また泉大津市の危機管理課でこれも借りてきて説明を受けてきたわけなんです。そういったこともまた聞いていただいて、防災士お一人お一人に自分の言葉を考えてということで取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）いろいろとお調べいただき、ご提案ありがとうございます。

もちろんこれは、啓発に関する、あるいは防災士の方々が地域に携わっていただく一つの方策として検討していくと。熊取町としては、もちろんこのかるたも一つ頭に入れながら、いろんな方法について、我々、スマートシティ構想を目指す中においては、そういった方面でも住民の方々に防災の認識を高めてもらう方法はいろいろ考えられる余地もあるんじゃないかということもありまし

て、全てのことをいろいろ見ながら、一番熊取町にとってよりよいものというものを選択していきたいということで、ご理解をよろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 一番、熊取町にとっていいものがないわけなんですけど、せっかく誕生した防災士の連携というものも、その人たちが活動する場も必要なので、こういったかるたを作ったら、自分たちが作ったかるたを持って小・中学校へ行って、また各自治会で防災かるたを防災士が防災訓練の一つとして地域で、自治会で取組を進めていくことが、またそれぞれの地域の防災力を上げていくことになりまして、熊取町の防災士としての防災力向上のためにそれぞれが取り組んでいただける、小さい取組かもしれませんが、みんなの力を引き出せる取組になるかと思ひますので、防災力、防災意識を高めるための、ちょっと逃げ腰にならないで考えていただきたいと思ひます。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 議員の防災士の皆さんの知見、技術、意欲を生かしていただくという点においては私どもも同じ考えでございますので、防災士の皆さんのご意見を広く承りながら、先ほど申し上げたとおり、これも重要な一つの案として検討を進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） よろしくお願ひします。

3点目へいきます。

3点目は、ある調査で、水や食料などの防災用品を備蓄しようと、そういうふうにするのは大体女性だと。女性は全体の約6割に上り、そういった防災意識は高いんですが、実際に防災訓練や防災研修に参加している女性は1割程度しかいないということが調査で分かっていたらいいんです。さらに自主防災組織や町内会の役員の女性の参画も低いというのが現状だそうでございます。

女性の防災分野での人材育成についてどのようにお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 3点目の女性の防災分野での人材育成について答弁申し上げます。

本町では、平成29年度に改定を行いました第2次男女共同参画プランにおいて、防災分野における男女共同参画の推進として自主防災組織への女性の参加や参画を促進することとしており、また、地域防災計画では、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点を踏まえるよう努めることや、復旧事業の推進においてはあらゆる場・組織に女性の参画を促進することが記載されております。さらに、避難行動・避難所運営マニュアルにおいても、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりを目指す観点から、避難所運営委員会には男女ともに参加するとともに、更衣スペースや授乳室等配慮すべきところなど、女性の特別なニーズを捉え、女性自身の視点から避難所運営を実施するために参画を促すとしております。

このように、本町では防災分野における女性参画を積極的に進める考えであり、今後、まずは校區別避難所運営マニュアルを策定するに当たり開催する学校、住民、町の三者会議に住民代表として各校区の女性防災士にご参画いただき、校區別避難所運営マニュアルに女性の視点を十分に反映させたいと考えているところであり、こうした活動の場面を通じて女性防災士の皆様に知識・技術の実践をお願ひし、防災士としてさらなるスキルアップと女性の観点からの地域防災力の向上を図ってまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

そしたらお尋ねしますが、防災会議は今、女性の委員は何割になっているのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 女性の方は7名の委員がいらっしゃるって、割合で申し上げますと17.5%

という状況になってございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 何%、女性を防災会議の委員にするという目標はありますか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 本来、町としましては30%というのが目標にございまして、私どももできるだけ、委員のいわゆる更新に当たっては女性の皆様に入っていくべく考えているところではございますけれども、どうしても防災会議という性格上、各分野におけるいわゆる充て職といいますか、知見を有する方々の枠という形になると、なかなかそこが進めにくいという点はございます。

ただ、それで諦めるわけにはまいりませんので、できるだけそこに女性の方々をご推薦いただくような心がけについては進めてまいりたいということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 男女共同参画のプランの中でそういった女性の参画も書いていただいておりますので、防災会議につきましても30%の目標に向けて、充て職だけではなくて、あらゆる女性の働いている分野がありますので、そういったところに参画してもらえるように今後、お声かけ等をしていっていただきたいと思っております。

今、先ほども防災士が町内で160人いらっしゃるということでしたが、その160人中で女性は何人いらっしゃるのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 160人中、女性の方は18名いらっしゃいます。

あと、先ほどの委員の構成割合、40%の目標比率であったかと思っております。訂正いたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 40%、まだまだかなり頑張ってお願ひしたいと思っております。

160人中18人だと。もう本当に少ないかなというふうに思うんですが、昨年誕生した100人の防災士の中では、女性は何人いらっしゃるんですか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 一旦100名中10名いらっしゃったんですけれども、そのうち町職員としての女性職員が1人いましたので、退職したということで、現状は9名という形になっております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。どちらにしても1割に満たないので、今後、女性防災士を育成する。

泉佐野市は来年、また防災士育成研修の2回目を行うそうなんです、公費で。熊取町としても、次は第2弾として女性防災士育成の研修を検討してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） まずは、昨年度の防災元年として100名誕生した防災士の方々に、いかに町の防災行政、町の住民の皆様の安心・安全のために働いていただくかということに一番力を注ぐべきかなというふうに考えております。

ただ、先ほどからずっと議論させていただいておりますが、住民の啓発という意味、あるいは意欲をどんどん高めて高揚していくという意味でも継続的にやっていくこと、これは一つ検討すべきことでもありましようし、それから、女性に防災分野において積極的に参画いただくという意味でもそこは大事な観点かなということで、この点についてはしっかりと検討してまいりたいと思っております。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 今の数からしてもやっぱり必要やなというふうに感じたかと思っておりますので、しっか

り取組をまた進めていっていただきたいと思います。女性枠としての防災士育成をまた今後取り組んでいただきたいと思います。

そしたら次、4点目へいきます。

4点目は、熊取町が率先して作ってくださった無事ですカード、副町長が前に総合政策部長でおられたときにこれを紹介していただき、取り組んでいただいたんですが、この無事ですカードが自治会の回覧で私たちにも全世帯に配布されて、頂いたわけなんですけれども、この活用についてどれくらい住民が理解されているのかなというところをちょっと危惧しているわけなんです、その辺どのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）4点目の「無事ですカード」の活用について答弁申し上げます。

このカードは、大地震が発生した際に地域にお住まいの方々がお互いの安否を円滑に確認し合うことができるよう、自分の世帯の安否確認が不要である（無事である）こと及び避難が完了していることを表示するためのものがございます。これは、つばさが丘北地区自主防災組織よりいただいたアイデアを参考に町が昨年度作成したもので、町政連絡事務嘱託員連絡会においてご説明の上で配布を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響によりそれがかなわず、やむなく町広報紙6月号に合わせての配布となったものがございます。

カードの具体的な使用方法といたしましては、平常時は玄関などのすぐに出せる場所に保管しておき、震度5弱以上の地震が発生したときには、門扉や玄関ドア周辺などの外から見やすいところにカードを掲げていただくことを想定しておりまして、無事ですカードを自力で掲げることができるか否かによって被災の度合いを周囲に伝えることが可能となるものがございます。これにより、安否確認に当たっては、無事ですカードを掲出していない家屋だけを行えばよいこととなり、近所の方だけでなく、自主防災組織や消防、警察などが行う安否確認や救助活動などの時間短縮が期待されます。また、無事ですカードには、避難する際に慌てて忘れがちな電気・ガス・水道・戸締りを避難者自身でチェックする表示もありますので、2次災害を防ぐ効果もあります。

このように非常に有用なカードとなっており、これまで幾つかの地区で早速、自主防災訓練における安否確認訓練に活用していただいておりますが、今後、住民の皆様の間は無事ですカードがさらに浸透するよう、新型コロナウイルスの状況を見ながら、自主防災組織連絡協議会や自主防災訓練など機会を捉えて啓発に努め、来るべき有事の際にご活用いただけるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）本当に趣旨と取組等は理解させていただいているんですが、それぞれコロナ禍であったので十分な説明もなく回覧で回ってきて、結局それを理解されないまま、新聞と何かの中でもうどこかへ行ってしまっている状態になっていないかなというところをちょっと心配しております、またもう一度説明を自治会でやったときに、えっそんなもらったかなと言う方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うわけなんです。そういったことも心配なので、せっかくなので、その分についてのさらなるお知らせというんですか、使用方法について各自自治会単位でご説明していくしかないかと思うんですが、もう一度、さらに自治会でそういった周知をしていただけるようにまた声かけ等をしていっていただきたいと思います。どうですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）答弁の中でも自主防災組織の訓練等での活用もいただいているということで申し上げますけれども、こういった機会、各自主防災組織においては訓練を積極的にやっていただいておりますので、我々にまずその届けが出てまいります。そのときには、無事ですカードの活用についての周知に努めますとともに、議員がご提案いただきましたさらなる周知についてもしっかりとやってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） またこれ、ないからいただきたいという方がもしあったとすれば、それは可能なんですか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 今も役場の広報等を配布するのに合わせて予備で置いておまして、必要な方にはお渡しさせてもらっていきまして、この辺は適切に必要な方に届けられるように考えてまいりたいと思っております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

今回これは、うちは大丈夫、無事ですよというところで無事を意思表示するものなんですが、反対に、無事ではなくて助けてほしい、私たちは支援が欲しいんですという、そっちの意思表示も大事ですね、そういった方を助けないといけけないので。そういった方を助けるために、去年の9月議会で災害時バンダナについて質問したと思うんですが、そのときには計画的に配備を整備するというふうに言っておられました。その辺どうなっているのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 現状、まだちょっと作製という形には至っておりません。ただ、議会で質疑を頂戴してやり取りさせてもらったことは認識しておりますし、今年も一定の予算をもって防災の備蓄物品等についての拡充という形で予定しておりますので、こういったものの中にしっかりと、必要枚数、どういった方々にこれをご用意してお配りするのかといったような調整も関係部局としっかりとやりながら、今年度はやる方向で検討しておりますところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 前回も各理事会の自主防災訓練のときに、すごく有効的や、そんないいのがあるんだらというのを自治会の方が言っておられたと言っておられましたので、やっぱり耳の不自由な方、目の不自由な方たちにそういったバンダナが手に届くようにしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

では次、2項目めへいきます。

2項目めは認知症施策についてです。

1点目は、徘徊高齢者SOSネットワーク支援事業の取組状況についてお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問の1点目、徘徊高齢者等SOSネットワークの取組状況についてご答弁申し上げます。

徘徊高齢者等SOSネットワークにつきましては、認知症などにより外出後行方不明になってしまった方の特徴などの情報をメールやファクスで協力者・協力機関に一斉発信し、地域で協力して早期に発見する仕組みでございまして、泉佐野市以南の3市3町で共同実施しております。行方不明となった際には、ご家族の意向により、熊取町の協力者・協力機関に加え、共同実施市町の協力機関への配信も行い、場合によっては大阪府を通じ府内他市町村や他都道府県へ広域発見協力、これも要請をしておるところでございます。

現在、徘徊のおそれがあるとして事前登録を行っていただいております方が41名、協力者及び協力機関につきましては本町登録分で132件、3市3町全体では376件となっており、どちらも少しずつ増えてきてございます。今年度はまだ配信に至った事案は発生しておりませんが、昨年度につきましては2件の配信を行ってございます。

大阪府が実施いたしました認知症等高齢者行方不明実態調査結果では、行方不明となった方の発見場所については、町内や自宅近くでの発見、これが半数を超えており、第一発見者は住民の方、

通行人が最多で、その割合は年々増加しております。この調査結果から、協力者・協力機関はもちろんです。認知症高齢者の行動などを理解している身近な方を増やすことが徘徊高齢者等の早期発見につながるものと考えております。

今後はさらに、より身近な町内の事業者や住民に向け、徘徊高齢者等SOSネットワークを含め、認知症についての知識の普及啓発に努め、高齢者がより安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。今、行方不明の案件は今年度はなかったと、今年度というのは元年度のことで、2件あったというのは。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 2件ございましたのは令和元年度の分です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。2件あったというところで、そのネットワークでそういった協力機関からの連絡で効果があった、2件が発見されたというところで理解させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

10番（渡辺豊子君） 分かりました。しっかりとまたそういったところを登録者も……。決算の施策の成果の中によりますと、登録者が35人あったのが今は41人ということで増えてきており、また協力機関も121件あったのが132件ということで増えていって来ていますので、しっかりとまたこの取組は推進していただきたいと思っております。

次、2点目へいきます。

2点目は、徘徊模擬訓練について状況をお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問の2点目、徘徊模擬訓練の状況につきましてご答弁申し上げます。

徘徊模擬訓練は、認知症の方が道に迷っている際、本人の気持ちに配慮した声かけや、できる限り早く安全に保護できるように、いざというときに備え、実際に模擬体験をしながら対応方法などを学ぶことができる訓練となっております。また、この訓練を通して、認知症の正しい理解の普及啓発とともに地域でのつながりを持ってもらうことで、認知症の方やそのご家族を地域全体で支え、見守る地域づくりも目的としてございます。

この訓練を開始いたしました平成27年度は、全地区対象に参加者を募り大規模に実施したことで、80人とたくさんの方にご参加いただきました。そしてその翌年度からは、地域での見守り体制の構築を目的に、順次、各地域ごとに小規模で実施することといたしております。平成28年度は希望が丘老人憩の家周辺で43人、平成29年度はアトム共同保育園周辺で68人、平成30年度は桜が丘老人憩の家周辺で44人、令和元年度は青葉台老人憩の家周辺で37人の方にご参加いただいております。

この徘徊模擬訓練では、まず認知症を正しく理解するため、地域包括支援センターの認知症地域支援推進委員から認知症についての説明を受けていただいた後に、実際にお住まいの地域で訓練を行い、徘徊している方が行くと危険な場所、交通量が多い、あるいは死角になり発見が遅くなりそうなどを中心に参加者全員で確認し、共有できるため、実効性のあるものとなっております。

今後も、認知症の方やそのご家族が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、徘徊模擬訓練をはじめとした認知症施策を展開してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。地区別で開催していただいているということで、認知症サ

ポーターにも参加を要請しておられるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）認知症サポーターの養成講座、こちらのほうも随時実施いたしておりますが、そちらの方への声かけということも同時にこれは随時させていただいておりますし、また、今後もその辺はできる限りしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。サポーターにもやっぱり声をかけていただき、参加していただくことが大切かと思しますので、お願いします。

次へいきます。

3点目は、皆様もご存じかと思いますが、2007年、愛知県で認知症の方が徘徊中に線路内に立ち入り、電車にはねられ死亡する事故がありました。そして、電車を止めてしまったことから、ご遺族の方が鉄道会社から多額の損害賠償を求められました。そういった事案や、また、日常生活において認知症高齢者の方が他人にけがをさせたり他人の物を壊してしまった場合、その責任を賠償する保険、認知症高齢者等個人賠償責任保険というものがあります。認知症の方やそのご家族が安心して生活することができる環境整備として、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施している自治体が増えてきております。つまり、自治体が保険契約者となりまして、その保険料を全額公費で負担するというものでございます。近隣では、昨年より泉佐野市が、本年より貝塚市が実施しております。資料でもつけさせていただきます。

いつも認知症予防につきまして質問させていただいておりますが、今回は、2025年には高齢者の5人に1人は認知症になると言われている中で、予防もしながら実際に現実、認知症になっておられる方のご家族の不安を解消するために、認知症の方やご家族の方へのきめ細やかな対応として、本町も認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施してはいかがかと伺いたしますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の3点目、「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」の実施につきましてご答弁申し上げます。

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業は、平成19年12月に起きた認知症の高齢者が線路に入り込み列車にはねられ、遺族が鉄道会社から高額な損害賠償請求を受け、最高裁まで争われた事件をきっかけとして、認知症の方を自宅で介護している家族の不安や負担の軽減、また認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、一部の自治体では認知症の本人や家族に代わって民間の個人損害賠償保険の契約を行い、事故などが起こった場合の賠償金を補償する制度というのを実施してございます。

この事業を実施している自治体は、令和元年11月時点ではございますが、全国で39自治体となっており、まだまだ少ないのが現状となっております。

本町におきましても、認知症の方やその家族の方が住み慣れた地域でより安心して暮らすためにとても重要であると認識してございますが、実施に当たっては、本来は個人の補償は個人がご負担いただくのが原則でございます。公費で負担することの公平性など一定整理が必要な内容もございますので、先行自治体などに確認を行うとともに国などの動向にも注視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、これからますます高齢化の進展により認知症高齢者の増加が見込まれますので、認知症の方やその家族が安全に安心して暮らすために、地道ではございますが認知症の普及啓発を行い、地域で認知症の方やその家族を地域全体で支え、見守ることができる地域づくりに注力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）徘徊高齢者の保険なんですけれども、一応資料につけさせていただきましたように、泉佐野市と貝塚市は取り組んでおります。いつも周辺の動向を見てとご答えいただけますが、周辺はやっております。隣町はやってきております。その中で、聞きましたら年額の保険料はお一人2,000円程度、お一人1,980円ということで貝塚市が取り組んでいるということを知りました。

この分につきましては、SOSネットワークに入っている、そういった登録の方だけが対象なんです。だから、その登録の推進にもなるというところで貝塚市は始めたそうなんです。

今、熊取町のいきいきくまどり高齢者計画2018を見ますと、先ほども人数が増えていましたが、徘徊高齢者SOSネットワークの認知度が14%だったとここに書いてあるんです。だから、皆さん知らない。だから、認知症のご家族がいてもそのネットワークに登録していない方もいらっしゃる。その方たちの登録を推進するためにも有効やということで貝塚市は取り組んだというふうに聞いております。熊取町も、今これ14%でしたというふうに書いてあるわけなんです。その辺のところも踏まえてもう一度検討すべきかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）非常に我々としても、渡辺議員のおっしゃる中身、本当にこれから進めていかなあかん重要なポイントやというふうに認識はしてございます。ただ、この保険の制度につきましてでございますが、そもそも個人賠償責任保険、こちらのほうが個人の本人だけが対象になっていて最高裁まで争われた、要はご家族の方まで対象にするという保険がほとんどなかったと。それをまずは増やしていきましょと、これが国の認知症施策推進大綱のほうにも書かれております。国としても、やはり保険制度で、そういうことが起こったときにご家族の方の負担も和らげる必要がある、これは国も十分認識しております。ただ、それはあくまでも保険制度の拡充であって、それを公費で賄うというところまでは国のほうもちょっと想定していないようでございます。

申し上げたいのは、おっしゃられるところは非常に我々としても共感するところがございます。SOSネットワークのほうに入るとというのが条件であると。確かに入ること、それをやることによってネットワークの加入者が増えているという実績も聞いてございます。ですので、我々としてもそういうところはあるんですけども、やはりこの制度につきましては二面ございます。社会的にこういうことも負担していきましょよ、だから公費で個人負担の保険料まで賄ってもおかしくないよという考え方もあれば、やっぱりそれはあくまでも個人負担であって、それをこれに限り限定してというのは、なかなかその2つの考え方の整理に少し時間を頂戴したいなというふうに思っておるところでございます。

渡辺議員のほうからおっしゃっていただいたこの中身、我々としても非常に参考になるなというふうに理解しておりますので、お時間を頂戴したいなというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）時間だけがたつことのないようにお願いします。

では、3項目めへいきます。

3項目めは保育についてです。

1点目、昨年、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートいたしました。保育の受皿が不足しないように待機児童ゼロに向けてどのように取り組んだか、また、その成果についてお聞かせください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、保育についての1点目、待機児童ゼロに向けた取組とその成果についてご答弁申し上げます。

保育所への入所希望児童数は、共働き家庭の増加や就労形態の多様化に伴い年々増加傾向にあり、加えて、議員おっしゃいますように昨年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴いましてさらに入所希望児童数が増加する可能性があると思込んでおりましたことから、保育士確保に努めたところ

でございます。

また、昨年の4月1日時点と本年4月1日時点での保育の必要な入所児童数を比較いたしますと、町立保育所が569名から540名と29名の減、逆に民間保育園は331名から354名と23名の増、民間の認定こども園は203名に対して273名と70名の増となっております、町全体で申しますと64名の増となった状況でございます。

この増加児童の受入れにつきましては、主には昨年4月に認定こども園に移行されましたフレンド幼稚園が新たに保育士を確保され、児童の受皿が増えたことがございますが、本町といたしましても、保育士の確保策としまして、町広報紙などを利用した継続的な募集や新聞折り込みでの広告、ハローワークを活用した求人など様々な方法により人材確保に努めた結果、引き続き待機児童ゼロが達成できたものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。本当に、まず保育士の人材確保が必要かと思うんです。

ちょっと時間もありますので、2点目、続いて言います。

保育士の関係で、保育士不足による保育人材の確保対策についてお伺いいたします。

今回、9月広報の中でも保育士を募集しておりましたよね、加配保育士、また午前、午後、延長保育担当ということで。その辺のところ保育士の状況はどうなんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、2点目の保育士不足による人材確保への対策についてということでご答弁申し上げます。

待機児童ゼロに向けた対策といたしましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、非常に保育士の確保が重要でございます。この方策といたしましては、繰り返しになりますが、町広報紙やホームページを通じた継続的な募集、年2回の新聞折り込みの求人広告や求人サイトへの掲載、さらにはハローワーク泉佐野との共催による町立・民間の保育施設合同での面接会や就職相談会の開催など、様々な方法を駆使し、保育士の確保に努めているところでございます。

また、町立保育所で勤務する会計年度任用職員につきましても、今年度からの制度改正に伴い、期末手当や通勤手当の創設、各種休暇制度の充実など待遇の改善も図られており、職場への定着とともに採用への応募の促進にもつながっていくのではないかと考えているところでございます。

なお、先ほど議員がおっしゃいました、この9月にも引き続きずっと募集がされているというところでございます。こちらは、会計年度任用職員はやっぱりどうしても自己都合で年度途中での急遽の退職とかいうことが基本的に、毎月オーバーなんですけれども、ほぼ毎月に近いぐらい発生してしまいますので、やはり継続的に募集をかけておかないと、すぐに採用とはいかなくても、やっぱり募集をかけておいてすぐお声かけできるというような状況も取りたいというふうなことも含めまして、継続的に掲載して募集をかけているという状況ですので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。実際、不足にならないように前もって手を打ってくださっているというところは理解できたんです。

先般、読売新聞の社説にも載っていたんですが、保育士不足、それは本町だけではなくて全国的なものということで、コロナ禍もありますし、保育士不足というのは待機児童ゼロに向けての大きな課題になっているわけなんです。それを解消するためには、ただの賃金アップだけではなくて、清掃など補助的業務を担う人を増やしたり勤務時間を柔軟にしたりして保育士の負担を減らすべきだ、職場環境の改善を進めてほしいというふうに載っていたんですが、そういった面で保育士の負担軽減、保育士不足を解消するためにはそれも必要じゃないかなと一番思うんです。

それで、3点目へいきます。

3点目は、保育士の負担軽減と、また感染症予防として、使用済みおむつの持ち帰りを廃止し、保育所で処分してはどうかと提案いたしますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、保育についての3点目、使用済みオムツの保育所での処分についてご答弁申し上げます。

現在、保育所でのおむつの処分につきましては、一部の民間保育園では保護者の費用負担による布おむつのレンタル制を採用しておりますが、それ以外の保育所等では、民間も含め、各家庭から紙おむつを持参していただき、使用済み後に持ち帰ることとなっております。これは、子どもの排尿や排便の状況を保護者に把握していただくことで、子どもの体調やおむつの卒業に向けた過程を保護者の方に知っていただき、子どもの成長を日々実感していただくことも必要ではないかと考えるものでございます。なお、お持ち帰りいただく際には、排便の状態に応じて厳重に密封するなど、感染症対策にも万全を期してございます。

さて、議員ご質問の保育所での処分につきましては、現場の保育所からは、仮に保育所での一括処分となると、子どもごとに使用枚数や排便等の状況を別途記録しなければならないことや、廃棄物としての一時保管と処分などの作業が新たに発生すること、保育所に一時的にでも使用済みおむつを大量に保管することにより、衛生面で不安が生じることといった声を聞いてございます。

さらには、公費で処分対応を行うとなると、他の民間園での費用負担に対する公平性や、保育所に通っていない子どもとの公平性の観点、加えてこのサービスの対象が一部の保護者に限定されるため、適正な受益者負担を求める必要があることなどの課題が考えられます。

現状といたしましては、対象となる保護者の皆様の受益者負担に対する合意形成の醸成、保育所現場の負担軽減につながる方策について調査研究を行いながら、現場の保育士の意見等や近隣自治体の動向を踏まえ、今後の検討課題としてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今、保育士のほうが負担があるというふうに言っていましたが、実際、お一人お一人、厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインの中では、使用済みのおむつというのは一つ一つ全部ビニール袋に入れて密閉した後、蓋つきの容器で保管するとなっております。そして、1人ずつに名前を書いてそれに保管して、お母さんが来たときにその名前を書いたやつを渡さないといけないというところで、負担が多いというふうに私は聞いております。ですので、全部そのまま、体調の悪い子どもだけ、便が悪かったということだけを取って、子どもたち全てのおむつを個々に保管するのではなくて、体調の悪い、そういう保護者に連絡しなければならない分だけを取って、ほかは全部ごみとして保管しているから、そちらのほうが保育士としての手間は少ないというふうに私のほうは聞いております。

だから、そういったふうには使用済みのおむつを保護者も持ち帰りするのは、夕方お買物をするときに、スーパーに行くときに汚れたおむつも持って買物に行かないといけない。そういったところで、それは園で処分していただけたらやっぱりそういった面で助かるというふうに保護者も言われておりますし、園のほうでごみとしての処分をすることで保育士の負担も軽減されるのではないかなというふうに、また、それぞれのおむつを処分するときに、今感染症、コロナもそうですし、また、ノロもそうですし、ロタウイルス、そういった分もあります。そういった中で全て1人ずつそうやって保育士が手をかけて保管するよりかは、そういった症状のある人、ちょっとおかしいなと思う人の分だけ別に取りっていく、そして後は処分するというふうにするこのほうが負担と衛生面ではいいのではないかなというふうに思っております。

今お持ち帰りしているというのは、布おむつを使っていた昔からのやり方で持って帰っているのが常習化してしまっているのではないかなというふうに思います。それで今、園で処分していった

いるところが、関東のほうが多いんですけども、東京都豊島区、文京区、三鷹市、埼玉県のはうは上尾市、越谷市、蓮田市とかがやっていってござりまして、徐々に園で処分するところが増えてきてござります。

また一度、保育士もそうですが、保育のサービスの向上として保護者の皆様のお声も聞いていただくアンケート等もしていただきたいと思いますので、そのことを要望いたしまして、時間が来ましたので終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、室内の換気のため1、2分休憩いたします。

---

（「11時01分」から「11時03分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会派代表質問を継続いたします。

次に、創生くまとりを代表して、田中圭介議員。

1番（田中圭介君）議長の許しを得ましたので、創生くまとりを代表いたしまして会派代表質問をさせていただきますと思います。

今回、主に大きく2点質問させていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、消防団について何点か質問させていただきたいと思います。

14人の議員の中にも、元分団員、現分団員が合わせて3名おられます。私自身も15年前から10年間消防団に在籍しており、様々な現場への出動や訓練、またポンプ操法大阪大会にも参加させていただき、今となればすごくいい経験をさせていただき、いい思い出となっております。

私の話はさておき、現在、2013年に地域の防災活動の担い手を確保し自発的な消防活動への参加を促進する目的で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、消防団が中心となり地域の自主防災活動などがかなり増加しました。その反面、消防団は現在、団員の減少と平均年齢の上昇が全国的に問題となっております。

戦後200万人いた消防団員も年々減少し、1990年には100万人を切り、2018年4月1日現在では約84万人まで減少し、減少は現在も進行中です。そして平均年齢は少しずつ上昇し、2018年時点での平均年齢は41.2歳となり、消防庁は団員の増加と若者の入団促進を求めています。また、サラリーマン率も7割となっており、昼間は町外や市内などに出動されている団員も多く、昼中出勤率の低さは全国的にも課題となっております。本町においても同様で、後継者不足、入団年齢の高齢化にも直面しつつあります。

近年、大規模災害が多発し、2018年、熊取町にも甚大な被害を出した台風21号の際にも、団員は午後1時に招集がかかり、一番強風時の午後3時時点では停電の中、分団器具庫で待機し、通過後も家に帰ることなく、町内の瓦礫や倒木の撤去作業に出動していました。消防団は、火災現場だけではなく災害現場にも出動し、本町にとってなくてはならない存在であることは間違いありません。

先ほど渡辺議員が泉大津市の防災かるたのお話をされておりましたが、泉大津市は1972年に消防団が1回解体されました。しかし2005年に再結成されるなど、やはりほかの市町村でもなくてはならない存在であります。

そこで、今回、熊取町消防団に関して質問したいと思います。

1点目です。本町のサラリーマン率についてお聞かせください。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、消防団についての1点目、本町消防団員のサラリーマン率について答弁いたします。

消防団員につきましては、本町消防団設置等条例で定数78名と定めており、現在、定数を満たす78名の方が在籍しております。

ご質問の本町消防団員のサラリーマン率につきましては、総務省消防庁の消防防災・震災対策現

況調査の消防団員就業形態状況報告におきまして自営業者31名、被雇用者が47名と報告したところで、被雇用者率、いわゆるサラリーマン率が60.2%となっております。これは、消防庁が公表している平成31年4月1日現在の全国のサラリーマン率73.7%と比べ低い水準となっております。

以上で本町消防団員のサラリーマン率の答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ということは、自営業者率が平均よりも高く、サラリーマン率が低いということですね。分かりました。

次、2点目です。

昼中火災時の団員出動平均人数は何人ぐらいですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ご質問の2点目、昼中火災時の団員出動平均人数について答弁をいたします。

消防団員の出動平均人数につきまして過去3年間の集計で見ますと、昼間の出動が、火災件数10件、延べ人数が415名で、出動平均人数は約41名となっております。一方、夜間における火災出動件数は3件、延べ人数149名、出動平均人数約49名となっており、出動平均人数比較で昼間出動のほうが8名少ない状況となっております。

以上、出動平均人数の答弁といたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）昼間の火災の出動人数が41名ということでよろしいでしょうか、平均が。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）3年間の平均が41名ということです。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）5分団ありますよね。そのうちの41名ということでしたら、約8名ぐらいですか、1分団に対して。僕の記憶ではそこまでの平均出動率がなかなかなかったような記憶があるんですが、これは平均を取って出していたいただいた結果なんだろうが、昼中の出動人数は年々減少していると思います。そして、先ほどサラリーマン率と自営業者率を聞きましたけれども、それもかなり、僕が入団した当時よりかは自営業者も減って、サラリーマン率が多くなっているかと思います。そして自営業者も、町内で仕事をしている、また近隣の市町で仕事をしているとは限りませんので、なかなか昼間の出動率はこれからの問題かなとも思います。そして、長時間の放水となると、経験した方でないとは分かりませんが、肉体的にもかなり厳しく、私自身も三、四時間放水しっ放しの現場は本当にしんどかった思い出があります。

現在、昼中の火災や有事の際に、出動人数は足りないように思われますが、どうお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）先ほど平均41名が出ているという形で申し上げましたけれども、昨年度、令和元年度でいきますと、少ないときで33名、多いときは52名という形で出場、これは昼間ですけども、させていただいております。確かに火災のそれぞれの状況によって、議員おっしゃったように猛烈な大きな火災になれば長時間の消火活動になると、この人数でじゃ賄えているのかということ、非常に厳しい部分もあろうかと思えます。ただ、比較的熊取町においては、78名という定数に対して、後ほどの答弁の中でも触れてまいりますけれども、皆さんの非常に真摯な協力によりまして定数を確保されて、活動においてもしっかりといただけているのかなという印象でございます。

ただ、この定数が正しいのかということについては、これは不断の検証というのが必要かなというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そうですね、確かに33名、少ないときであれば。理事も分かっていると思いますが、1 個の消防車を動かそうと思えば、技官が1人、技官の横に無線を指令する者が1人、筒先は交代を入れても4名から5名は欲しいとなってきたら、班分けでしても3チームぐらいになってしまうと思うんです。その中で、筒先、長時間の火災になるとまた疲労が増していき、そして何を言うてもびしょびしょになるときが多いんですよ。この時期やったら全然大丈夫と思うんですけど、真冬の寒い時期にびしょびしょになりながら活動されている。僕も活動しました。

そういうことで、昼中の出勤人数のアップの一つ、これは僕の勝手な意見なんですけど、今のところメンバー的に団員は旧村のみで構成されていると思いますが、それ以外からの担当地区がありますよね。あの担当地域の中からも入団できるシステムをこれから構築していったらどうかなと思うんですけど、その点どうお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議員ご提案の部分というのは、確かにこれから条例定数に対して、他市町村においてはほとんどがもう定数に満たない状態での消防団活動、運営を行っている中において、本町もいずれ高齢化が進展してくる中で、そういう局面も迎えてくるかと思うんです。そうすると、後ほどの質問でもありますけれども、いろんなところから団員を確保するということは、もちろん視野に入れていくべきことかなと思います。ただ、現状においては旧地区の方に今限定されているというようなお話がありましたけれども、本町においては、町として消防団設置等条例の中でそういうルールを課しているわけではなくて、今まで諸先輩方が消防団を運営してくるに当たって、もともといわゆる自営消防団のようなものから始まっている経過があって、それが営々と続けられている。その中で旧地区の皆さんで限定されているという状況にあります。

それが今、運営が適切にできている状態なので、我々、特に選考される各地元区に対して新興の地区からも入れてくださいみたいなところは、ちょっとまだ今のところはそこまで至っていないんですが、その辺は、非常な苦勞をされながら消防団の人員確保をいただいている地元区とはしっかりと連携を取ってやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）確かに熊取町消防団員の皆さん、かなり頑張ってくれていると思いますが、やはり中には若干幽霊団員と言われる者もいてると聞いております。そういう人を入れて、活動はできない、ただ名前だけ登録しているのじゃなく、旧村以外で自営をされていていつも熊取町にいてる、そういう方にも今後ぜひ入っていただいて、本当の消防活動、また災害活動にご尽力いただけるようなシステムもやはり今のうちにある程度考えておかないと、今は大丈夫ですよ、足りていますよ、何とか頑張っていますよとなっていますけれども、以前よりやはり出勤率が低くなっていると思います。なので、その辺やはりこれからの課題として考えていってもらいたいと思います。

3点目にいきたいと思います。

団員の任期延長についてですが、以前、各分団長は2年に1回で交代してまいりました。数年前から3年で交代に変わり、ここ最近、僕が聞いた話なんですけれど、4年、5年できる方は分団長をしてほしいというふうに聞きましたが、そういう話は実際に出ているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、ご質問の3点目ということで、団員の任期延長について答弁いたします。

消防団員の任用等につきましては消防団設置等条例で定められており、分限や懲戒等の免職となることによる退団は条例に規定されておりますが、任期については定めがありません。団員の任期に係る運用として、過去の消防団幹部団員会議において分団長の任期については2年から3年以上とすることを取り決めた経過がございます。

その他の団員の任期につきましては、消防団員個人の事情に加え、分団ごとの地元区が団員の選出を行っていることから、それぞれの選出の運用が異なっており、こうした地域ごとの事情などを考慮し、各分団の判断により対応していただいているところです。

団員の任期延長につきましては、こうした地域における様々な事情を勘案し、各分団ごとに慎重に判断いただくものと考えているところです。

以上、団員の任期延長についての答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ということは、分団長とか団員の任期延長というのはあくまでも各分団に任せると捉えてもよろしいでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）答弁の中で、分団長の任期について一定、幹部団員会議において運用の取決めというものを2年であったものを3年にしたというのは、議員が今ご指摘されたとおりの経過がございます。これについては、通常分団員とは少し事情が異なる面があるかと思えます。分団ごとの年齢構成であったり、活動に当たって5つの分団について一遍に分団長が代わってしまうとかいうことはやっぱり避ける必要もありましょうし、そういう観点もあって2年を3年に変えたというような事情は、僕は記憶しております。要するに、ちょうど交代のタイミングで2つ以上の分団長が代わってしまうとか、何かそういうところがあって、3年以上というのはそういう経過はあったんですが、これはだから申し上げたとおり、団全体の運用に当たって分団長の交代任期というのは慎重にすべきということ間違いはないというふうに理解しております。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）確かにまとめてお辞めになられたら、また分団長というのは団員とは違う、いろいろな会議にも出たりとか多忙な活動をされていると思うんで、その点は分かるんですが、何が言いたいのかといいますと、4、5年できる方はしてほしいというのを聞いて、全員が全員、いい分団長とは限らず、団員も人間ですので好き嫌いも分団の中でいろいろあると思えます。

私も、入団時に分団長と全く意見が合わず、もう辞めてしまおうと思った時期もありまして、実際、分団長ともめて辞めた団員も何人かおられます。その中、ただ任期だけを長くすればいいというのは、僕は得策ではないと思うんです。やはりそれなりの年数で代わっていくほうが、先ほどから言いましたけれども、いい分団長もおれば、やっぱり人それぞれ合わないというところで、その人がトップで5年もやられたら、ちょっと俺もう辞めるわという方も続出してくると思います。その辺も考えて、3年以上増やすというのは僕自身も、現団員もそうですけれども、ちょっと勘弁してほしいなというところがかなり耳に入ってきますので、行政から指示ができないと思うんですけど、できるだけ今の3年で維持して行ってほしいなと思えますが、どう思われますでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）やっぱりいろいろと消防団員は、危険な現場で活動するに当たって隊の規律の問題ですとか、あるいは地元でいろんな活動をしながら忙しい中、団活動に協力いただいている、そういう事情も踏まえますと、いろんなお考えがあって難しいことがいろいろあるのは我々も認識しております。

議員もご理解いただいたとおり、なかなか町のほうからこうなさいということはある意味難しい面がありまして、ただ、おっしゃっているような事情というのは、我々それを知らんということではなくて、しっかりとよく聞き取りながら、団長と団の幹部の方々とは常に風通しよく、我々も常にコミュニケーションを図っておりますので、その辺は情報を常に共有しながら、何がいいのかというのはそのとき適切に判断することは間違いのないことであります。

3年の話も、先ほど申し上げたいろんな事情によって、3年と切ってしまいますとやっぱりタイミングによってどうしてもこれが難しい分もあるということで、3年を絶対に4年にしてもらおうとか5年にしてもらおうという話ではなくて、団の事情によっては3年以上にもできるというようなお

話であったかというふうに理解しております。その辺は、ちょっと戻りますけれども、適切な、我々にとっては団がしっかりと活動いただけることが一番ですので、そこに何とかそういう関係をつくっていただけるように努力してまいります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら、3年じゃなく、2年でやむなく辞めてもいいという考えですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それは、現状は多分3年以上みたいな形でのルールになっていたかと思うんです。だからそこは、私がここで、いや2年で辞めてもいいという話はちょっと難しい部分であって、現状の取決めは3年というものが一定のルールになって、運用ですけれどもね。何かの条例とか規則とかいうことじゃないですけれども、その当時、各分団長あるいは団幹部が寄って会議の中で取決めなされた内容ではそういうふうになっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）やはり団幹部と分団長とでは年もちよっと離れているということもありまして、なかなかこっちの考えと分団長の考えとではずれがあると聞いております。やはり分団長の言うことを僕としては尊重してもらって、その分団の長なんで、熊取町消防団の団長というのは全体の長であって、各分団の分団長というのは、その意見を聞くだけじゃなく、その意見も重視していただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願い申し上げます。

それでは次、4点目にまいりたいと思います。

学生消防団・役場分団の結団は検討しておられますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ご質問の4点目、学生消防団・役場分団の結団について答弁いたします。

総務省消防庁は、消防団の最大の課題である消防団員数の減少を食い止め、昼夜を問わず火災をはじめ全ての災害や訓練に出場する消防団員の制度を維持するための新たな対応として、機能別団員及び機能別分団など多様化の方策を導入し、学生や自治体職員による消防団活動を認め、必要な団員の確保に苦慮している市町村が実態に応じて選択できることとしております。令和2年4月1日現在、大阪府内でそうした方策を導入している市町村は10団体あり、そのうち、ご質問の学生消防団はなく、役所分団を1団体が結成しております。

本町におきましては、1点目のご質問でお答えしましたとおり、地元区、各種団体が一体となった協力のおかげで消防団員数は条例定数を確保しており、平常時における管轄区域内の巡回パトロールや地域の自主防災組織訓練への参加も含め、精力的に活動いただいております。また、学生の参画につきましては、学生消防団の結団には至らないものの、昨年12月に町内3大学と災害時における連携協力に関する協定を締結したところで、災害発生時には相互に協力し、応急対策を行うこととしております。

以上を踏まえまして、学生消防団・役場分団の結団につきましては、今後における本町消防団員の条例定数の確保状況や消防団の取組状況などを考慮しつつ、府内市町村の動向を注視してまいりますので、ご理解いただきますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ということは、役所分団の検討はしないということではないんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議員もこのご質問の冒頭でいろいろとお調べになったとおり、もともと団員数の確保にすごく各市町は苦勞されていて、それは我々の属する泉南地域においても、ほぼ熊取町以外は確保できておりません。

そういった中で、定数を何とか満たして消防団活動を維持するために、苦肉の策として女性であ

ったり学生、自治体職員を団に入れるという動きにつながってきたものでして、我々も一時期、女性消防団についての動きも検討したことがあったんですけども、そもそも、じゃ消防団のその当時の皆様にそのことについて確認すると、実際、火災の出場をするに当たって女性消防団員が来たときに、なかなか活動についてはちょっと苦慮するなというような意見もあって、そういった動きにつながらなかったということです、一切検討しないということではないんですが、まずは定数についての維持が確保されていて、その消防団そのものの活動を見ながら検討させていただきたいという状況でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）今、旧村で消防団が5分団あると思いますけれど、どこの分団もだんじり祭りをやっている地域ですが、その地域の青年団を見ても、我々の頃と今の青年団の状況でしたら全然比較にならないくらい少なくなっております。その方たちがだんだん上がってきたときに、また新しく分団に入団してくれませんかという、今のところそういうつくりになっていますよね。というところで、だんだん少なくなるのはもう目に見えていると思います。なので、夜間では大体町内にいるんですが、やっぱり昼中の活動がなかなか厳しくなってくるやろうなということで、昼中に活動できる消防団が少ないことから、泉佐野市では役場職員が18名、役所分団として在籍しており、市役所には消防車が2台あります。災害時はほかの消防団員と同様に出勤し、同じ活動をしております。そのことから、本町も役所分団をつくり、役場に消防車を1台ぐらい持っておいてはどうですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）答弁としましては、泉佐野市においては、先ほども申し上げたとおり、条例定数が170ある中で165人ということで満たしていないということもあまして、そういったこともあっての職員による団の結成だと思うんですが、職員による消防団活動というのはかなりいろいろと整理すべき部分も出てまいりますし、車1台もあつたら心強いのは留意しておるんですけども、すぐ横には消防署もあって、熊取町の消防活動においては組合の結成によりましてそういった体制も強化されていること、それらも見ながら、役場のそれを全部排除するというわけではなくて、今後いろいろと見ていく中で必要だなということであれば、それは余地もあるんでしょうけれども、今の時点ではちょっとそこは考えていないです。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そういう時代が来ればちょっと考えて、ぜひともつくっていくようにしていただきたいと思えます。

続きまして、5番目にまいりたいと思えます。

消防団員の報酬、出勤手当、退職金を教えてください。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、ご質問の5点目、消防団員の報酬・出場手当・退職金について答弁いたします。

報酬及び出場手当につきましては、国の地方交付税の算定基準において消防団員報酬等が示されており、これを基本にそれぞれの市町村条例で金額を定めるもので、本町におきましても非常勤特別職職員報酬等条例で規定しております。

まず初めに、報酬のうち団員に係るものについて、国の算定基準では年額3万6,500円に対し本町は5万3,000円、団長分が国、年額8万2,500円に対し本町は11万円と、それぞれ国の算定基準以上の金額を定めております。

次に、出場手当ですが、国の算定基準では火災等の災害に係る出場を想定したもので1回当たり7,000円と示されており、大阪府内の市町村においては1団体を除き国の基準以下となっております。本町では1回当たり2,000円と国基準を下回るものの、火災等出場及び訓練出場はもちろんのこと、消防団員が定期的実施する分団器具庫での車両や資機材の点検にも2,000円を支給してお

り、また、啓蒙活動に対しても1回当たり1,000円を支給することとしております。

また、消防団員の退職金につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令で階級や勤続年数に応じた退職報償金額が定められているところ、本町においては、非常勤消防団員退職報償金条例において、国の基準額に加え、独自に退職時の階級勤続年数分を可算して退職報償金を支給しております。

以上、消防団員の報酬・出場手当・退職金についての答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。そしたら、報酬に関しては総務省消防庁が発表しているよりかなり多くて、出動手当がかなり少ないというふうに捉えられるんですけど、近隣市町で見ましたところ、貝塚市では出動手当が2,700円、泉佐野市では1回2,500円、田尻町では2,200円であったものを、昨年、見直しが全くされていなかったところから、団員減のことも考え2,500円にアップしたそうです。その中、本町は2,000円ということで、出場手当だけを見ましたら他市町よりは低いかと思われます。そして、これは分団によって違いますが、団員所属の自治会から1人4万円の協力金として分団に負担している自治会もあります。

ということで、次にいきたいと思います。

6番目、20年前より報酬、手当などは減額していますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）次に、ご質問の6点目、報酬・手当などの減額について答弁いたします。

消防団員に係る報酬及び手当につきましては、これまで減額はされておりません。ただし、平成18年度の行財政構造改革プランにおいて全庁的に様々な見直しが行われた結果、消防団にあっては消防協力者報償金、いわゆる消防団員家族慰労金として団員1家族につき年額1万2,000円を支給していましたが、翌年の平成19年度から廃止となりました。この取組につきましては、当時におきまして近隣市町村でも実施団体がほかにない状況などを勘案し、報償金の見直しを行い廃止となったところでございます。

以上、報酬・手当などの減額についての答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ということは、行革で家族手当が平成19年度から廃止になったということですね。

昔は消防署がなく、消防団を名誉職でされていた方がほとんどでしたが、現在、時代も変わり、そう重い活動をしている団員も少なく、幽霊団員も徐々に増えているように思われます。休みの日や仕事終わりに年間数十回の時間を割いて操法訓練、規律訓練などに参加し、真夜中でも火災発生時には現場に行き、寒い真冬でも長時間放水活動をし、寝ずにそのまま仕事に行くなどされております。それを知らない町民の方々からは、毎年毎年旅行に行けてええのうなどの皮肉を言われたことがありました。それでも消防団員の方々は、火災、災害時に備え日々訓練活動をしてくれています。

私は以前から、家族手当を行政改革すること自体間違っているように思っています。ただいま分団の収入源であります粗供養も、家族葬が多くなり、かなり減収しております。ぜひ家族手当の復活、出動手当のアップをお願いしたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）先ほど、出動手当が近隣の自治体に比べて低いというような状況のご指摘もありました。ただ、我々いろんな報酬という形で考えたときに、年額の報酬という形でお支払いしている分については各市町にそんなに劣らず、退職金なんかも国基準より相当足して、申し上げたとおり、階級やその所属年数に応じて増額なんかもお支払いしているところであります。

先ほど議員が、消防団員の活動について理解がなくて、日々、夜であつても正月、盆の間であっても、火災があればいち早く駆けつけてというところについて我々も本当に頭が下がる思いでありまして、その辺の活動のアナウンスについては、我々随時どんどんすべきやというのは間違いなく

思っております。

ただ、報酬の家族手当というものを例えばまた起こすことであつたりとか報酬の増額というものについては、ちょっと慎重に、お時間を頂戴して検討させていただきたいということで、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）先ほど、熊取町は分団の数もそろっているということですが、よその市町と同じように、だんだん分団の数も定数に満たないようになってくるかと想像されます。なので、田尻町では見直しをし出動手当アップ、やはりそういうことをしなければ、正直、団に入る若者が少なくなるのは目に見えておると思います。なので、行革で家族手当がなくなったというのは、行革をする場所というか、家族手当を行革してなくすというのは僕からしたら考えられないことで、この災害の多い中、さっきから言うていますが、一番頼りになるのは、本署もそうですけれども、本署はもう本職で仕事をしています。消防団員は仕事を掛け持ちしながらやっております。なので、そこにやはり手当等が一番、お金で解決できるものでもないかもしれませんが、心持ちちょっとあつたものをもう一回復活するように検討していただけないでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）家族手当という形で消防団員の方々に対して報いる方法、それは一つですし、議員からご指摘のあつた手当の増額というのも一つでありますし、私ども、るる消防団活動についてはこれからも堅持していただくべき思いでありまして、自主防災活動なんかにも消防団の協力もいただいております。だから、様々な場面で防災についていろいろ消防団の活動を今後も精力的に行っていただく中で、それに対する手当といえますか、報いるという方法も含めて、家族手当という方法を第一に考えるんじゃないかと、何か消防団員の活動に対して報いるという部分についてはしっかりと考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）よろしく願いいたします。

それでは、7点目、装備・備品は年々増えておりますが、適正な使用方法の説明はしていますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）次に、ご質問の7点目の装備・備品の使用方法の説明について答弁いたします。

消防団の装備等資機材の整備につきましては、東日本大震災の教訓として、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、消防団員の装備や教育訓練の改善等の消防団の活動充実強化が規定され、併せて消防団の装備の基準及び消防団員服制基準も大幅に改正されました。

改正内容として、災害現場での情報収集強化として携帯無線機や無線受令機の充実、大規模災害の対応として救助活動で使用する資機材の整備、消防団員の安全管理のための個人装備品の充実などが示されました。

この法律の制定や基準の改正を受け、本町におきましても平成26年度から順次、消防団員の装備や資機材の整備、また消防自動車の更新を図ったところです。

こうした装備・資機材や車両の更新を行った際には、いざというときに円滑に操作・活動ができるよう各団に対し分団長会議や熊取消防署の協力の下実施する訓練等を通じて計画的に習熟を図っており、大阪府立消防学校で実施されます各種消防団員教育訓練への参加や、今年から新たに実施されます救助用資機材技術講習への参加も予定しているところです。

今後におきましても、住民の安全の確保に資することを目的に、多種多様な訓練に取り組んでいただき、消防団員の装備・備品の習熟度の向上、強化を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）装備、備品をたくさん増やしていただいていることはありがたいと思います。

先日も各分団にチェーンソーが支給されたように聞きましたが、ふだんのサラリーマンの方にチェーンソーをぱっと渡されても、指導されたかと僕、聞いたんですよ。そしたら、されていないと。チェーンソーも備品のうちですけど、やはりちゃんとした使用方法を教えないと、使い方が分からなかったら意味がないと思うんです。その点どうお考えですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議員は実際の分団の団員の方からそういうふうにお聞きになったかと思うんですが、チェーンソーを去年配備したときに恐らく、私も、ちょっとすみません、確認できていないんですが、これまで私が以前おったときには、新たな装備を分団に配るときにはその使い方も併せて説明していた記憶がございます。だから、チェーンソーについての説明がなかったというのは、その部分でより丁寧なところがちょっと抜けていたのか、その団員の方がそのときいらっしやらなかったのか、分団長を通じての情報の共有がそこで何かで滞ったのか、ちょっと確認はいたしますが、いずれにしましても、危険な機材ですのでこれをしっかりと習熟いただくことは大事なことです、そこはしっかりとやりたいと考えます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら、よろしくご指導のほどお願いいたします。

次、8 番目です。

全国的に高齢化・後継者不足が課題になっております。本町もそのような傾向になりつつあると思われませんが、今後、対策はどのように考えていますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）最後に、ご質問の8 点目、高齢化・後継者不足への対応について答弁させていただきます。

国の統計による消防団員の平均年齢は、平成31年4月1日現在41.6歳で、平成30年4月1日現在の41.2歳に比べ0.4歳上昇しており、毎年平均年齢が少しずつ上昇し、高齢化が進んでいる傾向でございます。

一方、本町の現状でございますが、令和2年4月1日現在における平均年齢は41歳であり、大阪府の平均年齢46.99歳を大きく下回り、府内では若いほうから3番目となっております。

しかしながら、今後、本町においても消防団員の高齢化が進んでいくことを念頭に、国の方針や高齢化が進んでいる府内の他の自治体の動向を注視し、団員を選出していただいている地元区とともに事前対策を模索してまいります。

次に、消防団員の後継者不足ですが、本町においては、退団者がいる場合も含め、消防団員の人選が、各分団が地元区の公認団体として認められていることを前提に、地元区役員の協力の下で行われるなど、地域と一丸となって消防団体制を堅持していただき、さらに後継者の確保に取り組んでいただいております。その結果、他の自治体の消防団の大多数が条例定数を満たせない状況の中で、極めて健全な状態を保っているところでございます。

今後においては、国や大阪府の動向を注視しつつ、災害が頻発する中、消防団の皆さんのご負担がますます大きくなることに十分配慮するとともに、より一層の安全で迅速な消防団活動を支え、ひいては住民皆さんの安全・安心の確保につながるよう取り組んでまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）それでは、よろしくお願いいたします。

じゃ、次の2 点目のゆめの森公園について質問させていただきたいと思います。

公園内の管理や整備について、以前、芝が剥げているとか遊具の乗り口に穴ぼこというか、削れて穴みたいになっていたと聞いたんですが、その辺はどうなっていますか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）ご質問の2点目、ゆめの森公園について答弁申し上げます。

永楽ゆめの森公園につきましては、平成27年11月に開園してから約5年が経過しており、平成30年4月からは指定管理者制度による管理を開始、令和元年度には約19万人が来園する緑豊かな公園となっております。

まず、1点目の公園内の管理・整備についてでございますが、公園内の遊具につきましては、国の都市公園における遊具の安全確保における指針に基づき、年1回有資格者により点検を行うとともに、管理者において日常の点検を行っており、各点検時に、異常等があった箇所について修繕等を行っているものでございます。このほか、芝生広場におきましては、芝生の土壌部分に空気を含ませるエアレーションや施肥を毎年実施し維持管理を行う一方で、多くの来園者により状態が悪くなっている部分の張り替え等も併せて行っているところでございます。

また、整備につきましては、現時点での整備計画等はございませんが、今後、遊具等の更新を含め、リニューアル的な整備が必要となることは想定しており、その検討の際には、来園者等へのアンケート実施も含め、様々な方からご意見等をいただきながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）遊具の点検や整備についてはかなりしていただけていると思います。

僕が聞きたいのは、その遊具に乗るときに階段とか何かがあれば、そこを登っていくときに穴ほこが削れて開いていくと前に聞いた記憶があるんですよ。遊具に乗るためのところに、穴がだんだん削れて開いていっているのとかの修繕はされているんですかという

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）すみません、確認させていただきますが、遊具があって、遊具の周りのことをおっしゃっているんですか。

（「そうです、そうです」の声あり）

都市整備部理事（田中耕二君）ここの芝生のところとか、穴がへこんで凸凹みたいな……

（「そうです。その整備です」の声あり）

都市整備部理事（田中耕二君）分かりました。

我々も非常にそこが悩ましい、難しい。基本的には、芝生広場としましては全面芝生になれば一番きれいなんですが、やっぱり雑草が強いということも含めて、ただ、雑草も含めて刈り込んでいくことで、一定子どもたちが転んでも大丈夫なクッションになっていく、刈り込みをしっかりしていくんだと。ただし、場所によっては、例えば今で言うたら管理棟からのちょうど入り口のところとか、遊具がなくても剥げていっているというのがございます。こういったところを今後は、今までちょっとやれていない部分もあるんですけども、一定エリアでカバーできる場所は、やっぱり養生期間みたいなものを設けて、ちょっと立入禁止的なところを数か月しながら養生していきたいなど。

ただ、遊具の周りというのは子どもたちがどうしても使うので、何度張り替えてもなかなか難しい。ここは我々も非常に悩んでおります。ただ、議員おっしゃっているように凸凹は少なくとも土を入れるであるとかしながらなくす形で、子どもたちが転んでもけがをしない、大きなけがにならないような方策というのは指定管理者と一緒に考えていきたいなど。まさに勉強しながらやらせていただきたいというところでございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）分かりました。その点はよろしく願いいたします。

続いての質問にいきたいと思います。

現在の露店の出店業者数と出店料についてご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）続きまして、2点目の現在の出店数と出店料につきましては、現在、2店舗の出店があり、今月以降さらに2店舗が増え、4店舗が出店予定で、さらに2事業者と調整中である旨、指定管理者より報告を受けております。

また、出店料につきましては、月2万円の年間24万円を一括して指定管理者において徴収しているところですが、出店料等につきましても指定管理者と出店者との間で現在調整中でございます。

永楽ゆめの森公園に出店数を増やすことは、公園の魅力増進につながり、併せて利用者等の利便性の向上にもつながることからも必要な仕掛けの一つと考えており、今後も一定数の出店が図られるよう、利用者ニーズも踏まえながら指定管理者と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）今の形は、年間で24万円頂いているということですか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）おっしゃるとおり、24万円を一括徴収するという形で、私、先ほど申し上げた現在調整中というのは、やっぱりこれは出店しにくい部分があるよねというのを指定管理者のほうからもいただいております、平たく言うと単価をもうちょっと下げて、月というような考え方ではなくて1日当たり出店したら幾らなのみたいな形で、もっと弾力的に運用できるような形で考えましようかというのをまさに今、調整しているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）その1日幾らという今、値段が若干決まっているようやったら教えてください。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）まさに今やっているところでございます。月2万円を単純に土日8回利用したとしたら1日2,500円になります。これよりもかなり下回る金額で今検討していると。ただし、あまり増え過ぎても、あそこのエリアというのは6店舗ぐらいが一番標準的な形なので、その辺も見定めながらということはあるのかなと。ただ、1回やってみようかというようなところも含めて検討中というところです。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）出店者側からしたら1回1日幾らでやってくれるほうが、年間24万円なんか払って、多分ほとんどの業者が辞めていっていると思うんで、ぜひ、1日1,000円ぐらいでもいいんじゃないかな、来てくれるんでしたら。それぐらいでも、僕は無料でもええんと違うかなと思っているぐらいなんですけれど、やっぱり来たら5台も6台も店があるほうが来る方も喜んでいただけると思いますので、その点、1日幾らにするか、また分かったら教えていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）議員のおっしゃるところは我々も考えているところです。金額につきましても、先ほど議員ご指摘いただいたところも含めて今やっておるところでございますので、よろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。

これで私の質問を終わりたいと思います。

議長（矢野正憲君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時まで休憩いたします。

---

（「12時01分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、私のほうから令和元年度の主要施策の成果、決算に関する会派代表質問を行わせていただきます。

まず、大きな1点目、令和元年度決算の収支と基金の活用についてであります。令和元年度決算においては、国の方針によるふるさと応援寄附の見直しにより、歳入歳出の総額が大きく縮小しました。その一方で、経常収支比率は1.6ポイント改善し93.1%となりましたが、財政調整基金の取崩し等により実質単年度収支は1億3,000万円余りの赤字となっています。この収支についてどのように評価しておられますか、ご説明願います。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） それでは、令和元年度決算の収支と基金の活用についての質問の1点目、経常収支比率は改善されたものの、財政調整基金の取崩し等により、実質単年度収支は1億3,000万円の赤字となっている、この収支についてどう評価しているかについてご答弁いたします。

令和元年度決算につきましては、ご質問にもありますとおり、実質単年度収支が1億3,040万円のマイナスとなっております。この要因としましては、中央保育所大規模改修工事や町立小学校トイレ洋式化といった投資的経費が増加したこと、また、扶助費をはじめとした社会保障関係経費が増加したこと、そのほか、繰出金が増加したことなどが影響したものでございます。

では、この収支をどう評価しているかでございますが、財政調整基金からの繰入れにより収支バランスを確保した状況でございますが、令和元年度決算につきましては、ご要望等に対して必要な施策を積極的に展開し、成果を上げた結果と考えてございます。

財政運営としましては、恒常的に財源不足を補うような基金繰入れを必要としない均衡した収支を目標とするところでございますので、引き続き、安定した行政サービスを提供できるように、第3次行財政構造改革プランにおいて掲げております持続可能な行財政運営の実現に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁でございます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 冒頭、ふるさと応援寄附の見直しにより歳入歳出の総額が大きく縮小したというふうに発言いたしましたが、熊取町は、これまでの当局の努力にもよりまして、ふるさと応援寄附で多額の基金が蓄えられております。その中から10億円を防災基金に積み立てるというふうなことも行われているわけですが、総体としてそれまでの基金残高に比べて倍近くの70億円を超える大きな基金残高となっているという、そういう状況でございます。

その一方で、ただいまのご説明にもありましたように、令和元年度単年度ということで見れば、投資的経費や扶助費、繰出金の増加等により収支不足が生じて、実質単年度収支は1億3,000万円余りの赤字となったということではあります。経常収支比率のそういう数式による計算と実質単年度収支というのは必ずしもぴつたりとリンクしておりませんので、経常収支比率が改善されても実質単年度収支が赤字になるということは多々起こってくるのかと思っています。

私がこのことを質問のテーマに取り上げたということにつきましては、2番の②の質問にも関連してくるんでありますけれども、今回、財政調整基金が1億3,600万円取崩しということになっております。その一方で前年度の黒字額の2分の1を積み立てる財調積立金が4,900万円ということで、差引き実質単年度収支の若干の赤字もありましたので、それとひっくるめて実質単年度収支が1億3,000万円の赤字ということになったわけではあります。必要な財源を財政調整基金から取り崩すということについては、それはそれで一定、理屈の通ったことではあるんですが、私がちょっと不思議に感じたのは、これまで財政調整基金を1億円を超える額を取り崩すような年には、必ずと言っていいぐらい一方で公共施設整備基金を取り崩しておりました。ところが、令和元年度においては公共施設整備基金を全く取り崩さないで財調のみを大きく取り崩したというような結果となっ

ております。そのことは一体どういう事情によるものなのでしょうか、ご説明願います。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）先ほど投資的事業が比較的に多くなっているということもご答弁させていただいたとおりで、今回の財源不足の一つには、公共施設整備基金で充填するという方法も取れたかと思えます。ただ一方で、熊取町の今、基金残高を見たときに、公共施設整備基金の実質、現金で残っている部分というのがちょっと限られてきているということがまず一つと、あと、今後、公共施設の老朽化で必要となる財源もかなり増えてきているというのも間違いないところであります。それと、財調は全て現金で残っておりますので、今後必要となる一定実施が予定されている事業とのバランスを見たときに、公共施設も一定の額は確保しておくほうが今後の財政運営上もスムーズにいくというような考えの中で、今年度は財政調整基金を取り崩したという状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）大体そういう答弁になるだろうと思っておりましたが、私も決算附属資料等を詳細に見ておきますと、やはり公共施設整備基金がじわじわと減少してきて、なおかつ熊取町の公共施設整備基金の約半分、7億円ほどは結局土地で蓄えられているという部分であって、実質使える部分が7億円ほどしかないという状況の下で、公共施設整備基金が非常に心細くなってきているという状況の下で、公共は取り崩さないで財調で取り崩しておく、そういう判断になったんであるということとはよく理解しております。

そういう状況であれば、公共施設整備基金を活用するというのが本来の在り方だと思うんですが、公共施設整備基金が非常に少なくなっているということであれば、せっかく蓄えられたふるさと応援基金からその一部を公共施設整備基金に組み替えるというふうなことをまずしておいて、そして公共施設整備基金を活用していくと、そういうことが必要かと思うんですが、そういう発想はございませんか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）ふるさと創生基金の設置目的自体が比較的幅広くあって活用できるような立てつけになっているということと、あと、ふるさと創生基金の中には用途をこういう形で使ってくださいという部分もありますので、そのあたりも鑑みた場合、現状、いわゆる町のほうで用途が指定されていない部分で町の魅力あるまちづくりのためにということであれば、場合によっては公共施設の老朽化対策とか新しい施設の部分に充当できる部分もあるかと思えますし、用途が指定されている教育、子育ての分野でも、今後もまた施設に係る費用というのが当然出てきますので、それからダイレクトに取り崩して充当する活用方法もありますので、現時点は今の状態で活用していきたいというようなところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）以前にお聞きしたときと同様の答弁かと思うんですが、せっかく蓄えられたふるさと応援基金を今後どう活用していくか、そしてまた、これから新たに基金をどういうふうを増やしていくか、そういったことも含めて基金活用ということについては戦略的に考えていく必要があるのかなというふうに感じております。

②のところに移りますが、ふるさと応援基金、防災基金といった大きな基金を蓄えております。ふるさと応援基金につきましては、今年度コロナ対策ということで一定の活用も始まっておりますが、さらにふるさと応援基金、防災基金等の積極的活用が望まれるところであります。これまでの基金活用の総括と今後の方針をご説明願います。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）次に、ご質問の2点目、ふるさと応援基金、防災基金等の積

極的活用が望まれる。基金活用の総括と今後の方針を示されたいについてのご質問に答弁いたします。

1点目のご質問の答弁でも述べましたが、必要な施策を積極的に展開しつつ安定した持続可能な行財政運営を図るためには、行政改革の取組が必要不可欠となっております。第3次行財政構造改革プランの取組の一つとして、各基金の有効活用をアクションプログラムに位置づけてございまして、令和元年度の取組実績につきましても先日の議員全員協議会にてご報告させていただきましたが、ふるさと応援基金を老人憩の家耐震補強工事に充当するなど、有効に活用させていただいております。また、今年度は、同じくふるさと応援基金を新型コロナウイルス感染症対策、とりわけ国や大阪府の支援に先駆け、町独自の感染症対策に積極的に活用させていただいております。

一方、新型コロナウイルス禍においては国庫補助金の内示額が一律に減額される事例も生じているところであり、また、今後、町税収入や地方消費税交付金も大幅に減少することも予測され、そのような厳しい財政状況下においてふるさと応援基金はまちづくりを推進するための貴重な財源となりますので、いざというときにも活用してまいりたいと存じます。

そういった背景も踏まえながら、今後も、ふるさと応援基金だけでなく、ご質問にありました防災基金も含め、それぞれの基金の設置目的を踏まえまして住民ニーズや議員の皆様方のご意見もお伺いしながら、政策面、財政運営面で最大の効果につながりますよう適時・適切に対応してまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）一定理解するところではありますが、ふるさと応援基金等につきましては、今年度老人憩の家の改修とか、あるいは新型コロナ対策で一定の活用が始まっております。それはそれで評価するところではあるんですが、ただ、新型コロナの問題はまだ現在も進行中であります。町内の事業者、そしてまた一般の住民の方々も、生活の面において大変ご苦労なさっていることかと思われまます。それにつきましては、熊取町でも第1次、第2次と新型コロナで困っている方々への支援策としての特別なそういう予算を立てて実行しているところではありますけれども、さらなる支援が求められてくると思われまます。そういうときには、思い切って大胆にふるさと応援基金を活用していただきたいというふうに考えております。

そしてまた、先ほども申しましたけれども、公共施設整備基金でありますとか、あるいは産業活性化基金、そして地域福祉基金ももう間もなく底をつくような、そういう状況になってきております。地域福祉基金については今後どうするのか、そこにまたお金を積んで今までと同じような活用をするのか、その辺の判断もまた求められてくると思われまますけれども、現在のふるさと応援基金を他の目的基金に組み替えることもぜひとも積極的に検討していただきたい。

そして、基金については、今現在も引き続きふるさと応援寄附ということで返礼品をいろいろ工夫していただきながら、かつての何十億円というふうな寄附にはとても及ばないですけれども、今も引き続き努力していただいていることかと思うんです。また場合によったら、今あるそういう返礼品で他府県からの寄附を募るような、ああいった寄附以外の形の財源の確保の仕方というのもぜひ積極的に考えていただきたいというふうに考えておりますが、そういう今のふるさと応援寄附とはまた違う形での寄附金の集め方といったことについては、何か考えているところはございますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）寄附金という形でいきますと、現時点でいいますと現行のふるさと応援寄附金制度、この制度は法律が昨年6月に改正されたというところで、昨年までのような好調というわけにはいきませんが、ただ、定められた制度の中でしっかりと工夫をしながら現制度の中で集めていくという、これを基本スタンスに考えてまいりたいというふうに思っております。

その他の寄附金を集める制度として、考えられるものもないことはないんですけれど、ただ、現状では今のふるさと応援制度が熊取町にとっては一番集めやすいというものであるというふうに分

析しておりますので現行の制度、ただ、議員からご指摘のありましたとおり、新たな寄附金を集められるというようなそういった取組も一方では検討しながら、しっかりと寄附金確保、財源確保に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）こういった問題については、随分以前に私もまちづくり基金という形での提案とかいうことを議会の質問の中で取り上げたこともございましたけれども、いろんな自治体でふるさと応援寄附制度が始まる以前からまちづくり基金とか何々基金という形で住民から寄附金を募るといった特定目的のための基金もありますし、まちづくり全般に関しての基金とかいろいろございます。そういうのを頑張っている市町村もあるんですが、いかんせんそういう制度ではなかなか多額の寄附は集まらないと。志のある有志に期待しているというところで、年間集まってもせいぜい百数十万円から二、三百万円とかそんな感じのものであって、そういう何億円というふうな寄附金はなかなか集まらないというのが実態のようではありますが、しかし工夫をすれば、世の中にはお金が眠っているわけですから、その辺はぜひ知恵を働かせていただいて、眠っているお金にはぜひ立ち上がっていただくと、そういう意気込みでいろんな仕掛けを考えていただきたいというふうにお願ひしておきます。

それでは、大きな2点目の豪雨対策についてお尋ねします。

毎年のように日本各地で豪雨災害が発生しており、本町においても万全の備えをしておく必要があると考えます。

そこで、①であります。本町は町域全体が傾斜地であり、河川の規模も小さいため、河川の氾濫による大規模な被害はこれまでございませんでした。しかし近年においては、集中豪雨の際には住吉川、雨山川は短時間で一気に増水するようになり、また浸水被害もあちこちで発生するようになってきました。平成29年10月豪雨、平成30年7月豪雨においては、本町における被害も発生しております。豪雨への備え、対策についてどのように考えておられますか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）それでは、豪雨対策の1点目、住吉川、雨山川の河川改修等について答弁申し上げます。

まず、住吉川では泉佐野市との行政界からつばさが丘の調整池まで、雨山川では泉佐野市との行政界から府道泉佐野打田線の豊穰橋までが、大阪府が管理する二級河川となっております。この二級河川の改修につきましては、下流の佐野川の改修が完了次第事業着手に取り組んでいただけるよう要望を行ってきたところでございますが、現在、大阪府が平成28年5月に策定した河川整備計画に基づき、住吉川では河川流域の熊取大池において余水吐に深さ0.5メートル、幅1メートルの切り欠きを入れることで池の満水位を常に50センチ下げるとともに、住宅開発地における調整池4か所におきまして排水口を小さくすることで、河川への流出量を一時的に減少させる取組を完了したところです。また、維持管理面におきましても、向田橋から万福橋までの区間において、降雨時の増水に対応するため堆積土砂を撤去するなど計画的な維持管理に努めていただいているところであり、引き続き、今年度は河川の現況測量及び地下調整池を含む河川改修に係る基本設計業務に着手予定と聞いております。

さらに、雨山川につきましても、今年度におきまして、前述の住吉川同様、調整池6か所の排水口を小さくすることで河川への流出量を一時的に減少させる取組を進めているところでございます。

今後も、両河川の早期の事業完成ができるよう大阪府への要望、協議等を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）河川改修については泉佐野側の河川改修が終了後ということで、具体的な河川改修というのは熊取町ではまだありますが、それを待つまでの間、ため池と住宅地における調整池の改善といえますか、排水口を小さくするといったような改善の努力を大阪府のほうでやっていた

だいているということのようです。ため池のほうについてちょっと私、今の説明が分かりにくかったので、もう一度ゆっくりご説明願いますか。

議長（矢野正憲君） 田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君） 分かりにくくて申し訳ございません。

いわゆるため池の水が出るところには余水吐といって、2メートル、3メートル、大きさはいろいろあるんですけども、一定、仮に3メートルの取水口みたいなものがあります。満水になってきて、これを越えると水が出ていくような形になっております。一定、どこのため池でもそういう満水になったらその口から水が出ていくようになっておるんです。そのところに、間に切り込みを入れましょうと。幅1メートル、深さ50センチの切り込みを入れて、通常、今までの満水に行く前に水をちょっとずつ出していきたいと思いますというふうなものでございます。

だから、一遍に水が出ていくことがないようにという側面と、満水前に対応できるというような工事をしている。いわゆる流量を一定調整していきましようよというようなことをため池であったり、調整池であったりという形でやっているというところでございます。ちょっと分かりにくくてすみません。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 今のご説明で非常によく分かりました。ため池においても、そして調整池においても水の流れ方を調整するというので、一気に下流に、河川に水があふれないように、そういった工夫をいただいているということで、そういった努力があるということが非常によく分かりました。

そういったことを踏まえた上でお聞きしたいんですが、この間の集中豪雨においては、日本各地において想像もつかないような被害が発生するというふうなことがあるわけなんです。熊取町として、熊取町内においてそういう集中豪雨で被害が発生する可能性のある場所、危険箇所、そういったところについては把握しておられますか。

議長（矢野正憲君） 田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君） 一定、砂防指定河川のうちまだ護岸が一部終わっておらないようなところ、コンクリート護岸です。終わっておらないところであるとか、また急傾斜地になっておるようなところ、これはもちろん、危険と言うと言い過ぎかも知れませんが、一定そういうことを頭に入れておかないといけないということもある、というのが1点と。もちろん、大雨時に我々、河川パトロール、必ず全河川を回りますので、そのときの状況も見ながら、ここの川はやっぱり今まで大丈夫だったけれども注意しないといけないよねとか、この箇所についてははというようなところ、そういうところを把握しているというところでございます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 防災マップでしたか、あの中にあつたんでしたか、土砂災害の警戒区域といったああいったものについては、ああいうのを見ると、いや本当にあそこは危険なんかと思ってしまいうんですが、土砂災害警戒区域として示されている区域というのは、あれはどういった住民にとっては注意が必要になってくるのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君） いわゆる土砂災害警戒区域の中でも、レッドゾーンと言われるところとイエローゾーンと言われるところが2段階ございます。それぞれで少し違うんですけども、もちろん両方とも大雨が降れば危険な状態になるおそれがあるというところでございますので、やはりそこは水量によっては我々のほうも注意しながら、避難の情報というのも含めて提供していく必要があるようなところであることには間違いないかなというところではございます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） そうしますと、土砂災害警戒区域の辺りにお住まいの方々に関しては、ちゃんと周知はされているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）まず、土砂災害の警戒区域については、基本的には大阪府のほうでコンサルタント等にいろんな調査をかけた上で指定しております。その中で、各いわゆる山手のほうのそういう計画区域については、地元区と大阪府とが連携してハザードマップと申しますか、それぞれ地域を歩いたり危険箇所を確認しながら作った経緯もございますし、一定、その地元地域についてはそういうアナウンスをしております。

また、我々が雨が降ったときに災害対策本部で避難所を開設しているのは、熊取町においては主に土砂災害警戒区域があるところについて避難のことに対応するべく、南小学校、東小学校をいつもメインに開設しているのはそういう意味でございますし、そういう対応を取っているということでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。恐らく、ハザードマップなどを作成する時点においては地元の方々も一定の意識があるかと思うんですが、一旦できてしまってから年数がたつと記憶から遠ざかってしまうとか、そういった傾向も表れるかと思っておりますので、せっかくそういったハザードマップ、地図があるのであれば、日常的にそれが周知、啓発されるような努力もお願いしたいというふうに思います。

それと、豪雨対策という点では河川の問題もさることながら、非常に細かい点ではありますが、集中豪雨によって側溝あるいは水路の水があふれるといったことがよく起こっています。そういった側溝についても、落ち葉とかそういったものがたまっておったりしたことが原因であるということもあるかと思っておりますので、側溝や水路についての点検というのはきちんとなされているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）先ほど田中理事のほうからも申し上げましたとおり、道路側溝等についても、降雨前、降雨後にそういった土砂や落ち葉、枯れ木等がたまりやすい場所について事前、事後で点検をして、ちゃんと取り除くというふうな作業は、降雨が予想される時、それと降雨後、それぞれについて行っておるところでございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。側溝等につきましては、落ち葉等がたまっているがゆえに水があふれるという場合もあれば、幾ら掃除をしておっても水があふれるような場所も時々見受けられます。そういう点についてはもっと根本的な改善が必要になってくるかと思うんですが、私のほうで住民の方から相談を受けて、岸和田土木事務所をお願いしている案件もあるんです。なかなか緊急度が低いということで、すぐにはやっていただけないということで、1年たっても何ら現状が変わっていないというふうな箇所もございます。そういう細かい点については今日はここでは申し上げませんが、そういうこともありますので、岸和田土木とも連携しながら側溝、水路の安全対策ということも念頭に置いていただきたいというふうに思います。

②のところに移ります。

関連はしておりますけれども、開発住宅地の雨水対策はどのように講じておられますか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、豪雨対策についての2点目、開発住宅地の雨水対策について答弁申し上げます。

住宅などの開発行為に伴う雨水の処理については、都市計画法において、開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力とするよう整備することが定められております。許可権者である大阪府は、この基準に適合していると認められるときは開発許可をしなければならぬとされていることから、開発許可を受けた住宅地については一定の雨水対策が講じら

れております。

なお、熊取町内での住宅などの開発行為については、熊取町開発指導要綱の規定に基づき、開発区域内の土地の形状、予定建築物の用途並びに降雨量から想定される雨水を支障なく排水できるよう計画し、開発区域外においても上流部の排水区域面積を精査し、排水量を算出し、支障なく排水できるよう計画するなど、雨水などによる被害がないように開発業者に対して指導しており、今後も引き続き指導してまいります。

以上、開発住宅地の雨水対策について答弁申し上げます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）この質問をするに当たって、当然のことながら私、開発指導要綱も改めて熊取町のものをじっくり読ませていただきました。今答弁でおっしゃっていただいたようなことは確かに規定されているんですが、ただ、いかんせん雨水対策ということについては、ある意味で非常にざっくりとした表現であって、効果的な面ではかなり不安な点もございます。特に気になるのは、一定規模の大型開発でありますと、先ほどもお話に出ました調整池を設けることが定められております。戸数的にいうとどれぐらいになるのでしょうか。やっぱり200戸、300戸とか、それぐらいの規模になってきますと調整池が設けられているように思いますが、50戸とかあるいは20戸、30戸、それぐらいの規模のミニ開発になってきますと調整池についての規定もございません。結局、そういう単体で取ってみればミニ開発なんだけれども、ミニ開発が連続して行われているというふうな箇所もございます。ミニ開発とミニ開発が隣同士で連続して行われていると、そういうこともあって、総じて見るとちょっとこれはもうミニ開発の域を超えているなというふうな開発もがございます。ところが、一つ一つの事業はミニ開発として扱われているがために、調整池についての規定もないし、当然のことながら調整池も設けられていないと、そういったことがございます。

じゃ、そういう場合にどうするのかということで、必ずしも調整池のあるなしに直接は関係しないんですけども、現在、全国的な傾向として、そしてまた、何年か前には国土交通省もたしかこういう点についての一定の指導といいますか、何かそういう文書も出しておったように記憶しておりますが、最近では雨水流出抑制という、そういう表現で開発指導要綱にも具体的な規定をしているところが現れてきております、ご存じかと思いますが。

具体的な方法としては、雨水流出抑制というのは道路であれば浸透性のアスファルトを用いるとか、そして個別の住宅に関わる部分であれば雨水浸透ます、浸透ますとって雨水ますのところの地面に水が浸透しやすいような、そういう工夫をした雨水浸透ますでありますとか、あるいは浸透性の側溝、浸透トレンチとか、そういったものを組み合わせて雨水流出抑制をするように開発指導要綱でそれを求めている。あるいは開発指導要綱ではなく、その具体的な規定である技術基準のほうで雨水流出抑制についての規定を設けているとか、そういった自治体も結構現れてきています。そういう点については、熊取町は考えはございませんか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）今、坂上議員ご指摘の流域貯留というか雨水浸透対策による対策ということを求めるかということでございます。すみません、今のところ現状はそのような検討を行っているということにはございませんが、議員のご指摘も踏まえて、今後、開発要綱の見直し等も含めて検討していきたいと考えております。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）このテーマに関しましては、私、たしか平成16年にやはり豪雨対策ということで質問したことがございまして、その当時も雨水流出抑制ということで、そういうテーマで質問しました。そのときに、熊取町では具体的な規定はしていないが、雨水流出抑制に努力していただくよう口頭では指導しているというふうなことを答弁でおっしゃっておられました。実際のところは、なかなかそれは多額の費用も要することで、業者が例えば雨水浸透ますとかそういったものを設置するという事はなかなかできていないというふうな答弁だったんです。

最近では、大阪府下ではまだほとんどないようではありますが、関東とか中部地方とかそういったところで家庭での雨水浸透ますの設置に補助金を出す、そういう自治体も非常にたくさん増えてきております。それは、住宅開発のときにその補助金をうまくリンクさせるのか、その辺はちょっとよく分かりませんが、各家庭で今の雨水ますを雨水浸透ますに切り替えるときとか新たに購入する際には、1基につき幾らとか、そういう補助金を出すような自治体も現れてきております。そういう点も含めてぜひご検討いただきたいというふうにお願いしておきます。

それでは、続きまして大きな3点目の新型コロナ対策に移らせていただきます。

熊取町では緊急事態宣言発令前より本町独自の対策を実施してきましたが、7月以降、新規感染者が大きく増加しています。現時点で感染者の累計が熊取町では26名、そして死亡者も最近1名増えまして現在3名というふうになっておりますが、そういう状況を踏まえて、まず1点目の質問ですが、熊取町と保健所との情報、対策についての連携はどのように行われていますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の3つ目、新型コロナ対策の強化についての1点目、熊取町と保健所との情報、対策についての連携はどのように行われているのかについてご答弁申し上げます。

まず、保健所でございますが、地域保健法第5条に基づき、都道府県、政令都市、中核市等に設置され、主に災害時医療、感染症及び精神保健などの地域保健業務や生活衛生等の営業許可などの業務に携わっております。本町は、管轄の大阪府泉佐野保健所と、日頃から管内3市3町とともに連携を積み重ねているところでございます。

ご質問の新型コロナ対策においては、感染症法や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等対策行動計画により、保健所は発生の状況、動向及び感染者への原因の調査、検体採取、入院措置等に携わり、市町村は、住民や関係機関への啓発に加え、ワクチンが開発され体制が整えば、国が定めた対象に対し順次予防接種業務に携わるものとされております。

本町としましては、住民の方々に正しい情報発信を行い、住民の皆様のご不安を吸い上げ、適切に要望を行うためにも、保健所とは常に連絡調整を図っております。具体的には、休日も含め感染状況の連絡を受け関係各課連絡調整を行い、関係者への状況報告、ホームページへのアップなどを遅滞なく実施しております。さらに、検査状況、医療状況、災害時のコロナ感染症への対応についても、保健所へ直接出向き、幾度も相談しながら検討しております。また、8月3日開催の第21回熊取町新型コロナウイルス対策本部会議におきましては、オブザーバーとして保健所長に参加いただき、現状と課題を直接報告いただき、意見交換もしたところでございます。

さらに、保健所や医師会と連携を図るべく、本町をはじめ管内市町村担当者とともに定期的な会議に参加し、意見交換を重ねてきております。

今後とも、保健所との連携を深め、それぞれが法に基づく役割を持ちながら新型コロナ対策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）詳しくご説明いただきましたが、行政としての熊取町、そして医療機関、泉佐野泉南医師会、保健所という構図の中で、熊取町が果たしている役割というのは主には住民への啓発という部分なんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）現時点においては、住民の皆様方への情報発信というのが主な役割となっております。また、先ほど答弁で申し上げましたとおり、ワクチンが開発されればそのワクチンのいわゆる予防接種業務、これは市町村の役割となつてございますので、そちらについては我々市町村が受け持つ、そういった役割分担となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）恐らく泉佐野保健所においても多忙を極めていると思われるんですが、熊取町が泉佐野保健所から、熊取町としてこれをやっていただきたいというふうに具体的に支援を求められているということはございますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）保健所のほうから直接という要望事項は、特にはございません。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）人づてに聞いたところでは、かつて、あれはSARSのときだったでしょうか、あるいは以前の新型インフルエンザのときだったか、熊取町の保健師が泉佐野保健所のほうに応援に行ったというふうなことをお聞きしたことがあるんですが、現在のところはそういうことは行われていないということですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）保健所ではなく、それを統括する大阪府のほうから、そういったもし可能であればという話は来てございますが、正直申しまして、本町において今時点、本町のコロナ対策、もうこれで精いっぱいございまして、保健所のほうに応援を出すという、そういう状況にはないというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そういう点については、泉佐野保健所から直接ではなく大阪府のほうから打診があったけれども、現在のところは応援に人を出す状況にはないということによろしいんですか。はい、分かりました。

全国的にも、そして大阪府においても保健所の機能強化ということが求められていると思うのですが、現実のところは、現時点において大阪府下の保健所の機能強化という点では何らかの手だて、対策は取られているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは大阪府のほうから報告を受けているところでございますけれども、やはりご指摘のとおり、保健所のほうはもう本当に休日返上で昼夜問わず、そういった対応に追われてございます。そういったことで、大阪府の本庁のほうにおいて保健所での人員体制、それを応援する応援対策班というようなものが設置され、そしてどうしても回らないような場合にはそこからの応援があるというような、そういう応援体制が組まれておるといふふうに聞いてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）応援対策班を設けてそこから必要なところに派遣すると、そういう体制が取られつつあるということのようですが、恐らく、まだまだそういう体制も不十分ではないかというふうに感じます。ぜひ、熊取町としてもそういう点での働きかけをお願いしたいと思います。

2点目に移りますが、町内の介護施設や病院等への支援策、これまでに講じてこられたと思います。これまでの支援策についてご説明願います。また、さらなる支援策をどう考えておられますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の2点目、町内の介護施設や病院等への支援策はどのように講じてきたか、さらなる支援策はどうかについてご答弁申し上げます。

7月下旬より府内においても、9月1日現在で高齢者・障がい者施設や医療機関において25件の感染クラスターが発生しており、大阪府では研修や支援金支給などの感染予防徹底に向けた支援に併せて、クラスター発生に際し、早期スクリーニング検査の実施、院内感染対策チームの派遣など、早期の終息に向け感染状況や施設の特性に応じた支援を実施してきております。

本町においても、感染予防の徹底を目的に、町内の介護事業所や障がい者事業所、医療機関に対

し、国及び府からの補助制度や感染症予防対策の周知啓発、マスクや手指消毒液、微酸性電解水の配付に努めてまいりました。また、感染者発生時には、事業所等の身近な相談先として相談に応じながら、マスクや防護服等の不足物品の配付を想定しております。

ご質問のさらなる支援策につきましては、国及び府は、クラスターが発生した施設等では症状の有無にかかわらず全職員に対し一斉・定期的な検査実施を今後の方針として検討しております。また、職員が自宅待機を余儀なくされ、サービス提供にも支障が生じる事態も想定されることから、事業継続のための支援体制の構築も検討されており、このような国及び府の動向を見据えながら本町の取組についても検討してまいりたいと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）熊取町内においても当初、町内の医療機関で、クラスターとまではいきませんでしたけれども一定患者が発生して、2名の方が亡くなられるというふうなこともございました。今後、また町内の医療機関あるいは介護施設で感染者が多数発生するということが生じる可能性は極めて大であるかと思えます。万全の体制を取っていく必要があると思えますが、これまで消毒薬、消毒液やマスクの配付等を行ってきたということではありますけれども、そういう点では、それをさらにまた必要に応じて配付するというのも考えておられますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それにつきましては、先ほどご答弁の中でもございましたとおり、相談に応じて随時実施してきてございます。今回の病院での発生に対しましても、一定枚数のマスク、それから検査に必要な、いわゆるなかなか入手困難になってございますけれども防護服、そういったものも供給をさせていただいたところでございます。まずはお問合せいただき、そしてこちらから問合せして、今どういった支援が必要なのか、その辺のところの情報交換、それを今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

時間がございませんので次の質問に移りますが、PCR検査等について本町としての考えはどうかという点であります。これについては江川議員のほうからもまとまった質問がございましたので、割愛してもいいぐらいのところではあるんですが、要約して本町としての考え、答弁を用意されているかと思しますので、お願いいたします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、割愛するというご指摘でございますので、そしたら締めのところだけご案内させていただくというところで、検査体制の拡充につきましては国や府が主導で行われ、市町村だけで対策を講じることは難しく、国・府に対して体制拡充の要望を行ってまいります。また、保健所や医師会主催のコロナ対策検討会への参画、医師会熊取班主催の検討会においても、町内の検体採取に協力する医療機関の拡充に向けて、現状と課題を共有しながら共に検討してまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。これについては江川議員に対する答弁でかなり詳しいこともおっしゃっていただいておりますので、その点については時間の関係もあり、再質問はもう控えておきます。

4点目の本町独自の困きゆう事業者給付金の申請期限が延長されたことは評価しております。商工会への支援強化も含め、様々な手法を組み合わせる町内事業所への継続支援が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の4点目、町内事業者への継続支援について答弁申し上げます。

浦川議員の一般質問に対する答弁と重複いたしますが、現在、本町では、事業者向け支援策として困きゅう事業者特別給付金制度を創設し、国の持続化給付金や府の休業要請支援金、休業要請外支援金の対象とならなかった事業者に対して8月3日より受付を開始したところでございます。想定を大幅に上回る申請件数であったため、8月末までとしていた申請期間を国の持続化給付金の申請期間を考慮し、令和3年2月15日まで延長させていただいたところでございます。

様々な手法を組み合わせる継続支援ということでございますが、財源が伴う支援につきまして、現在行っております当該困きゅう事業者特別給付金での支援に注力させていただき、その他の支援につきましては商工会と緊密に連携して事業者の現状把握に努め、真に支援を必要としている事業者に対するより効果的な支援策につきまして、今後の国や府の支援の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。ぜひとも第3弾の継続支援もお願いしたいというところなんですけど、1点だけあと付け加えて質問しておきたいんです。

商工会と連携しながらというところであったわけなんですけど、恐らく熊取町の窓口においても商工会におきましても、様々な申請に関する相談も含め相談、問合せが殺到しているかと思うのです。商工会においては予算も限られておりますので、商工会は商工会として独自に相談体制を充実させるということは困難かと思うのですが、そういう点、町としての支援策は何か考えておられますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）商工会につきましては、今回のコロナ禍に対する相談というだけではなくて、常日頃、通常業務として商業者に対する相談受付業務というものがございます。そちらに対して町から補助金を一定出させていただいておるところでございます。そこに対しましての今回のコロナ禍に対して上乗せをするというところは、今現在考えてございません。

実際、コロナ禍での殺到するというところでございますが、直近のデータで7月末から、本町の給付金の件も踏まえまして商工会に問合せが実際入っておるのが、この3か月ほどで47件というようところでございます。職員5名で対応させていただいておるところですが、追加で職員を雇用してというようところまでは至っていないというふうに聞いてございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）町のほうでつかんでいる範囲では、現在の商工会の事務スタッフで何とか対応できる範囲だと、新たに人を雇うほどではないということのようですが、今後またどういうふうに移移するか分かりませんので、その辺は商工会と緊密に連携を取りながら、必要に応じて、どうしても大変だと思われる場合にはそういう相談体制に対する支援策も財政的な支援もぜひ考えていただきたいということを申し上げます、私からの会派代表質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、室内の換気のため1、2分休憩いたします。

---

（「14時02分」から「14時05分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会派代表者質問を継続いたします。

次に、未来を代表して、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして会派代表質問をさせていただきます。

1点目、転入定住促進についてということで、K P Iのことです。

まず、1点目、転入定住促進特設サイトのアクセス数の減少の原因と今後の改善策についてご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）転入定住促進についての質問の1点目、転入定住促進特設サイトのアクセス数の減少の原因と今後の改善策について答弁申し上げます。

まず、転入・定住促進特設サイトのアクセス数減少の原因につきましては、町ホームページのトップページへのアクセス数自体が減少していることや特設サイトの更新頻度が少ないことから複数回アクセスする方が減少していること、また、町ホームページに掲載している全体の情報量の増加に伴い、転入・定住特設サイトのバナーが見づらくなっている可能性があることなどが原因ではないかと考えております。

次に、今後の改善策といたしましては、後ほどの2点目のご質問で詳しく答弁いたしますが、町ホームページそのものを見やすく、分かりやすく、さらに検索しやすくりニューアルしていく予定でございます。加えて、これまで取り組んでまいりました「ほほえみ 子育て 熊取町！」などの既存媒体によるイベントでの周知活動はもとより、今年度、株式会社FunMakeと行政テーマ型協働事業として実施いたしますYouTube養成講座を活用した住民主体のプロモーション展開により、熊取町の知名度の向上を図りながら、「子育てしやすい教育のまちくまとり」のブランドメッセージを発信し続けることで、熊取町に対し関心を持っていただき、一人でも多くの方に特設サイトをご覧いただけるよう取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）簡単に言うと、見にくいところにあるから来られていないですよということやと思うんですけども、僕もそう思いますし、ぜひその辺を改善していただきたいところなんですけれども、まず熊取町の転入・定住の特設サイトに来るのに、どういったキーワードで検索すれば上位のほうに出てくるかというのをご存じですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）すみません、よく存じ上げておりません。申し訳ございません。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）今日の朝、グーグルトレンドでキーワードで検索したら、1週間ぐらい何件検索されていますかというようなグーグルのサービスなんですけれども、「熊取町 子育て」で検索をグーグルトレンドでしたら、直近1年でここに表示するデータはありませんというような表示やったんです。要は、僕らが知り得るデータはないんです。サイトでカウントするようなシステムをそこに付けていないとカウントできない。グーグルの検索エンジンで検索されている人はほぼいないというような結果になっているんです。要はそこが一番の原因やと思うんです。「熊取町 子育て」と検索している人がいないからここに、それでも3,000件表示されているというのは、それで評価していいかどうかというところはありますけれども、そこが一番原因やと思います。

次に、グーグルトレンドのサービスで「熊取町」で検索したら、見てみると、この1週間で42件、直近で一番検索されているのが4月19日から25日で、ここで100件です。何でここで結構検索数が上がっているのかなということを考えてみると、多分、コロナで感染者が出たからいろんな人が検索したんじゃないかなということが予想されるんですけども、コロナ前後で熊取町というキーワードでは検索数は上がっているので、結局、熊取町の転入・定住促進で検索してほしい人とは関係なく熊取町というところで検索されているんです。

なので、このKPIで、今後の取組方法でページの更新とかというのを書いています。それも必要やと思うんですけども、もっといろんな人にアクセスしやすいような媒体でアピールしていくということが必要やと思うんです。令和2年度に入ってから取り組んでいる施策は何かございませんでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今年度の予定なんです、ご存じのとおり、コロナ禍の中において幾つか予定していたものが中止になってきておまして、8月、10月、11月ということでプロモーション活動を予定していた分、パナソニックセンターへの広報活動であるとか宅建フェアへの参加であるとか、そういったところも予定していたんですけども、いずれも中止という形になっております。ですので、答弁で申し上げたとおり、Y o u T u b e r 養成講座のほうで今後講座の予定がございまして、そうしたところが今後の予定という形では主なものになってこようかと思えます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それもしていただくことは重要なと思いますけれども、特設サイトの重要業績評価指標、K P I を達成するためだけのことを考えれば、特設サイトのP V を上げなあかんわけですね。ページビュー、毎日見に来てくれる人。だから、例えばこれは予算がかかる話ですけども、キーワードを買って、要は検索したら上のほうに出てくる広告みたいな欄を一定期間お金をかけて買ってからページビューを上げていけば、その後、そのキーワードで検索したら熊取町の子育て特設サイトは上位に来ていると思うんで、これよりも6,000ぐらいやったら余裕で超えてくると思うんです。ただ、6,000を稼ぐためにそれだけの予算を投じるかというのは考えていただいたらいいと思うんですけども、もっとほかのS N S を有効に使っていただいてするほうが、人員も苦しい中ではあると思うんですけども、有効な手段はあると思うんです。

行政でほかのS N S でといたらフェイスブックをやっていると思うんですけども、フェイスブックをじゃ活用しようと思っても、ターゲット層の年齢ではないんですよ。フェイスブックは世界中で多分一番使われているS N S サービスかなと思いますけれども、日本ではアクティブユーザーは減っているし、そのアクティブユーザーの人も40代から50代の人なので、25歳から39歳ぐらいまでのアクティブユーザーでいうとインスタグラムとかが有効なS N S のサービスかなと思われまます。そういった方にうまく熊取町がリーチしていくためには、ほかのツイッターなりインスタグラムなり、フェイスブックでもいいですけども、そういったものをもっと更新頻度をがんがん上げてやっていく必要があると思います。令和2年度、3年度とかで今後そういった取組をされていく考えはございますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）おっしゃるとおりだと思います。その辺は重く捉まえて検討していきたいと思うんです。

ただ、ここで一部紹介させていただきたいんですけども、転入・定住促進という意味で熊取町に越してきていただくという意味で一番入り口となる窓口と申しますか、不動産業界がかなり影響が大きいと思うんですけども、その中で、S U U M O をご存じかと思うんです。不動産の住宅情報サイトですけども、そのこのほうで、これは8月の末にテレビ報道があったんです。大阪府において大阪市の24区、堺市の7区、それからそれ以外の市町村を合わせて72団体ある中で熊取町の検索ランキングが5番であったということで、おっしゃるとおり、特設サイトについて我々、ちょっとアプローチ、アナウンスというものが少し力不足の部分がございますけれども、熊取町が今まで取り組んできた転入・定住促進策というものは一定、皆さんの発信力をもって訴えかけられているからこそ、この検索につながっているのかなというふうな一部評価はいただけたらなというふうに思うところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）先ほど課長からフェイスブックの件、ちょっと持たされましたので答弁させていただきます。

3年前、平成29年9月の本会議でフェイスブックについてのご質問、ご要望をいただきました。

その際に、そのときのフォロワー数が444人ということで、非常に低調であったということで当時の貝口部長が答弁申し上げているんですが、今日現在でフォロワー数が515ということで、約60名ぐらい3年間で上がっているというような、これはこの3年間の成果というのかどうなんでしょうか、ちょっと寂しいと思うんですけども、というふうな状況になっております。

一方、今、広報公聴課内部なんですけれども、10月から広報紙のほうがりニューアルすると。新たな要はリニューアルをして発信していく媒体が一つ加わります。次の大きな質問でホームページについてのご質問もいただいておりますので、またそのときにその件については答弁させていただきますが、それらと含めまして、フェイスブック、F Bについてもちょっと改善、その当時、貝口部長のほうもしっかりと前向きに検討していくという答弁もさせていただいているようでございますので、このタイミングに合わせてフェイスブックにつきましても課内のほうでやっていこうぜと課員も申しております。取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。ぜひ頑張って、そういういろんな複合的な要因はあるでしょうけれども、せっかくK P Iでこの数値を決めてやっておられるので、ぜひともこの数値目標は何としても超えるというような意気込みでやっていただかないと、いろいろな絡みがあってこういうものを決めているかと思えますけれども、せっかく数値目標を持ってやっているわけですから、目標は達成する、それよりも何倍も超えていくというような意気込みでやっていただきたいと思えます。

では次、②番です。25歳から39歳までの転入者数の未達成の原因と今後の改善策をご答弁お願いします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）2点目、25歳から39歳までの転入者数の未達成の原因と今後の改善策について答弁申し上げます。

まず、25歳から39歳までの転入者数の未達成の原因につきましては、日本全体における生産年齢人口の減少が大きく影響しているものと考えております。加えて、25歳から39歳までの世代の人口の東京一極集中が進んでいること、そして、それに伴い大阪府における同世代の社会増減が転出超過傾向にあることなどが原因であると考えております。

一方、このような状況下ではありますが、本町における令和元年度の25歳から39歳までの社会増減数に着目しますと17人の転入超過であり、また、25歳から39歳の階層にターゲットを絞った比較ではございませんが、岸和田市以南8自治体における全人口に対する対前年度の減少率、減少人口ともに本町は最少となるなど、一定の成果が見て取れる状況でございます。

次に、今後の改善策としましては、充実した子育て・教育施策に基づくブランドメッセージ、「ほほえみ 子育て 熊取町!」の継続的な発信や、若者世代をターゲットとしている情報誌及びPR動画「熊取ものがたり」の幅広い発信など、効果的なプロモーションの継続がまずは基本であると考えております。その基本姿勢に加えて、第4次総合計画で掲げる参加意欲の高い住民を増加させ、行政と住民が一体となったプロモーションの基盤構築を目標に新たな取組として進めております先述のY o u T u b e r養成講座のほか、様々な分野でその知名度や発信力に期待するくまどり親善大使によるPRなど、さらなる効果的なプロモーションに取り組み、ご質問の25歳から39歳のさらなる転入者の増加につなげてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）今は転入超過になっているということです。その辺は何かしらの事業で成果が出てきたからそうなっているんですけども、今は一旦この数字のところで質問させていただきます。

要は、転入・定住施策でもいっぱいいろんな事業をやっているから、どれが効果が出ていてどれがいまいち投資に対して効果が出ていないかというのがよく出てきていないと思うんですよ、数字が。要は、先ほどの特設サイトのP Vの数にしても、頑張っていないから3,000になりましたと言

ったらそれまでなんですけれども、だんだん減ってきているんで。そこは数値目標を立てているんやから、一旦達成してみても検証しないと駄目ですし、去年までの転入者数も目標にいかなかったというのも、これもK P Iを設定しているんですからなぜだろうというところを検証しないと駄目なので、もうちょっとK P Iを設定したことに対しては、真剣にやっておられると思うんですけども、目標をきっちり達成していただいて、検証がうまくできていないと思うんです。検証できていないからトライ・アンド・エラーもできないし、ずるずる続けていってしまうという、特設サイトなんかそうやと思うんです。何年もやっていてずるずる、P Vが減っていつているのにまだ更新していません、じゃやっぱり投資に対する利益が得られていないので、せっかく設定したK P Iを有効に使えていないなという感じがします。

それで、③なんですけれども、子育てママに焦点を当てと事業概要に書いているんです。その事業に対して町内大学生の住民登録者数は、この事業においてK P Iとして設定する数値としてふさわしいかどうか、ご答弁お願いします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、3点目のご質問、町内大学生の住民登録者率をK P Iとして設定することの妥当性についてですが、平成27年度に第1期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した際の当初の考え方としまして、学生に住民登録を促すことで熊取町に対する愛着心が芽生え、将来熊取町へ戻ってきてもらえるのではないかと期待や、住基人口の増加を見込んでK P Iの設定を行いました。そして具体的な取組としまして、様々な機会を通じ、学生に対して住民登録をしていただくよう周知するとともに、住民登録した学生に特典を付与する活動を行ってまいりました。しかしながら、学生にとっては特段メリットを感じてもらえず、また、その手続の煩雑さからも実績は芳しくなく、まち・ひと・しごと推進会議委員からもK P Iの項目から削除すべきとのご指摘をいただいた経過がございます。

したがって、議員ご指摘のとおり、転入・定住促進のK P Iとしては適当ではないと判断し、令和元年度に策定しました第2期総合戦略においてはK P Iの指標として採用しておりません。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）よろしく申し上げます。

転入・定住政策で効果を上げていくのに、特設サイトをもっとちゃんと整備していったほうがいいと思うんです。日本中の人に対して、あるだけで勝手に見ていってくれるツールなので、そこはぜひ、よりよく整備していただいて、もっと使われるサービスにしていただきたいと思います。

そこで、ちょっと一つP Vを上げていくためのアイデアとして提案したいと思うんですけども、今住んでいただいている子育て世代の方々に、その特設サイトに口コミです。要はネットショッピングでもレビュー、あれは絶対見る方が多いと思うんですよ。そのお店はちゃんと物を送ってくれるんかとか梱包は丁寧なのかとか、その商品を使ってよかったよみたいな口コミを書いてくれると思うんですけども、熊取町も、住んでもらっている人にそういう特設サイトにレビューを書いてもらう。今の現状、熊取町はそこがいいのか、中には悪い評価もあるでしょうけれども、それはそれで改善していったらいい点やと思うので、それもありがたい評価やと思います。そういった口コミできるコーナーをつくらせていただくのも一つの手やと思います。

その口コミを書いてもらうのに、やっぱりただではそういう口コミも集まらないと思いますので、何か、じゃ書こうかと思うような特典、今年はインフルエンザの予防接種は子どもたちは無料で受けられると思いますけれども、来年度以降そういったものを特典にするとか、お金は何かしらかかるとは思いますけれども、そういう情報を集めるのにそういった口コミ、レビューですね。書いてもらうなり、そうやってページの更新頻度をもっと上げていく、インスタグラムとかツイッターなり何なり使っていくという方法を取っていくほうが、そのほかの近隣でそうやって「熊取ものがた

り」みたいなものを配ったりとかというよりも、より多くの人に見てもらえると思います。その辺はもっと改良の余地があると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、大きい2番のホームページ管理事業についてです。

1つ目、行政の情報発信ツールとして十分に機能していますか、ご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、ホームページ管理事業に関するご質問について答弁申し上げます。

1点目の情報発信ツールとして十分に機能しているかというご質問でございますが、現行の町ホームページのシステムは平成23年3月に開設したもので、以降、随時改良を重ねながら現在に至るまで、広報紙と並ぶ2大情報発信ツールとして積極的な情報発信に活用してまいりました。

具体的には、情報検索機能の充実として、子育てやお悔やみなどのライフシーンごとにページを集約した暮らしのガイドの新設、また、特に発信したい情報や関心の高い内容については緊急・災害情報や重要なお知らせ欄を設けて掲載し、さらにトップページの上部に画像を掲載するフォトニュース欄を設けるほか、1点目のご質問の転入・定住促進特設サイトや新型コロナウイルス感染症関連などテーマごとにバナーを設け、その関連記事を見つけやすいように適宜改良しております。

また、インターネットサービスとして各種申込フォームを設置するほか、各種申請書のダウンロードも可能にしております。

加えて、昨今のスマートフォンの普及に合わせてスマートフォン専用サイトも開設するなど、一定の標準的な機能を設けており、特に昨今の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況など即座にお伝えしたい情報に対しても、インターネットの特性を生かすなど、その都度改良を加えながら、必要な情報を得やすいツールとなるよう努めているところでございます。

そのような中、情報発信ツールとして十分に機能しているかというご質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、その時々ニーズに応じ、随時可能な限りの改良を加え、住民の皆様が必要な情報を得やすいよう努めてまいりましたが、次のご質問にありますとおり、必要な情報を見つけづらいというお声も複数いただいております。約10年が経過しようとしています現行のシステムでは一定の限界を感じており、抜本的な改良の必要性があるものと考えているところでございます。

以上、1点目の答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ちょっと話が出たんで、じゃ2つ目、見つけたい情報が見つけづらいと感じるが、今後の改善予定はという答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、2点目の今後の改善予定について答弁申し上げます。

現行のホームページは、先ほど申しましたとおり、運用開始後、その都度情報を整理の上、改良を加えてまいりました。しかし、経年により情報量が年々増加し、その結果、トップページのメニューが増え、必要なページに到達するまでの階層が深くなり、複数回展開していく必要があることから見つけづらいものと認識しており、これは本町のみならず、旧型のシステムを使用している企業や団体共通の課題であると考えております。

そこで、現行のシステムが運用開始後約10年が経過しようとしていることから、今後のシステム保守対応の限界など物理的な課題解決や、より見やすく、より必要な情報が見つけやすいホームページを目指すために、本年12月定例会において債務負担行為を設定させていただきまして、令和3年度中に新システムに更新できるよう、町制施行70周年事業の一環として事業着手してまいりたいと考えております。

新システムの制度設計におきましては、まずは既存の情報を整理するとともに、必要な情報をすぐに検索できるよう検索機能を改良いたします。さらに、ホームページとLINEなどのSNSを連携させたプッシュ型の情報発信機能を付加するなど、日進月歩する最新システムのメリットを最

大限に活用し、スマートシティ熊取にふさわしい情報発信ツールとして、先行して来月10月よりリニューアルします広報くまとりとともに、見やすく、必要な情報を見つけやすい情報発信ツールにリニューアルしてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）改良してくださるとのことなので、確かに見にくいですね、今。何かキーワードを入れて検索しても、もう記事のないページにいつてしまったりとか、そもそも記事が出てき過ぎて自分の欲しい情報がどれか分からないみたいな、一番上に出てこないということが多々あると思うんです。そこはちゃんと情報を整理していただいて、その人が必要な情報とか資料をすぐダウンロードできるようにすれば、役場に電話がかかってくることも少なくなると思うんです。要は皆さんがやっている業務、時間の要る業務がそれに集中してできることにもなると思いますので、ぜひその辺は整理していただいて、使いやすいシステムを導入していただきたいなと思います。

今ちょっとLINEの話が出たんですけども、LINEは僕、今、公式LINEに登録させていただいたんです。知っているからこんな議員とかもさせていただいているので登録させていただいたんですけども、先日も野津理事のほうから忠岡町の数よりは超えたいよねというようなお話もありました。熊取町の人口に対して800ぐらいいったとしても、それもどうなのみたいな数なんです。それに登録してもらおう方策とかというのは考えておられますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）LINEのほうですけども、本日現在で411名ということで、忠岡町の750にはまだこれからというところで、開設した時期がまた違いますので、うちの場合は8月後半ということですので、またこれからどんどん増やしていきたいというところで頑張っていきたいというふうに思っております。

まずはLINEを増やす方策として今考えておりますのが、リニューアルします10月号広報、これにはもうもちろん目立つページのところにカラーでもって、要は情報発信すると。あわせて、各施設のほうにチラシを今作っております、このチラシも非常に、今来ていただいている広報で編集デザイナーのほうで編集していただいて、今のところ非常にデザイン性のある、目を引くデザインになっておりますが、このチラシを、町の主要施設はもちろんなんですけれども、民間のほうにも協力いただきまして、町内のコンビニであったりとか銀行であったりとかそういったところにも配架して行って、とにかく一人でも多くの友達登録をしていただきまして、一定今、課内では目標はまずは2,000を目指そうぜということで頑張るんですけども、その目標数を目指して取り組んでまいりたいと思います。また議員各位におかれまして、知人、友人等々にしっかりと宣伝していただけたらありがたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ぜひ頑張ってくださいなんです。

行政あるあるなんですけれど、いい制度があつていいシステムを入れていてもみんな知らないみたいな、熊取町も、さっきの子育ての話じゃないですけども、子育てブランドでずっとやってきて、でも実際に住んでいる人はずっとそのサービスを受けていて、ほかのところと比べて今いいのかどうかみたいな、それが普通になり過ぎて分かっていないみたいなこともあるんです。行政は発信してなさ過ぎるし、チラシを配ったらみんな登録してくれるでしょうということのも、一定層はいるんですけど、行政の情報を取りに行くということがそもそも少ないので、何か要は自分に得がないと、みんな自分で動かないですね、必要なときだけホームページ見に行けるんやったらそれでいいやみたいな。でも行政としては、LINEに登録してくれて個人が分かってとか年代が分かったほうがパーソナルな情報をその人個人に発信できると思うので、ぜひその辺は頑張ってください、今までどおりチラシを配りました、ここに何枚チラシ置いていますというようなものだけではなくて、そういった行政あるあるで、制度がありますよ、やっていますじゃなくて、本当に使わ

れる制度に、システムにしていっていただきたいなと思います。

ぜひその辺は期待してLINEの友達登録者数は追っていききたいなと思いますので、2,000と言わず、熊取町民4万4,000人いるので、4万人を目指してぜひ全員登録してくれるように頑張っていってほしいなと思います。

それでは、私の代表質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより3時まで休憩いたします。

---

（「14時38分」から「15時00分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、熊愛を代表して、文野議員。

7番（文野慎治君）それでは、会派代表質問最後です。3日間質問が続いておりまして、ご苦労さんです。最後になりますので、よろしくお願いします。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策の件と、それと重要業績評価指標（KPI）の中から2点、質問項目で挙げさせていただいております。よろしくお願いいたします。

まず、1点目、新型コロナウイルス感染症対策と熊取町の役割についてということで質問をさせていただきます。

日本での新型コロナウイルスの感染拡大は、今年1月に第1波が始まり2月に急増、政府の指示があり、町は早くも3月初めに一斉休校と公共施設の利用中止を実施しました。感染拡大の下で国は緊急事態宣言を4月7日に発し、国民、町民は社会経済の低迷と住民福祉の危機に直面しました。その後、感染拡大は抑制され、5月25日に解除いたしました。次の感染拡大の備えが不十分な状況で7月初旬には漸増、7月中旬に急増、GoToキャンペーンが始まった7月下旬と8月上旬に激増しました。全国的に連日感染者数が1,000名を超え、東京や大阪など多数の都道府県が最多記録を更新、感染症の専門家、医師や多くの都道府県知事が危機感を強め、全国に緊張と不安が高まりました。これを第2波とする見解もございます。

国際的な感染制圧の実践に学び、世田谷モデルや長崎モデルなど、PCR行政検査拡充による感染者の早期発見と保護、治療を拡充しています。8月7日、ようやく厚生労働省がPCR検査拡充の方針を表明し、詳細は別途通知するとの事務連絡を発しました。しかし、PCR検査と感染症の保護、治療の拡充は今なお不十分であり、特に行政検査は遅れています。

この秋、9月から11月、冬、12月から2月、例年のインフルエンザとコロナの第2波、第3波との複合による感染の激増と医療体制崩壊の懸念が今、大きくなっています。10月までにいつでも誰でも何度でも無料でPCR検査等を可能にすることは、住民福祉の向上を目的とする自治体の優先課題であると考えます。そこで、熊取町としてPCR行政検査についての見解と今後の取組をまずお聞きしたいと思います。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の1つ目、新型コロナウイルス感染症対策と熊取町の役割についての1点目の熊取町としてPCR行政検査についての見解と、今後の取り組みについてご答弁申し上げます。

現在実施されておりますPCR行政検査につきましては、新型コロナウイルス感染症における重点的な対策の一つに検査体制の拡充が掲げられており、帰国者・接触者外来や保健所が中心であったPCR検査体制も、国における機器購入補助制度や鼻咽頭ぬぐい液に比べ検体採取時の感染リスクが低い唾液での検査も可能となったことを受けて、保健所を介さず検体採取を行う医療機関が徐々に増えてきております。

このように、検査体制の充実につきましては国や府が主導で行われ、市町村だけで対策を講じる

ことは難しい状況ではございますが、大阪府泉佐野保健所や泉佐野泉南医師会が主催の会議に管内市町村担当者も参画し、共に検査体制の拡充に向けての検討を重ねてきております。現在、泉佐野泉南医師会では大阪府と集合契約を締結する方向で準備を進めており、検体採取を自院で実施する医療機関もさらに増える見込みでございます。また、医療機関から直接患者の紹介を受けて検査を行う地域外来・検査センターも保健所管内に9月初旬頃に1か所設置される予定で、加えて検討中の医療機関もあると聞いてございます。

本町におきましても、今冬の新型コロナウイルス感染症の流行に備え、医師会、町内病院、保健所、町担当をメンバーとした医師会熊取班主催の検討会が開催されたところでございます。今後も、この検討会を通しまして町内検査体制の拡充に向け検討してまいります。

また、ご承知のとおり、感染症との戦いは国、府、保健所レベルでの広域での抑え込みが重要であり、その趣旨からも国、府、市町村での役割分担がなされておるところでございます。市町村は、住民の方々への正しい情報提供での啓発を行うことが中心となります。また、その啓発にとどまらず、ご指摘のとおり、検査体制の拡充等について住民の方々のご不安を吸い上げ、しっかりと要望を上げるとともに関係機関との連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）今のご答弁の中で、ほかの問題は今回、江川議員や坂上巳生男議員と重なった点もあるので、医師会との関係とかいうやつはお答えの中に前もあったんですけど、いま一つ、新しい内容で、医療体制で地域外来を泉南地域に1か所つくる見通しがあるわけですね。それはどこにできるんですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）実はこの箇所を設定される予定なんでございますが、いわゆる風評被害の関係であったり、また、その医療機関の他の医療、診察、そういったことに混乱を生じるおそれがございますので、非公開になってございます。ただ、恐らくご想像のところだというふうに考えていただいたら結構かと思えます。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）1か所でも、今までの話ではもう全くゼロ回答的な、医師会のところに熊取班として入って情報収集で、もう基礎自治体、市とか町は啓発なんやと。それともう一つ、先ほどお二人の答えで出ていたのは、インフルエンザみたいにワクチン投与とかそうなってくると、自治体、我々の熊取町としての出番やということがあったんですけども、そしたら、そういう6月議会の中で重光議員のほうからも質問があったんですが、もう全くあのときはコロナ対策で休業とか学校休みとか、そういう形は熊取町というのは徹底してやったけれども、一番住民の皆さんが不安であったコロナ対策としてどうするのよといったときのお答えとしたら、やはり府が、保健所がというお答えしかなかったんですよ。だから、あのときの質問の趣旨は、町として能動的に何ができるんやと、どう考えているのという答えが欲しかったんですが、全くその時点ではちょっと残念な、擦れ違いな答弁で終わっていたんです。

先ほど、今までの経過を思い出す意味で述べていたんですけども、年明けから大変なこういう状況になってきて、第1波、第2波、そして次の質問にも書いているんですが、やはりコロナの特徴として熱が出てくると。その発症の経過がインフルエンザと本当によく似ているということで、インフルエンザの感染時期がもう寒くなると来るわけですから、そういった意味で、インフルエンザの対策として今回でも補正予算が出ているように、65歳以上の方1,000円負担というのを公費でやるとか若年層の方にもやっていくとか、そういうことでインフルエンザの感染を例年よりも能動的に町として抑えるんだという姿勢は実は分かっていたんです。今の一つの答えとして、そういう状況の中でそういう発生が出てワクチンが開発されて、そうやってきたら熊取町の出番やねんなど

いうことはよく分かりました。

ただ、厚生労働省のほう、国が9月4日に新たなコロナ相談あるいは受診方法を全く今までと転換するという新聞報道が9月5日の朝刊に出ました。今までやったら、とにかく病院に行っても駄目なんですよ。保健所や帰国者外来に電話して、とにかく保健所のまず指示に従ってということで、電話がつながれへんとかいろんな問題が出てきたわけなんです。今回、発熱などの症状が出て新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合、早ければ10月以降、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談した上で受診することが基本になる。厚生労働省は4日、こういう方針を発表したと。保健所が開設する相談センターに相談して医療機関を紹介してもらって現状の仕組みから転換する。過去に指摘されてきた診断までの目詰まりの解消やインフルエンザとの同時流行に備え、より受診しやすくする狙いがあると、こういうことが報道でもされたし、新聞でも活字になったわけなんです。

これをぱっと見たときに、それこそ町内の医療機関、病院もあるし診療所もあるし、俗に言う個人の町民の方がかかりつけ医というような医院に行かれていますよね。風邪を引いたん違うやろかといういつも行っているところの病院でも、こういう同じような発熱があったときに、今までやったら電話で相談したら、うちへ来んといてと、保健所へまず行って、そこでそういう外来のところの府が開設した電話へ電話して指示に従ってくださいということをそれぞれのドクターはおっしゃっていたのが、今回、1面でこんな大きな記事で出たんで、質問なんですけれども、これが出た後、例えば町内の診療所の先生から問合せとか、そんなことはなかったでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご指摘の新聞報道等について、直接、町のほうにこういうことをしなさい、どうしなさいという国・府を通じての通知というのは来てございません。ただ、医療機関のほうには、医師会等を通じてそういった情報は恐らく流れているんだろうなというふうに思っております。

同日付ではございますが、9月4日に医師会の役員の方と保健所、それから町内病院、町内の診療所の方々にお集まりをいただきまして、検討会、準備会というのを立ち上げさせていただいております。そちらのほうでいろいろと話し合いを進めさせていただいております。大阪府と医師会とが集合契約を結ぶという方向で話が進んでおります。これはもう既にお二人のご答弁の中でも申し上げたとおりなんですけれども、その集合契約を通して町内の複数の診療所の方が我意に感じて手を挙げていただいて、自院において検体採取をするというところに名乗りを上げていただいております。ですので、それが進み出しますと、まさに議員ご指摘のかかりつけ医のほうで診療、診察していただいて、必要に応じて医師が必要と判断した場合にはその場で検体採取まで至るというようなことが、もう近々に進んでくるのではないかとこのように思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ただ、経験上心配するのは、例えば第1波のときにいろいろあったと思うんです。

外国航路の船のあれが一番象徴的なんです、とにかく検査体制が、乗船の方以外のあちこちで広がってくる中でPCR検査を受けたくてもなかなかできないということと実は同じことなんです。その批判が強まったときに、安倍総理はある時期に大見えを切りましたよね。1日2万件ぐらい可能なことはできるんやと言いました。ところが現実、この第2波の真ただ中、ちょっと終息かなという今になっても、PCR検査というのは全然前へ進んでいないわけなんです。

それと同じことが、実は厚生労働省の9月4日の発表というのは、今までは保健所とかそういうことで目詰まりになったから、それやったらかかりつけ医とかあるやんかと。それと今おっしゃるように医師会と集合契約を結んで医院の人に手を挙げてもらおうかと、その医院の人のドクターとしての使命感をもって、こういう制度をつくったら全部この指止まれで集合契約に入ってくれるやろという、国の厚生労働省の役人や政治家が決めていく状況と、実はえっと思う状況、今、部長の

答弁でいみじくもあったように、診療外来ができるけれども、そこは風評被害とかそんなことの関係で未公表ですというのが現実やし、この間いろんな新聞報道やテレビのニュース特番なんかを見ると、一生懸命自らの個人の大きな病院であっても患者さんを好意的に受け入れて、看護師やもうみんなが本当に不眠不休でそのために働いて頑張っている病院が、経営難になっているんですよ。これが風評被害なんですよ。

だから、そういう方あるいはそういう病院施設の、そうあったけれども、あとこういう財政的な支援をしますよとかそういうことがない中で、コロナウイルスは待ってくれへんから、その中で今度は、保健所機能が今でも数が減った中で日常業務がいっぱいいっぱいの中に第1波のコロナを任せ切って、それやったら広げよう、この身近な病院に電話してくださいという形はそういう道を取ったか知らんけれども、果たして府と医師会で集合契約をする相手方として、その医院が、それこそ大病院の経営規模があってももう潰れるか分かれへんというところもいろいろ特集で見ました。個人でやってはる、我々がお世話になっている地域のかかりつけ医の院長のすごい医者としての思いで手を挙げてくれて、しかし風評被害で、あそこでこういう患者が出たかも分からんとか、これがコロナがないときやったら、発熱でインフルエンザの患者さんはどんどん来てということで、注射打つてもろうたり、後の指導をしていただいたり薬を出していただいたりしていたわけなんですよ。そこに、地域に今度はコロナの部分が、国のほうでちゃんとしたバックアップもない中で、保健所でやらんでもかかりつけ医、地元の自分の知っている先生に相談できますよということをつくったのが、よかったなと思う反面、すごく不安なんです。

だから、熊取町のあるお医者さんがこれを見て、実際どうしたらええんよというような相談がなかったかなということで今ちょっと聞いたんやけれど、そういう部分は皆さん方も、特に部長は健康福祉部やからその責任者として、あるいは町長は全体のあれとして、国がこういうことを決めたいけれども、ただ、医師会と府と集合契約を結んで、これに沿ったかかりつけ医を登録してもろうて、そこに初診ですよ、そういうことを任すということについて、行政マンとしての不安はないですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）9月4日報道の分、すみません、詳細はまだ全て把握してございませんので詳しくはお答えもなかなかしづらいですけれども、今、医師会のほうで総会とかも開かれて、その中でしっかりと新型コロナウイルス対策のことを議題として議論していただいております。その中で、やはりまずは診察をして、それがコロナの感染症なのかどうか医師としての判断がそれぞれ出てくる。その中で、コロナの感染症であるということを確認診断するために必要なのがPCR検査やと。これはご存じのとおりでございます。その検体を採取するというのがかかりつけ医の段階でのお仕事ということで、その検体を採取してそれを実際に分析、検査するのは、それぞれ大きな医療機関であったり民間の検査機関であったり、そちらのほうに出すというような話になるかと思えます。

それぞれでそれぞれの役割を担って、そして、この冬はやはりインフルエンザもそうですし、コロナの分もまたそれなりの数が出てくるというふうに想像されています。それに向かって医師会全員で力を合わせて頑張っていくというような話を聞かせていただいて、その会議でそういうことを言うていただいているのを聞かせていただいて、私も非常に心強く思ったところでございます。

コロナの関係に対しては、国あるいは府のほうも、例えば検査そのものをする資機材を購入するに当たっての補助制度があったり、あるいはコロナの患者を診察あるいは入院している、そういった医療機関に対しての補助制度というのも国・府を通じて今もう既に立ち上げられております。そういったことで、多少なりとも一定の支援体制というものもつくられておるんやというような今の状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）この報道によると、これは朝日新聞なんですけれど、それを受けてあるクリニックに取材をすると、それを受けようと思ったら患者の動線を変えていかなあかんと。船のあれでもありましたやんか。だから、そういう意味合いでやっぱりそれなりの投資があったり、そういうことがあるんですよ。そやから、これはもう健康福祉部だけの話ではなくて、やっぱりそうやってやっていただく例えば個人の開業のお医者であったり熊取町で病院としてあるようなところであったり、そういったことの手を挙げていただいて、よし、うちで診ようと、患者の心配を近くでちょっとでもという思いでやってくれるようなところに、そのときはすぐにそういう補助とかお手伝いというのはなかなかできへんか分かれへんけれども、やはりそういう中でそれぞれがその持ち場でその職業の方のモラルというのがあるから、それに対して我々国民、住民は感謝をした上で、公費を投入してでもそういうことに手を挙げていただくことについてきっちりやってあげるといふ、そうなったときには企画をしてそういうのをやっていくということをぜひ考えていただけたらなというふうに今思っています。

それと、僕、インフルエンザとよく似ているという状況があるんで、熊取町の今までのインフルエンザだけでこの期間というのはどれだけ患者がおったんかということが知りたくて、直近3年間のインフルエンザ感染者の患者数あるいは学級閉鎖の実態、治癒の経過ということで2番目に質問として出しているんですけど、お答えいただけますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の1つ目、新型コロナウイルス感染症対策と熊取町の役割についての2点目の直近3年間のインフルエンザ感染の患者数、学級閉鎖の実態、治癒の経過はどうかについてご答弁申し上げます。

まず、インフルエンザ感染の患者数ですが、2次医療圏域での感染者数の集計データとなりますので高石市以南での人数となります。平成29年度は1万1,129人、うち亡くなられたのが23人となっております。平成30年度は8,760人、うち亡くなられた方が17人、令和元年度は6,193人、亡くなられた方は、現時点でまだ数字のほうは公表されてございません。

次に、学級閉鎖の実態でございますが、町内幼稚園、小・中学校の学級閉鎖の集計でございます。平成29年度は34学級で231人の欠席者、平成30年度は28学級で163人の欠席者、令和元年度は17学級で113人の欠席者となっております。

最後に、インフルエンザの治癒の経過でございますが、飛沫感染によって感染し、主に高熱、関節痛、筋肉痛、だるさやせき、喉の痛みが現れます。発熱は3日から4日ほど続き、症状が自然に治癒するまで1週間ほどかかります。特にぜんそくや心臓疾患、腎臓疾患などを抱えている場合、現疾患の増悪とともに肺炎を起こしやすく、重症化すれば入院や死亡という危険が増加いたします。治癒については、安静と睡眠を十分に取り、水分補給をしっかりと行うことが基本であり、服薬療法としては、原因療法と呼ばれる発症後48時間以内に服用する抗インフルエンザウイルス薬、症状に合わせて処方される対症療法等がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。29年と元年を比べたら半分近くになっていますよね。僕も毎年この頃打つんですけど、今年の型に合うてたら効くけれどもバツの場合もあるでというような、そういうようなこともある中で、多分、長年のデータの蓄積で、29年から考えて元年はこの型やろなということが当たったんでしょうね。だから減ってきている。

今、発熱とかそういう症状の話がされましたけれど、初めのうちはもう全くコロナ、僕もあまり詳しくは知らんけれど、聞くところはほんまに一緒なんですよね。だから、熊取町のかかりつけ医、医院にはこれの何倍もインフルエンザを打ちに来ているわけやから、それだけの方がまずそこにいらっしゃるわけなんです。だから、そこに熱が出たと、ひよっとしたらコロナか、今までやったら先生は電話相談を受けたら保健所へ行け、それが契約しているところやったらうちで診ましようか

ということになってくるんで、だから、本当に国の制度設計、さっきも言うたように現場を分かっているのかなど、現場のことを分かった人がこういうことつくっているのかなど、それが僕は不信感でたまらんですよ。でも、これは国として、それをやったら、あるいはPCR検査にしても行政検査になったら無料で何ぼでもできるんやから、そういった制度設計と現場感のなさが非常に気になってなりません。

3点目のこの地域でのコロナ感染者の入院可能な病床はどれくらい確保しているんでしょうか。  
議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、3点目のこの地域でのコロナ感染者の入院可能な病床は何床確保しているのかについてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染者についての各病床等の確保についてですが、感染症病床は、各都道府県が定める医療計画に基づき、一定数は確保されています。今般の新型コロナウイルス感染症では、賄い切れない分は一般病床を活用するよう都道府県は国から通知を受けており、さらに緊急事態宣言の下設置された都道府県対策本部長の権限として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第1項に示す総合調整の中で、都道府県の役割としてその病床の確保が行われております。

その中で、現状の大阪府内の状況について、8月30日現在の確保数及び使用率の状況についてお答えいたします。重症病床は188床、軽症中等症病床は1,092床、宿泊療養施設は大阪市内5施設1,517室が確保されております。また、各病床等の使用率につきましては、重症病床は32.4%、軽症中等症病床は42.0%、宿泊療養施設は10.6%となっております。このうち、2次医療圏内である高石以南の確保数は、重症病床は22床、軽症中等症病床は117床が確保されておりますが、2次医療圏単位での病床使用状況は公表されていないため、現状の大阪府における病床等の確保状況については以上となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。これから寒くなってきて、夏場になったら増えんやろうと言っていたのがやっぱり増えているから、感染していても発症していない人、まだちゃんとしたコロナウイルス、敵の実態が分かれへんという本当にまだまだ気持ち悪い状況で、もうみんながそれぞれの立場で右往左往、皆さん方もこの間頑張ってくれているわけなんです。本当にこれは敬意を表します。

しかし、まだまだこれ付き合わないかん。この覚悟もやっぱり職員の皆さんも我々も持って、熊取町として何ができるのか。今はこういう指示はないけれども、こういう形で進んだときにすぐできるような体制は考えておこうよねとかいう、これが保健所の職員やったらそんなこと全然ないままで、もうとにかく毎日毎日電話対応と、もう大変やったと思うんです。ただ、基礎自治体の我々、熊取町役場の皆さん方も含めて、担当部長、担当課の方は大変ご苦労もあると思うし、あるいは一番重症化しやすいお年寄りの方、そういう施設に入所されている方や働かされている看護師やヘルパーや、そういう方にも思いをはせながら、この間いろいろほんまに心配なことをずっと部長をはじめ、やっていただいたと思うんです。ですから、そういう中で目に見えない敵で本当の正体もまだ分かれへんし、ワクチンはまだまだ先でしょう、ちゃんとした安全を確保したやつは。ということは、この状態がまだまだ続くと。この秋冬も続くわけなんです。

ですから、それぞれがそれぞれの場所で心配をしながらやれることと、それと、先ほどちょっと言っているように、想像力の中で次にこれを言うてきたらそのときはこうするんや、また一から会議をやるんやと違って、いろんなそういうアイデアを持ちながら行動できるような体制をぜひ心構えとして、真面目な職員やから、それは町長がそういう形でぶれずに指示をしていただいたらその方向でちゃんとできると思うんで、そういう点についてちょっと町長、一言。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）るるコロナについていろいろとご意見なり提案なりいただいております。今度のコロナウイルス、未知との遭遇という言葉がふさわしいかどうかは別としまして、本当に日本の関係

者ではパニックを起こしたんじゃないかなというふうに感じております。そういうのがあって今の状態があるのかなど。住民の皆さん方から本当に不安視されて、検査体制も隣の国に比べると大変少ないという、そういう不満もあったのは事実だと思います。

その中で、基礎自治体として何ができるのか。熊取町も熊取町立病院があれば、また違うそういった手段が取れたかも分かりませんが、それはないんで言っても仕方ないんです。ここはいろんな情報を集めながら、大阪府と、また近隣市町村と連携しながら情報収集を図りながら、コロナに対してどういう対策が取れるのか、待つのではなくて、こちらからまずもって先手を打っていく手だては何があるのか、そういったものを会議を進める中で求めていきたいというふうに思っております。

手をこまねいているわけではなかったというふうに思います。インフルエンザの高齢者、小・中学生の無料も大阪府内では3市3町と共同して先手を打てたというふうに自負しておりますし、そういったことが出てくるのも日頃の緊密な情報交換、会議の結果だと思っておりますので、これからもそういった緊密な情報交換、連携を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）そしたら、4点目、3市3町の首長間でPCR行政検査拡充のため、大阪府・医師会・大学等への働きかけや協力要請はしているのかという、ちょっとダブる部分もあるかも分かれへんけれど、用意していただいている答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、4点目の3市3町首長間でのPCR行政検査拡充のため、大阪府・医師会・大学等への働きかけや協力要請はしているかについてご答弁申し上げます。

ご質問でございます3市3町の首長間での協力要請、また大学への協力要請は特には行ってございませんが、大阪府へは町村長会からの要望としてPCR検査対象者の拡充や必要物品の供給及び市町村への財政支援について要望し、さらに令和3年度国家予算に対しましても同様に要望したところでございます。本町といたしましては、1点目のご答弁で申し上げたとおり、泉佐野泉南医師会及び大阪府泉佐野保健所、また関係機関との連携を図りながら検査体制の拡充に努めてまいりたいと存じます。

また、大阪府では、京都大学や大阪市立大学等との新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた共同研究、検査体制の拡充等に係る連携協定を締結しており、これらの状況も注視しながら本町としての取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）この前、タウン誌みたいな、泉州の。それでPCR検査で協力協定ということで、和泉市、大阪府、和泉市医師会、歯科医師会、これで協定結んだというんやけれど、3市3町の中でこれと同様のことを今も答弁で言うてくれたんですよね。この記事の中で、和泉市はという主語、そやからこれは3市3町だったら熊取町はということになると思うんやけれど、PCR検査のことで、例えば採取場所の提供や感染防護品の提供に加え、検査の予約受付や患者の誘導などの人為的な支援、役割を担うと書いてあるんですよ。これはそのとおりなんです。そういうことが実際に動いてきたら、熊取町はその役割を担うわけですよ。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今おっしゃっていただいたとおり、この間の会議の中でもそういったような話も一部出ております。また、和泉市のほうはそういったことを率先してやっておられまして、例えば、PCR検査を実施した医療機関に対しては危険手当という形で、1日6,000円ではあります。市としての支援をしておるといような情報も入っております。

本町としても、そのあたり、その会議の中で皆様方のご意見も聴きながらのことになります。ま

た、町の財政当局との話も出てまいります、そういったことも参考にしつつ、今後、できるだけ多くの医療機関のほうでPCR検査に手を挙げていただきやすい、そういった体制をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）和泉市の、ここにはそのタウン誌には書いていなかった情報というか、危険手当の部分もちゃんと部長はつかんでおられて、だから、いずれやっぱりこれがスタンダード、もったいいのが、もっと市民の皆さんの心配をちょっとでも軽くするため、安心を高めるために、もっと違う、もっとこの協定を深めていこうかということになってくるのが動きやと思うんで、これがこの辺では一番先にできた協定としたら、少なくともこれが今度は3市3町で可能になるんやったら、そういった医療従事者に対する自治体としての補助体制、そんなのもやっぱり今から財政当局とも相談しながら、遅滞なくここでもできるような形をつくってほしいというふうに思います。これは一つ要望しておきます。

江川議員の一般質問の中で医療大学へ行った話、ちょっと僕の名前も出ていたんで思いを言いますと、くまとり社保協の皆さん方が、医療大学には臨床検査科というのがあるんですよ。ですから、PCRの、これも江川議員がおっしゃっていたけれど、機械があるんですよ、実習用の。それを今度は検査体制に回ってやる学生、人材を育成する機関なんです。そやから、診療所はあるけれども、学生を育てて、教授もおる。教授はそういう検査はできるけれども学生はまだでけへんし、ただ、そういう環境にはあると。熊取町は、さっき僕が言うているような先々の動きとして、そんなの町がちょっと大学に何か相談したいのがありましたか言うたら、いや特にという話で、もしあったらどうするという話も含めて学長と理事長とお話する機会を得たんです。

やっぱり、いろいろ先生方の中でも、それこそ教授とかいう博士でありながら一医療人としての熱い思いがあるんですよ。だから、何かの形で協力できるんやったらしたらええわという先生もおるし、ちょっと消極的な、これは学長からも率直にそういうのが現状ですわという話と、それともう一つ、決定的に言われたのは、何ぼ国が2万件に増やすと言うたときに、研究機関や大学やと総理は言うたけれども、それが全然進めへんのはいまだにそうなんやけれども、うちの予算は文部科学省なんですよ。そうなんですよ。だから、厚生労働省がそういうふうな形で特別にということであったらまた予算が出るとか、そういうことであつたらまたということをおっしゃっていました。

今度は、先ほど答弁にあつたように、和泉市のように検体を採取する場所を外でやるとか、熊取町やつたらどこですとかいう場所なんかも、具体的に皆さん方の頭の中でそのときはここを使うよなというぐらいの意思疎通も、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そしたら、2点目にいきます。

KPIについて、2項目について答弁をお願いしています。

29ページの令和元年目標でKPI、販売所売上げ目標が100万円に対して実績値45万円、28年度以降徐々に低下している。永楽ゆめの森公園内の売上げが45万円だったと。その他、一つとして、販売所の売上げ実績を提示していただいて、売上げ未達の原因と改善方策についてご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）こちらなんですけれども、まず、その他の販売所というところでございますが、こちらの項目につきましては、交流拠点における産業振興ということでゆめの森の販売所ということだけですので、その他の販売はございません。ゆめの森の実績を答弁させていただきます。

それでは、1点目、売上げ未達の原因及び改善方策について答弁申し上げます。

永楽ゆめの森公園での販売所の売上げ実績でございますが、平成27年11月、永楽ゆめの森公園の開園に併せて、公園のにぎわいづくりを進める観点から事業者による物販に取り組んだものでございます。

K P I 実績目標の積算根拠ですが、公園開園当時、出店にご協力をいただきました3事業者による1日の平均売上げが3万1,000円程度ということでございましたので、平日を除く土・日・祝日の出店で年間売上げを試算し、1店舗当たり100万円という目標を算出したものでございます。

平成27年度については3事業者に出店いただき、11月の開園時からの実績ではございますが、1店舗当たりの平均売上げが94万8,000円、平成28年度は最大で6事業者の出店がございまして、1店舗当たりの平均売上げが83万3,000円となりました。平成29年度においては、7月から9月の盛夏時及び1月から2月の冬季時に来園客が減少し、売上げが伸びなかったことから、出店を取りやめる事業者もあり、出店は3事業者まで減少し、1店舗当たりの平均売上げも45万円となっております。平成30年度から永楽ゆめの森公園は指定管理者による管理運営となったことにより、出店事業者の調整も指定管理者が行うこととなり、出店者数は2事業者で、1店舗当たり平均売上げは50万円となっております。令和元年度につきましては、新しい参加店舗も増え、出店者数は3事業者となり、1店舗当たり平均売上げは45万円となっております。

改善方策とご質問でございますが、現在、永楽ゆめの森公園は指定管理者による管理運営となっております。公園のにぎわいづくりについては指定管理者主導で行っていただいておりますが、商工・観光担当部局としまして、公園のにぎわいづくりのため、指定管理者から協力依頼があれば商工会と調整するなど、しっかり協力してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）分かりました。そしたら、ちょっとまた関連で後で追加するか分かれへんけれど、2つ目の4ページの野外活動広場利用者数とイベント参加者数。和田山ベリーパークが開園しましたが、ベリーパークの整備拡充概要はどうなっているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、和田山ベリーパークの整備拡充概要について答弁申し上げます。

和田山ベリーパークにつきましては、野外活動ふれあい広場の近接地において、野外活動ふれあい広場の指定管理者であるNPO法人グリーンパーク熊取が独自事業として管理運営を行っているものでございますが、本町としまして、野外活動ふれあい広場周辺の活性化に資するものとして、グリーンパーク熊取に対して整備費及び運営費を支援しているものでございます。

平成30年度は約700万円をかけて、面積1,061平方メートル、苗木120本の第1農園を、令和元年度は約90万円をかけて、また今年度におきましても約530万円の補助金を予算計上してございますが、面積1,474平方メートル、苗木120本の第2農園の整備が行われ、現在、合計で面積2,535平方メートル、苗木240本のブルーベリー農園となり、本年7月に一般オープンされてございます。

なお、今年度の来園者の状況でございますが、7月11日から8月2日の開園期間のうち、開園日数が14日で来園者数は38組132人、うち大人98人、子ども34人、収穫量については約60キロと、来園者数、収穫量ともに当初計画を2割程度上回り、また、来園者に行ったアンケートにおいては、ブルーベリーの味や価格設定についても満足という回答を多数いただいたとの報告を受けてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）そしたら、もう続いて2番にいきましょうか。2番と3番と一遍で、ブルーベリーパークを熊取町の新たな目玉とするためどのような計画、岬町も同様な事業があるが、その規模の比較はどうか、新たなサービス展開の目標と見込み。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、2点目、3点目を続けてご答弁させていただきます。

和田山ベリーパークは、野外活動ふれあい広場や和田山パークへの集客、にぎわいの創出の新たな仕掛けとなり得るものとして、また、永楽ゆめの森公園や奥山雨山自然公園などの周辺地域活性

化にもつながるものとして開設されたものでございます。

運営主体であるグリーンパーク熊取では、開園に当たり、令和元年度から令和8年度までの予想収穫量による来園可能者数などを試算しており、試算上、ブルーベリー狩りのみで令和5年度からは町からの補助がなくても自走可能な集客が見込める計画となっております。しかしながら、本町としましては、将来的に熊取町といえばブルーベリーと認知されることを期待しておりまして、認知されることが地域の活性化につながるものと考えてございます。そのためには、ブルーベリー狩りだけではなく、生食用のブルーベリーの販売や町内スイーツ店によるブルーベリーを使ったスイーツの販売などが必要と考えており、現在、将来を見据えてブルーベリーを使った商品開発をお願いすべく、営業活動を行っておるところでございます。

一方、グリーンパーク熊取におきましては、試算計画や今年度の手応えから、ブルーベリー狩りだけではなく、苗木の販売や食材としての果実販売、また、ジャムなどの加工品の製造なども行えるよう、担い手の確保をはじめ施設の拡充など今後の進め方を検討されており、町も相談を受けておるところでございます。内容につきましては、今後、計画を具体化されるタイミングで議員の皆様にもお示しさせていただければと考えてございます。

続いて、3点目の岬町の事業展開との規模の比較及び新たなサービス展開の目標と見込みについて答弁申し上げます。

議員ご質問の岬町にあるブルーベリーファームみさきにつきましては、先月、新たなサービスの展開を検討するに当たり、グリーンパーク熊取、また本町職員で視察させていただいたところでございます。ブルーベリーファームみさきは、本年6月27日にプレオープンした民間施設で、栽培面積は約1,400平方メートル、苗木は和田山ベリーパークの約2倍の500本となっており、今後、栽培面積を拡張し、苗木も最終的には1,000本を目指しているということでございます。また、事業展開としましては、担い手としてほぼご夫婦お二人でされているということから、ブルーベリー狩り一本でやっていくというふうにお聞きしてございます。

和田山ベリーパークにおける新たなサービスの展開の目標につきましては、先ほど答弁させていただきましておりでございますので、現時点でお示しできるものはございません。

次に、野外活動ふれあい広場の新たなサービスの展開の目標と見込みにつきまして答弁させていただきます。

現在、本広場の来年度以降の指定管理者を募集しているところであり、募集に際しての施設の管理運営方針として、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営による質の高いサービスの柔軟かつ公平な利用者への提供を掲げておりまして、これによる利用者増を目標の一つとしているところでございます。この目標を目指し、今後、諸手続と並行して、指定管理者の候補者が提案する自主事業等を中心にアイデアを持ち寄りながら、より利用いただける施設を目指し、協議・検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。岬町の部分、すごくネットで見てもたわわにおいしそうな、カラー写真で出ていたり、もう見に行ってくれているんやったらあれなんやけれど、やっぱり最終的には1,000本規模、3年後にはとかいうようなことをおっしゃっているし、それとやっぱり、何より役所が開設したのと違うて個人経営というのが、もう潰れたら終わりです。その社長というのは50歳で脱サラして、1万平方メートルを超える果樹園の跡の土地があったから、3年間あちこちで修行をして、それで始めて、今年、一部オープンにこぎ着けたんですよ。

熊取町と違うのは、鉢植えポット式養液栽培というんやね。だから、土地の質がどうたらこうたらと違って、もう完璧に育つそういう鉢の中に苗木を立てて、養液をチューブに入れて、必要な栄養があるからもう確実に、試しに来年これだけできるかなというような感じとまた違うんですよ。そやから気合が違うなとまずは思って、僕は現地は知らんけれど、こういうことがやっぱり近隣で、

ブルーベリーというたら熊取町を目指すのはええんやけれども、こういうこともある。

先ほど、もう一個のゆめの森のほう、あそこで1つ答弁を聞いて、後でまた言いますわと言うたけれど、これが本当に環境が物すごく、ゆめの森を造ったときに調べた公園、例えば阪南市のわんぱくだとか和歌山だとか、今になったら蜻蛉池公園とかハーベストとかいろいろある中で、だからいつかはぱつとにぎわった。K P Iの中で夏場の人をどうするかという話があった。そやけど投資するにも今は指定管理者のあれやからということやったけれど、やっぱりそうやって造った熊取町がちょっと腰が引けていたら、集客なんて、新たな投資なんてなかなかできへんと。だから、浦川議員が1期目からずっとと言われていたように、夏場、水場や、水が要るんやという、もうそれは絶対正解やったと思うんですよ。それはやってなくて、夏場、7月、8月の集客の実績を確保するにはそこやというんやったら、そしたらやっぱりそこなんです。

今日、僕の前にやられた田中圭介議員の話でも、出店したら客が増えるんかな。違う。いっぱい  
の来客で親子連れの人がおったら、出店してももうかるということなんです。出店してもらうのに、ゼロにして来てもらうて、それをやったでというて、お客がおれへんかも分かれへん。

それともう一つは、子どもたちが遊ぶとか、若い人が遊ぶという環境が泉州の中で物すごく変わってきている。泉南イオンの前のロングパークとか、行ってきましたけれど、それと公園という意味では、みさき公園がなくなって、そのみさき公園の跡に、一応もう岬町にただで譲られたから、ちょうど今月、あそこをどう開発するかというような手を挙げる人への説明会を岬町がやるんです。あそこは、町長なんかが言われているのは、もうお金を投資してというのは岬町も力がないから、まずあそこを自然公園として何かして、民間の知恵とお金を借りて何かあそこを化けさせたいんやというのが最終的なんです。その中でゆめの森があり、ブルーベリーがあると。そこにどう人を持ってくるか。

海があり、岬町では釣りもでき、にぎわいもありますやん、道の駅のね。そやから道路事情、そんなことも考えていったら、よっぽどゆめの森とブルーベリーの部分も含めて力をほんまに入れんと、できたから、ちょっとの間だったから指定管理者に任せて、指定管理者はそれを守っていく投資なんてできないですよ。

議長（矢野正憲君）そろそろまとめてください。文野議員。

7番（文野慎治君）そやから、そういうことも踏まえてよろしくお願ひしたいなというふうに思っていますので、縦割りじゃなくて総合的に、そういう夢を、グランドデザインをつくったら終わりとう違  
うて、せっかくあるものを活用して人を寄せて町を活性化させる、そういうことで使っていくように、議会も含めて知恵を絞って今後やっていけたらなというふうに思っています。

すみません、ちょっと超過しました。以上で熊愛の会派代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

これをもちまして、会派代表質問を終了いたします。

---

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議案第86号から議案第92号までの7件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本7件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に議席1番 田中圭介議員、議席4番 坂上昌史議員、議席5番 田中豊一議員、議席7番 文野議員、議席10番、渡辺議員、議席14番 坂上巳生男議員、最後に私、議席12番 矢野でございます。以上7人の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました7人を決算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法につきましては、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

---

(「16時05分」から「16時09分」まで休憩)

---

議長(矢野正憲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に坂上昌史議員、副委員長に田中圭介議員、以上のとおりでございます。

---

議長(矢野正憲君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

---

(「16時10分」散会)

---

9 月熊取町議会定例会（第 4 号）

## 令和2年9月定例会会議録（第4号）

月 日 令和2年10月2日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長	東野 秀毅	総 務 部 長	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 章	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	都 市 整 備 部 理 事 兼 道 路 課 長	白川 文昭
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	阪上 敦司		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書	記	瀬野 裕三
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例  
議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例  
議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））  
議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入について  
議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）  
議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例  
議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例  
議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例  
議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例  
議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化層汚泥処理の事務の委託に関する協議について  
議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定について  
議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定について

追加付議案

- 議案第93号 工事請負変更契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）  
議員提出議案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方  
税財源の確保を求める意見書  
議員提出議案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書  
議員提出議案第8号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書  
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年9月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）なお、本日の会議において、重光議員による議会運営委員会の委員長報告等については自席で行いますので、ご承知おきください。

また、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る9月16日午後1時30分から、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和2年9月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、工事請負変更契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）の件、議員提出議案として、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件、防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の件、地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の件、以上4件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の1件及び議員提出の3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、議員提出議案の意見書3件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上5件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加することに決定いたしました。

---

議長（矢野正憲君） それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の件、日程第2 議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））の件、日程第4 議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入についての件及び日程第5 議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件、以上5件を一括して議題といたします。

本5件は、9月9日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。浦川総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（浦川佳浩君） それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議において本委員会に付託されました議案5件の審査を行うため、9月17日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第68号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君） 次に、議案第69号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第75号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第75号 工事請負契約の締結について(長池オアシス公園施設更新工事(2-1))の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第76号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第80号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、日程第6 議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議についての件、日程第11 議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件、日程第12 議案第82号 令和2年

度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、日程第13 議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、日程第14 議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第15 議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上10件を一括して議題といたします。

本10件は、9月9日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。坂上昌史事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（坂上昌史君） それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議において本委員会に付託されました議案10件の審査を行うため、9月16日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会しました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君） 以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第70号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を採決いたしま

す。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第71号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第72号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第73号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第74号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第81号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第82号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第83号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第84号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第85号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）

の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、日程第16 議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第17 議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第18 議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第19 議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20 議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定についての件及び日程第22 議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括議題といたします。

本7件は、9月11日の本会議で決算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本7件に関し、決算審査特別委員会の報告を求めます。坂上昌史決算審査特別委員会委員長。決算審査特別委員会委員長(坂上昌史君)それでは、決算審査特別委員会報告をいたします。

去る9月11日の本会議において本委員会に付託されました議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件ほか6件の審査を行うため、9月23日、24日及び28日の3日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、決算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見、要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑応答があり、質疑終了後に出された意見・要望を申し上げます。

まず、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1点目は職員体制。第3次行革プランに基づく職員削減が継続されています。令和元年度の正職員数は314名、平成30年との比較で7名の削減、平成29年度当初との比較では14名削減となっています。再任用職員が一定数確保されているとはいえ、地震・台風・豪雨などの自然災害や新型コロナなどの感染症対応、また今後の住民の暮らし・安全を守る自治体の立場からすれば、職員削減の方針は撤回し、必要な職員は採用すべきです。

2点目は、保育所の民営化について、令和元年度中には保留状態が続いていた西保育所民営化ですが、今年度に入って、当初の計画どおりの民営化に向けた作業が進んでいます。新型コロナの感染拡大が続いている中で保育所民営化は、全く無謀です。西保育所民営化は直ちに中止することを求めます。

3点目は、学校教育について、コロナの感染拡大の下で、現場の先生方にはご奮闘いただいています。そのような中、文部科学省においても少人数学級の必要性が言われています。本町においても、安心できる状態で、きめ細かな指導ができる少人数学級の実現を求めます。就学援助については、ホームページへの掲載などの影響もあり利用者が増加したことは評価します。現行の所得基準を維持し、さらに制度の周知に努められたい。

4点目は、学童保育について、児童数増加に対応した施設整備、指導員の待遇改善を求めます。また、保護者や児童たちに支持されている現在の法人が今後も安定的に事業を継続できるよう、事業者選定の在り方を改善されたい。

5点目は、ひまわりバスについて、利用者が増えているようですが、さらなる利用促進のため、高齢者などへの割引制度を創設されたい。また、駅西整備に合わせ、熊取駅への乗り入れも検討さ

りたい。

6点目は、道路整備・まちづくりについて、安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、久保高田線歩道拡幅事業を着実に進められたい。また、駅西整備については、地権者や居住者と丁寧な話し合いを続け、近隣住民にも必要に応じて説明機会を設けられたい。

7点目は、防災対策について、自主防災との連携を強め、避難所の施設整備に努められたい。また、防災基金を活用した被災者支援制度も検討されたい。豪雨に備え、町内の側溝や水路の点検、また、開発に伴う雨水流出抑制にも努められたい。

8点目は、産業活性化。令和元年度は産業活性化基金を有効に活用し、一定の成果も出しました。しかし、基金が減少していることもあり、創業支援を縮小するなどの見直しも行われました。ふるさと応援基金を大胆に活用し、さらなる産業振興策を求めます。

9点目は、コロナ対策。まだまだ不安な状況が続いています。保健所、医師会とも連携しながらPCR検査体制の抜本的拡充を求めます。また、経済的に行き詰まる住民を出さないために、ふるさと応援基金を活用しながら、さらなる経済対策を打ち出すことを求めます。

次に、熊取公明党代表からは、1点目はふるさと応援寄附について、謝礼品の創意工夫を図り、地域、企業と連携し、さらなる自主財源の確保に努められたい。

2点目は、シティプロモーション事業について、3世代近居等支援の拡充や国の新婚新生活支援事業の導入を図り、25歳から39歳までの転入者増に向けて、積極的に取り組まれたい。

3点目は、防災対策について、非常時における有効な情報伝達媒体として、このたび導入したLINEを活用できるように、積極的にLINEの普及を推進されたい。避難誘導體制の整備の一環として、避難所までの経路情報が入ったQRコード付街区表示板の設置を図られたい。避難所におけるペット対応マニュアルの作成を図られたい。また、町が育成した防災士の方のフォローアップとして、防災かるたの作製やコロナ禍における避難所運営の訓練等についても積極的に検討されたい。聴覚障がいの方など障がいのある方が支援を受けやすくするために、災害時バンダナの配布についても取り組まれたい。

4点目は、町内を循環するひまわりバスについて、フリー乗降制度の拡充や地域公共交通会議の実施、地域別の利用者アンケートを実施し、利便性の向上に積極的に取り組まれたい。また、高齢者の移動支援として10月より導入される、社会福祉協議会が実施する移送サービスの利用促進と拡充を推進されたい。

5点目は、安全・安心で良好な教育環境づくりとして、避難所となる体育館への空調設備の設置、ひまわりドームの非構造部材の耐震化を国の補助金などを積極的に活用し、整備を図られたい。また、衛生管理上必要な学校給食調理室への空調設備の設置についても計画的に取り組まれたい。学校の洋式トイレの整備については、全ての小・中学校での整備を計画的に進められたい。新型コロナウイルス感染症対策として配備された飛沫防止用パーティションについては、有効に活用できるよう業者に改善を求める等対策を検討されたい。

6点目は、学校教育について、6人のALTによる英語学習のさらなる向上として、希望する児童・生徒への英語検定資格取得に向け助成を行い、英語学習への意欲向上を図られたい。また、GIGAスクール構想実現に向け、児童・生徒1人1台のパソコン配備についても計画どおり実施できるように取り組まれたい。

7点目は、町立図書館運営について、感染症防止対策として、利用者が安心して読書活動ができるように、図書消毒機の設置について取り組まれたい。

8点目は、保育について、保育士の負担軽減と感染症予防として、使用済みおむつの持ち帰りを廃止し、保育所で処分する方式を検討されたい。

9点目は、健康づくりについて、ナッジ効果等を活用しながら、がん検診の受診率向上に積極的に取り組み、胃がんリスク検診の導入についても図られたい。学校でのがん教育についても取り組まれたい。

10点目は、障がい者福祉について、精神障がい者の方が障がいの有無に関係なく、お互いに人格と個性を尊重し合える取組として、地域での交流が展開できるように支援されたい。また、精神障がいにも対応する地域包括ケアシステムを構築されたい。人工内耳の修理について補装具費支給制度が導入された。スピーチプロセッサの電池代の助成を図られたい。

11点目は、交通安全対策について、子どもの命を守るため、通学路や交差点の安全点検、横断歩道やガードレールの設置、グリーンベルトによる歩道の確保、路面標示の補修等、警察と連携し、安全確保に積極的に取り組まれたい。久保地区の変則6交差についての安全な交差点整備についても積極的に取り組まれたい。

12点目は、道路維持事業について、住民の生活道路として改善を求めている声が多い町道の舗装修繕について、熊取町道路舗装修繕計画に基づき事業の実施を推進されたい。路面下空洞調査についても計画に基づき実施されたい。

13点目は、スマートシティ熊取の推進策の一つとして、おくやみ案内システムを導入し、効率的な住民サービスの向上を図られたい。

次に、大阪維新の会熊取代表からは、1、あらゆる方法を検討した上での税収等の徴収率の向上の実現。特に過年度分。

2、ふるさと納税への取組の拡大については、新規特産品の商品開発やクラウドファンディングの活用を進められたい。

3、SSWの学校への配置については、研修・情報の共有はもとより、いじめや不登校等の減少に寄与できている実績を評価し、公表すること。

4、ALTの配置については、配置の結果として中学3年生に英検3級相当の実力を示す英検I B Aにて実績を評価し、対策と課題を評価されたい。

5、学校給食については、保健所から指摘された改善点について早急に改善されたい。

6、調理室へのエアコン整備については、来年度の設置に向けて努力されたい。

7、ひまわりドームの管理運営については、不良箇所の改修やトイレの洋式化を進められたい。

8、公民館の運営については、教育子どもセンターとの連携や成人向け教室等を実施すること。大改修に向けて利用者調整を準備すること。

9、図書館については、利用者の減少が止まらず、新たな対応において利用者増を図り、コロナ禍でほかの図書館で取組を始めている電子書籍の採用を検討すること。

10、民間保育所の運営については、休日保育の実施を対象保育所で満遍なく取り組むように指導助言すること。

11、浸水対策については、最近のゲリラ豪雨、町の保水力の低下に対応すべく、浸水地域の調査を行い、現状に合う対策を講じること。

12、流用については、早急な対応を除き、補正予算で対応すべきであり、安易な流用は避けられたい。

次に、創生くまとり代表からは、まず、今年度も前年度に引き続き、実質収支において黒字を確保することができたことは非常に評価できる。また、令和元年度を防災元年と位置づけ、地域住民・町職員を対象とした防災士育成研修を実施し、90名の防災士を合格させるなど、地域防災力の向上を図ったことも大きく評価できる。有事の際に備え、本格的な訓練・研修なども行っていただきたいと思う。

1点目は、消防団について、冒頭でも述べたが、令和元年度を防災元年と位置づけ、防災士育成・多数の防災資機材購入・無事ですカード全戸配布など、本町は大変防災力向上を図っておられる。会派質問でも取り上げたが、東日本大震災の教訓として、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立するなど、消防団は地域になくしてはならない存在であり、平成18年度行財政構造改革で削られた消防団員家族慰労金を元に戻し、出動手当を見直していただきたい。

2点目は、町立保育所・小中学校給食について、食育は教育と等しく大変重要である。何度も申し上げるが、町立保育所の自園給食の実施、小・中学校においては食品ロスゼロを目指すよう教育指導をしていただきたい。

3点目は、スポーツ環境の向上について、大阪体育大学をはじめ各大学や各種団体機関と協力し、国からの補助を引き出し、国際規格に沿った施設の導入・誘致などスポーツ環境の向上に努めていただきたい。

4点目は、永楽ゆめの森公園、野外活動ふれあい広場などのレクリエーション施設の充実、特に野外活動ふれあい公園については、新たな施設設備も含めて取り組んでいただきたい。

最後に、立地適正化計画策定に当たり、総合的にまちづくりを考え、公共交通についても、官民ともに持続可能な公共交通網を考えていただきたい。

次に、熊愛代表からは、1、令和元年度の歳入・歳出とも前年度に比べ大幅に減少したが、平成30年度に引き続き黒字決算となった。歳入の大幅減少の要因は、ふるさと応援寄附制度の見直しが原因であるが、現行制度によるさらなる魅力ある返礼品の開拓など、貴重な歳入源の確保に努力していただきたい。くまとりふるさと応援基金の残高が約29億円となった。この基金をただ単に貯金として維持せず、町行政の重要な財源として、緻密な計画と大胆な発想の転換の下に有効に活用し、他自治体に遅れを取らない政策決定の財源として活用すべきである。

2、町税徴収率は前年度と比べ0.5ポイント増加し、98.3%となったことは、スマートフォンアプリによる納付や、大阪府域地方税徴収機構への参加など税務担当課の努力のたまものであり、評価する。コロナ禍の今年度においては、経済的な落ち込み等から徴収業務に大きな影響が予測されるが、より丁寧な納税への理解を求め、貴重な自主財源の確保に努力されたい。

3、依然として厳しい財政運営が続く中、さらなる行財政改革を進め、より無駄をなくし、効率的に事務事業を運営し、人口減少や高齢化に対応できる町政運営組織を早急に構築していただきたい。そのためにも、町職員への人件費に関してのコスト意識の強化と組織のさらなるスリム化が不可欠である。

4、災害に備えて、地区別自主防災マニュアル作成のモデルが示されたが、今年度、コロナ禍の影響で地区別の議論が進んでいない。また、「モデル+三密対策」も兼ね備えた地区別自主防災マニュアルを早期に制定しなければならない。町主導の取組として、避難所数の増設、町内大学と締結した災害時連携協力協定による避難所指定、避難所運営を効果的に推進するため、町・学校・自治会の3者会議の開催など、早期の取組を求める。

5、各種選挙における投票率の低さが問題になっている。法改正により次回の町議会議員選挙から選挙公営の拡大が図られることから、投票率向上のための取組が急務になっている。選挙管理委員会の機能を強化し、投票率向上のための各自治体での先進的な取組の情報収集や、町民の要望等を調査するなど、主体的・具体的な投票率向上の指針を提起してほしい。

6、教育環境の整備については計画的に着実に整備が進んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響で、小学校・中学校の児童・生徒は大きな不安の中、学校生活を送っている。また、先生方も困難な状況下で授業を進めている。「教育のまち熊取町」をさらに充実させるため、コロナ禍のマイナス要因を克服するための取組や必要な予算を確保すること。

7、交通安全対策事業で、横断歩道のある交差点の独自点検は評価するが、町管轄の交差点については地元自治会とも協力して問題の解決に当たること。

8、産業活性化基金事業については、年度ごとに実績を上げてきているが、基金の残高にこだわらず取組を継続し、必要な場合は予算を投入すべき。キッチンカーへの改造費用なども検討すべき。熊取コロッケ・くまとりやもんゝなどの取組も強化すべき。

9、都市計画道路整備促進事業については、大阪岸和田南海線の事業推進、大阪外環状線の4車線化、泉州山手線の事業化が対象である。どの道路も、熊取町民の日々の生活や事業活動に必要不可欠な道路である。国・府へ予算編成など要望活動するとあるが、さらに強固な取組を求める。特

に、現在も基幹道路である大阪外環状線の渋滞の解消は急務である。現状のまま推移することは熊取町の大きな経済的損失がさらに続くことになる。泉州山手線対象の岸和田市や貝塚市とは違う長年にわたる熊取町の問題である。早急な町長の行動を求める。

10、令和3年度からのし尿処理広域化に伴う現行施設の大原公苑跡地活用については、図書館に隣接する「人が集う場所」のコンセプトでプランを早期に作成すること。

11、学童保育運営事業については、初めて公募方式で選ばれた指定管理者の下運営され、令和4年3月で指定期間が終了する。利用者や支援員は、精いっぱい努力の中で日々の学童保育を良好に運営している。施設の運営に当たっては、支援員、児童、保護者の3者の信頼関係が最も重要視される。公募方式で現在の事業者が変わった場合、支援員が代わることにより児童・保護者が不安を募らせ、利用者に与える心理面での影響や負担が懸念される。児童の保育も含め運営に支障が生じる。町の他の指定管理は施設であるが、学童保育は違う。それらのことを考慮して、随意指定とするよう要望する。

次に、新政クラブ代表からは、1点目は家庭教育支援、学校・学習支援。学校におけるいじめ・不登校・児童虐待など、様々な問題を抱えている家庭や子ども・児童に対し、多面的な支援も含め、ソーシャルワーカー・ケースワーカーの1名増員、カウンセラーなどの専門的人材を効果的に配置し、きめ細やかなサポートを取り組んでいることは評価できる。また、教職員の指導力向上に向けた研修会の充実と学校現場の働き方改革の一環として、教職員の負担軽減策の推進はさらなる充実に努めていただきたい。

2点目は、若者世帯を中心とした転入・定住策として行っている3世代近居等支援についてだが、25歳から39歳までの転入者増に向けて、さらなる施策の拡充に努めていただきたい。

3点目は、熊取町国土強靱化対策として、旧外環の無電柱化、雨山・見出川のしゅんせつを含む自然護岸の堤防強化等もしっかりと推進していただきたい。また、町内の交通安全確認作業（交差点の独自点検）で確認された危険箇所を一刻も早く解決できるように努力していただきたい。

4点目は、防災・減災として、自主防災組織連絡協議会を通じての支援拡充、また、避難所となる小・中学校の体育館への空調設備を、緊防債等、国の補助金を活用した整備をしっかりと努めていただきたい。同時に、防災に携わる人材の確保・育成として、90名が防災士として合格している。地域の防災リーダーとして、災害対応力のさらなる向上のため、しっかりとフォローアップ、実地訓練も含めた研修を実施していただきたい。

5点目は、ひまわりバスの活用。各会派からも要望が出ているが、高齢者の移動支援、買物弱者救済など、時代のニーズを的確に捉えた事業として再構築されることを強く望む。

次に、未来代表からは、1、ふるさと応援寄附について、ルール改正後、寄附額の大幅な落ち込みはあったが、一定の寄附額を保てたことは大いに評価する。今後も返礼品数の充実を図り、寄附の増額が期待できるよう願います。

2、転入・定住促進について、成果は出ていると思うが、どの施策が効果的か検証できていないと思う。効果的な施策に、より多くの予算を投じられるよう、きちんと検証していただきたい。

3、防災については、防災士の育成や備品購入など評価する。今後も備品の購入や更新をお願いする。

4、学校教育について、ALTの配置について、大いに評価するが、配置についての効果を数字で示すことは必要と感じる。今後の英語教育施策のさらなる充実、民間英語試験の補助などを期待する。

5、子育て保育について、全体的なサービスは充実していると思うが、住民がサービスの充実を感じられているかなど、客観的な視点で示されていないと感じる。「子育てしやすい町」のブランドを町内外に周知できるよう、データを集めて示していただくようお願いする。

6、学童保育事業について、クラブ定員の適正化に向けたクラブの増設及び施設整備等を高く評価する。今後は、指定管理期日が迫り不安定な運営状態にある学童保育事業の随意選定を検討いた

だき、住民や指導員、子どもたちの不安解消に向けた取組を大いに望む。

7、産業活性化基金事業について、町内事業者向け産業活性化基金の活用を大いに評価する。しかしながら、次なる産業振興ビジョンを策定し、町を活性化させる上でも、財源となる基金が非常に重要となるため、基金の積み増しを検討していただきたい。また、事業者支援に精通する新たな組織の設置を望む。

その後、採決いたしました結果、議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上6件の審査を順次行った結果、質疑応答があり、質疑終了後に出された意見・要望を申し上げます。

まず、熊取公明党代表からは、国民健康保険事業特別会計については、実質収支約4,473万6,000円の黒字となった。被保険者数は昨年より458人減少し、1人当たりの医療費についても微減であったため、保険給付費は約2億円減少した。しかし、高齢化の進行や高度医療技術により、医療給付費については厳しくなることが予想される。今後においても、平成30年度より本町独自で取り組んでいる健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」による特定健診、特定保健指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品の普及啓発など、医療費の適正化に積極的に取り組まれない。

介護保険特別会計については、前年度より被保険者数が160人増加、要支援・要介護認定者数は111人増加し2,305人となり、認定率が18.7%と0.7%アップした。保険給付費は31億9,296万8,000円となり、前年度より1億3,340万2,000円増加している。今後も高齢化に伴い増加が予想される。いきいきくまとり高齢者計画2018に基づき、タピオ体操等の介護予防事業のさらなる推進に取り組まれない。また、認知症施策を推進し、認知症予防にも取り組まれない。認知症のご家族の方が安心できる環境整備として、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の取組を実施されたい。

墓地事業特別会計については、指定管理者によるサービスの拡充を推進し、利用者や収益増について努められたい。また、高齢者や障がいのある方の墓地来苑に関して、高齢者の移送サービスを利用できるように検討されたい。

水道事業会計については、17年連続の黒字決算については評価する。令和3年度から大阪広域水道企業団へ統合されるが、老朽管の耐震化を推進し、低廉で安全・安心な水道水の供給に努められたい。

下水道事業会計については、普及率81.6%、水洗化率94.7%と計画的に事業が推進され、評価する。下水道ビジョンの策定を進められており、経営戦略に基づき整備計画が示されるが、着実に事業が推進されることと、計画変更を要望していたのに計画期間内に入っていない区域についても事業拡大できるように、より効果的、効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれない。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表からは、国民健康保険事業特別会計は、広域化以後、保険料が毎年上昇し、住民にとって負担の限界を超えています。国・府への要望活動を強め、さらに保険料軽減に努めること。均等割第3子以降の免除など減免制度の拡充を求めます。資格証明書、短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談を求めます。新型コロナの影響で収入が大きく減少した人に対する保険料減免は、引き続き制度の周知を図り、適切に対応されたい。

後期高齢者医療特別会計は、特例軽減の見直しで1人当たり保険料調定額が上昇しました。保険料軽減措置の存続・拡充を広域連合と国に対し要望されたい。国保と同様、コロナ対応の減免については住民への周知を図られたい。

介護保険特別会計は、制度改正などにより、必要なサービスを受けられないことのないよう心が

けられたい。地域包括支援センターと連携を取り、町の責任で安心できる運営を維持されたい。保険料減免制度の周知に努め、利用料減免も検討されたい。コロナ禍の下で、介護施設の利用状況を把握し、財政的な支援も検討されたい。

墓地事業特別会計は、指定管理者による運営で新規サービスも行われているが、町としても、全国的に事例の増えつつある合葬墓について積極的に検討されたい。

水道事業会計については、大規模地震に備え、引き続き耐震管路への更新を進められたい。また、企業団への統合については、住民への分かりやすい情報の公開を求めます。本町にとって、安心のできる水道水供給が持続できるよう力を尽くされたい。

下水道事業会計は、整備完了地区における水洗化促進に努め、未整備地区は国の交付金を活用しながら整備促進に力を尽くされたい。水道、下水道ともに、料金の値上げはせず、抑制に努められたい。

その後、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号及び議案第92号について順次採決した結果、まず、議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第86号から議案第92号までの7件について、一括して討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第92号までの7件について、一括して討論を行います。

初めに、本7件について原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表して、熊取町令和元年度決算一般会計並びに国民健康保険事業特別会計に対する反対討論を行います。

この年度は、財政面においてはふるさと納税の見直しにより寄附金収入が大幅に減少し、歳入、歳出の規模が大きく縮小しました。地方交付税や町税収入が一定増加し経常収支比率は改善されたものの、投資的事業の拡大などにより、実質単年度収支は赤字となりました。

そんな中でも、ふるさと応援基金など基金の総額は72億円を超えています。財政面での厳しい状況は続いています。経費削減の努力を続けながらも、蓄えられた基金をいかに有効に活用するかが求められています。

まず、一般会計についてですが、令和元年度は消費税増税に伴って保育・幼児教育の無償化が実

施されました。また、国の方針によるものではありませんが、非正規職員の待遇改善につながる会計年度任用職員に関する条例が9月議会で制定されました。子どもたちのための施設整備という点では、学校トイレの洋式化が小学校で大きく進みました。中央保育所の大規模改修、トイレの洋式化も実現、学童保育所は中央、西学童で2クラブ増設、西学童保育所の施設整備も行われました。ひまわりバスのルート変更やバス停移設などの改善も実施され、老人憩いの家の耐震改修も順次進められています。広域でのごみ処理施設整備に向けた基本計画策定の作業も始まり、駅西整備事業については、事業用地の取得や交通広場の詳細設計が実施されています。平成30年9月の台風21号により被害を受けた南中学校屋根災害復旧工事など災害復旧のための事業が数多く実施されたことも、この年度の特徴となっています。これらの施策、事業の執行についてはおおむね評価するところではありますが、住民の安全を守り、福祉の増進を図る自治体の立場からは、看過できない問題点を指摘せざるを得ません。

その第1は、職員削減の問題です。第3次行革プランに基づく職員削減が続きました。令和元年度の正職員数は314名、平成30年度との比較で7名の削減、平成29年度当初との比較では14名削減となっています。大規模な自然災害や新型コロナなどの感染症対応、また住民の暮らし、安全を守る自治体の立場からも、職員削減の方針は撤回し、必要な職員は採用すべきであります。

第2は、保育所の民営化です。令和元年度中には保留状態が続いていた西保育所の民営化ですが、住民の声を反映する機会を持たずに計画再開を決め、今年度に入って民営化に向けた作業が進んでいます。新型コロナの感染拡大が続いている中での保育所民営化は全く無謀です。西保育所民営化は直ちに中止することを求めます。

第3の問題は、基金の活用に消極的な点です。この年度は、産業活性化基金の活用により、新規に事業を始める方への支援など一定の成果を上げましたが、年度中に制度の見直しがあり、補助が縮小されてしまいました。大変残念なことです。防災基金の創設、またSDGs債など基金運用の努力は認めますが、新型コロナで大変な今こそ、積極的な基金活用で産業活性化や少人数学級、子育て支援策の拡大を求めるところです。

国民健康保険事業の問題点を指摘します。

国民健康保険は、平成30年度より国の方針に沿って都道府県単位での広域化が実施され、その2年目の年でした。広域化で安定的に国保事業が運営できると説明されてきましたが、今のところ国民健康保険料は毎年上昇を続け、住民の負担能力をはるかに超える保険料となっています。特定健診の検査項目の充実などの努力は評価するところですが、子どもの均等割に対する減免規定を設けるなど、住民負担軽減の努力を求めます。資格証明書や短期証の発行は極力抑え、差押えの実施については十分な調査と配慮を求めます。

その他の特別会計については、決算委員会で意見・要望を述べました。

広域水道企業団への統合を決める議案には、共産党議員団は反対しましたが、この年度の決算は承認とするところであります。

全ての会計分野において、新型コロナの感染が広がる状況の下で職員の皆さんには大変なご努力をいただいているかと思えます。そのことには敬意を表しつつ、私からの討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、未来を代表して、一般会計について賛成討論をさせていただきます。

令和元年度熊取町一般会計は、歳入、歳出は大幅に増加したものの、実質収支については黒字決算になったことは評価いたします。ふるさと応援寄附については、ルール改正後、寄附額の大幅な落ち込みはあったが、一定寄附額が保てたことは大いに評価いたします。今後も、返礼品数の充実に図り、寄附額の増額が期待できるようお願いします。

転入・定住促進については、成果は出ていると思いますが、どの施策が効果的か検証できていないと思います。効果的な施策に、より多くの予算を投じられるよう、きちんと検証していただきたい

いです。

防災については、防災士の育成や備品購入など評価いたします。今後も、備品購入や更新をよろしく願いいたします。

学校教育については、ALTの配置について大いに評価いたしますが、配置についての効果を数字で示すことが必要と感じます。今後の英語教育施策のさらなる充実、民間英語試験の補助など期待いたします。

子育て、保育については、全体的なサービスは充実していると思うが、住民がサービスに充実を感じられているかなど、客観的な視線で示されていないと感じます。子育てしやすいまちのブランドを町内外に周知できるよう、データを集め示していただくようお願いします。

学童保育事業については、クラブ定員の適正化に向けたクラブの増設及び施設整備を高く評価します。今後は、指定管理期日が迫り、不安定な運営状態にある学童保育事業の随意選定を検討いただき、住民や指導員、子どもたちの不安解消に向けた取組を大いに望みます。

産業活性化基金事業については、町内事業者向け産業活性化基金の活用を大いに評価いたします。しかしながら、次なる産業振興ビジョンを策定し町の活性化を支える上でも、財源となる基金が非常に重要となるため、基金の積み増しを検討していただきたいです。また、事業支援に精通する新たな組織の設置を望みます。

以上、賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、大阪維新の会熊取より、令和元年度熊取町一般会計決算に対し賛成の立場で討論させていただきます。

令和元年度一般会計決算は、ふるさと納税制度の改変により、前年度より収入は大きく減少したものの、実質収支は5,274万円の黒字、経常収支比率も93.1%と改善が見られ、健全財政を堅持できました。令和元年度を防災元年と位置づけ、防災基金10億円の積立てをはじめ防災士100名の養成等、防災対策に取り組まれたところであります。しかし、行財政改革の取組は不十分な点もあり、今後の健全財政維持にはさらなる行財政改革の継続が必要であると考えます。

そういった中で、令和元年度の成果の一端を述べます。

まず、1点目、あらゆる方法を検討した上での税込率98.3%の努力を評価いたします。駅西地区整備への積極的な取組も評価いたします。3番目、小・中学校の普通教室への空調設備の整備及びトイレの洋式化への取組を評価いたします。4番目、町道久保高田線の拡幅事業と通学路歩道拡幅の取組を評価いたします。5番目、長池オアシス公園改修事業の計画的かつ国補助金活用の取組を評価いたします。6番目、廃棄物処理施設のし尿処理施設及びごみ処理施設の広域化の取組を評価いたします。7番目、ブルーベリー農園の開始により、町の活性化を目指した取組を評価いたします。8番目、大阪府との連携により、都市計画道路大阪岸和田南海線第2期事業の実施、泉州山手線の事業化及び国道170号の4車線化に向けた具体的な取組を評価いたします。9番目、住民票等各種証明類のコンビニ交付の取組、10番目、駅下にぎわい館の観光拠点化の取組、11番目、下水道人口普及率81.6%の確実な普及実施、12番目、保育の待機児童ゼロの堅持、健全な財政の上に確実な事業を実施されてきました。今後もこれを堅持されたい。それには、住民ニーズや時代に合った行政サービスの実施が望まれます。

少子高齢化と人口減少が本町にも確実に押し寄せる中、都市間競争が激化し、住みたいまち、住み続けたいまち熊取の実現には職員の不断の努力が欠かせないと考えます。藤原町政2期目の今後にエールを送り、今後の町政に期待をして、賛成討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。大林議員。

2番（大林隆昭君）議長のお許しをいただきましたので、創生くまとりを代表しまして、令和元年度熊取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

熊取町では、令和元年度を防災元年と位置づけ、ふるさと応援寄附金を原資に防災基金として10億円を積み立て、町単費での防災士育成や防災資機材の拡充など防災元年にふさわしい取組をしていただけた一方で、昨年度は基金から繰入れを行うことなく財政運営が可能でしたが、今年度は財政調整基金から1億3,200万円の繰入れを行い、収支のバランスを確保した形となっています。

一般会計歳入については、町税の徴収率が98.3%と前年度より0.5%上昇し、平成17年度以降は徴収率が下がることなく、高い徴収率を維持されていることは非常に評価できます。町税収入は本町の主たる財源であり、これからもしっかりと取り組んでいっていただきたいと思えます。

また、ふるさと応援寄附金は平成30年度に比べ大きく減少しましたが、令和元年度も2億2,300万円の寄附金を頂いております。貴重な収入として、そして財源として有効に活用していただきたいと思えます。

また、歳出では、高齢化が進み増加する扶助費のほか、中央保育所大規模改造工事、町立小学校トイレ洋式化など投資的な経費の増加も見られました。持続可能な財政運営の中で積極的な取組であると見え、これからの熊取町の未来への投資については大いに賛成できるものであります。

また、特別会計においては、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3事業ともに、保険料の徴収率の維持向上に努められており、これからも各特別会計の保険料負担増大を抑制し、健全かつ適正な運営を次年度以降も期待しております。

墓地事業特別会計においては、指定管理者制度による管理が適切に行われておりますが、空き区画の減少に努められるとともに、これから多様化していく墓地利用を見据えた運営を期待いたします。

水道事業では、重要給水施設への配水管耐震化事業等、次年度以降も、より安定した水道事業運営に期待をいたします。

下水道事業におきましても、計画的に事業運営が適正に行われており、次年度以降も適切な運営を期待しております。

最後に、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で町税の減収が予想されます。第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の評価、点検を行い、さらなる財源の確保、経費の抑制を図り、効率的な財政運営に努められ、これらの審査結果を次の予算編成に生かしていただき、スマートシティ熊取を実現できるよう取り組んでいただけますようお願い申し上げます。会派創生くまとりからの賛成討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）議案第86号から議案第92号までの令和元年度熊取町一般会計、各特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業会計、下水道事業会計認定につきまして、熊取公明党を代表いたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計におきまして、ふるさと応援寄附金の減少で歳入歳出決算額は大幅に減少しましたが、実質収支額は約5,274万2,000円の黒字となりました。財政の硬直度を示す指標である経常収支比率は93.1%で、前年度より1.6ポイント改善しました。ふるさと応援寄附金が前年度と比べ約74億円大きく減少しましたが、実質収支において引き続き黒字決算となったことは大変に評価するものです。ふるさと応援寄附金については、国の指定制度により厳しい規制の中で174種類のメニューを確保し、2,200件を超える寄附、また約2億2,000万円の寄附金を確保できたことについて評価するものです。今後におきましても、さらなる創意工夫を図り、地域、企業と連携し、自主財源となるふるさと応援寄附金の確保に努められるよう期待するものです。

また、自主財源の柱である町税が前年度に比べ4,436万円増加しました。納税義務者数が増加しているようですが、25歳から39歳までの労働力人口が減少している状況に鑑み、若年世代を中心とした転入・定住促進策、3世代近居等支援の拡充や国の新婚新生活支援事業の導入等、さらなる自主財源確保に積極的に取り組まれることを強く望むものです。

令和元年度は防災元年と位置づけ、10億円を原資とする防災基金を創設し、防災・減災、安全・安心を施策の柱としてまちづくりを推進したことは、大変に評価するものです。また、基金の運用として、サステナビリティボンドへの投資を通じて持続可能な開発目標SDGsに貢献するなど、評価するものであります。

主要施策の取組として、防災については防災士育成研修を実施し、90名の防災士を育成し、地域防災力の向上に努められたことは大変評価するものですが、今後は防災士のフォローアップを図り、実効性のある防災力の確立を望むものです。また、このたび導入したLINEが非常時における情報伝達媒体として有効的に活用できるように、積極的に普及されることを望みます。

子育て、保育については、第2期熊取町子ども・子育て支援計画を策定し、産婦健康診査、産後ケア事業、まご育て応援手帳の配付、不妊不育治療費助成、新生児聴覚検査の公費助成、軽度難聴児への補聴器購入助成、子育てアプリの導入等を計画的に取り組まれ、大変に評価するものです。今後は、新型コロナウイルスの影響で計画どおりに進められていない子ども基本条例策定については、子どもの声をしっかり反映した子どものための条例となるように、継続して取組を推進していただくよう望むものです。

また、先日の決算審査特別委員会でご報告いただきましたが、厚生労働省委託の産後ケア事業調査研究検討委員会において、全国市町村の中から熊取町の担当職員がメンバーとして選出されました。熊取町の産後ケア事業の取組が国のガイドライン策定に反映されるということで、大変に評価できるものです。

学校教育については、スクールソーシャルワーカーの全小学校区へ配置、6人のALTによる前小・中学校への英語指導、小・中学校トイレの洋式化について大変に評価するものです。今後は、希望する児童・生徒への英語検定資格取得助成、学校体育館・給食調理室への空調設備、ひまわりドームの被構造部材の耐震化、残りの小・中学校のトイレの洋式化について計画的に取り組まれることを望むものです。

交通安全対策については、横断歩道のある交差点の独自点検の実施、危険箇所への対策、カーブミラーを直営で改修、設置等評価するものですが、残りの危険な交差点、久保区の変則6交差の安全対策、町道久保高田線歩道拡幅事業についても、計画どおりに安全対策が実施できるよう望むものです。

高齢者福祉については、老人憩の家は自主防災の拠点、介護予防の拠点として耐震化が喫緊の課題でした。国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を獲得できるように、昨年7月、町長自ら国へ陳情活動し、私たち熊取公明党も随行しましたが、その陳情成果の下、3年間という期間限定ではありますが、その交付金を活用し5地区の耐震補強工事の実施、15地区の耐震診断が実施され、大変に評価するものです。今後におきましては、交付金の期限内に計画どおりに耐震補強工事が実施されるように望むものです。

最後に、行政運営についてですが、住民サービスの向上としてマイナンバーカードを利用したコンビニ交付やタブレット端末を利用したオンライン申請、旅券発給事務等評価するものです。今後は、スマートシティ熊取の推進策の一つとして、おくやみ案内システムを早期に導入し、さらなる住民サービスの向上に取り組まれることを望むものです。

次に、国民健康保険事業特別会計についてです。

実質収支は約4,473万6,000円の黒字となり、大変評価するものですが、高齢化の進行や高度医療技術により医療給付費の増が見込まれます。今後におきましても、本町独自で取り組んでいる健康づくりの推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」によって、特定健診、特定保健指導の受診率が向

上し、医療費が抑制されることを望むものです。また、引き続き、ジェネリック医薬品の普及啓発など、医療費の適正化に積極的に取り組まれることを望むものです。

介護保険特別会計についてですが、前年度より被保険者数が160人増加、要支援・要介護認定者は111人増加し2,305人になり、認定率は18.7%と0.7%アップしました。保険給付費は31億9,296万8,000円となり、前年度より1億3,340万2,000円増加しました。タピオステーションが24か所で立ち上がり、タピオ体操プラスによる介護予防、フレイル予防、サポーター養成講座の実施等、大変評価するものであります。今後は、町と大阪体育大学との協働によるDASHプロジェクトによる効果判定に大いに期待するものです。

墓地事業特別会計については、指定管理者によるサービスの拡充を図り、利用者増や収益増について努められるように望むものです。また、高齢者や障がいのある方の墓地来苑に関して、社会福祉協議会による高齢者移送サービスの活用ができるように検討を望むものです。

水道事業会計については、約3,462万6,000円の純利益を確保し、17年連続の黒字決算となり、大変評価するものです。令和3年度からの大阪広域水道企業団への統合が進められていますが、地震災害に備えた施設や老朽管の耐震化を推進し、低廉で安全・安心な水道水の供給を望むものです。

下水道事業については、事業収益10億8,184万円、事業費用10億4,064万円で、約4,120万円の当年度純利益となり、2年連続で黒字決算となり、評価するものです。また、普及率は81.6%、水洗化率は94.7%と計画的に事業が推進され、下水道ビジョンの策定も進められており、併せて評価するものです。今後におきましては、経営戦略に基づき整備計画が着実に推進されることと、計画変更を要望していたのに計画期間内に入っていない区域についても事業拡大ができるように、より効果的、効率的な事業運営を望むものです。

最後に、総括として、新型コロナウイルス感染症対策として国に先駆け熊取町版緊急生活・経済支援を積極的に実施し、大変評価するものですが、まだまだ住民生活に影響は継続するもので、今後におきましても追加の生活経済支援についての検討を望むものです。また、このコロナ禍で大変な中、献身的に治療や介護等に携わってくださっている医療従事者や介護従事者、保育士への慰労、また住民への心のケアとなるように、12月に煉瓦館で行われているイルミネーションナイトについて特別な企画で感謝の思いをアピールしていただくことを要望し、賛成討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。文野議員。

7番（文野慎治君）熊愛を代表して、令和元年度の一般会計決算に関して賛成の立場で討論を行います。

令和元年度の歳入、歳出も前年度に比べ大幅に減少しましたが、平成30年度に引き続き黒字決算となりました。歳入の大幅減少の原因はふるさと応援寄附制度の見直しであります。現行制度によるさらなる魅力ある返礼品の開拓など、貴重な歳入減の確保に今後努力してもらいたいと思います。この基金をただ単に預金として維持せず、町行政の重要な財源として緻密な計画と大胆な発想の転換の下に有効に活用し、他自治体に後れを取らない政策決定の財源として活用するべきであると思います。

町税徴収率が前年度と比べ0.5ポイント増加し98.3%となったことは、税務担当課の努力のたまものであり、評価します。コロナ禍の今年度においては、経済的な落ち込みなどから徴収業務に大きな影響が予測されますが、より丁寧な納税の理解を求め、貴重な自主財源の確保に努力をさせていただきたいと思います。

さらなる行財政改革を進め、より無駄をなくし効率的な事務事業を運営し、人口減少や高齢化に対応できる町政運営組織を早急に構築していただきたいと思います。そのためにも、町職員への人件費に関してのコスト意識の強化と組織のさらなるスリム化が不可欠であります。私どもが従前から指摘している部長級ポスト削減の計画も前倒しをするべきだと考えます。

災害に備えて地区別自主防災マニュアルのモデルが示されましたが、今年度、コロナ禍の影響で

地区別の議論が進んでいません。今後、「マニュアルモデル+三密対策」も兼ね備えた地区別自主防災マニュアルを早期に制定しなければなりません。町主導の取組として、避難所数の増設、町内大学と締結した災害時連携協力協定による避難所指定、避難所運営を効果的に推進するため、町、学校、自治会の3者会議の開催など、早期の取組も求めたいと思います。

都市計画道路整備促進事業につきましては、大阪岸和田南海線の事業推進、大阪外環状線の4車線化、泉州山手線の事業化が対象であります。どの道路も、熊取町民の日々の生活や事業活動に必要な不可欠な道路であります。国・府へ予算編成など要望活動するとありますけれども、さらに強固な取組を求めるものであります。特に、現在も基幹道路である大阪外環状線の渋滞の解消はまさに急務であり、現状のまま推移することは熊取町の大きな経済的損失がさらに続くこととなります。泉州山手線対象の岸和田市や貝塚市とは違う、長年にわたる熊取町の問題であります。早急な町長の行動を求めたいと思います。

以上、総論的に賛成の討論を行いました。委員会で熊愛として発言した意見、要望を新年度予算編成に向けての政策提言として真摯に受け止め、他市町に先んじた、住民ニーズを取り入れたスピード感のある透明性を担保した政策決定や改革を遅滞なく行うべきであります。新年度予算に大いに期待し、賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第86号から議案第92号までの7件について、順次採決を行います。

まず、議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第86号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第87号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第89号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第90号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第91号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第92号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第1 議案第93号 工事請負変更契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第93号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－1ページをお開きください。

町道久保高田線歩道拡幅工事について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、町道久保高田線歩道拡幅工事です。

次に、契約の金額は、変更前が8,234万6,000円で、変更後が9,226万8,000円となりまして、992万2,000円の増額とするものです。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町七山東906番地、株式会社西尾組、代表取締役西尾元宏で

す。

本件工事については、本年6月議会定例会におきまして工事請負契約の締結について可決いただき契約を締結しましたが、このたび契約金額について変更の必要が生じたので、議案を提出するものです。

次に、工事概要についてご説明いたします。

追加議案書、桃色の分解紙の次のページ、資料追1をお開きください。

今回の変更につきましては、下の標準断面図の下に記載のとおり、2号擁壁工においてH鋼ぐいを2メートル間隔の施工から1メートル間隔の施工とすることにより、H鋼ぐいの本数を17本から25本に変更するものです。その他、変更する内容につきましては、資料中段に変更前の数量を括弧書きで記載しております。

以上で、議案第93号 工事請負変更契約の締結について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま資料に基づき一定の説明はございましたが、もう少し詳細な説明をお願いできますか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）変更の概略ですが、当初、自立式親ぐい工法による2号擁壁工におきまして、400ミリ掛ける400ミリ、長さ10メートルのH型鋼ぐいを2メートル間隔で17本を土中に建て込み、H型鋼を巻き込み、厚さ60センチのコンクリート壁を築造することで、高低差約2メートルから4.5メートルの土留め壁を築造することとしていたものですが、現場着手しH型鋼の支持層となる軟岩地盤の確認を行ったところ、当初想定よりも約1.5メートル低いことが判明いたしまして、支持層へのH型鋼の根入れ長が不足することとなりました。根入れ長不足の対応について構造を再検討したところ、H型鋼の間隔を2メートルから1メートルに縮めることで構造の安定が図られることとなったことから、H型鋼の間隔を1メートルに狭め、25本の打設に変更追加するものです。

同工法の1号擁壁部につきましても地盤確認を行ってございますが、こちらにつきましては想定 の支持層の深さに差異はなく、設計どおりの施工となっております。

工事の変更内容については以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）この件につきましては事前の議員への説明もございました。そのときの繰り返しになるかと思いますが、軟弱な地盤が当初の想定よりも深かったということのようなんです。それは、当初の調査ではそこまでは十分調べ切れなかったということなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）当初の調査、これは平成29年に委託させていただいたものなんです。こちらの1号擁壁部で延長が約27メートル、それから、議会の質問でもありましたが、間に須藤製作所のスロープがございます。その後、高田側に約40メートルの2号擁壁を築造する予定で、この間で1か所のボーリング、地質調査データを活用したところですが、やはりこの間、約80メートルぐらいの間で地盤の変動があったということがございます。

何本かの事前調査を行っておればこういう事態は避けられたのかも分からないんですけども、この間で1か所の地質調査のデータでという調査をさせていただいたものを採用したところ、現地

では若干差異があったというものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。事前のボーリング調査が、ざっくりとした言い方でありませけれども、不十分であったということのようですが、今後こういうことのないようにお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）増額部分は、これは全て単費になるんですか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）増額部分については全て単費となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）坂上巳生男議員と同じような話になるんですけども、現地は町民グラウンド側が花崗岩の風化した要するに地盤としては固いところで、その際については大阪層群とかのそういう地層がずっと周りを回っているというのがもう最初から分かっている話で、やはりこういうところはボーリングの本数を増やさんと、今回の工事である連続擁壁というか連壁と言われる工法については危険度があるというふうに、これは専門家の話としては当然あると思うんです。

先ほど、今後は気をつけてくださいということですが、ボーリングの本数を控えて予算をけちったと言うたら何ですけれども、抑えた中でこういうことが起こってきますので、そのあたりは庁内の中で今後十分検討してもらって、古い地層だとかいろいろデータもあります。そういうものを参考にして、地中だから分からないということではなしに、いろんな要素が分かっている部分もありますので、その点は土木の専門家ですよね。きっちり今後もこういうことのないようにお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）議員おっしゃるように、今後については、土中の話ですので不確実性の高いところではございますけれども、確実な形が取れるような形で慎重に事前の調査に努め、効率的、効果的なリスク管理に努めてまいります。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（矢野正憲君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第93号 工事請負変更契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）の件を採決いたします。

議案第93号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第2 議員提出議案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件、追加議事日程第3 議員提出議案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の件及び追加議事日程第4 議員提出議案第8号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の件、以上3件を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議員提出議案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、議員提出議案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書、議員提出議案第8号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書、以上の3件についてご説明申し上げます。着座にて失礼します。

まず、追加議案書の追一2ページをお開きください。

議員提出議案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債残高が累積することのないよう、発行額の縮減に努めること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は国により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、追加議案書の追一4ページをお開きください。

議員提出議案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書。  
議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書。

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け各国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的に確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

1. 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
2. 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
3. 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、追加議案書の追一6ページをお開きください。

議員提出議案第8号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

1. 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。

2. 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。

3. 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。

4. 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上3件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本3件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

まず、議員提出議案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議員提出議案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議員提出議案第8号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、追加議事日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会、定例会までの間に開かれる臨時会を含む会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和2年9月定例会閉会から令和2年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和2年9月定例会閉会から令和2年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(矢野正憲君)それでは、ここで私から議会改革検討特別委員会の調査状況の経過報告をいたします。

1点目は、通年議会についてであります。

本件につきましては、令和2年に入り、1月23日に島本町議会及び河南町議会への視察の後、2月27日の本特別委員会以降、委員を通じ、各会派において議論、調査研究を重ねてまいりました。

去る9月16日に本特別委員会を開催いたしましたところ、まず、賛成の意見といたしましては、議会基本条例を取り入れた熊取町議会の先進性を生かし、継承していくためにも通年議会の導入は必要である。議会開催のイニシアチブは議会が主体性を持って行うべきである。契約案件や災害対応などに対し、速やかに対応していくために通年議会を導入すべきである。重要な案件が専決処分されてしまうことにならないように、通年議会を導入すべきである。こういった意見が出されたところであります。

次に、反対意見といたしましては、行政と議会の対立がある状況では通年議会の導入の検討もあるが、現在の状況では通年議会の必要はない。長の専決処分が頻繁に行われている状況ではない。議会が住民へのパフォーマンスとして導入しているきらいがある。災害などの際は、これまでの議会運営、専決処分を行うほうが迅速に対応できる。議会を開催する必要があるときは、臨時会の開催で対応できる。特に町民の方を利することもなく、町民の方からの声も少ない。賛成反対双方の意見があり、しっかり議論していく時間が必要である。こういった意見が出されたところであります。

通年議会の導入につきましては、肯定的な意見とそうでない意見の双方がある状況となっており、導入の可否を現時点において決することは時期尚早であり、今後もなお引き続き、通年議会の導入の可否につきまして、なお一層議論を深めていく必要があることから、継続して調査を行うことといたしました。

2点目は、タブレット端末の導入についてであります。

タブレット端末の導入とこれによる議会資料のペーパーレス化については、去る2月27日の議会改革検討特別委員会において決定、委員会報告書を議長宛てに提出した後、6月定例会での補正予算における予算措置をいただいた上で導入に向けて事務を進めており、12月定例会よりタブレット端末によるペーパーレス化が稼働することとなっております。

3点目は、議員定数及び議員報酬についてであります。

議員定数及び議員報酬については、全議員の考え方や意見についてアンケートという形で取りまとめを行いました。引き続き、議論、調査研究を継続して行うことといたしました。

以上、議会改革検討特別委員会の調査状況の経過報告といたします。

---

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご同意、ご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。また、令和元年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算につきましてもご認定いただきましたことを、重ねて厚くお礼申し上げます。

本定例会においてご指摘、ご要望いただいた事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、依然としてコロナ禍でのイベントの自粛なども続き、住民の皆様にとっても非常に不安な状態ではございますが、議員の皆様におかれましては、今後とも行政との緊密な連携とともに一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いしまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（矢野正憲君）これもちまして、令和2年9月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「12時20分」閉会）

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年10月2日

熊取町議会

議 長

矢 野 正 憲

議 員

坂 上 昌 史

議 員

田 中 豊 一